

平成15年9月2日広陵町議会
第3回定例会会議録（1日目）

平成15年9月2日広陵町議会第3回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

3番 片岡福美

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長職務代理者	大西利実
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	竹嶋昇

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより平成15年広陵町議会第3回定例会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:09開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 報告第 9号	平成14年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について
4 報告第10号	平成14年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告について
5 議案第38号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
6 議案第39号	広陵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
7 議案第40号	広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定について
8 議案第41号	広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
9 議案第42号	広陵町行政手続条例の一部を改正することについて
10 議案第43号	平成15年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
11 議案第44号	平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
12 議案第45号	平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
13 議案第46号	北葛城郡公平委員会規約の変更について
14 議案第47号	奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について
15 議案第48号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘北郵便局)の変更について
議案第49号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘南郵便局)の変更について
議案第50号	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(香芝真美ヶ丘郵便局)の変更について

- 16 議案第51号 平成14年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第52号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号 平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第54号 平成14年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第55号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号 平成14年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第57号 平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第58号 平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 17 議案第59号 平成14年度広陵町水道事業会計決算の認定について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から22日までの21日間とすることに
あらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から22日までの21日間に決定いたし
ました。

なお、報告第9号、第10号と議案第38号、第39号につきましては、委員会の審査を
省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の
規定により

11番 笹井君

12番 坂口君

に指名いたします。

議 長 次に日程3番、報告第9号、平成14年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告に
ついてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について報告願います。 都市整備部長！

都市整備部長 ご報告を申し上げます。

この決算に関しましては、去る5月26日開催されました土地開発公社の理事会におきまして慎重に審議され、ご承認いただいたものでございます。

それでは初めに、決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成14年度の土地開発公社の事業内容につきましては、本年度は公共用地の先行取得がございませんでした。したがって、経営の収支は事業収益がございませんので、事業外収益2,552円、事業費用が4万5,400円となり、当年度純損失4万2,848円が生じたわけでございます。この処理といたしまして、繰越利益剰余金を取り崩し補てんいたしましたものでございます。

なお、当年度末の期末事業用資産の棚卸高につきましては、保有土地が全くございません。借入金も13年度末の借入金は全くありません。

以上が平成14年度における広陵町土地開発公社の経営状況の概要でございます。

続きまして、2ページの決算報告書をごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、収入として事業外収益2,552円、これは預金利息でございます。支出としまして、事業費用として4万5,400円に、これは人件費及び印刷費用でございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出であります。収入支出ともに要望事項が発生しませんでしたので0になっております。

次に、6ページでございます。財産目録です。

資産の部の事業用資産は公有土地はございません。流動資産といたしましては、現金預金として138万7,133円、定期預金700万円で、資産合計が838万7,133円となっております。

次に、負債の部の流動負債といたしまして、金額は0でございます。

したがって、差し引き純財産は838万7,133円となっております。

続きまして、7ページの損益計算書でございます。これは経営の成績をあらわすものであります。

1の事業収益は0、2の事業費用といたしまして一般管理費4万5,400円でございます。3の事業外収益として、預金利息2,552円で、さきの損失額との差額として当年度純損失額4万2,848円となったものであります。

8ページにつきましては、平成14年度の貸借対照表、11ページには決算審査報告書、

13ページには附属明細書を添付しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上のとおり報告といたします。よろしくご承認いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 何の、開発、よろしい。開発公社はもういいですので。

議 長 取り消しですか。はい。

それでは、質疑がないようですので質疑を打ち切ります。

これで報告第9号の報告は終わりました。

議 長 次に日程4番、報告第10号、平成14年度財団法人広陵町施設管理サービスの業務報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について報告願います。 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 失礼いたします。報告第10号、平成14年度財団法人広陵町施設管理サービスの業務報告をさせていただきます。

当サービスの業務報告につきましては、去る5月28日、公社理事会におきまして審議いただきましてご承認いただいたものでございます。

それでは、別冊になってございます平成14年度業務報告書をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページから3ページにおきましては、法人の概要といたしまして、業務報告書の様式によるもので寄附行為の概要、役員に関する事項等になってございます。説明につきましては割愛させていただきます。

4ページ及び5ページをお願いいたします。

4ページの事業状況、事業の概要でございます。町及び県から管理委託を受けました公園を初め、町道、教育施設等の公共施設の維持管理、街路樹の補植、プランターへの花の植えつけ等を行い、また文化の向上、体育等の普及振興に努めるとともに、シルバー人材センターとの連携し業務委託による高齢者の生きがいと健康増進のため、雇用促進を図りました。

次に、2の事業の実施状況ですが、(1)の公園等の維持管理を初め、5ページにございます(2)の河川、堤防等の草刈り及び(3)の各公共施設の維持管理並びに(4)での文

化の向上及び体育等の普及振興事業など、ごらんのとおり効率的、経済的な事業推進に努めてまいりました。

次の6ページは、本年度中の理事会の開催状況でございます。

引き続き、財務諸表に移らせていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

サービス公社の一般会計収支計算書でございます。説明につきましては、大科目の決算額をもってご報告申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず、収入の部でございます。基本財産運用収入といたしまして、4万261円、02の事業収入では1億2,049万7,069円でございます。次の補助金等収入では、4,088万3,000円でございます。04の雑収入では271万739円となっております。そして、特定預金取崩収入といたしまして27万3,294円でございます。

以上、当期収入合計といたしまして1億6,440万4,363円となります。前期繰越収支差額はございませんので、収入合計は同じく1億6,440万4,363円となっております。

続きまして、8ページをお開きください。同じく一般会計の支出の部でございます。

管理費につきましては2,974万1,197円、受託事業費といたしまして1億1,210万2,147円、3の自主事業費におきましては505万7,347円でございます。4の固定資産取得支出といたしまして91万4,865円でございます。5の特定預金支出におきましては22万7,798円となっております。諸支出金1,636万1,009円につきましては、町への精算返還金でございます。予備費は0でございます。

以上、当期支出合計は1億6,440万4,363円となっております。当期収支差額及び次期繰越収支差額は年度内精算をいたしましたので0となります。

なお、9ページから15ページにおきましては、これら収支計算の明細書となっておりますので、割愛させていただきます。

続きまして、16ページに移らせていただきます。正味財産増減計算書でございます。

増加の部では、車両運搬具購入費及び退職給与引当預金の増加によりまして、資産増加合計は117万7,997円でございます。

減少の部におきましては、工具、器具、什器備品及び車両運搬具など、これら減価償却並びに除却により、資産減少額は307万5,179円と、負債増加額の退職給与引当金繰入額26万3,132円を合わせて、減少額合計333万8,311円となっております。

したがって、当期正味財産合計額はマイナス216万314円となり、前期繰越正味

財産額が4,699万1,409円でありますので、期末正味財産合計額は4,483万1,095円でございます。

続いて、17ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。

まず、資産の部であります。流動資産として現金、普通預金、未収金など流動資産合計2,545万3,200円あります。固定資産として、基本財産、定期預金3,000万円とその他固定資産の工具、器具、什器備品、車両運搬具、建物など、固定資産合計4,544万8,615円ありますので、資産合計は7,090万1,815円でございます。

次に、負債の部でございます。流動負債として、未払金、預かり金で流動負債合計2,545万3,200円及び固定負債の退職給与引当金61万7,520円を合わせまして、負債合計は2,607万720円でございます。

正味財産の部では、正味財産は4,483万1,095円ありますので、負債及び正味財産合計は7,090万1,815円でございます。

次の18ページは計算処理の注記事項となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、公社一般会計でございます。

引き続きまして、勤労者総合福祉センターの業務報告に移らせていただきます。

恐れ入りますが、19ページをお願いいたします。勤労者総合福祉センター管理運営事業報告でございます。

広陵勤労者総合福祉センター管理運営受託事業といたしまして、当センター、愛称サン・ワーク広陵の管理運営を町から委託を受けまして、トレーニングルーム、浴室などの有効活用を初めといたしまして、各種研修、会合、スポーツ活動の場の提供並びに教育、文化、技術習得の各種教室の開催により、勤労者を初め地域住民の健康及び文化振興の拠点として利用者から選ばれる施設づくりを目指しまして、施設運営、事業推進に努めてまいりました。

次の管理運営事業以降につきましては、施設の概要、年間利用者の状況など、ごらんのとおりとなっております。

20ページから21ページにおきましては、各種教室の開催状況及び各種催しの実施状況など、ごらんのとおりとなっております。説明は省略させていただきます。

次に、財務諸表に移らせていただきます。

23ページをごらんいただきたいと思います。特別会計サン・ワーク広陵の収支計算書でございます。

まず、収入の部であります。事業収入といたしまして9,564万5,827円でございます。雑収入では62万7,115円となっております。

以上、当期収入合計は9,627万2,942円で、前期繰越収支差額はございませんので、収入合計は同じく9,627万2,942円でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして8,773万6,577円でございます。自主事業費では406万4,954円、諸支出金は447万1,411円、町への精算返還金となっております。

以上、当期支出合計は9,627万2,942円でございます。

なお、当期収支差額及び次期収支差額は一般会計と同様、町との精算を行いましたので0でございます。

25ページから29ページにつきましても収支計算明細書となっております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございますが、当期での増減はございませんでしたので、前期繰越正味財産額342万9,316円が、そのまま期末正味財産合計額となっております。

続きまして、31ページの貸借対照表でございます。

資産の部におきましては、流動資産の現金及び普通預金、それから未収金で流動資産合計888万6,874円及び固定資産の自主事業運営資金積立預金など固定資産合計343万9,316円を合わせまして、資産合計は1,232万6,190円でございます。

負債の部では、流動負債の未払金888万6,874円のみで、流動負債合計及び負債合計は同じく888万6,874円でございます。

正味財産の部におきましては、正味財産343万9,316円でありますので、負債及び正味財産合計額は1,232万6,190円となっております。

32ページは注記事項でございます。割愛させていただきます。

以上、サン・ワーク広陵の業務報告及び財産関係でございます。

続きまして、ふるさと会館の業務報告に移らせていただきます。

33ページをお願いいたします。

ふるさと会館管理運営事業報告でございますが、広陵町ふるさと会館グリーンパレス管理運営受託事業といたしまして、町から管理運営委託を受け、町民相互の交流、産業、観光及び文化の振興並びに健康増進、女性の福祉向上などの拠点として管理運営を行うとともに、

宿泊研修、会議、会食など、町内外を問わず幅広い利用促進に努めました。

以下、管理運営事業として、施設の概要及び年間一般利用状況など、ごらんとおりになっております。

34ページでは、過去3カ年の年度別利用比較及び宿泊利用実績になってございます。

また、35ページには宿泊利用の年度別比較の状況等でございます。

続きまして、財務諸表に移らせていただきます。36ページをごらんいただきたいと思います。

特別会計ふるさと会館収支計算書、収入の部でございます。事業収入といたしまして7,628万5,905円、雑収入では337万7,288円でございます。

当期収入合計は7,966万3,193円で、前期繰越収支差額はございませんので、収入合計は7,966万3,193円でございます。

続きまして、37ページでございます。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして7,177万4,348円でございます。諸支出金788万8,845円は、精算によります町への返還金でございます。

以上、当期支出合計は7,966万3,193円となっております。当期収支差額並びに次期繰越収支差額はございません。

次の38ページから42ページにつきましては、収支計算書の明細書でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございますが、当期における資産の増減及び保有財産並びに前期繰越正味財産はございませんので0となっております。

次の44ページ、貸借対照表をごらんください。

資産の部といたしまして、流動資産での現金及び普通預金並びに未収金で、流動資産合計並びに資産合計は1,505万2,556円でございます。

負債の部では、流動負債での未払金のみで、流動負債合計並びに負債合計は1,505万2,556円となっております。

正味財産の部におきましては、正味財産はございませんので、負債及び正味財産合計は同じく1,505万2,556円でございます。

以上、ふるさと会館特別会計の事業報告及び財務関係でございます。

最後に、働く婦人の家の事業報告をさせていただきます。

46ページをお願いいたします。働く婦人の家管理運営報告をごらんいただきたいと思います。

ます。

広陵町働く婦人の家管理運営事業であります。管理運営を町から委託を受け、働く女性、勤労者家庭の主婦などがあらゆる分野に参画し、仕事と家庭の両立及び健康で充実した生活が送れるよう、技術や知識の習得、リフレッシュにつながる趣味及び体育的各種講座や就業援助講座、両立支援セミナーの開催、また利用者のニーズの把握を目的に、一日体験講座を開催し、また自主グループ育成などの事業運営を行ってまいりました。

次の管理運営事業といたしまして、事業活動の施設はふるさと会館であります。また、年間利用者の内容等、過去3カ年の状況がごらんの表となっております。

次の47ページでは、講座、セミナーの開催状況、また48ページにおきましては各種催し及び託児利用状況、49ページでは自主グループ活動状況となっております。

続きまして、財務諸表でございます。

50ページをお願いいたします。特別会計働く婦人の家収支計算書でございます。

収入の部では、事業収入といたしまして1,334万4,950円でございます。雑収入は107円でございます。

当期収入合計1,334万5,057円となっております。前期繰越収支差額はございませんので、収入合計は同じく1,334万5,057円でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

支出の部でございます。受託事業費といたしまして1,183万9,556円、諸支出金では150万5,501円、町への精算返還金となっております。

以上、当期支出合計は1,334万5,057円でございます。同じく当期収支差額及び次期繰越収支差額はございませんので、0でございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございますが、当会計におきましても資産の増減及び保有財産並びに前期繰越正味財産はございません。

続きまして、56ページをごらん願います。

貸借対照表でございますが、資産の部では流動資産での現金及び普通預金で流動資産及び資産合計は226万4,208円となっております。

負債の部では、流動負債での未払金のみで、流動負債合計及び負債合計は226万4,208円であります。

正味財産の部におきましては、正味財産はございませんので負債及び正味財産合計は22

6万4,208円でございます。

以上、働く婦人の家の業務報告及び財務関係でございます。

なお、58ページ以降につきましては、公社一般会計を初めとする各特別会計の収支計算書と財務諸表の総括表となっております。

以上、簡単ではございますが、報告第10号、平成14年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 これより本件について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 これは例年どおり、一つ一つ議論していくということになっていくんだと思いますが、まずサービス公社のところですけども、事業の概要のところにもありますように、社団法人広陵町シルバー人材センターと連携し、業務委託方式により高齢者の方の生きがいと健康の日々を過ごしていただくために雇用促進を図ったと、こういうところがあるわけですけども、この中身を見ると、そのことがわからないわけですね。毎回述べていますように、シルバー人材センターと一体となった会計処理を行うことが適切であるということで、この報告と同時に、私は、シルバー人材センターの決算書等を一体としてつけていただく。私は、シルバー人材センターの問題については、特別に報告を求めるということを言ってきたわけですけども、社団法人という形の中で除外されているということになっているわけですが、この点からいっても、一体とした報告を行っていただきたいというように思うんです。

予算の中身においても、委託料が支出で見ても大半が委託になっているわけですね。いわゆる、当初で8,000万円、だから要は管理費を除いた事業費のほとんどはシルバー人材センターに委託されてる状況があるわけですから、この点についてやはり真剣に考えていただきたいと思うわけですけども、その点についてはどのように今なおお考えなのか、お聞きしたい思います。

それから、この委託料の中身で、県の委託部分について今年度については1,000万円ほど町の委託料が減っている。この中身についてどのようなものなのか、あるいは県についても、これも若干ですけども減っているけれども、その中身についてはどういうものなのかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

それに伴って、今年度の予算当初の問題として、県の委託について面積が広がっているけれども、県の委託の部分が減額されるという話が、当初聞いていたわけですが、その内容を

決算とあわせてどのようになっているのか、お聞きをしておきたいというように思います。それが2番目の問題です。

それから、3番目ですけれども、いわゆるシルバー人材センターの活動の状況がこのサービス公社の活動と一体となっているということから、シルバー人材センターの活動の特徴について、お年寄りの状況把握、あるいはまたその内容等について、今わかる部分については報告を願いたいと思います。それによって、受託事業の中身を具体化することになりますので、わかればその点について教えておいていただきたいというように思います。

そこにつけ加えて、シルバー人材センターで公園横で朝市、土、日やっているわけですが、この活動状況はどのように把握されているのか。これはシルバー人材センターの自主事業ということになるわけですが、あわせてわかれば報告をお願いしたいというように思います。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 サービス公社とシルバー人材センターとの報告の一体的にすべきじゃということでおっしゃってもらってるわけなんですけども、全く会計は別だということで、ご存じのとおりでございますけども、この決算書、公社の決算書を見ていただくと、委託料の部分で町管理委託料6,500万円、明細書の方見ていただかないと出てないと思うんですけども6,830万円余り、それからまた公社管理分の委託料として160万円といった数字、ここのこのあたりがシルバー人材センターへ委託している額で、そのままシルバー人材センターの決算書として上がっておるわけでございます。

なお、毎年おっしゃってるシルバー人材センター等の決算書の要求かと思いますが、必要であればまた出さしていただくというように、また向こうの方へお伝えしておきます。

それから、県の委託金、また町の施設管理委託ですね、こうした県の公園委託費といったものはやはり年々マイナスシーリングによりまして減額されてくるわけでございます。その分はまたちょっと今の時代に即した雇用促進といった部分で、若干の県の方からも公園につきましては補充をしてもらってる部分でございます。それは直接シルバー人材センターの方との契約関係になってございます。

シルバー人材センターの活動の状況は、うちの方では詳しくは把握はできておりませんが、大体会員数、7月末におきましては303名、実労働者数で258名、配分金の方におきましては大体现在では最低3万円前後と、それから最高10万円余りはあるだろうというふうにお聞きしております。大体平均では5万円、5万5,000円といったところでございま

す。以上でございます。

議長 4番議員！（「済んません。」） 4番議員！

4番議員 今出てきたように、シルバーの決算書を見なければ実際問題としてこのサービス公社の活動の姿ちゅうのは見えないというように思うんですね。これは管理サービス公社の見解も含めて、町もこのサービス公社に委託をしている、これは明らかに町の活動の部分なわけですけれども、いわゆる総括表を見てもよくわかるように、町自体の活動の相当部分がいわゆる各サービス公社等に分かれていってるわけですね。これが第三セクターというような形になっているわけですけれども、実態はどう見ても町の活動だということにならざるを得ないわけです。そういう点で、町の理事者等に聞くわけですけれども、このサービス公社の実態、実像を実際に把握するために、シルバーの活動というのが目に見えなけりゃならないというように思うんです。

現実には、今まで理事を送っていたわけですけれども、理事長が町長兼務していたわけですが、それも独立性からいっておかしいということで外れてきたという経過があります。それはそれで別にいいわけなんですけれども、把握の仕方として一体どのような形で把握されているのか。

これはシルバーの理事会が自主的に決めていく内容だという点については、そういう点、シルバーの活動が自主的に、民主的に運営されるという点は大に行っていただいていることだというように思うわけですけれども、把握の仕方として町はどういう形で把握をされているのか、その点、実態把握のあり方、これは管理者が竹嶋シルバーの局長が通して把握するということになるだろうと思うんですが、常時の活動としてどうなってどう把握し、どのような状況でシルバーの活動をリアルに認識されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、やはり基本的な報告をいただいたわけですけれども、実働が258人、そして分配金の平均が5万5,000円という点が、シルバーの活動されている状況の基本的なところを報告していただいたわけですけれども、この具体的な中身について、やはり議会としてこの町の予算の効率的な運営、あるいはまた予算の実態的な把握というのは一般会計では相当詳しくしているわけですが、いわゆるサービス公社に移り、そしてサービス公社の部分については報告という形で審議をできる機会があるわけですが、シルバーについては全くない。実態は局長が報告された委託料で、町施設管理委託料六千五百三十何万円が移っているという形での姿しか見えてこないわけなんです。

そういう点で、やはりこれは町長にもお聞きしたいわけですしけれども、町長部局にもお聞きしたいわけですしけれども、きちんとしたシルバーの報告を議会に行う。これは全員協議会等を活用するというような形も起こってくるでしょうけれども、やはり議会のこの報告書の中にもつけた形できちんとすることが必要だというように思うわけですが、どのように認識されているのか。社団法人だから全く別組織だという形でちょん切ってしまうといいものか、これは根本的な問題に含まれるわけですから、議会の報告としての位置づけを明確に認識していただきたいわけですが、それは町が実態をどういう形でシルバーの実態把握してるのかとかかわった問題になっていますので、その答弁とともに、議会へのきちんとした審議権をどう確保していただけるのかという問題について、改めて考え方を述べていただきたいと思えます。

それはいわゆる地方分権の中であって、一層議会の活動が重視される点が含まれているわけですから、なおさらその部分もあわせて、議会の活動をきちんとやっていけるための認識として持っていただく必要があるわけなんですから、そういう点での立場からご答弁をお願いしたいと思います。

それと、シルバーの先ほどの自主的なシルバーの活動の点で野菜等の問題について、いわゆる朝市の問題について聞いていたわけなんですけど、その点についてもしわかれば、わからなかったら後ほどで結構ですけども、いわゆるシルバーの資料とともに、その活動の全体像わかるようなものを後ほど、もしわからなければ後ほどで結構ですけども、お願いしときたいというように思えます。

理事者側にあっては、このシルバーの問題、根本的な問題、管理サービス公社の問題も含めて、どのように議会の審議権を確保していただけるのかという点についてご報告願いたいと思えます。

議 長 町長！

町 長 ただいまご質問ございましたことをお答えをしまいたいと思えます。

シルバー人材センターのリアルに報告を役所の方では受けてるかどうか、この点でござい
ます。

組織につきましては、組織体制をしっかりしたものにしていただくということで、ことは理事長をお決めをいただいた。また、常務理事をお決めをいただいたのであります。このことは、私どもに、定期的に理事長、常務理事のお二方が私どもの役所にお越しをいただいて、その状況をお聞かせをいただいているところでございます。

業務の内容につきましては、私どもは委託をしている業務についてそれぞれ委託の成果というものが関係各課に回ってまいります。検査をするわけでごさいます、こうした業務の検査状況、写真もついてございますので、そうしたところも判断をさせていただいて、シルバーの皆さんが頑張っていたらということを見せさせていただくとともに、町に出かけてもそれぞれの立場で頑張っていたらことを認識をいたし、感謝をいたしているところでございます。

シルバー人材センターは、働く喜び、生きがい対策、また健康、そういうようなことも含めて雇用促進を願っているところでございまして、奈良県でも広陵町が一番すぐれたシルバー人材センターだと言われておりまして、数多くの視察も絶えないところでございます。町としてもしっかりと連携を深めて、応援をしてみたいなと思っています。

町議会とのかかわりについてご希望でございます。会計等の報告については、いまだ知らされていないところもあるわけでございますが、参考資料として、それらの会計報告、決算報告等についてもお出しできるように努力をしていきたいと思っています。

サービス公社、シルバー人材センターの役割、効果、認識等でございますが、私どもはこのサービス公社並びにいろんな法人組織をもって運営をしていただいていることは、町行政に大きな支えになっているところでございまして、私どもはその組織に対してさらなる発展を願っているところでございます。以上のとおりでございます。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 失礼しました。朝市の件というのはちょっと聞いておりませんので、後刻また報告さしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 5番議員！

5番議員 まず1つ目が、6ページなんですけれども、理事会の議案の内容なんですけれども、4月25日の1番目の重任（じゅうにん）ですか、重任（ちょうにん）です、サービス公社の副理事長及び常務理事の重任につきていうことで、これどういう状況でどういう、説明をしていただきたいと思ひんです。

それから、服務規程が、改正するということで議論2回なさっているわけなんですけれども、このサービス公社職員の服務規程についてどのような議論があったのか、ご報告いただきたいと思ひます。それから、河川の草刈りなんですけれども、ちょっと戻りまして5ページになりますけれども、平米当たり幾らだったのか教えていただきたいと思ひます。

それから、収入の方で県と町の受託事業の方の収入についてなんですけれども、受託する

受託費になるのかな、受託金の町と県との算定が違うのかどうか、公園の草刈りとか業務内容はほぼ広陵町の公園等の管理と変わらないと思うんですけども、その辺の算定基礎が違うのかどうかお聞きしておきたいと思います。

というのは、支出の方で見ましたら、振り分けということをやられているのかもしれませんが、やはりそういう部分で例えば賃金の問題にしましても、町の方の事業の支出については賃金は含まれておりませんし、県の方には含まれてることになりますので、その辺では算定基礎がどうなっているのか全然わからないなというふうに思うんです。

それと、先ほどの説明の中でも、県の方からシルバーに直接補助が出てるといような説明もございましたが、そういうやり方であれば、その受託金が適正なのかどうかというのがなお一層わからないという状況になると思いますので、その算定についてどのように積算なさっておられるのかご説明をいただきたいと思います。

それから、委託金の精算金ということなんですけれども、14年度は1,600万円余りなんですけれども、この委託金の精算の受けの方はどこで受けるのか教えておいていただきたいと思います。

それと、全体で見まして、町の方の受託費も、事業のですね、それから県の方も減額されているわけなんですけれども、とりわけ県の方は丘陵公園が拡張されていまして管理はかなり増大していると思うんです、管理面積は。ところが、受託金が減っているということについては、大変ちょっと理解しかねるところなんです。県の方の公園の管理の平米数が毎年明記してないわけですが、全体の平米数は書いていただいています、その一部という表現だけであって、やはり何平米ということに積算して委託料いただいていると思うんです。ですので、この県の方の公園の管理のされている積算の根拠となる広さを、去年平成13年と14年との数字を教えてくださいまして、それでなおかつなぜこの減額になっているのかという部分について、詳細にご報告をお願いしたいと思います。以上、お願いします。

ごめん、もう一つ忘れてた。商標権の減価償却があるわけなんですけれども、商標権の利用状況もまたお聞きをしておきたいと思います。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 ちょっとお答えいたします。順番はちょっと前後するかもしれませんが。

まず、理事会の状況でございますけども、15年4月25日の開催におけます1番の副理事長、常務理事の重任ということは、これ13年度ちょうど任期でしたんで、いわゆる継続

した選任ということでここで上げております。わかっていただけますか。副理事長と常務理事のいわゆる継続のなんですわ。（5番議員「継続。」）はい。そのまま任期がそこで切れたわけで、4月から重任さしていただくという議案です。

それから、公社の職員の庶務規程の方でございますが、これにつきましては、ちょうど宿泊業務の手当とかそうしたことの改正に伴います議案でございました。下にありますように、育児休業に関する、これも法律で変わりました部分で一緒に出していただいております。

服務規程の方は、宿泊業務の職員でやることになりました関係で、その手当の改正になる、はい。夜間の宿泊業務です。

それから、草刈りの単価おっしゃってたと思うんですけども、平米当たり35円でございます。

それから、県並びに町との委託金の算定方法はどうかということでございますけども、ちょっと算定方法は違まして、基本的に町は、もちろん町の施設も同じことですけども、町の施設につきましてはそれぞれの作業内容の区分によりまして積算しておりますけども、県の場合は1人当たりの1日の単価に基づきまして出ております。公園の方の賃金ということで出ておるとおっしゃってますけども、この賃金につきましては、公園の中の公園館というのがございまして、そこへの職員が臨時職の女の方が3名おられますけども、その賃金でございまして、公園の中の清掃とか、その賃金ではございません。

それから、精算金の町への返還の入っていくとはどこかということでございますけども、公社のこの精算金につきましては雑入の方で受けております。一般会計の雑入の方へ入っております。

それから、委託金、各シルバーにかかります県なり町の委託金が減額なっていると、また面積がふえているのに少なくなっているというところで、ご意見でございますが、公園の面積はご承知と思うんですが、61.3ヘクタールですね。現在、平成14年度には2.7ヘクタール、南エリアの方がふえまして、去年の10月から、14年10月から供用開始されておりますが、それを含めて33.1ヘクタールが全体、今開園している面積でございます。それで、額の方が減ってきているということで、これは予算のときにもいろいろとご説明させていただいたと思いますが、毎年やはりマイナスシーリングといった形で今年度も10%近く下がってきたわけで、14年度あたりもかなり下がっている状態でございます。そうしたことで、大変財政的な問題で下がってきているというところでございます。

それから、商標権の利用につきましては、利用の方は近年はもう1業者、酒屋さんだけ、

2,000円か3,000円ほどの収入だけでございます。以上でございます。

議長 5番議員！

5番議員 まず1つは、理事会での議論の内容なんですけれども、どうなったか結論をちょっとお聞きしてないのでわからない中で質問するんですけども、この職員さんのパートの職員さんとかそういう方々の賃金、パート賃については平成14年はどのような状況だったのか、切り下げるとかそういうことはなかったのかどうか、そういう厳しい、パートでありながら賃金の切り下げというのは大変な問題だということは以前にも指摘しておりますが、その点についての動向について確認をしておきたいと思えます。

それから、先ほどの草刈りの方のお聞きしたんですけども、この町の方の草刈り、河川、堤防草刈り委託料が町の方の事業でなってるんですが、あれ、堤防については県の方の管理かなというふうに思うんですけども、その点と。

それから、この35円単価でいきましたら、町道の草刈りの方が低いので、委託料が、この点は直接公社の方でされてこういう状況なのか、その辺のところの区別がわからないので教えておいていただきたいと思うんです。

それと、先ほどの県の方で10%近くの厳しい切り下げだということなんですけれども、ほとんどこの公園の管理の支出の内容、費用といたしましたら、ほとんどが人件費だというふうに見ていいわけなんですけれども、そういう点で見ましたら、やはり県の方で一律に10%の切り下げっていうのは、やっぱり町としては納得できないのが当然ではないかと思うんです。そういうところで、どのように県の方と話し合いをしていただいたのか、その辺の経緯についてお聞きしたいのと。

それから、やはりその辺ではやっぱり絶対に譲れない部分という部分は、やっぱりきちんと要望していただいて、そうでないとしわ寄せはやっぱりそういう矛盾を来す結果になってしまいますので、その点でどのような状況で話をしていただいたのかということと、あわせてこの去年の初めごろに、ですからこの14年度の終わりごろになると思うんですけども、シルバーさんの賃金のカットというようなことも議論されてるというようなことを聞いたわけなんです。結局はそういう形で一般的な公務員の皆さんの給料の切り下げよりもっと大幅な形で切り下げをしていくという方向が、話として聞いていましたので、現在はどうなってるのか。その辺のところでご存じであれば教えておいていただきたいし、結果的にそういうことにつながるので、県の方との話し合いについては引き続き、広さがふえながらこんだけの委託料のカットということについては納得できないので、今後の対応も含め

で説明をお願いしたいと思います。

それから、一般会計へ雑入として委託金の精算金を入れるということなんですけれども、この委託金の精算金が1,600万円、去年もっと大きく、13年もっと大きい金額だったかなと思いますけども、ことしが1,600万円ということで、そういう厳しい状況がある中でこの委託金が1,600万円余ってきたということで、一般会計へストレートに繰り入れていくということについては、どうなのかなというふうに思うんです。逆に金額が大きければ、委託金の積算がどうだったのかと、適切だったのかどうかということにもつながってくるわけなんです。ですから、その点でこの1,600万円という、委託金から見たらかなり大きなパーセンテージですので、この点をどのように考えたらいいか、確認をしておきたいというふうに思います。

ですから、その委託金がこだけ余ってくるのであれば、そういう人件費の手当だとか、そういうところにまだまだ回せるゆとりがあるというふうに考えざるを得ないですから、そういう点について、いろいろな努力していただいた結果ということも考えるわけですが、その点で説明をお願いしたいと思います。以上です。それでいいです。以上です。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 職員の方の賃金の切り下げ云々のお話でございますけども、公社の方はパート職は入っておらないわけです。ほかの分はありますけども、公園関係なりちょっとございますね。それにつきまして、14年につきましては切り下げはしておりません。

草刈りの方は、基本的にはおっしゃるとおり河川は県土木事務所の管理というところになっておるわけなんですけども、公社が行っております部分につきましては、県はたしか年1回、川の内りというんですか、ちょうど夏ごろに1回刈られると、全面に刈られておりますけども、つい盆前ぐらいに刈られました。全部刈られましたけども、公社は1つはいわゆる交通安全対策なりそうした面で、もう夏までには全面じゃないんですけども、やはり見通しのきくように道路際を2メートルなり3メートルを刈り取りしております。また、それともう一つは、ここにも決算の方にも出ておりますが、団体委託といたしましても各自警団等の自主活動によりましての河川、堤防草刈りといったところがここで300万円、280万円ほど出てます。ちょうど町施設管理の委託料の説明欄にも出ておりますが、そうした団体も年大体2回ずつほど刈っていただいている部分、そしてシルバー人材センターへ、緊急を要する場合は、そうした交通安全なりいろいろな防犯上支障を来すようなところをシルバー人

材センターの方へ直接依頼してる分もございます。その分は、シルバー人材センターの方へ委託事業として入っております。それが全部ここに上がっておりますのは、前の業務報告に入っておりますのは、そうした部分を全部含めた面積でございます。

それから、近年の県の公園、先ほどからおっしゃってもらっている管理業務の委託金が、面積がふえてきておるのに委託金が減ってくるという逆現象じゃないかということでございます。当然、県におきましてそうした町の状況もお伝え申し上げて、いろいろと要望を繰り返して行っております。県におきまして、それぞれの分野でやはり減額シーリング、マイナスシーリングという方針を立てられた中において、結果的には、今までの場合はある程度そうした打ち出しはあったんですけども、14年、15年につきましてはかなり厳しくなっている状態でございます。

それから、シルバー人材センターの方のことでございますが、いわゆる配分金、賃金カットといった形で昨年13年度末にも話はお聞きしましたが、結局、そのままの状態である状態で、やはり会員の中でそうした厳しい状況を認識していただいて、みずからそうした賃金に係る配分金に係るものをやはり十分考えていていただきたいなあと、我々はそういう思いはしておりますが、実態といたしましては、やはり現状しっかり頑張っていていただく皆さんにもそうした迷惑もかけられないということも半面ございますので、今年度につきましては15年度はそのままの状態で行っております。

それから、一般会計への精算金の方でございますけども、1,600万円の返還金の内容でございますが、大体一番最初の1の管理費に係るもので約900万円、それから町施設管理に係るものにつきましては540万円、県公園これは実際ちょっと理由は立たないんですけども、実際これだけの県からの委託金が残ったということで、同じように180万円ほどここで合わせた額になっておる状態でございます。以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 ちょっと基本的にお尋ねしたいと思います。

いわゆる人材シルバーセンターの今後の見通しを、町長、教えていただきたいと思っております。いわゆる事業の拡大、そして雇用の拡大についてはどうかということをお尋ねするわけでありまして。

これは、なぜこうしたことをお尋ねするかという、今国会の方等、衆議院選挙がありまして、今度我々公明党が初めてマニフェストと、聞きなれない言葉、イギリスのブレア首相が初めて政権をとるためにこのマニフェストと、いわゆる政策綱領等を通して今政権についた

のが初めてらしいですが、日本で初めて私たち公明党がこのマニフェストを発表させていただいた中にも、やはりこのはつらつ安心社会をつくるためにも、やはりこうした雇用、人材シルバーセンターの活用が非常に大切ではないかと思ってこのマニフェストの中に入れたわけでありまして、今こうしたこの広陵町議会でこのようなちょっと議題が出ましたので、ああそうだなと、この機会をとらえてこの我々が出したマニフェストのひとつためにも、どのような現場で、広陵町においてのこのシルバー人材センターについての雇用、そして事業の拡大についての考えはあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今、山田議員さんからのご質問でございますが、シルバー人材センターの今後の見通しということでお尋ねをいただきました。

広陵町は、先ほどの答弁でも述べましたように、非常に多くの皆さんが生きがいを持って働きをいただいているわけでございます。町のために、郷土のために汗をかこうという、そういう思いで、一人でも多くの方がシルバー人材センターに会員登録をいただくことを希望しているわけでございます。ところが、松野議員の質問にもございましたように、県の方から委託料が年々減っておるとというのが状況でございます。

私どもは、この委託料が減ったから配分金が減るんだという考えではいかんと思います。1年間施設管理をいただくわけでございますが、その管理をする場合に人と機械をいかに使うかということが大事でございます。事務局がしっかりとこの経営、企画をきっちりしていただいて、そしてマイナス分は民間需要に高めていただく。特に、植木の剪定作業については、非常に多くの方がご希望いただいているようでございまして、1カ月待ち、2カ月待ちというような状況も起こしておるわけでございます。もちろん、高度な技術が要るわけでございますが、こうした民間活用をさらにふやしていただければ、シルバー人材センターはまだまだ活力のあるいい働き場の場ということになっていくと思います。

それがために、高齢者といっても60歳以上、元気な人が非常に多いわけでございますので、今山田議員のおっしゃるように、シルバー人材センターを大きく活用できるように町も支援体制を強めていきたいなど、そのように思っているところでございます。

議 長 よろしいですか。はい。

一般会計について、ほかにございませんか。

なければ、続いて勤労者総合福祉センター会計に入りたいと思います。 4番議員！簡潔にお願いします。

4 番議員 はい。1 点だけ聞かせていただきたいと思います。

いわゆる毎回の中で、宿泊施設等の収入、賃貸料の部分ですね、収入とそれから支出との関係でどのような決算が見られるのかという点を聞いてるわけなんですけれども、その点についてどのように区分をされた形で把握をされているのか、お聞きしときたいと思います。

議 長 寺前議員、今ふるさと会館違うで。勤労者福祉センターやで。（「今は宿泊はない。福祉センターや。」）（「歳出で出てきます。」）（4 番議員「もう一回後で言うわ。」）

（5 番議員「じゃ。」） 5 番議員！

5 番議員 サン・ワーク広陵の方では、まず1 つはパソコン教室が大変人気があるなというふうに思うんですが、パソコンを講座受講された後に、いろいろと、あのときこうやって言われたけどどんなんやろとか、いろんな使い方のトラブルというか、あると思うんですけれども、そういう場合に講座の時間が終わってしまったらだれに聞いたらいいのかわからないという方もおられるのではないかなと思うんです。こういうことについて、例えば王寺町では、正規の職員さんじゃないんですけど、その相談に答えられるようなパートで対応なさってるのかな、ということをお聞きしてぜひ広陵町でもしてほしいというふうに聞いてるわけなんですけれども、この点について今後対応いろいろお願いしたいと思うんですが、それが1 点。

それからあと、サン・ワーク広陵で去年の1 4 年のところではないんですが、お聞きしておきたいんですが、現在サン・ワーク広陵の今後の利用について検討委員会ですか、何か開いておられると思うんですけれども、その状況について報告をお願いしておきたいと思います。

それと、それに絡んで町としてはどういう点で変わってくるか、従来と変わるだろうというふうに考えておられるのか、主な点についてあわせてご説明をしていただきたいと思います。

それと、またここでも同じになるかとは思いますが、委託金の精算金が4 4 7 万円ということ、これについての説明もお願いしたいと思います。かなり、どこで、この場合は事業で明確に何か区分けできないような状況がありますので、お願いしたいと思うんですけれども、といいますのは講座によりまして講座の受講料がかなり幅があるんですね。安いのであればネイルアートが2, 5 0 0 円なんですけれども、高いのであれば陶芸が8, 0 0 0 円と、一番安いのが絵手紙で1, 5 0 0 円ですね。ですから、この講座の受講料の決める根拠ですね、どのようになっているのかご説明いただいて、その辺でかなりこの講座の受講生の収入幾らでしたか、上がって、利用料の収入もかなり2, 3 0 0 万円を超えてるとい

う状況の中で、この余剰金についてやはりもう少し利用しやすい形で検討した方がいいのではないかなというふうにも考えられますので、それとあわせてお聞きをしておきたいと思えます。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 パソコン教室の終了後のフォローアップというんですか、そうした分でパートを雇ってそれに対応してはどうかというお話でございますけども、私は、14年度のこの教室を見ていただきますと、パソコン教室につきましてもこれ1期、2期、3期と、いわゆる6月から12月まで約半年間を1期で受けていただいても、かなり長期間にわたってそうしたパソコン教室を1期当たり大体10日ずつ開いております。そうした中では対応できるのではないかなあということで、今ちょっと思ってるわけでございます。

それから、ちょっとサン・ワークの今後の利用状況につきまして、ちょっと後でまた回ささせていただいて、委託金の447万円の返還金のことでございますけども、講座の収支を見ますと、ここに出ておりますように受講料で425万300円、また材料費で65万8,300円といった収入の方で上がってございます。そして、支出の方におきましては、いわゆる自主事業費と後ろの科目におきますいわゆる講座の事業でございまして、ここで400万円余り、406万4,000円、そしてあとサン・ワークの前に管理費の方に入ってるんですけども、パソコンのいわゆるリース料とか保守料とか入れますと、さきの収入では受講料と材料費で約490万円余りです。それから、支出ではその今申しました自主事業と、あとパソコンのリース料とかを含めますと、これは人件費の入ってない数字なんですけども、これを差し引きますと64万円余りの赤字、マイナスといった状況でございます。どうせ、こうした、一概にはこれは言えないわけなんですけども、ただ経費だけを見ますとそうした状況でございます。

それであと、講座の受講料の方なんですけども、やはり講座の講師の謝礼と、また諸経費及び募集人員を考慮いたしまして、こうした受講料を決定しているということとしております。以上でございます。

ちょっと、今後の方針につきまして、企画財政部長の方からお願いいたしたいと思えます。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 先ほどご質問ございました広陵町の勤労者総合福祉センターの今後の施設の運営方針というもので、現在検討委員会を立ち上げたところでございます。8月20日に第1回会合を開かせていただきました。今度は9月の末ごろに予定ということをしております。

今年度の予算に計上させていただきました譲渡価格の経過でございますが、勤労者総合福祉センターにつきましては、特殊法人整理合理化計画というものに基づきまして、勤労者福祉施設の譲渡に関する基本方針というものが能力開発機構から出されました。これに基づきまして評価が行われ、現在の国の施設でありますA型棟1、085平米でございますが、この施設を評価されました評価額が査定されました。その結果、その評価額から9割5分、95%を控除した残りの額で譲渡するというので、244万9,125円という譲渡価格が提示されましたので、これについて当初予算のときに一応説明はさせていただいておりますが、この価格で町の方針として買い取ろうということに現在までなっておるわけですが、現在のところ、この情勢が少し変化を来しました。

と申しますのは、国の方でいわゆる低価格で売却といいますか、譲渡し過ぎるという批判が出ましたので、この辺で内閣の方もちょっと困ったというような状況で、当初私どもには縛りの制限、いわゆる公共の施設で利用するのは5年間は絶対無理ですと、この5年間は守ってくださいというような方針でありましたのが、平成38年までその方針でいけど、こういうような内容でございますので、私どもとしては契約違反やと、今まで言ってることと違うやないかということで、現在は担当の部署と交渉中でございます。

それと別におきまして、一応町の施設になった場合に、現在の施設は当初、河合、田原本、それから三宅、広陵と、この4町の勤労者の利用できる施設ということで、国の方に申請いたしましたして、その結果、建物が建てられたということで、この費用3億9,088万5,000円で国の施設は建っております。この部分を今回244万幾らで譲渡されるという状況ですが、今後のその縛り以降は、町としての独自の施設と利用方法が考えられますので、極端に言えば譲渡も可能だと。他に渡すということも可能だというような極端な結論も出せるわけですが、それは到底みんなが利用されておる施設でございますので、それは極端な話であって、そういう利用は形態としては考えておらないという状況の中で、経過を説明させていただいて、利用者の代表、あるいは行政の先輩、あるいは商業に携わっておられる方、あるいは女性の方とかというような代表の方で、10名ですか、この委員さんと、それから担当いたします私の方の企画財政部、それから産業振興課、それから中央公民館、サービス公社、この職員を交えての第1回の会合を開かさせていただきました。

この会合の中では、一応現在のサン・ワークの利用状況で何が問題点があるかということで、我々の方からも提案をさせていただきました。例えば、料金の問題も1つだというふうにご考えております。ダンスという大勢の方が利用されるフロアがございますが、これは1人、

何名幾らという料金の設定ではございませんので、時間的な設定で使われるということで、ほかの利用がちょっと支障を来しているという状況もございますので、その辺の利用状況等も検討していただきたいということで申し上げております。

次回で、9月26日でございますが、この辺の内容等、委員さんの方から十分ご意見をお伺いして今後の方針を立てていきたいと、かように考えておりますので経過を報告させていただきます。

議 長 5番議員！

5番議員 まず1つは、パソコンの件なのですが、私が質問したのは、その講座のときについてということではなくて、家に帰っているいろいろさわっていると、皆さんパソコン扱っておられて、職員さん皆さん大変上手だなというふうに思いますけど、素人がさわりますとなかなかトラブルが多くて困ることも多々あるんです。それに対して、まだちょっと私も十分調査してないので、町の方でも調べていただいたらいいと思うんですけども、先ほど例に出しましたのは、電話でこういうことだけどうしたらいいんでしょうかっていう質問をしたら、それに答えてもらえると。ただ、常時体制ではないということで、常時まではなかなか難しいかなと思うんですけども、パソコンの講師とか精通した方にそういうサポート体制をつくっていただくと、より一層皆さん喜んでいただけるのではないかとということで、質問しておりますので、また再度のご検討お願いしておきたいと思います。

それから、先ほどの説明で国の方の条件が変わってきたということなんですけれども、これにつきましてはまた今後もそういう状況は逐次また議会の方にもご報告をいただきたいということで、今後の施設の検討につきましては、ただ懸念しますのは、従前でしたら4町ということで広域で利用してきたのが、今本当に他市町村でも喜んで使っておられる方についてはどうするのかと、逆に町の施設でありながら町の住民の皆さんが使う率が少な過ぎるという問題もありますので、兼ね合いの問題もありますが、その辺については慎重に議論をしていていただきたいというふうに思います。

基本的には、やはり町の税金で建てておりますので、町の住民の皆さんの要望を先に満たすということが一番基本になるということについては、間違いなことだろうというふうには思います。

それからあとは、料金についていろんな問題があるということですが、やはりこんな厳しい時代ですし、生涯教育ということが一層大切な中で、本当にいろいろな条件の中でもどなたも楽しんでいただけるように、これを機会に多々利用料など値上げならないようお願い

をしておきたいと思います。

あと、委託金の精算のところで、講座の方では、言うたらたくさん負担をしてもらっているのではないということで説明いただきましたので、それはそれで理解をいたしました。委託金が、じゃあ500万円余ってきて、返還するということですので問題が生じてるというふうには認識しておりませんが、どういうところでこの500万円弱が余ってきたのかというところについて少し説明をしておいていただいて、質問終わりたいと思います。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 精算金447万1,000円の内容でございますけども、収入におきまして利用料及び受講料ですね、講座の受講料でマイナス432万6,000円、マイナスになっております、予算に比べましてね。それから、雑収入、これは主にご承知のようにレストランが約1年近くなかったところで、光熱水費で150万円余り不足いたしております。それで、これら合わせまして584万円が収入不足でございます。

支出におきましては、受託事業費のサン・ワーク管理費の方では83万9,000円の執行残、それから自主事業費で講座費ですね、自主事業費の方で191万8,000円ほど執行残、合わせまして、ちょっと濟いません。受託事業費の方では80万円と言いましたが、839万5,000円です。濟いません。それを合わせまして1,031万3,000円が執行残として残りました。

それで、収入の方での収入不足を差し引きいたしまして、584万1,000円を引いた残りの447万2,000円が精算金となったものでございます。

議 長 続いて、ふるさと会館会計に移りたいと思います。 4番議員！

4番議員 今のところの部分で、町外と町内の両者の比率の問題、後でまた資料として出しておいていただきたいと思います。

それでは、そのふるさと会館のところ、先ほど申し上げましたように、いわゆる宿泊施設での収支決算の方法をどのようにとられておられるのかをお聞きしておきたいと思えます。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 失礼します。先におっしゃった町内、町外のことはサン・ワークの方ですか。（4番議員「そうです。」）わかってる範囲でお答えさしてもらってよろしか。ちょっとバックしますがよろしいか。

議 長 はい、はい。

施設管理サービス公社常務理事 サン・ワークの施設全体で、広陵町の利用率は約30%でございます。それから、町外は残り70ということで、うち4町、広陵、河合、三宅、田原本、4町で70の中で50%、そして4町以外で50%、半々ぐらいの率でございます。

それから、貸し館におきましては、広陵町では50%を占めております。

以上でよろしゅうございますか。

それから、ふるさと会館の宿泊事業にかかります収支でございますけれども、ごらんのように収入の方で、自主事業収入の利用料で約2,200万円ほどありますけれども、この中で宿泊にかかる収入は1,520万円ほどでございます。1,520万円。それで、単純にこれも諸経費ですね、もちろん職員の人件費は入っておりません。諸経費をすべて入れますと、経費で約700万円ほどありますので、800万円余りの黒字というんですか、残ったということですが、あとは人件費がどれだけかということで、全体プールしてありませんのでそうした状況でございます。

議 長 ほかにありませんか。 5番議員！

5番議員 1つは、支出の方で39ページなんですけれども、職員さんの基本給が前も、13年も2人だったと思うんですが、かなりふえているのは人事の配置の問題かと思うんですが、説明をしておいていただきたいと思います。

それから、42ページに、4階の防犯カメラほかということで39万1,649円なんですけど、防犯カメラの設置について、何台、どういう状況の中で設置をされたのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

それぐらいでよかったかな。以上、お願いします。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 失礼します。人件費の39ページの給料なり職員手当、福利厚生の方でございますけれども、町職員の、今おっしゃったように給料の高い人です、職員ですね、その入れかわりによります増でございます。

それから、防犯カメラの方で42ページに出ておりますけれども、これが要するに4階の宿泊業務にかかります中との連絡をできるように、防犯カメラをちょうどエレベーター上がったところで設置したものでございます。以上です。

議 長 ふるさと会館についてほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、働く婦人の家会計に移ります。

ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので質疑を打ち切ります。

これで報告第10号の報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。1時30分から再開いたします。

(A.M. 11:58 休憩)

(P.M. 1:31 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程5番、議案第38号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第38号、教育委員会委員の同意を求める案件につきまして提案趣旨のご説明をさせていただきます。

今回ご同意をお願いいたしますのは、平成15年9月30日で任期満了となります玉木教育委員の後任として、住友惣一郎氏をお願いいたしたいと考え、議会の同意をお願いするものでございます。

玉木氏は、平成11年10月1日にご就任いただいてから現在で1期4年間、教育委員会委員として重責をお務めいただきました。玉木氏におかれましては、本町教育委員として教育改革、学校改善の推進に努められ、特に教育環境充実のため実施いたしました東小学校の全面改築や附属東幼稚園の改築移転につきまして、事業推進に深いご理解とご協力をいただき、おかげをもちまして他町に誇れる施設として完成を見たのであります。すばらしい施設で学べる園児、児童は大変幸せでございます。玉木氏に対しましては、1期4年間の任期をお務めいただいたご苦勞に敬意を表すとともに、感謝を申し上げるところでございます。本当にありがとうございました。

さて、提案させていただいております住友惣一郎氏は、昭和18年1月20日、本町の南郷で生をうけられ、地元の小・中学校を経て、昭和36年3月に県立高田高等学校を卒業され、同年大阪府立大学農学部に進まれ、昭和40年3月に卒業、同年4月から理科担当教諭として奈良県に奉職され、県立十津川高等学校を皮切りに、昭和44年4月に県立榛原高等

学校、昭和57年4月に県立田原本農業高等学校の教諭として教鞭をおとりになり、平成7年4月から教頭として県立城内高等学校、平成10年4月から県立田原本農業高等学校、平成14年4月から県立高取高等学校に奉職され、学校経営の先駆的な要職をお勤めになり、本年3月に定年退職されるまで38年の長きにわたり教職に身を置き、これまで数多くの優秀な人材をお育てになってこられたお方でございます。

住友氏は、人格高潔で教育、学術及び文化に関しすばらしい識見をお持ちでございまして、適任と判断し、本日ご同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、平成15年10月1日から19年9月30日まででございます。どうぞよろしくお願いを申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 教育委員会の任命の議案なんですけれども、委員長会的时候には第37号議案が出ていたわけですが、何かきょう議運が開かれて取りやめになったということは聞いたんですが、その経緯について私全くわかりませんので、突然のことで、どうして議案を取り下げられたのか、理由についてお聞きをしておきたいと思います。

議 長 ちょっと、松野議員、この議案と関連、関係ないと思いますんでね。（5番議員「でもさ、同じ教育委員会の人事問題やからさあ、何でそれじゃ、ほんなら説明聞かれへんしさ。」）それはそれでやっていただいたら。（5番議員「議員に全部にしといてくれないとね、議運ではわかってはるのか知らないけど、どういう議論あったか知りませんが、私ら全然キツネにだまされたみたいな感じですよ。ちゃんと説明してくれなかったら。」）第38号議案についてしてください。（5番議員「だから、質問したいのはこの。」）それ以外の問題については一般質問なり何なりでやっていただいたら結構かと思います。（「そやけど、それに関連してる話やで。これも次と関連した話出てるに。」）（「議事進行。」）そのほかに質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 私もこの問題で、教育委員会の人事が教育長が欠けて、欠けた場合については、どのような処理をされるのかということで、当然条例なり規則にあるというように認識してたんですけれども、他の部署から代行が来られたと。調べてみると、7月31日に規則が改正されてるということなんですけれども、そういうような規則改正までしていわゆる教育委員会人事を行ったという点について、どのような理由からなのか聞いておきたいというように

思うんです。

議 長 それも一般質問でやってください。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。

議案第38号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第38号は同意されました。

ただいま教育委員会委員に任命されました住友惣一郎氏が来られておりますので、紹介させていただきます。町長、紹介よろしくお願ひします。

町 長 ご紹介を申し上げたいと思います。

ただいま議会の総意でご同意をいただきました教育委員会委員の住友惣一郎氏でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。どうぞ。

住友惣一郎 あいさつ

議 長 どうもありがとうございました。

議 長 次に日程6番、議案第39号、広陵町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願ひます。 町長！

町 長 議案第39号、広陵町監査委員の選任につきまして提案趣旨のご説明をさせていただきます。

現在、竹井三藏氏が代表監査委員として職務を遂行していただいておりますが、平成7年9月29日にご就任をいただいて現在まで2期8年間という長年にわたり、厳正な監査にご尽力をいただいているところでございます。竹井氏におかれましては、出納検査及び定期監査において町行政全般にわたり実情を考察し、真相を把握することに努められ、特に情報公開制度が確立される中で、明朗、公正な事務事業の執行に向けて行政の刷新、向上を主眼とし

で職務に当たってこられました。が、今月28日をもって2期目の任期を全うされるに当たり、今後後進にゆだねたいとの申し出られましたので、その意思を尊重いたすものであります。

竹井氏に対しましては、2期8年間お務めをいただいたご労苦に敬意を表すとともに、感謝を申し上げます。

さて、提案させていただいております平井輝雄氏は、昭和38年、大和高田市立高田商業高等学校を卒業後、協同組合短期大学農業協同組合科に入学され、昭和40年卒業後、馬見農業協同組合に奉職されました。昭和44年、合併により引き継がれた広陵町農業協同組合においては、企画管理室長、総務部長、信用部長という要職を経て、理事兼任参事に就任されました。平成10年4月に吸収合併となった桜井しき農協においては、広陵統括部長となられ、翌年奈良県単一農協へ引き継がれた後は、奈良県農協桜井しき統括支店副支店長に就任され、ことし3月に奈良県農協を退職されました。

農業協同組合での39年間の豊富な経験と近年の厳しい経営状況の中にあって、財務管理、事業の経営管理に手腕を発揮された実績は、行政運営に関する識見にも通じるものであり、明朗、公正な監査運営をお願いできるものと確信し、広陵町監査委員に適任と判断いたしましたものでございます。どうかよろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。

議案第39号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第39号は同意されました。

ただいま監査委員に選任されました平井輝雄氏が来られておりますので、紹介させていただきます。町長、紹介よろしくお願ひします。

町 長 ただいま皆様のご同意をいただいて広陵町監査委員に選任をいただいた平井輝雄氏をご紹介申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

平井輝雄 あいさつ

町 長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いをしておきます。

議 長 次に日程7番、議案第40号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第40号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書の7ページをお願いいたします。

今回提案させていただきます認可地縁団体印鑑条例は、平成3年の地方自治法改正により設けられた同法第260条の2に基づき認可を受けた地縁による団体の代表者などに係る印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものでございます。

地方自治法第260条の2の地縁による団体として町が認可する目的は、大字自治会などに法人格を与え、大字自治会等の名義で、公民館、集会所など地域的な共同活動のための不動産の登記を可能とするものでございます。

認可の条件が整い、町が認可した場合は、法人登記にかわるものとして町が告示し、印鑑も町に登録し、請求に応じて認可地縁団体の印鑑登録証明書を町が交付することとなっているものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議 長 次に日程8番、議案第41号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第41号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

地方自治法第260条の2に基づき、町が地縁上の団体として認可し告示した場合、請求に応じ、告示事項に関する証明書及び認可地縁団体印鑑条例に基づく印鑑登録証明書を交付

しなければなりません。そのために、広陵町手数料徴収条例の一部を改正し、それぞれ1件につき200円の手数料をいただくものとするものでございます。

なお、1件200円というこの額の制定につきましては、現在の手数料条例第2条第1項第18号の印鑑に関する証明手数料及び同条同項第26号のその他の証明手数料が200円であることに準じるものでございます。したがって、広陵町手数料徴収条例第2条第3号の次に第38号及び第39号を加えるものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 次に日程9番、議案第42号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。総務部長！

総務部長 議案第42号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

今回の改正の趣旨でございますが、電子政府、電子自治体推進のための行政手続オンライン化3法、すなわち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律並びに電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律が、平成14年12月13日に公布されましたことについての伴うものでございます。

この改正により、行政手続の一部において書面によることに加え、電子媒体でも可能となるもので、第8条の改正はオンライン申請を想定して「その他の申請」をつけ加えるもので、また第33条の改正は、電磁的記録による書類の縦覧や閲覧を可能とするための改正でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 次に日程10番、議案第43号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第43号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ237万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億4,237万6,000円とするものでございます。

議案書の16ページをごらんいただきたいと存じます。

債務負担行為2億円の補正につきましては、清掃施設周辺大字関連事業といたしまして、町道整備事業費におきまして、当初用地先行取得債による事業執行の計画で用地取得特別会計に予算を計上し、県との協議を重ねてまいりました。道路整備事業関係補助金申請の手續に不都合が生じるということで、用地取得事業特別会計から道路整備事業にかかわります予算1億8,610万円を減額させていただいております。この予算の内容につきましては、後ほど第45号で予算説明があると思っております。

なお、土地開発公社において町道整備事業用地の取得をすることとなり、将来における支出の行為を保証するための負担行為の補正ということにさせていただきました。

次に、19ページの浄化槽等設置事業調査及び啓発事業委託料の237万6,000円の補正につきましては、緊急地域雇用創出特別交付金を活用いたしまして、各家庭におきますし尿処理の状況を調査、記録するとともに、下水道への接続を啓発、促進するため実施するものでございます。調査員等につきましては、広陵町シルバー人材センターへの委託を計画しております。調査対象件数につきましては、真美ヶ丘、みささぎ台を除きます2,300件、調査期間4カ月、入力期間5カ月ということに見ております。10月1日から実施するものでございます。

以上で議案説明とさせていただきます。

議長 次に日程11番、議案第44号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 助役！

助役 議案第44号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

この補正予算の要求は、平成14年度における公費負担の国庫負担金及び県負担金と第2号保険者の支払基金交付金の精算によるものでございます。

それでは、23ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入の支払基金交付金でございます。これは介護給付費納付金として、社会保険診療報酬支払基金から本来14年度に受け入れすべきである金額の一部が、概算交付の手續上、本年度に交付されることとなったもので、相当額567万6,000円を過年度分の交付金として計上いたしております。

次に、繰越金として、当該特別会計全体の歳入歳出の差額として764万3,000円を15年度に繰り越すものでございます。

歳出でございますが、24ページをごらんいただきたいと思います。

諸支出金の償還金でございますが、これは国と県からの介護給付費の法定負担金の精算でございます。概算交付によって償還の必要が生じたもので、国へ150万1,000円、県へ227万5,000円、合わせて377万6,000円の償還が必要なものでございます。

最後に、基金積立金として介護給付準備基金への積立額、すなわち決算状況による最終954万3,000円を積み立てるものでございます。

以上、歳入歳出1,331万9,000円の補正予算をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 次に日程12番、議案第45号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。環境整備部長！

環境整備部長 それでは、議案第45号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

この補正予算は、土庫川左岸に建設を予定いたしております町道古寺中線道路用地取得費につきまして、用地取得事業特別会計に計上をいたしておりましたが、国の補助を受けて進める関係で、県と協議の結果、平成16年度以降の補助予定分につきましては土地開発公社で先行取得するのがよいと指導がございましたので、今回その分といたしまして1億8,610万円を減額をさせていただき、用地取得事業特別会計予算の総額を3億1,435万9,000円とさせていただきたいと存じます。

詳細は議案書の30ページに所要の歳出、29ページには全額起債、その分について減額をさせていただくことにさせていただいております。

土地開発公社には、必要分につきまして所要の措置をさせていただくことといたします。

なお、先ほど企画財政部長から説明がありました議案第43号の一般会計補正予算に債務負担行為として議決をお願いいたしておりますのが、後年度土地開発公社からの買い戻しのための措置でございますので、よろしくお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

議 長 次に日程13番、議案第46号、北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第46号、北葛城郡公平委員会規約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の32ページでございます。

今回の規約変更につきましては、平成15年5月30日、王寺町、河合町及び上牧町で組織いたします静香苑環境施設組合設立に伴いまして、北葛城郡公平委員会への加入申し入れがありまして、規約第1条及び第5条を変更するものでございます。

なお、本規約につきましては、公布の日から施行し、平成15年6月20日から適用するものです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議 長 次に日程14番、議案第47号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 議案第47号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明申し上げます。

先ほどの議案と同様の内容でございます。王寺町、河合町及び上牧町で組織いたします静香苑環境施設組合設立に伴いましての退職手当組合への加入申し入れによりまして本規約の変更でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に日程15番、議案第48号、第49号及び第50号の3件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明に入ります。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、議案第48号についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘北郵便局）の変更についてでございます。

議案書の36ページをお願いいたします。

この中で、第1条第2号中「外国人登録原票記載事項証明（当該外国人登録原票に記載され、又は記載されている者で同一世帯に対する者に限る。）」を「外国人登録原票記載事項証明書（当該登録原票に記載されている外国人本人に限る。）」に改めるという内容の改正でございます。

それと同時に、同条第5号に次の1号を加えるということで、第6号では、「納税証明書（当該納税証明書に記載されているものに限る。）」、この納税証明書を新たに1号を加えるという内容の改正でございます。

この第48号につきましては真美ヶ丘北と、第49号につきましては真美ヶ丘南郵便局、同じく第50号につきましては香芝真美ヶ丘郵便局の内容で、3件につきまして同様の内容でございますので、ご省略させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 次に日程16番であります。その前に平成14年度の各会計について監査の結果を報告願うことにします。

出張監査委員、報告をお願いいたします。

監査委員 それでは、平成14年度決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象として、平成14年度広陵町一般会計歳入歳出決算、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成14年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成14年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成14年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算、平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、審査を平成15年8月8日に慎重に実施いたしました。

審査の結果でございますが、町長から提出されました決算書に基づき、平成14年度における歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合審査の結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないことを確認いたしました。

また、財産に関する調書についても、計数はいずれも正確であり、記帳方法にあっても適正であると認められました。

次に、平成14年度広陵町水道事業会計決算についてでございますが、これにつきまして平成15年8月8日に審査を行いました。審査に付された決算諸表について、水道事業の財政状況及び経営成績等を審査いたしました結果、計数に誤りはなく適正に表示しているものと認められました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでありますので、ご一読をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

それでは、日程16番、議案第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号及び第58号の8件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明に入ります。 収入役！

収入役 それでは、議案第51号から8つの会計につきましてご説明をさせていただきます。

まず、第51号の一般会計でございますが、歳入総額は9億7,384万4,000円、歳出総額が9億4,820万2,000円ということでございまして、差し引き3億1,564万2,000円の残でございます。しかし、翌年度へ繰り越す財源が4,935万1,000円ございまして、これは環境アセスの委託料2,363万円、そして新清掃センターの基本計画の委託料が1,711万円、セキュリティーポリシーの委託料が367万5,000円、総合文書管理システムの委託料が493万5,000円、合計4,935万1,000円を繰り越すものでございまして、最終的に実質収支の残は2億6,629万1,000円というふうになったわけでございます。

それでは、歳入の方からご説明を申し上げます。

まず、17ページでございます。町税でございますが、収入済額でご報告申し上げます。町税の収入済額、一番上でございますが3億6,838万5,227円ということでございます。これは前年度に比べまして約1,400万円ほど少なくなっておるわけでございますが、町民税あるいは法人税では少なくなっておりますが、逆に固定資産税、軽自動車税が若干ふえておまして、たばこ税も若干減っていると、こういう状況でございます。詳しい資料につきましては、議会の資料を参照していただいたら結構かと思えます。

それから、次の19ページは、中ほどに地方交付税がございます。2億7,782万円

の収入でございます。これは13年度に比べまして約1億6,000万円ほど減っておるわけでございますが、段階補正の関係で約2,000万円、それから臨時財政対策債への起債の振り替えが残りでございますして、前年よりも1億6,000万円ほど減っていると、こういう状況でございます。

それから、少し飛びまして35ページの繰入金でございます。5億7,312万3,763円の繰入金でございますが、これは前年度に比べまして約3億6,000万円ほどふえておるわけでございますが、これは3億5,000万円を新清掃センターの建設の積立金への積み替えをいたしました関係で、昨年度に比べまして3億6,000万円ほどふえてると、こういう状況でございます。

それから続きまして、歳出の方へ移りたいと思いますが、主として主要事業の成果に関する報告書というのを別紙でつけささせていただいておりますので、それに準じた形での説明というふうにさせていただきます。

53ページの上の方でございますが、財産管理費でございますが、新清掃施設建設基金積立金ということで、先ほど申しあげました新しい新清掃センターの積立金ということで、3億5,000万円を積み立てさせていただきました。

それから、そのページの中ほどよりちょっと下に町勢要覧作成委託料472万5,000円というのがございます。これは内容を一新いたしまして、2,000部を作成したものでございます。

それから次の55ページでございますが、中ほどより少し下で防犯灯等所在地入力作業委託料297万7,107円というのがございます。これは緊急雇用対策事業の一環といたしまして、町内の防犯灯、防火水槽あるいは消火栓などのデータベース化を図ったものでございます。

それから、59ページに参りますと、まちづくり振興費でございます。中ほどより少し上で、工事請負費、庁舎福祉施設改築工事ということで1億6,065万円の支出をさせていただいております。これは庁舎内の福祉施設の充実と、こういうことでエレベーターの新設、またオストメイト、身体障害者対応のトイレ、町民ホール等の設置を行わさせていただきました。ホールの中には、絵画とか盆栽等の作品の展示も常時していただきまして、町民の方々の交流の場ということで活用願っているものでございます。

それから、その下の住民サービスカウンター備品ということで320万4,805円がございまして、これは町のさわやかホールなどの5カ所の町立の施設で住民の方々への身近な

窓口サービスということで、サービスカウンターを設置させていただきました備品関係の費用でございます。

それからもう一つ、その1つ下に人にやさしいまちづくり推進事業モデル地域補助金109万円がございますが、これにつきましては南郷、赤部、馬見北7丁目、同じく馬見南4丁目の4つの団体につきましては、モデル事業を実施していただいたものでございまして、その助成金ということでございます。

続きまして、65ページでございますが、中ほどに備品購入費で395万4,095円というのがございます。これは真美ヶ丘地区におきまして、真美ヶ丘北郵便局、真美ヶ丘南郵便局、香芝真美ヶ丘郵便局の3つの郵便局にサービスカウンターを設置させていただきました。近畿の郵政局管内では初めてのことということで、皆さんにもご報告をさせていただいたものでございます。その備品購入関係の費用でございます。

続きまして、111ページでございますが、農地費関係でございます。中ほどより少し下の方で、圃場整備寺戸地区、そして南郷ハス池の水辺環境事業、それから笠池の水環境整備事業、そして広瀬地区の農道整備事業、また町単の農道水路等の整備事業を上げさせていただいております。

それから、123ページへ参りますと、道路橋梁費でございますが、中ほどより少し上の方で笠ハリサキ線の整備事業、完了いたしました、3,507万8,575円。また、中ほどでは新安部橋の架設工事の負担金2,245万6,925円でございます。これは13年度からの継続事業となっておりますのでございます。

それから、細街路の整備事業補助金ということで、これは疋相地内でございます。

それから、交通安全対策関係では、カーブミラーの設置などをさせていただきました。施工箇所は全部で33カ所でございます。

それから、次のページ125ページでございますが、下の方で委託料で都市計画マスタープラン委託料ということで、都市計画マスタープランの見直し作業ということで246万7,500円、またその下の地形図作成委託料840万円でございますが、これは平成8年に作成いたしましたものでございますので、古いということで新たに空中撮影を行いまして地図の作成を行ったものでございます。

それから、129ページの上の方の公園新設関係でございます。上の方で、竹取公園整備工事ということで、5,594万5,050円ということで、竹取公園の入り口周辺、また駐車場関係の舗装工事などを施工したものでございます。

また、中ほどで、記念樹、生け垣の植木が出ておりますが、これは継続事業として実施いたしております結婚、出産、新築などの記念樹の交付、これが603件でございます。それから、生け垣の苗木ということで、これは19件の申し込みがございました。

それから、133ページの消防施設関係でございます。中ほどの工事請負関係で、防火水槽設置工事でございますが、1件ございました。東小学校の東の方へ40トンの防火水槽の設置工事を行ったものでございます。

それから、143ページの学校建設費、中ほどでございますが、真美ヶ丘第二小学校増築工事ということで、8,400万円を出さしていただいております。鉄筋コンクリート3階建てで普通教室4教室、そして音楽室が1教室というふうに整備させていただきました。

それから、153ページの上の方でございますが、北幼稚園リズム教室等の改修工事が439万1,100円でございます。それから、東幼稚園の旧の園舎の解体整備工事ということで、園舎の解体と敷地の整備を行ったものでございます。敷地面積は4,432平方メートルでございます。

それから、159ページの図書館費でございますが、下の方で図書購入費2,499万9,899円ということで、これは約1万3,200冊を購入したものでございます。それから、その下の管理備品ということで1,988万8,365円につきましては、電動式の移動書庫を設置したものでございます。これによりまして、約8万冊の収納が可能になったということでございます。

それから、163ページは、公民館費でございますが、163ページの下の方で公民館集会所整備補助金ということで1億1,907万8,000円が支出されております。これは南公民館の建設費の補助金が6,670万6,000円、以下、ほかでは安部新田、そして平尾、大塚、六道山、そして南5丁目、沢などの集会所のそれぞれの整備の補助金ということで、合わせて1億1,900万円余りとなっております。

それから、167ページは文化財関係でございますが、中ほどより少し上で巢山古墳史跡整備工事ということで1,101万8,700円が支出されております。これは調査面積600平方メートル、しゅんせつ工事関係が3,000平方メートルを行ったものでございます。

それから、そのページの下の方でございますが、馬見北7丁目集会所建設工事費ということで3,727万5,000円でございます。北7丁目、延べ面積で199平方メートルの広さがございます。

以上が一般会計の主な収入の前年度との比較、また歳出におきましては主要事業を中心に説明をさせていただきました。

続きまして、議案第52号の国民健康保険の特別会計でございますが、この特別会計は189ページからになっております。

14年度の歳入総額は18億6,266万8,000円、それに対して歳出が18億3,770万5,000円でございます、差し引き2,496万3,000円の黒字決算というふうになったわけでございます。

しかしながら、内容を見てまいりますと、被保険者数、いわゆる社会保険から国保へかわられる方がだんだんふえてきてまいりまして、いろいろ財政の硬直化も出ておるようでございます。

平成14年度の被保険者の数につきましては、9,763人ということで、前年度に比べて2.3%の増加でございます。また、平成14年度の世帯数は4,232世帯ということで、これも前年度に比べて3.4%程度の増加している状況でございます。

それから、国保税の収納状況でございますが、これにつきましては、13年度が91.6程度でございましたが、14年度は92.4程度に収納率が若干上に上がってきてると、こういうような状況でございます。

また、療養給付費の状況でございますが、これも平成14年度、これは平成10年度程度と比べますと約9,000万円程度の減少の傾向でございます。

また、出産一時金につきましては、これは平成14年度46件ということで、やはりこれは平成10年度59件ございますが、やはり少子化の傾向が続いてると、こういう状況でございます。逆に葬祭費の状況は平成10年度は99件でございましたが、14年度は132件ということで33%の増加でございます、国保加入者の高齢化の状況がうかがえるものでございます。

また、人間ドックの受診状況につきましても、160件ということで増加の傾向でございます。しかしながら、脳ドックは54件ということで若干減少してるという傾向でございます。

内容につきましては、またひとつごらん願えたら結構かと思えます。

それから続きまして、第53号の老人保健の特別会計でございます。

219ページからが老人保健の特別会計でございます。

これにつきましては、歳入総額が20億2,245万5,000円、歳出総額が20億2,

654万9,000円で409万4,000円の不足という形になっておるわけですが、15年度におきまして精算される予定でございます。

それから続きまして、235ページの介護保険の特別会計でございますが、歳入の総額が8億4,791万2,000円に對しまして、歳出の総額が8億4,031万6,000円ということで、差し引き759万6,000円の黒字という形になっております。

制度の仕組みといたしまして、翌年度で実質的な精算が実施される予定でございます。

参考のために、介護保険の被保険者の数でございますが、1号被保険者、これは65歳の方でございますが、65歳以上でございますが、4,661人という数字が出ております。それから、2号保険者につきましては、これはそれぞれ加入してる保険者の現実がちょっとつかめにくいと、収入につきましても支払基金の交付金の方で一括入ってまいりますので、ちょっとつかめにくいわけですが、住民基本台帳から割り出しましたところ、1万1,400人程度になってくるというものでございます。

それから、介護サービス勘定でございますが、これは歳入総額30万6,000円、歳出が26万円ということで4万6,000円の黒字ということで、内容的には若干の印刷製本費を支出さしていただいております。

続きまして、273ページの下水道事業の特別会計でございます。

歳入歳出とも15億5,773万2,000円ということで、収支の均衡を図っております。

参考のために、供用開始の状況でございますが、在来地の方では3,272戸ということで、水洗化率は71.7%でございます。ニュータウンの方では4,386戸ということで、これは水洗化率100%でございますが、平均いたしまして85.6%の水洗化率という成績をおさめさしていただいております。

内容的には、289ページの中ほどでございますが、下水道管理システムの設計委託料ということで1,911万円を見させていただいております。これは下水道施設及び水洗化の情報をパソコンで一括管理するために、委託料として支出さしていただいたものでございます。

それから、次の291ページには公共下水道の建設関係、また特定環境の公共下水道の建設関係がございまして。

公共下水道の建設関係では、補助事業といたしまして1,000万円、延長にいたしまして約92メートル、単独事業では1億3,000万円、延長にいたしまして949メートル

を実施したものでございます。

また、特定環境の公共下水の方では、補助事業では3億円、延長1,421メートル、また単独事業では1億2,000万円、延長にいたしまして641メートルを実施したものでございます。

それから続きまして、301ページの墓地事業関係でございます。

歳入歳出とも3,128万1,000円という収入と支出でございますが、均等の収支のバランスをとったものでございます。参考のために、平成14年度では67基を整備いたしまして、現在のところ1,070基の整備が完了したものでございます。

この会計の歳入につきましては、永代使用料といたしまして27区画の永代使用料、また歳出では墓地の整備費といたしまして、平成14年度67区画を整備いたしましたので、その整備費などを見させていただいたものでございます。

続きまして、321ページの学校給食関係でございますが、これにつきましては歳入総額2億638万3,000円、歳出が2億592万9,000円で、差し引き45万4,000円の黒字という形になったものでございます。

歳入は保護者からの負担金と一般会計の繰入金、歳出につきましては人件費と賄いの材料費が主な支出というふうになっております。

それから最後、339ページは、新庄町・當麻町・広陵町の介護認定審査会の特別会計の決算でございます。

歳入歳出とも1,525万4,000円の収支で均衡を図っております。これは3町共同によります共同設置の審査会でございますが、それぞれ3町からの負担金、また歳出では審査会の委員さんへの報酬、人件費等でございます。

以上、まことに簡単でございますが、8つの会計の概要をご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 次に日程17番、議案第59号、平成14年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明に入ります。 水道局長！

水道局長 それでは、議案第59号、平成14年度広陵町水道事業会計決算について説明申し上げます。

その前に、さきの6月の定例議会におきましては、かねてより懸案でありました水道料金の改定につきまして、大変厳しい経済情勢の折でもあり、議員の皆様には大変苦慮いただい

たことと存じますが、温かいご理解のおかげをもちまして無事可決いただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりいたしまして、管理者ともども心より厚くお礼申し上げます。

それでは、決算書の378ページの事業報告書をごらんいただきたいと存じます。

まず、営業面から申し上げます。

平成14年度末の給水人口につきましては3万2,437人で、前年度に比べまして310人増加いたしました。年間給水量におきましては392万400立米、また有収水量におきましては358万5,063立米となり、前年度に比べまして、給水量におきましては8,823立米、有収水量におきましては58立米、それぞれ減少いたしました。ちなみに、一般家庭の1水洗当たりの月平均使用水量を見ますと25,86立米と、前年度に比べまして0,46立米減少いたしました。

なお、有収率につきましては91,45%で、前年度に比べまして0,21%向上いたしました。また、県水の受水量におきましては284万2,036立米で、前年度に比べまして2万4,992立米減少し、総給水量との比率では72,49%となりました。

次に、工事の概要ですが、建設改良工事としまして、昨年度に引き続く漏水調査や新井戸の本掘工事、真美ヶ丘配水場内の不断仕切り弁設置工事を実施いたしました。

一般工事につきましては、配水管布設工事としまして、工事件数1件で工事延長距離150メートル、それから老朽管の布設替え工事としまして6件で工事延長距離680,4メートル、次に下水道工事に伴う水道管の布設替えとしまして、三条予算で15件で911,7メートル、四条予算で5件で679,1メートルの布設替え工事を実施しました。

また、都市基盤整備公団の真美ヶ丘地区内整備に伴う配水管布設工事としまして、工事延長1,046,7メートルの配水管の埋設工事を実施しました。

施設整備としましては、土庫川改修に伴う水道局内整備工事としまして、玄関の設置工事やフェンスの設置並びに舗装工事を、その他としまして取水ポンプ、計装整備工事を実施いたしました。

最後に、経理面につきまして説明申し上げます。

三条予算であります収益的収支におきましては、まず営業収支につきまして、営業収益が7億7,431万3,000円、一方営業費用が8億1,177万7,000円で、差し引き3,746万4,000円の営業損失が生じました。

次に、営業外収支につきましては、営業外収益が249万6,000円、営業外費用が9

46万3,000円で、696万7,000円の損失となりました。

以上の結果、計上損失は4,443万1,000円となりました。

また、水道料金の不納欠損処理により106万9,000円の特別損失が生じたので、平成14年度の欠損金は4,550万円となり、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は2億5,573万8,000円となりました。

次に、四条予算であります資本的収支につきましては、資本的収入として工事負担金で1億3,709万6,000円、対しまして資本的支出額が1億8,765万3,000円で、5,055万7,000円の不足が生じました。この不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額112万7,000円と過年度分損益勘定留保資金4,943万円で補てんいたしました。

以上、まことに簡単ですが決算の説明とさせていただきます。

なお、決算報告書につきましては、356ページから359ページに、財務諸表につきましては364ページから373ページに、また決算の補助説明及び内訳説明としての決算附属書類は378ページから415ページに、それからA4判の別刷りに今回なりましたが、欠損金の処理計算書(案)がございますのでご参照いただきますようお願いいたします、説明を終わらせていただきます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

議案熟読のため、9月3日から7日までの5日間を休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって9月3日から9月7日までの5日間を休会いたします。

9月8日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 2:50散会)

平成15年9月8日広陵町議会
第3回定例会会議録（2日目）

平成15年9月8日広陵町議会第3回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

3番 片岡福美

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長職務代理者	大西利実
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	竹嶋昇

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

これより本会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第40号 広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定について
2	議案第41号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
3	議案第42号 広陵町行政手続条例の一部を改正することについて
4	議案第43号 平成15年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
5	議案第44号 平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
6	議案第45号 平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
7	議案第46号 北葛城郡公平委員会規約の変更について
8	議案第47号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について
9	議案第48号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘北郵便局)の変更について
10	議案第49号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘南郵便局)の変更について
11	議案第50号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(香芝真美ヶ丘郵便局)の変更について
12	議案第51号 平成14年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
13	議案第52号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
14	議案第53号 平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
15	議案第54号 平成14年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
16	議案第55号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17	議案第56号 平成14年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18	議案第57号 平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

- 19 議案第58号 平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 議案第59号 平成14年度広陵町水道事業会計決算の認定について
- 21 一般質問

議長 それでは、日程1番、議案第40号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 認可地縁団体印鑑条例に関して、これは地方自治法が以前に改正になって今回出てきたということで、まず1つは、なぜ今回この条例を出すようになったのかという経緯の問題をお聞きしたいと思います。

それから、これは各大字によって今まで大字所有という問題が在来地域であったわけですが、この在来地域の状況はどういうような状況にあるのか。これは調べる必要がある問題は委員会で答弁していただいたら結構だと思うんですけども、その問題です。

それで、地縁団体になったら大字名義で登記をする必要があるのかどうかという問題も、その逆の問題ですけども聞いておきたいというふうに思います。

それから、法人化した場合に課税されるのかどうか、これは法人化の問題です。

それから、法人化した場合のメリットはどのようなものがあるのかということです。これが各大字ごとの事情が重なっていて、現時点で例えば赤部の場合でしたら、大字の所有については町名義にして、確約書を交わしていると。これは広陵町の赤部の所有だという形で処理してきたわけです。従来は区長がかわるごとに登記を変えた場合もあったし、そのままずっと残っていた場合もあったし、まちまちなんですけれども、そういう在来地域の大字の場合の取り扱い、全町的にどのようになっているのかというのをお聞きしたいと思います。

議長 総務部長！

総務部長 まず、順序が狂うかもわかりませんが、法人化とした場合の利点は何かということですが、大字自治会名義で不動産登記ができるということがまず第1点でございます。これが法人として認可する大きな目的でございます。

それから、大字公民館の登記の件でございますけれども、これは町との覚書によりまして大字所有であることを保障しておりますので、例えば合併があったとしても覚書は引き継が

れるものでございますので、問題はないと思います。

それから、地方自治法が改正され12年たっているがということでございますが、これまで研究されてきましたが、ことしになって具体的な動きが少々出てきましたので、受け皿としての条例の整備でございます。

それから、法人化とした場合の課税ということですが、これは私が答えるべきではないと思いますので……。一応ちょっと調べましたら、収益事業を行った場合は法人税及び法人住民税が課税されるだろうということを聞いております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 この問題で他の広陵町の各大字の大字所有の土地というのが、公民館以外にある大字ちゅうのは何カ所ぐらいあるのか、これは資料が必要でして委員会でも聞いたと思うんですけども、そういうような問題で例えば広陵町以外の自治体では、その大字所有のものを売る場合に、その市なり町の名義になっている場合には、名義書きかえ料か何か、そういう書きかえ料じゃないけども、町が手数料取るというところもあるんです。香芝はたしかそうだったんじゃないかというように思うんですけども、例えば広陵町が合併した場合、これは合併ちゅうのはするしないという問題じゃなくて、理論的な問題ですけども、そういう場合に他の大字、他の市町村との関係で取り扱いちゅうのは変わることがあるのかないのか。これは合併の条件の中にそれは当然入れれば済む話だと思うんですけども、そういうような場合についてもやっぱり研究していただく必要あるんじゃないかと思うんですけども、その点ちょっとお願いしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 土地改良区の財産としてもございますし、それからまた町名義で実際は大字がお持ちであるという土地もございます。現在所有権はそういういろいろな方法で残っているわけですが、これは当然合併しても引き継ぐものと、このように思います。

議 長 ほかにありませんか。 10番議員！

10番議員 ちょっと関連でお聞きしますが、例えば今後そういう状態、大字で取得されるのか、今後の場合はこれを必ず法人化してそういうように持っていくということになるわけですか。今後これから新しく大字で取得されるもの、その場合は法人化をして、まず法人化をするということになるわけですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 今後の動きとして、強制はできませんけれども、そういう指導をして法人化して所

有権を移していくというような指導をしていきたいと、このように思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第41号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 この手数料200円というようになってるんですが、近隣ではどういようになっているのか。

それと、全員協議会で斑鳩町では認可団体が9件というふうになっていたわけですが、どうしてこういうような形になるのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 手数料1件につき200円ということになっております。近隣の市町村を調べましても、1件200円がほとんどでございます。

それから、斑鳩町の認可団体が9件ということで非常に多くなっているということで質問ですが、これは町の指導によりこのような状況になっております。このわけといたしましては、大字が集会場などを建設するとき地域団体でなければ町からの補助が出ないということを知っております。そのために多くなっているものでございます。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 今集会所などもいわゆる地縁団体という登録をしないと補助が出ないというようになっているということですか。だから、それは自動的にそれをやっていくちゅうことになりますの。

議 長 答弁よろしいか。

4番議員 結構です。よろしいです。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第42号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 これは住基ネットの関係になってくるわけなんですけれども、この住基ネットにつきましては、8月の中旬もウイルスの問題で世界的にウイルスが侵入するというので、大変パニックに陥った状況があったんですが、その結果ネットをとめたり、それからウイルスの影響があったんじゃないかというところも、予想よりかは少なかったんですけれども、少し一部にあったと思うんです。そういう点で大変ウイルス対策について不安が大きいわけですから、このような状況、広陵町でもウイルスに感染される可能性があるのかどうか、対策も含めてお聞きをしておきたいと思います。

それから、国立市とか矢祭町とかでは、もう接続をしないという基本的な態度を決めているわけなんですけれども、これはやっぱり外からの外部からの情報を取るといって、侵入するのにそういう可能性がある、危険性があるということで安全性が確立していない中で接続しないということを決められていると思うんです。長野県の方では、長野県知事の方がいろいろと政府の方と討論をしたり、いろいろやられているそうですけれども、本当に外部から侵入できるのかどうかという実験をさしてほしいということを申し立てておられるそうなんですけれども、このような情報が漏えいすることはあってはならないことなんです。ですから、その辺の情報が漏えいすることについて、広陵町に不安はあるのかなのか、そして対策はどのようにとられているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 ウイルスの対策はどのようにしているのかということでございます。新型ウイルスがインターネットを介してパソコンに侵入するなどの大きな影響を与えたなど、社会的な問題にまで発展いたしました。本町ではウイルス駆除ソフトを絶えず配信しており、システムを侵すことのないよう対応をいたしております。

しかし、昨今のウイルスは日進月歩で、新しい型のウイルスが問題になりますが、庁内L

ANのシステムに影響しないよう機器の整備を図り、より高度な安全性を高めていきたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

議長 助役！

助役 セキュリティー対策については、慎重に現在進めておりますし、委員会も立ち上げているところでございます。ただ、ウイルスの問題については、何か東小学校であったというふうに今聞いたんで、その点については十分私も調べていきたいなと、このように思っております。

議長 4番議員！

4番議員 ICカードを発行されているということで、8月25日からそういうようになっているんですけども、広陵町での発行の状況はどのようになっているのかちゅうのと、このICカードというのがよくわからないんですけども、利用の範囲が非常に広範囲に設計できるというように言われているんですけども、利用というのはどういう形での利用ができるのか。例えば身分証明書がわりに利用するとか、そういうようなことも可能性として簡単に、いわゆる簡単にできるのか、そういう点についてもお伺いしたいと思います。

それから、パソコンを全職員に配付しているわけですけども、その点での補助金について、これは行政の問題ですけども、ついてお聞きしておきたいというふうに思うんです。

議長 住民生活部長！

住民生活部長 住基ネットワークについてご質問がございました。8月25日から第2次のサービスが開始になったわけでございまして、これの交付の件数はどうかという内容の質問でございます。8月25日にスタートいたしまして、8月25日には8枚、男性が4名、女性が4名、同じく8月26日に9枚、男性が7枚と女性が2名、8月28日には1枚、女性が1人で行いました。合計18名の発行済みでございます。ちなみに奈良県下でも数字を申し上げますと、奈良県内で582件のカードが発行されました。

もう一点のどのような範囲で利用されているかというような内容でございますが、このカードにつきましても、写真つきと写真のないのが二通りございます。これにつきましては、写真つきのものにつきましては、あらゆるそういう証明書の、以前でございましたら免許証を見せるとかいろいろございましたが、この写真のついてあるカードにつきましては、それを見せれば全部パスするというような内容で発行されております。以上でございます。

議長 企画財政部長！

企画財政部長 IT関連の補助金ということでお問い合わせの件ですが、学校等におきますパ

ソコン等の導入につきましては、補助の明確に対象になるということはわかりますが、全職員に対するパソコンの配置については、明確に補助金の内容ではないと思いますので、ただ特別交付金の中で算定されてるんじゃないかということで、ただいま資料は持ってませんので明確にはお答えできないと思うんですが、そういうふうにはちょっと感じておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 4番議員！

4番議員 写真つきと写真つきでないというのと、よくわからないんですけど、ICカードで結局は他町村で転籍する場合、手続的にはどういふようになっていくのか。今までは転籍証明もらって行ったけども、今後はそういうのも要らないというようになるらしいんですけども、ちょっとそのあたりのこと流れというのを教えていただきたいんですが。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 詳しいパンフレットができておりますので、また後でお渡ししたいと思います。が、ちょっとその内容を口でしゃべるより見ていただければ一番よくわかります。参考に発行件数私今申し上げましたけども、本町で申請されまして他町村で本町の方が交付を受ける場合と、また本町で他町村の方が申請される場合と、この二通りの申請の方法があるわけです。広陵町のお方がカードを購入されて、例えば北海道で申請されてこちらの方へ送ってくる場合、申請の内容によって。また、逆に北海道の方が北海道で購入されたが、ここで北海道の住民票等々を取れる場合もあるという広範囲に交付をされるという……、ただ写真を張るだけのことです。写真を撮って写真をそのカードに張っていただくだけのことです。写真の大きさが決まってるし、カードも決まっていますので、張る位置がちゃんと決まっています。寺前議員はまだこの見本というのがパンフレットご存じじゃないと思いますので、これをまた後でお配りいたします。

議 長 10番議員！

10番議員 ちょっと初歩的なことをお聞きしたい。私が広陵町でカードをつくる、ほんで私がいわゆる北海道へ転出したと。ほんならこの広陵町でつくったカードはどうなるのかな。また向こうで北海道の何とか町でまた改めてつくらないかんのか、これどういふことになるのか、ここちょっとこれ大変便利やと聞いているけど、ちょっとそれをお聞きしたい。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 広陵町のお方であって北海道へ全部転出されたという例でございます。その場合には、向こうで再度交付を受けて、ここでの番号で登録なさっていますので、また向こうで

は別になると思います。番号は一緒で通っていくわけですが、その写真つきと写真でない、内容が違いますので、だからここでは写真つきのやつを購入されたが北海道ではもうええと、ただのカードでええということになれば、内容的にちょっと違いますので。

議 長 10番議員！

10番議員 北海道へ私が転出したと。ほんで北海道で改めてまた何ばか向こうで払う、お金を払って、1,000円か800円か違いがあるやろけど、それを払うて新たにつくり直さんな、全くここでつくったやつはむだになってるということやね。そういうことやね。はい。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第43号、平成15年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 債務負担行為のところの説明で、当初用地特会で予算編成をしたけれども、県と相談した中で土地開発公社からの買い戻し措置等を含めるとこの方がいいというような話だったんですが、大体その用地特会と開発公社、開発公社先行取得をするという形で利用がもう最近なかったんですけども、用地特会では補助金も実際に今までついてきていたわけなんですけど、その点の違いというのは具体的にどういうところの違いがあるのか、ちょっと教えておいてほしいです。用地特会を、特別会計をつくった場合の対処と従来からある開発公社での対処の仕方がなぜ違うのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、緊急雇用創出特別交付金ですけども、まず緊急雇用の場合、どれだけの種類があるのか。というのは、教育委員会でもあると、産業振興でもあると。今度は保健のところであると。これはどういう緊急雇用という形での扱いちゅうのは、一本で来てそれを使うところによって項目のところが変わってくるのか、それとも国の制度としてそういうところに緊急雇用の制度が個々にあるのか、その点を1つはお聞きしたいと思います。

それから、シルバー人材に今度は浄化槽設置状況調査啓発事業委託料を組んでおられるわ

けですけれども、2, 300件余りを調査するというのですが、結局調査の方法、それと調査の目的は当然啓発するために利用するというようになってくるというのは当たり前の話なんですけれども、どういう形でシルバーに調査を依頼して、どういう形で調査が始まっていくのか。例えば供用開始期限が3年過ぎているところもある、あるいは3年以内のところもある、そういうことを詳細に分けながら今後に活用できる場所の部分。もう一つは、なぜ設置していないのかという問題もあろうと思うんですけれども、そういうようなところでシルバーにどんな形での委託、依頼をされるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 2人で1組の班を編成していただきます。ですから、3組ですので6名の方にお願いしたいということで、約2, 300件の調査があるということで、内容的に申し上げますと、現在も自家処理をされている家庭が4世帯、浄化槽でされているのが1, 454世帯、それとくみ取りでされているのが828世帯があるということで一応調査をするわけでございます。

これは最終的には公共下水道への接続をお願いしたいと、啓発するというような調査の目的でございますが、いわゆる2人1組で月のうち約13日間ほど出ていただきまして、いろいろ聞き取り調査等を行うわけでございます。作業の流れといたしまして、ご承知のように、在来地区が100%でございますが、いわゆるおっしゃっておりますように、接続されない理由あるいは接続はするがいろんな問題点、そういうことも調査の1項といたしまして調査をお願いするわけでございます。

そういうことで全部がその調査を完了いたしますと、いわゆる入力いたしまして、一応そのデータをもちまして今後の下水道の啓発に努めていくというのが大きな目的でございます。これは補助金といたしまして県から100%をいただくわけでございます。以上でございます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 債務負担行為の件についてでございますが、用地特会と土地開発公社いずれの手法も用地の先行取得という方式に全く目的、効果とも変わりはありませんで、地方債の手引きによりまして、用地先行取得事業債を発行して先行取得をし、後年度補助を受けてそれを買い戻し、補助プラス一般財源でさきに借り入れた起債を償還していくという方法で、若干の違いはあるんですが、効果は全く変わらないということで、国、県といろいろ協議をさせていただいたんですが、面的な整備については、用地先行取得事業がいいのかなと。

道路というような線で整備する部分については、どうも道路部局においては、用地先行取得事業を用いるというのはなじまないような、担当者の見解の違いだけかなと思います。補助金をちょうだいする事業でもございますので、国、県の指導に従ったということで組み替えをさせていただきたいという結論になりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 緊急地域雇用創出特別交付金の事業を利用いたしまして今回もやるわけですが、今までも総務の関係それからいろいろ緊急に雇用創出を図るといふ国の方針の中でそういう事業に合う部分を申請さしていただいて、その事業の認可をいただいて補助金をいただくという事業で、そのものの補助金そのものは1本の補助金なんです、それぞれの事業に割り振りで受け入れると、それでその事業を使うという形になっています。

議 長 4番議員！

4番議員 この浄化槽の調査の部分で、特にこれは下水道の収入のところには大きな影響を与えているし、供用開始以後かなりたってできてないちゅう点では、維持管理の問題等でもいわゆる財政に相当な影響を与えているちゅうのは下水道予算のところでも議論してきたところなんですけれども、これによって促進していくという点で実態調査ちゅうのはわかると思うんですが、下水道の部門でこれはいわゆる下水道課のところではこれをどうように活用するのかというところまで担当部局、課で議論されているのか。

今くみ取りが828軒出ていて、浄化槽が千四百数十軒あるというふうにおっしゃったんですけれども、その点は下水道部門のところではこの内容をももちろん同じように協議をされたと思うんですけれども、その扱い方についてどういふような形で生かすというところまで議論をされているのか、その点をお聞きしときたいというふうに思うんです。これは担当部局2つにまたがっていると思うんですけど、建設課、下水道課のところの部分。下水道課のところの部分についても、その啓蒙のところについてお聞きしたいというふうに思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 この調査が完結いたしますと、十分にこの利用方法につきましては、下水道課と議論をしなければいけないと。ただ、先ほど申しあげました2,300件の内訳についてのこういう調査をする出発につきましては、下水道課とはいろんな資料をいただきまして、こういう内容の調査項目をつくり上げていこうという議論はやっております。

しかし、完全に調査ができ上がりますと、下水道の接続に重点を置く、あるいは浄化槽の接続いわゆる啓蒙という効果を十分に発揮できるような議論で進めていかなければならない

と考えております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 下水道の担当部局の方からお答えさせていただきます。今住民生活部長がおっしゃいましたように、公共下水に接続するしないという部分の中で、いわゆる公共下水道が供用開始されているのに使われてないという場合と、公共下水を引くことが困難でやむを得ず浄化槽なりくみ取りなりされているという部分で、いろいろ事情は違うと思います。ですから、今その調査を行われることを大いに利用させていただいて、公共下水がありながらされていないということであれば、そういう資本の投資したむだになりますので、その辺はまた新たに強烈的な接続をお願いするような方策もとりたいというふうに思いますので、その辺十分協議してやっていきたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 寺前議員の質問に補足質問になりますが、お金がないから接続できないというところもあると思うんですけども、その点についての原因ですね、接続しない原因ということになるんですけども、そういう調査もするのかどうか。

そして、そういう場合にどのような町としての対応を検討していくのか。といいますのは、せつかくの多額の投資をして接続をされなければ、税金の大変むだ遣いということにもなりかねませんので、その辺のところは真剣に取り組む必要がありますので、再度ご説明をお願いしたいと思います。

それから、町道の取得事業なんですけれども、先ほどは用地特会と開発公社の違いということでご説明を受けたんですけれども、用地のもう鑑定結果はあちこちで結果は出ていると思うんです、何カ所かされて。その鑑定結果を教えてくださいたいと思います。

それから、古寺での用地取得に向けて今地元との話し合いをしているということで報告はかねてから受けているわけなんですけれども、この古寺区の皆さんとの合意の問題です、用地取得にかかわって、どのような状況があるのか、またどのような見通しを持っておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、移転補償なんですけども、移転補償の内容はどのような内容、移転補償はいいか。その2点についてお聞きしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 お金がかかるから接続をしない、あるいは接続をしたいのに管が来てない、いろんな状況が調査で出てくると思います。そういうことで、今現時点でそういうお金がかか

るからできないからどないするという結論じゃなくして、最終的にこの調査ができ上がった段階で、こういう状況の家庭が何軒ある、あるいは管がいまだに来ないので接続したいができない家庭が何軒あると、こういうことを調査をしたいというのが調査の目的でありまして、それから下水道あるいは財政等でこういう状況だという調査結果をまとめまして、これから進んでいって協議をしなければならないと、このように考えております。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 用地の鑑定につきましては、鑑定作業を終えておりまして、答えも出ております。過日も正・副議長、ごみ特の正・副委員長にご説明を申し上げておりますが、この場ではこれからの交渉ということをお願いしたいと思っております。

それから、古寺区との合意の見通しでございますが、地権者の方々には本年5月18日の日に地権者の方々にお集まりをいただきまして、ご協力をお願いを申し上げました。ご協力いただくに当たりましては、道路は特に調査を十分やらせていただきたいということで、土地に立入調査をお願いを申し上げまして測量をさせていただきました。今現在成果が上がってきておりまして、道路の法線、構造等もこれから詳細に詰めてまいった上で、どの程度つづれ地がでるのか面積の計算をした上で近く用地交渉に入りたいというふうに思っております。

見通しにつきましては、皆さん方にあとは単価の問題かなというふうにも思っておりますので、今後鋭意ご理解いただくよう交渉に努めてまいりたいというふうに思っております。

移転補償はまた用地特会の議案でご報告を申し上げます。

議 長 5番議員！

5番議員 まず、1つは、お金が大変かかるから接続できない、そういうところも原因として調査するという事なんですけれども、やはりもともと古いというか、そういう随分以前に建てられた家の場合、そういう下水道に接続するということを想定して家を建てておられるわけじゃないんです。そういう中で大変奥まったところに家があったりしたら、大変予想外にたくさん負担をしなきゃいけないということになるので、いろいろな難しい問題点はあろうかと思いますが、そういう個々の状況をよく把握しながら今後も検討していただきたいというふうに思います。それはそういうところで余り一律という部分じゃなくて、深く考えながらということをお願いしておきます。

それから、先ほどの交渉の問題があるので、鑑定価格は公表できないということなんですけれども、しかしこの鑑定価格については、だれが見てもこのぐらい当然の値段というところ

ろが鑑定されているわけですから、それは当然出していただいて、公表していただいて当たり前だと思うんです。そういう価格が公になったから交渉できないというのは、どういうところに考えがあるのかなというので、私には大変理解できないんです。

とりわけ今全国的には、用地取得について高過ぎただとかいろいろな問題が従前にも出てきていて問題に後からなるということも幾つかあったはずなんです。それで、そういう分でもやはり安心して透明性を持って交渉していただくということが何よりも大事だと思うんです。話はちょっと違いますけど、入札の問題でも予定価格を事前公表するという事になったわけですから、そういうやっぱり正々堂々とした交渉をしていただくことの方が、用地を持っておられる方にとっても大変楽ではないのかと逆にそう思うわけです。ですから、ぜひこれは鑑定価格については公表をしていただきたいというふうに思います。

前の説明では、質問何回かさせていただきましたけども、また鑑定結果が出たらご報告しますということでお聞きしてきたんです。鑑定結果が出たら言えないということでは約束が違うと思います。ですから、この鑑定の価格については、再度公表していただきますようお願いしたいと思いますので、再度のご答弁をよろしくお願いをいたします。

それから、地権者の方について、その鑑定価格も明示して交渉をされていくということになるわけですが、やっぱりその鑑定結果が出た上で説明会が当然開かれると思うんですけれども、その説明会はどのような日程で考えていただいているのかお聞きをしておきたいと思っています。

それから、前聞いたかどうかちょっとメモありませんので、何筆で地権者の方何人で、合計何平米ということをちょっと正確な数字がわかりましたら教えていただきたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 鑑定結果につきましては、過日議会運営委員会の日には、先ほど申し上げました正・副議長それからごみ問題特別委員会の正・副委員長ご出席いただく機会ということで、そのときに説明をさせていただいたわけですが、寺前副委員長は所用でご欠席でしたので説明を申し上げておりません。また、後で副委員長にはご説明を申し上げたいというふうに思っております。今はこの段階でとめていただきたいというふうに思います。

と申しますのは、やはり用地を提供いただく方、土地というのは非常に愛着をお持ちでございますので、先に地権者にご説明を申し上げる前にその数字が流通するという事は、これからの交渉、非常にやりにくくなるという事情もございますので、ひとつご了承いただきたいというふうに思います。

それから、説明会につきましては、当然地権者の方に単価をお示ししないと交渉になりませんので、その時期は慎重に考えているところでございます。やはりごみ処理施設の問題につきましては、古寺区だけではございませんで、周辺地域の方々のご理解もいただかなければならないということで、並行してご理解いただくように進めているところでございます。もう少し早く進めなければならないというところも十分承知はいたしておりますが、あと少しというところまで参っておりますので、ぜひご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

議 長 1 番議員！

1 番議員 ちょっと1点だけ、緊急雇用特別交付金事業補助金についてですが、先ほどの質疑等も聞いていますと、この下水道の調査においては、大体こういうことを調べる、こういうことが大体わかった上での調査ではないのかなど。あえてこの県からいただいた補助金を使ってまでそういう調査をわかりながら、大体のことは町側で、理事者側で把握しておられるのではないかと。ですから、それを調査してじゃあ何をしたいと、何が目的なのか、ただ調査するだけで終わるのか。そうじゃないと思うので、じゃ浄化槽の人が今のようなお答えの中にありました金がないとか、場所的に古い家でしたらいろんな地形的にもなかなか難しい。では、それを調査したと。じゃその調査した段階までで終わるのか、その目的は何なのか。やはり目的は公共下水道につけていただくのが目的ですから、この調査した上のその目的ではなくして、もう一段階上の接続という目的まで届かなくてはどの調査したか、せっかくこうした237万6,000円を使うわけですから、そんな金出す、237万6,000円だったら、1軒1万円でも出してあげてプラスにさせていただいた方が効果があるかなと今思ったわけですがけれども、そんなことはできないわけですから、当然。ですから、きちっとした目的、調査したけれども接続だけの目的には、では町からこういう制度をつくりましょう、では今4万円のを5万円でも6万円でも上げましょう、それで接続するために1回協力してくださいよというそういう目的とかシナリオがあるのかどうかということも聞かしていただければなど。

それから、県から補助金、衛生費県補助金をいただいたわけですが、この中にこれを最終的には選択されたわけですが、ほかにこの衛生費県補助金において選択する項目はあったのかないのか。初めからこの調査を目的としたのかということも、ほかにあったけれどもこれが町としては最終的によかったから選択したんだというのであるのかどうかという点であります。

それから、すべてをシルバーの方に委託するわけでありませうけれども、調査内容については、どこかの何項目かあるわけでしょうけれども、その委託内容についてはどこかの業者に委託して、その委託された内容のもとにこのシルバーの3組6人の方がされるのかどうか。

それから、人件費等もこの中には含んでいるのかどうか、それも含めてお願いしたいと思っております。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 人件費は全部この中に含んでおります。内容的に申し上げますと、先ほどから質問にお答えしておりますように、2人が1組のペアを組んでいただきまして6人体制、もう一人はその調査は入力をしていただくための人件1人についていただくということで、延べ人数にいたしまして377人を予定いたしております。調査の日数でございますが、一応65日を予定いたしております。ですから、人件費では調査のための人件費あるいは入力するための人件費等が委託料として含んでおるわけでございます。

それから、調査項目につきまして、業者に委託して調査項目を決めたかどうかということでございますが、これはあくまでも私どもの課と生活環境課と下水道の担当で、下水道課では毎年、供用開始はできるのに接続ができていない家庭につきましては、いろんなアンケート調査を行っております。そういう内容の事項も含んでいるような調査項目を考えたということございまして、最終の目的は、やはりこの調査の結果、1軒でも多くの方が接続していただく、これが最大の目標であろうと考えております。

しかしながら、いろんな状況が違うわけでございまして、その状況を把握しなければ、具体的に例えばお金がないからしたくてもできない、あるいは接続をしたいが管が通っていない、それはそういうものをすべて調査で上げていただきまして、そうすればこの地域はそういう家庭が多いから早く管を入れる工事がかかろうかと、そういう内容で検討を加えていかなければならないというのも一つの目的でございます。あくまでも接続をしたいが管が通っていない、あるいは管が通ってあるがお金がかかる、そういう詳しくデータを分析しなければ、補助金を、今現在おっしゃっておりますように、補助金をふやすとかそういう内容の具体的な取り組みについては、今のところは考えておりませんが、最終データがそろいまして、そこで担当する下水道課とも協議を重ねたいと、かように思っております。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今回の補助金の内容なんですが、15年度の追加要望ということで、まず雇用創出特別交付金をいかに使うかという事業をまず定めるわけですね。この事業に対してどれだ

けの人員を雇用するということに対する補助金ということなんで、ほかに事業があつてこれを選んだやなしに、この事業をするための補助金をとつたと、こういうことでございますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よつて本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第44号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員!

4番議員 精算のための予算とそれから繰越金ということになつてゐるんですけども、1つは、15、16、17年度の介護保険料を決定されたときに、この決算の中身と同様の予算の中身で保険料を決定されているのか、あるいは若干そういう中身について14年度決算の中身がかわつてゐるのか、その点ちょっとわかればお聞きしておきたいと思ふんです。

それから、これで言うといわゆる繰越金が764万3,000円で、それで積立金が954万3,000円ということで、中身の厳密な内容は別として、結局これで言うと約200万円ほど繰越金と積立金との差で言うと単年度で200万円がふえてゐるという計算でいいのか、積立金の現在の状況を報告していただいて、今年度に生じた積立金の中身について教えておいていただきたいというように思ふんです。

それから、この償還金については、これはいつ大体決まるのか。国保と同じように当然2月、3月の利用が4月、5月にあらわれてくるというようになるのか。国保の場合にしたら、給付は大体3カ月おくれで広陵町に届いてくるということがあると思ふんですけど、介護の場合については、いわゆる介護に当たる給付は広陵町に届くといふいわゆる施設なり介護のところではケアマネを組んで、そしてそれを実行していつ請求をするというようになるんですけども、国保の場合と同じようなサイクルで発生するのか、あるいは介護の場合にはそのシステムがやっぱり違ふというようになつてゐるのか、その点少し教えておいていただきたいというように思ふんです。よろしくお願ひします。

議 長 助役！

助 役 まず、順番は前後しますが、繰越金の償還金の決まる時期、これは国保と同様でございます。

それから、決定された決算の中身と同様かと。はい、同様でございます。事前の実績で算定をいたしております。

それから、あと介護給付費準備基金積立金の根拠をおっしゃっていただいていると思います。まず、平成14年度歳入歳出差し引き残額764万2,405円、それから国庫負担金過年度償還金、国へ返す分で150万644円、それから県費負担金過年度償還金、これも県へ返す分で227万4,903円でございます。それから、支払基金過年度交付金567万5,338円で、これを合計いたしますと954万2,196円と、こういう数字になります。

議 長 4番議員！

4番議員 ちょっともう一回ちょっと待ってるわ。（5番議員「基金やから、基金に繰り入れるんやから。」）返還金の方の説明ちゃう、今の話は。（5番議員「金額は九百何ぼになるから変やで。おかしいね。」）積立金やでこの基金の、九百何ぼちゅうのは。（5番議員「基金に上乘せする分が九百何万円やから。」）たまたま金額一緒ぐらいになったんちゃうの、それ。

議 長 助役！

助 役 あやふやな回答もできませんので、もうしばらく検討してから。もう次のあっこへ行っていただきます、質問に。今ちょっと数字が再度確認してから回答申し上げたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 基金の分についてまた後で説明していただくということでいいんですけども、積立金の方に954万3,000円が上乘せされるということになりますので、基金の方が14年度末で8,917万7,000円あるわけですから、大体約1億円近くの基金になるということなんです。

この介護保険なんですけど、この1億円の基金を今後の赤字になったときにということだけでそれだけ要るのかどうかということになると、大変また議論の余地があるわけです。といいますのは、国保でしたら2,000万円で基金の積み立ての方はストップずっとして、繰り越ししながら保険料抑制などに役立っているのが現状だと思うんです。この介護保険の

場合、基金にこれほどまでためる必要があるのかどうか、その辺のところはどのようにお考えいただいているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、償還の方はそしたら基金の方の回答が出てからお聞きをすることにします。

あとちょっと時間的には厳しいかなと思うんですけども、介護保険は決算の方が午後に多分審議になると思いますので、それまでにできましたら14年度末の保険料の段階別の人数、第1段階から第5段階まであるわけですけども、それ出てると思いますので、資料としてちょっと出していただけたらと思うんです。

それから、サービス給付の実態もまとめていただいていると思うんです。それで、サービス給付の実態についても、できましたら午後の審議までに、お昼休みにでも申しわけないんですけども資料をいただけたら大変ありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 しばらく休憩いたします。11時15分から再開いたします。

(A.M. 11:05 休憩)

(A.M. 11:15 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

助役！

助 役 寺前議員のご質問の中で、保険料の決定云々ということと償還金の決定云々という問題については、先ほど回答したとおりでございます。

なお、居宅介護支援サービスの伸びということもおっしゃっていますが、全体では1万3,806件と。それから、いろんな伸びがございますので、それはまた委員会でも報告をさせていただきますと思います。

それから、松野議員が1億円ほどあると、この問題をおっしゃってるんですが、もともと3,000万円につきましては上積みした分でございます。今保険料を低くしてその取り崩しを順次している状況でございます。終わります。

議 長 4番議員！

4番議員 先ほどの説明の具体的な中身お聞かせいただいて、私の方の理解不足ということでわかりましたので、先ほどの内容はわかりました。

それと、伸びの問題なんですけれども、実態として平成14年度までのいわゆる保険料ではなくて、いわゆる介護サービス等についての変更があったと。介護を3段階であったものを種類を2つに分けるとか、いわゆる受け取る側、サービス提供側の費用が変わったという

点があったわけなんですけれども、それに対して14年度と15年度を比較した場合、変化はどのような特徴的な変化があるのかというのが、先ほど全体で伸びがふえてきているということと関連したそういう内容だったわけなんです。

今度厚生委員会での質問というのはなかなかできないものですから、一応この質問で、後の介護保険の決算のときでも結構ですけれども、そういう内容についてご答弁を願いたいと思うんです。というのは、現状の介護の伸びとそれから商売ではないですけれども民間参入の中身の実態、いわゆる民間が事業を展開しやすくなったという側面は、もうける率が安定的になってきたという裏返しになろうかというように思いますんで、その点での伸びの実態ちゅうのはどうしても必要な内容なわけなので、その点を知りたいということであります。

それと、先ほどの保険料の決定が昨年の秋に決定をして、その後の流れというのは推計でとらえていたという点で説明をもらいましたので、その点のご答弁結構ですので、先ほどのいわゆる伸びの問題は中身の問題として今答えられる場合でしたら結構ですけれども、答えられない場合は介護保険の決算のところで答弁をお願いしたいというように思います。

議 長 助役！

助 役 かなりの種類がございますので、委員会でご報告をさせていただきます。（4番議員「介護だけやったら本会議じゃない。」）

議 長 助役！

助 役 決算時に説明をさせていただきます。

議 長 5番議員！

5番議員 基金の問題で質問させていただいたわけなんですけれども、1億円というのは、3,000万円の去年の保健施設事業がありますので取り崩していくということでの話は理解できるんですけれども、それと料金を、介護保険料をかなり低く抑えていただいたということの中で、サービスが増加したら赤字になるんじゃないかというところで基金を積み立てていただいているというそういう説明も聞いてはいるんですけれども、実際に広陵町の今の介護サービスの受給量から見たら、本当に3年間で全部取り崩してしまわなきゃいけないような状況なのかどうかというところが、そうではないんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、伸びてきているのは確かだと思うんですけれども、この間の3年間、12、13、14年度の3年間見ていましたら、そのような部分では本当は介護保険サービスはどんどんとやっぱり受給していただいた方が安心できるということで介護保険の意味があるわけですから、大いにサービス受ける人が多いといいんじゃないかとは思いますが、実際の

ところではどうなのかという点が把握しにくいんですけど、さっきの寺前議員の質問ともかかわるかもしれないんですけども、サービスの伸びから見てこの3年間で基金の方がほとんど食いつぶさなきゃいけないというふうに認識されているのかどうか、そしたら再度お聞きしておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 給付が伸びていることは実態でございます。半面保険料は安く設定しているということも事実でございます。今後のいろんな推移を見ながらいろいろ考えていきたいと、このように思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第45号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 先ほどちょっと言ってしまいましたが、移転補償費についてその内容についてご説明いただきたいと思います。減額予算にはなっているわけなんですけれども、それと先ほどちょっと質問していた中身なんですけれども、町道では何筆で何平米なのかというところと、それと町道以外のところの予定地ですね、再度ちょっと何筆か、前ちょっとお聞きしたかとは思いますが、再度確認をしておきたいと思います。

それから、先ほどの鑑定価格の方は後日聞きますが、やはりいろいろな交渉事も大変だろうというふうには思うわけなんですけれども、オープンにしながら進めるということがやっぱり一番大事ではないかと思うんです。オープンでないがために余計に憶測を呼んで、しんどい思いをしていかなければいけないのではないかと思いますから、この鑑定価格だけでなく、やはりオープンにしながら交渉を進めていくことをお願いしたいと思います。

それから、この町道の延長と幅はどれだけになっていたのか、数字を教えてくださいたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 まず、移転補償のことですが、道路の予定地上にございます構築物、構造物、立ち木等を想定して予算取りをさせていただいております。この最終的な補償額につきましては、正式に鑑定を再度この分につきましては改めて鑑定をしていただいて決定をしたいということでございます。

この用地取得特別事業会計で減額いたします分の必要分は、すべて土地開発公社で改めて補正をしていただくということで手続を進めております。

それから、筆数でございますが、これもルートを最終的に確定しないとはっきりいたしません、約60筆、地権者にいたしますと40名というふうに見込んでおります。

それから、幅員につきましては、予算上は土庫川左岸の堤防敷を一部利用します関係で用地を取得させていただきますのが約5メートルということで、実際の幅員は10.5メートル程度の道路になるわけですが、そのうちの5メートルを買収をさせていただくということでございます。ただ、今現在道路の形態を検討中ございまして、のり面をどうするかというところで、擁壁を立ち上げるのがいいのか、のりのまま少し用地を取得する方がいいのか、そのあたりも含めて検討中でございますので、最終的な用地の取得、幅員については確定次第ご報告させていただきたいと思っております。

それから、用地の鑑定価格につきましては、時期を見て議員の皆様方にもご報告を申し上げたいと思っておりますので、いましばらくお待ちを願いたいというふうに思います。以上、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 5番議員！

5番議員 今のり面をどうするのかもまだ検討中ということだったんですけども、そうしましたら大体のスケジュールですね、いつごろまでにその形状を確定して、それで地権者の説明会はおおよそ何月ごろになるだろうとか、そういうスケジュールについてはどのように今のところ考えていただいているのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 今現在鋭意作業を進めているところでございまして、できれば9月中に説明会を開催できるようにこぎつきたいというふうに思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第46号、北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 この静香苑、これは王寺と上牧というようにおっしゃったと——河合ですか。葛城清掃事務組合が3市6町だと思うんですけども、何か葛城事務組合の袋には3市3町しか書いてない、新しい袋に書いてないというような話を聞いたんですけども、3市3町で事務組合。入ってますわな、最初から。ちょっと勘違いしているようですので、ちょっと説明だけしていただいたらと思うんです。

それから、公平委員会は民間で言うと労働委員会ということになると思うんですが、このメンバーは選出時々しているわけなんですけども、規約上どのようになって、現在だれが公平委員になっていて、それは今わからへんかったらこれは委員会でも結構ですんで、それと開催の状況ですね、だから14年度ではこの公平委員会というのは何回開かれているのか、そういう点もわかれば教えておいていただきたいと思うんです。その点次のことも同じですので、次のことちょっと違いますけれども、よろしくをお願いします。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 公平委員会の内容につきましては、事務局の方に、河合町でございますので、ちょっと資料今持ち合わせておりませんので、後日回答させていただくということで、会合等につきましては回数あるいは案件等につきまして一応問い合わせたいと思います。

それから、今回の静香苑でございますが、上牧町、王寺町、河合町、この3町で組織されます。静香苑と申しますのは、火葬場と斎場それから憩いの広場の設置、これに伴います事務及び管理運営に関する事務を取り扱うというこういう組織でございますので、よろしくをお願いします。

議 長 4番議員！

4番議員 今いわゆる墓の点おっしゃってるんですけども……火葬場。墓はそれぞれ別々にありますから、火葬場を、そしたら現在火葬場それぞれのところにあるのをこれ今新しくするという事業を展開しているわけですか。その点ちょっとわかればもう少しその中身、わかれ

ば教えておいていただきたいんですけど。（5番議員「どこで。」）どこでそんなんあれやろな。王寺は別の上で火葬場ありますやん。

議 長 答弁したって。町長！

町 長 王寺、河合、上牧はかねてから火葬場があったわけでごさいますて、その火葬場をさらに拡張整備をすることに組合で協議を進められておりました。このたび円満にまとまって、こういう名称でスタートをしたわけでごさいますて、ちょうど上牧から王寺へ越える山のところでございます。薬井という河合の南側に当たるところでごさいますて、その場所で新たに整備をすると、火葬場の整備をするということでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 公平委員会の資料を取り寄せていただくということでちょっと追加をお願いしておきたいんですけども、委員さんの名簿と何年くらいというか、何期なさっているかというところをお聞きしておきたいんです。というのは、うまく公平委員会が機能しているかどうかということになりますと、ほとんど機能していないのではないかなというふうに思いますので、とりわけ公務員の皆さんが給料までカットされる厳しい中、いろいろまたその他の問題もあろうかと思いますが、それに対しての機能がどうなのかという点で、その委員さんの方も公の町関係の方かどうかとわかればいいんですが、わからなかったら結構ですけども、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 答弁よろしいんやね。答弁要るの。 企画財政部長！

企画財政部長 先ほどの寺前議員さんの質問と同じく、後ほどお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第47号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、議案第48号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘北郵便局）の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 10番議員！

10番議員 ちょっとお尋ねします。住民の皆様いろんな人のお声からして、平岡町長がいろいろ斬新な施策の中で、非常にソフト面でよかったと、私は大変評価をしている一人ですが、いわゆる現状の現況ですか、利用現況、郵便局、それと郵便局の対応なりでの役所の対応と郵便局での対応がどうであったかということをもしお聞きになっていたらお聞きしたいと。

そして、私の知り合いで田原本の方で郵便局長しておりまして、田原本はまだそういうことはしてませんということで、郵便局もサービス産業だということで民営化ということも叫ばれておりますし、今公社になりましたということで、そっちの方も大いにやっていきたいなど、また頑張っていきたいねというように局の方から、一時は郵便局えらい拒絶反応多少持ってたらしいですけど、小泉さんの改革路線でびびってしもたんかどうかわかりませんが、非常に胸襟を開いていったという経緯もあるし、それよりも突破口をつくったのが広陵町の平岡さんかなと大いに褒めときますけど、その意味でその現況といわゆる各住民さん側から見ると、視点から見てのこの施策の評価というのがもし精査されておるのであればお聞きしたいと。

今後の取り組みなり、多分モデルケースとして広陵町に非常に興味を持っておられる他の自治体もあると思います。また、郵便局から見てのメリットも感じておられると思いますので、その辺をちょっと総合的にお答えをいただきたい。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、きょうまでの一応実績申し上げたいと思います。ご承知のように、平成14年5月から3月、これにつきましては、町内の5施設で一応スタートしたわけですが、これにつきましては、戸籍、謄本あるいは住民票の交付、記載事項の証明、印

鑑証明等合わせまして1, 237件、これがいわゆる14年度でございます。

それと、14年9月からスタートいたしました郵便局の3局につきましては、先ほど申し上げました戸籍、住民票あるいは記載事項、印鑑証明等合わせまして1, 456件、これは9月からことしの3月までの実績でございます。

あわせまして本年15年4月から最近8月まででございますが、5施設につきましては440件、また郵便局につきましては1, 441件ございます。これが実績でございます。

郵便局3局につきましては、当初は一応機械の操作等の戸惑いが若干ございました。しかし、なれていただくたびに職員さんも十分こなしていただいているということで、何ら苦情等は聞いておりません。

それと、先ほど議員がおっしゃいましたように、非常にモデルケース的なことという感覚がございまして、近隣あるいは他府県からこういう内容の住民課あてに内容の問い合わせが何通か来ておるわけございまして、県内からも視察に来ておられるのは事実でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 ということは、かなり効果的な事業であったと私もそう感じます。

官と民がそのところところのポジションで相乗効果を出していくということに関して、地方も国も一緒だと思いますから、その辺きょうは自民党の総裁選挙の告示があったと思いますので、その辺いろいろ考えて、今後やっぱり民も官もお互いの立場のプラスいいところを大いに競争もし、また共用もしていくということで、広陵町も特にここから出発ということでございますので、この辺を突破口で大いに頑張してほしいと、こう思います。

議 長 町長答弁あるの。 町長！

町 長 今青木議員がおっしゃったように、近畿で初めてさせていただいた非常に全国的にも注目を浴びたこの郵便局の委託業務でございます。せんだっても斑鳩町が広陵町にまねしてさしてもろたんやというようなことも町長さんおっしゃっておられました。また一步進んで納税証明をやってんねんというようなことをおっしゃっていただいた。お互いに切磋琢磨をしながら進めさせていただいているところでございます。

上級官庁が私どもの自治省がなくなって総務庁になったわけございまして、郵便局も一緒でございます。郵便局の局長さんは、私どもの窓口は役所にない窓口体制をとってますというようにおっしゃるわけございまして、それはお客さん来られたら必ずありがとうございますと、そして笑顔を添えてお帰りをいただくということを郵便局のモットーとされているわけございまして、このことは役所には負けないというようにおっしゃってるんです。

私ども窓口もそれに見習って郵便局に同じようありがとうございますという言葉を使いながら努力をさしていただいているところでございます。

青木議員ご指摘をいただきました官民一体となって知恵を出し合っただけからの行政業務に、サービスの推進に大いに知恵を絞っていきたいなと思っているところでございますので、いろいろご提案どうぞよろしくお願いを申し上げてお答えいたします。

議 長 4番議員！

4番議員 1つは、先ほどの住民カードですが、これは郵便局でも利用できるのか、その点をちょっと聞いておきたいと思うんです。

それと、この利用の実態を、感じとしては非常によく利用しているなという感じなんですけど、15年度4月から8月になると、5施設については減ってきているというような感じするんですけど、この数字から見ると。あるいは局の方がふえたからこういう差がついたのかということがちょっとわからないんですけども、要は5施設の中でサン・ワークなどのところとの比較とかの中で、どこが一番利用されているのか。5施設の場所ごとの件数ですね、これに加えて説明をしていただきたいというように思うんです。

それと、局については結構ですけども、在来地の郵便局、これは真美ヶ丘では郵便局で利用していただいていると。これは施設が重なる、重ならないの問題があったらというふう思うんですけども、箸尾の場合についてはサン・ワークと郵便局というのちょっと若干あいてるんですけども、瀬南の場合はもう役場は近くだということになりますし、在来地の場合の郵便局がこれに入っていないという理由はどういう理由なのか。先ほど言った場所とかいろいろあると思うんですけども、その点わかれば教えていただきたいというように思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 郵便局でこのカードが利用できるかどうかということでございますが、利用できないと。機械がありません、郵便局では。

それと、場所ごとに、私先ほど申し上げましたのは、全体5施設と郵便局をまとめた一応実績のことを報告申し上げましたが、場所ごとのことは今現在は持っておりませんので、14年度分ですよろしいですか。申し上げます。さわやかホールで312件、清掃センターで297件、図書館で220件、公民館で21件、サン・ワークで310件、それと郵便局でございますが、真美ヶ丘北郵便局で1,020件、真美ヶ丘南郵便局で125件、香芝郵便局で95件、合計2,400件の処理をしております。

議 長 町長！

町 長 今部長から利用状況の説明があったわけですが、すべての郵便局にしているのではないかということですが、私は当初真美ヶ丘地区のサービスが十分でないということからスタートをしたところですが、今欠けておるところは百済の簡易郵便局でございます。古寺にも簡易郵便局があるわけですが、百済に何としても開設をしてみたい、また古寺にも簡易郵便局お願いをしたいと思うわけですが。

これは国の総務大臣にも私直訴をさしていただいたんです。高田の郵便局も後押しをしていただきまして、また近畿郵政局も後押しをして、町長それなら行ってくれということでございました。簡易郵便局にも私どもには一番やはり手薄なところ、また遠いところになっておるので、何としてもこの作業を事務委託をお願いしたいと。特にお金を預かってのやから、我々の印鑑証明やそんな作業はいとも簡単なことやというようなことを申し上げたんですが、大臣の方の答弁は、公務員でないということが一番問題なんです、簡易郵便局は公務員の扱いをされておられません、事務委託をされておるところでございます。これももう少し考えて、保険業務や貯金業務をされているんですから、信頼ある郵便局ですが、何としても加えてほしいと、法の改正をしてほしいということを迫っております。まだまだ引き続きお願いをして、百済の郵便局について加えていきたいなど。古寺の簡易局もございますが、簡易局にも応援をしていただこうと、そういう思いで今進めているところでございます。

その他の郵便局については、箸尾、瀬南等についても、馬見の郵便局もございますが、こうしたところについては十分サービスが今のところ行き届いているというような観点から除外をさせていただいているところでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 平成15年4月から8月までで2,000件近くのサービスカウンター郵便局の利用状況ということで、かなり多くなってきているなと思うんです。これ大体このペースでふえていけば、ことし平成15年は半分近くがそういうところでの手続になるのかなと思うんですが、その点でどの程度の今の利用状況か、今後も利用1回してみたら便利ですので、もっともっとそういう出先での利用がふえるだろうというふうには思うんですけれども、役場の出張所を従来お願いしてきたのはそういうところにあるわけなんですけれども、それはさておき、その点についてお聞きしたいと思います。

それと、システムがもう一つちょっと理解できてないかなとは思いますが、これによってこの本庁の窓口、住民課の方での仕事量はどうなったのか、従来どおりのやっぱ

り人数といますか、手続が要るのか、また逆に忙しくなったのか、逆に手間が省けたのか、その辺のところを確認させていただきたいと思います。

それから、今回の法改正なんですけれど、国の方の法改正ももう一つよくわからないんですが、同一世帯に対する者に限るといふ部分を本人に限るといふことについては、これはこの証明書を申請するときの条件なんです、ちょっとわからないので、わかっていたらお聞きしたいんですが。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 本人かどうかであるという確認が非常に難しいと。同一世帯の者であれば、当初の改正するまでは。しかし、本人であるかどうかの確認が非常に難しいということによってこういう内容に改正されたということでございます。

それと、事務量の点でございます。これも非常に初めは初歩的には郵便局自体でも戸惑いがあったんですが、今現在は非常に両方スムーズにしているということで、なかったらなかったでしようまでのこと、このシステムがない場合は全然これにタッチすることがなかったもので、事務量的には減るといふんです、以前と同様になったわけですけども、新たにこの事務がふえたかどうかで云々ということでございますが、非常にスムーズに流れているというのが現状でございます、私も何ら住民課からその事務量がふえたかどうかといふことは聞いておりません。

それと、申請の量の問題でございますが、これは非常に季節的にふえたり減ったり。といふことは、3月、4月学校等の入学あるいは会社の転入とか転出、異動がございます。それとまた9月です。そういう季節的な変動はかなり出てくるだろうと思っております。しかし、それ以外の月につきましては、ある程度安定といふんです、平均同じような量で進んでいるのが現状でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 まず、外国人の証明書の方なんです、本人に限られるということになると、都合とか病気とかで来れないという場合はどうなるのかなと心配があるので、それでこれでいいのかなと思ったわけですが、これは広陵町の責任とかそういう問題ではなくて、実態としたらどうなるのかなと思って、その辺の手だてどうされるんだろうと思うんですが、もし対応が指示が来ていけばちょっと教えていただきたいと思うんですけれども。

それと、郵便局での取扱業務の種類が増加、先ほど納税証明云々ということありましたけれども、その点についての検討はどのようにお考えいただいているかなというところをお聞

きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 さきのご質問でございました本人が病気等のときは困るだろうというような内容でございます。しかし、郵便局でとっていただく限りについては本人のみということでございますので、同一世帯の方が役場へ出向いていただければ発行できるということで、ただ郵便局の職員さんがいろんな本人確認するのに戸惑うという内容からこのように改正されたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。役場へさえ来ていただければ結構かと思えます。

それと、納税証明が新たにふえたから事務量がどうかということでございますが、先ほどから申しておりますように……納税証明もプラスし、ほかの内容もプラスしていったらどうかということでございますね。そういうことも検討に入れて、やはり職員もしくは郵便局でしていただいているお方が十分になれていただいて、把握していただいて、機械の扱い、そういう点も全部マスターしていただいて一個一個ふやしていくべきだろうと、このようにも考えておりますので、前向きには考えております。

議 長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第49号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘南郵便局）の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程11番、議案第50号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱
いに関する規約（香芝真美ヶ丘郵便局）の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま
せんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 しばらく休憩いたします。午後1時30分から再開いたします。

（A.M. 11：59 休憩）

（P.M. 1：31 再開）

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

企画財政部長！

企画財政部長 先ほど保留いたしました議案第46号の北葛城郡公平委員会の規約の変更につ
いての中で、寺前議員あるいは松野議員がご質問いただきました件についてご報告申し上げ
たいと思います。

北葛の公平委員さんの任期は4年でございます。北葛6町で3名の方を選ばしていただい
ております。それから、審議事案等につきましては、最近のところ1件もなしということで
ございます。任期はそれぞれ任命されました日にちが違いますのでずれますが、一応広陵町
の次には當麻町、広陵町の方が任期来ますと當麻町から選んでもらうと。當麻町の任期が来
ますと今度は広陵町で選ぶと、こういうふうになっています。王寺町の場合は、王寺町で任
期が来れば河合町で選ぶと。河合町が任期来れば王寺町から選んでもらうと。それから、新
庄町の場合は、新庄町で任期が来ますと上牧町で選んでもらう、そして上牧町が任期来ます
と新庄町ということで、それぞれ2つの町で順番に回ってもらっているというのが実態です。
途中でやめられた方がないんで、この順番でずっと回ってるわけですが、途中でやめられた
場合は、即選んでもらうということで、これでいきますと任期がそれぞれずれておりますの
で多少違いますが、広陵、王寺、新庄の人で4年間は審議してもらおうと。その次は當麻、河
合、上牧というふうな形になるわけですが、それぞれの任命されます任期が違いますし、議
会の同意を得て選ばしていただくというのが公平委員会の委員さんでございますので、よろ

しくお願い申し上げたいと思います。（5番議員「それぞれの町議会で同意をする。」）そうです。それぞれの町で、議会で同意を得てもらおうと。そして、事務局の町村長が一応任命するという形でございます。（5番議員「町村長が任命する。」）

議 長 また後から聞いて、そこまでで。

議 長 次に日程12番、議案第51号、平成14年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 そしたら質問させていただきます。

歳入と歳出に分けてさしていただいていたいいでしょうか。まず最初に、歳入から。

議 長 もう歳入じゃなしに一遍にやってくれたらええやん。

4番議員 それ終わってから歳出。

議 長 4回やらのやろ。

4番議員 そうそう。4回ちゆうても中身は一緒やけども。

議 長 だから、2回でやって。

4番議員 実際かなり長くなるんで、前にもやっていますんで、それでちょっとお願いしたいんですが。

まず、歳入の点から質問させていただきたいと思います。

1つは、町税問題であります。資料をいただいていますので、その資料に基づいたものになるわけですが、資料で言えば6ページから10ページであります。

まず、町民税の個人のところで、13年から14年にかけて3,192万円の減額になっているわけですが、所得割が。この減額の中身についてなんですけれども、1つは特徴のところでは人数が減っていると、普通徴収のところでは人数がふえている。これは人員から見た場合の数字なんですけれども、特徴というのは大体どれぐらいの規模の会社から特徴がされているのかというのを1つお聞きしたい点。

そして、そういう点からいうと、人数が減っているという点は、最近のリストラやまた早期退職などの影響というのがここにもあらわれるのではないかと。これは真美ヶ丘の状況を見れば一番よくわかると思うわけなんですけれども、その辺についてどのような認識を持てばいいのかお教え願いたいというように思います。

それは7ページの所得区分のところで見ますと、給与所得者の人数はふえているんですけれども、金額が減っていると。ここにもそういう状況があらわれているわけでありまして。

先ほどの普通徴収と特徴との関係から見て、この状況はどういうように理解をすればいいのかと。

もう一つは、営業所得者ですが、その他事業者というのは14年度については省いて、多分営業所得者の方に入れたのではないかなというふうに思うんですけども、このここは抜けた理由とその実態について教えていただきたいというように思います。

あと町民税の段階納税別義務者数というところですけども、これについてもやっぱり所得の少ないところの部分がふえていってるという傾向が出ているわけなんですけど、こういう中身を照らして広陵町の町民税のいわゆる個人税の部分については、この数字からどのように広陵町の実態、町民の実態を把握すればいいのかというところの問題としてお答えを願いたいというように思うわけでありませう。

法人税の問題で見ますと、これは本年度のところでは法人税、前のところにはあるのやけど、9ページ、法人税のところでも金額がやはり減っているわけなんです。件数が、真美ヶ丘との関係だと思ってしまうんですけども、件数はふえていると。ところが、金額はやっぱり法人税割で言えば減っているわけなんです。これは1,000万円以上の減額になっているわけなんですけども、これは把握をしやすいように思うんですけど、このところの特徴はどういうものなのか教えていただきたいというように思います。

それから、固定資産税については、ことしが3年間見直しの改定だというように思うわけですけども、13年から14年の状況を見ますと、固定資産税、土地について減っているわけなんです。これはどういう理由で減っているのか、ちょっと理解しにくいので教えていただきたいというように思います。

家屋については、下の増築件数等から見て、当然家屋の増収分と減価償却される分との差し引きでふえてるちゅう状況わかりますので、これは結構ですけども、そういう中身について教えていただきたいと思ひます。

それから、たばこの問題については、やっぱり広陵町でも非常にたばこの件数が減っているわけなんですけども、これは広陵町でのたばこの消費については、たばこ組合等に補助金などを出していただいているわけですけども、そういう点で広陵町のたばこの状況というのはどういふような形で把握されているのか、これは補助金を出しているところの効果の問題として教えていただきたいというように思ひます。

それから、滞納問題ですけども、これは資料としていただいた問題があるわけなんですけど、滞納が結局、これは15年6月にいただいた資料ですけど、30万円から100万円未満

の124件、100万以上300万円59件等々で、1,000万円以上が2件があって、196件の滞納が上げられているわけです。これは町県民税で108件、固定資産税で129件という数字が上がっているわけです。この滞納の状況の改善が取り組まれていたわけですが、実際に訪問あるいはまた当たってみた中で滞納者の状況はどのような状況になっているのか、その点も教えておいていただきたいというように思います。

それから、18ページ、利子割交付金が当初予算、これは具体的な数字としてはわかりにくいでしょうけれども、当初予算から見た場合、当初予算から非常に減額されているんです。いわゆる1,009万8,000円減額されているんです。いわゆる補正で減額されているという意味ですけれども、これは当初の予定から利息が非常に少ないというような状況は把握されていると思うんですが、これは国からの数字を単純に当てはめた結果、こういう形で1,000万円減額になったのか、それとも町独自で当初予算編成をしたときに、この点についていらっているのか、その点を教えておいていただきたいというように思います。

それから、18ページ同じく地方交付税の問題であります。地方交付税の問題については、特に深刻かつ地方自治の観点から非常に国に対する厳しい問いかけが全国でもされているわけです。全国地方6団体は、こぞって今国が地方交付税改革、三位一体改革を行おうとしている中であって、声を上げて反対の声を上げておられると思います。

この第1は、やっぱり地方分権の時代にふさわしくない地方への犠牲によって国家の財政再建を行おうという姿勢がありありと出ているからであります。こういう内容は中間報告、西尾私案ですね、中間報告で具体的に出されているわけですが、この中間報告に対してこの地方交付税との関係でどのような認識を持っておられるのか。これは最後町長からお聞きしなきゃならない問題やと思いますので、特にこの地方交付税の問題についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この地方交付税の問題については、国は今まで地方交付税特別会計ですね、その賄いのもとにいわゆる隠し借金というように国では言われていたわけですが、その財政がパンクしたために、結局地方交付税の減額されてきている部分を臨時財政対策債、これは38ページにありますけれども、出ているわけなんです。これを合わせると地方財政計画に基づく地方交付税というのは減っていないわけで、いわゆる小泉内閣は盛んに地方交付税を減らす、合併しなければこれは大変なことになるという脅かしをかけているわけなんですけれども、地方交付税と臨時財政対策債と合わせて従来から言われる地方交付税だというように理解をしなければならぬわけなんです、それについてもその点についての認識

を示していただきたい。

それと、数字の中で、これは決算の中で非常に深めなきゃならない問題ですけれども、委員会ですら十分にやっていたらいいわけですけれども、特に国が今地方交付税に対して段階補正に対しては明確に減額をとってきたと。平成15年の当初予算では2,000万円ですか、ちょっと忘れたんですけども、平成14年度で1,800万円という数字が上がっていたかと思うんですけども、こういう地方交付税の根本的な算定基準にメスを入れているという内容はどういう内容があるのか、それについて具体的に述べていただいて、広陵町の地方交付税財源というものに対する事務方での認識についてお伺いしておきたいと思えます。

それと、これにかかわって特に地方交付税の問題で言えば、普通地方交付税、特別交付税があるわけなんですけれども、この普通交付税、特別交付税の特別交付税の扱いについてはどのようになっているのか、国の方針について従来と同じような形での算定をしているのか、その点あわせてお伺いしたいと思います。

それから、21ページ、児童育成クラブいわゆる学童保育の件であります。これは平成15年の第2回の資料をいただいている中にありますので、その資料に基づいて質問をさせていただきますけれども、これは1つは5カ所での学童保育の実態をいただいたわけでありませう。こういう状況から見て、学童保育での父兄負担、保育料は平均どのような金額になるのか。そして、この学童保育についての減免措置というのは実態として行われているのか、そういう点をお聞きしたいと思います。

これは一般質問でも質問しているわけですけれども、これはそのための前段階というように理解していただければいいわけですけれども、そういう点と、県のこれは29ページ、放課後児童対策事業費補助金430万2,000円が出ているわけです。こういう内容をあわせもってみますと、やはり学童保育について非常に政府は力を入れてきているわけですけれども、なかなか自治体においては結局は片手間の仕事と。これは言い過ぎですけれども。というのはなぜかといえば、一般質問にも上がっていますように、すべてにわたってパートの指導員を配置している。これは事業の中でこのように珍しく国が少子対策として一生懸命取り組んでいる中身に対して、すべての指導員がパートで、臨時職員で雇用していると、こういうのはめったにないんです。こういうような実態に対して、これは歳出の方ともあわせた形になってくるわけですが、支出の方で、歳出の方は省くことになるわけですので、その指導員のパートという点は、これは重点施策として取り組むには不足ではないのかと。やはり

順次、一気にというわけにはいかないでしょうから、順次いわゆる正雇用をする計画を立てる必要があるのではないかというように思うわけですが、その点についてのこの学童保育の問題についてのいわゆる指導員をパートしか配置してないということに対する効果、そして今後の反省に基づく取り組みについてお伺いしておきたいと思います。

それから、21ページの道路占用料ですが、これも資料をいただいているわけであり、資料の32ページです。32ページに明細をいただいております。この中には有線ブロードネットワークなど新しい事業の内容もありますし、メディアポートという内容があります。それとガスで言えば松倉商事さんの問題あるいはNTT関西ケイオプティコムとかという内容があるんですけども、この新しいところの部分というのは、今後の傾向として例えばNTTなりで言えば、無線塔を立てるとかあるいは電柱なり役場の施設を利用するとかというような形なんだろうと思うんですけども、こういう新しいところでの実態をどういうところでの占有をしているのかと、実態を教えてください。今までの分はわかっておりますので、その点について新しいような内容ですので、教えておいていただきたいというように思います。

それから、23ページ、狂犬病の問題なんですけれども、私これは新聞で動物の予防あるいは薬業に携わる中での免疫性の問題というような観点から、日本にはもう既に狂犬病は存在しないと、こういうような形があって、海外に行く場合には狂犬病というのはまだ残っているところがあるけども、日本で犬に狂犬病の予防接種をするというのは、結局はむだではないかと、こういう論調の新聞があったわけなんですけれども、そういう点の認識は持っておられるのか。

それと、この費用からいって、これは71万4,580円ですが、手数料をこれだけいただいているわけですか。これは何匹の手数料で飼い主が何人かということもあわせてお聞きしておきたいというように思います。

それから、その下のごみ手数料の問題であります。これは1,257万7,510円上がっているわけなんです、これの内訳について説明をしておいていただきたい。概略で結構ですが、説明をしておいていただきたい。委員会ではきちんとしていただきたいと思っております。

それから、事業系のいわゆる許可業者8万5,000円手数料をいただいているわけですが、これは全員協議会でも報告があったわけですが、町内に事業所を持っている業者ということで言われていたわけですが、その事業所については認可のときには場所等確認をされて

いるのか。これは具体的にいうと、笠などのところでは駐車場として今現在利用しているところがあるわけですが、いわゆる件数とその確認の方法、認可に当たっての確認の方法についてお伺いをしたいと思います。

それから、23ページの保育所運営負担金、これは県負担金3,500万円とあるいは国等々があって、資料の12ページから15ページまでいただいているわけです。資料12ページから15ページまでです。

まず、12ページについては、3年間の園児の推移をあらわしていただいています。この傾向を見てみますと、やはり南では減っていると。また、北については、保育所設置人数を以前に上げたという経過もあるわけですが、増減がそんなにないわけなんです。この保育園のこの傾向から見て、今後の保育園の園児、働く方々がふえていく傾向が依然として強いわけですが、児童の預かる状況、計画、これは今までの措置制度という内容が新エンゼルプラン等の中で若干変わってきてるわけなんです、その見通しと今言われている幼保一元化の問題との兼ね合いで、私たちは幼保一元化ちゅうのはこれは実態に合わない部分が非常に強いというように思っているわけですが、そういう点での以前広陵町でも改革の検討課題という形で挫折した経緯があるわけですが、そのような子供たちを取り巻く状況をどうやっていくのかという問題とあわせてこの点をお伺いしたいわけでありませう。

支弁費やその他具体的な内容は委員会で聞いていただくとしても、1つは15ページの他の保育園で広陵町外の保育園で措置していただいている子供の状況ですが、これは具体的に非常に大きな人数になってきているわけなんです、この状況で実際問題として保育の需要の、需要という言葉は適切ではないですが、保育をする子供たちの取り巻く状況というのは多様になっているというように言われているわけです。そういう中で駅前保育などが非常に盛んになっているわけなんですけれども、広陵町では無認可保育という点は今現在はないと思うわけですが、どういう状況、実態が把握できるのかいつも、そういう体制はあるのかどうか、そういう点をあわせて聞いておきたいというように思います。

議 長 寺前議員、半時間経過したよ。

4番議員 それから、25ページ、これ家賃収入補助ですが、これは優良な国の基準に合致した借家を建てた場合の補助という形ですけど、これはどのような形で申請が上がって補助が出ていくのか、その点ちょっと教えておいていただきたいと。

これは歳出の37ページのところでAET住宅家賃84万円、雑入で返納金という形であらわされているんです。これはどういう内容なのか教えていただきたいというように思いま

す。

それと、同じく25ページの社会教育補助金の巢山古墳のところですが、これは残金、補助金9割が国から補助をされるという形で続いているわけなんです、残金は幾らになっているのか教えていただきたい。

それと、町内の遺跡発掘調査とあるんですが、民間の場合の家を建てる場合の遺跡あるいは参考地について、民間で発掘調査をしなきゃならないと。私のところも発掘調査をしたわけですけども、この内容については、やはり町自体も収入を得る場合の家屋を建設するという場合は別ですけども、純粹に住宅の用に供する家屋の場合、発掘調査という点では非常に大変な事情が生じるわけなんです。そこに重要な発掘が出た場合については、この扱いの協議をしなきゃならないということにもなりますし、この発掘については、民間の場合についてはやはり補助等を制度をつくってこの効果を高めていくということが求められているんじゃないかと思うんですが、そういう点広陵町の場合古墳等が日本一多いところだということに言われて、また教育委員会の遺跡参考地についても非常に広い面積にわたっているわけですから、このような内容について効果を上げていくというためには、町独自の制度をつくる必要があると思うんですが、その点についてお伺いしておきたいと思います。

それから、27ページの緊急雇用創出で総務費県補助金として521万円上がっているわけなんです。先ほどの午前中の会議のときにも緊急雇用の問題で質問させていただいたわけなんですけれども、これの問題については効果の分析ちゅうのは非常に重要ではないのかというように思うんです。だから、具体的に教育関係に使われているものについては、いきいきプランやその他心配ごと相談やもろもろの扱いがあったわけなんですけれども、この緊急雇用の場合の効果については、やはり最も効果の高いところに使うというのはこれ当然のことですけども、後の分析が非常に重要やと思うんです。すべてにわたってそうですけれども、特にこういう緊急雇用で特別に使う場合ですから、短期間での処理になってしまうわけですから、そういうような効果の問題について分析をきちんとしているのかどうか。仕事が終わってそのままにしてしまうというわけにはいかないと思うんですが、この効果の分析について具体的に一件一件その効果をまとめて次に生かすという点が必要であり、逆に16年度の予算編成ということになってきたときに、この分析を通じて町独自でも緊急雇用と同様の扱いをした事業を立ち上げなきゃならない場合もあり得ると思うんです。そういうような対策に使うためには、やっぱりここをきちんと整理しておく必要があると思うんですが、そういう点での仕事をやっていただいているのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、29ページですけれども、社会福祉タクシーの点であります。これが当初予算との関係、19万1,000円が支出されているわけなんですけれども、当初予算との関係で言うと、これは知らない人あるいはまた申請していない人が非常に多いというように思うんですが、この点について該当者と実際の申請者との関係はどういうようになっているのか、その点を教えていただきたいと思います。

それから、31ページ、地域活性化、これは商工の方の分であります。その前に31ページに産廃撤去の補助金が県からいただいているわけです。124万5,000円いただいているわけなんです。広報でこれが産廃の不法投棄について広報で具体的にスペースを使って啓蒙されていたわけなんですけれども、この産廃の実態、これは一体どのようなになっているのかをお聞きしたいと思います。

それと、これに関連して、これは衛生のところの部分ですが、広陵町でも非常にこれは6月議会に一般質問をしたいわゆる宅地等のところで廃材置き場、あるいはまたその他の宅地として、あるいは雑種地としての目的外使用の部分が非常に多いわけなんです。そこで野焼きが行われているわけですが、これは野焼き全般は現在はまだ違法になっているというように認識するわけなんですけれども、広陵町で申請が上がって許可をいただいている焼却炉は何件あるのか。その他のところでは、逆に言うと、野焼きをされて違法行為ということになるわけなんです。そういう実態把握をされているのかどうか、これもあわせてお聞きしておきたいと思います。これは特に広陵町でふえた原因というのは別のところで分析しなきゃならないと思いますけれども、お願いしたいというように思います。

それから、同じく31ページの商工振興費のところでの地域活性化事業総合補助金ですね、これは平成14年の第2回の資料をいただいています。第2回の資料で、いわゆる……その第2回の資料の地域活性化、この内容については、ここでも報告求めて、後報告を一切されてない問題で、ソックス、これはもちろん靴下の事業の問題ですが、ソックスを立ち上げられました。それについて非常に効果がありつつあるという答弁をされていたわけなんです。

ところが、実際その後の報告が全くなされていない。そして、その継続事業についても結局は行政に反映されているように思えない。これは資料いただいた中でも具体的にその使い道、用途については具体的に上げていただいていたわけなんです、これは第2回目のところまで捜しておきますけれども、この点については、やはりきちんとした報告をしてもらう必要がある。それは地場産業活性化というような取り組みを毎議会ほど質問をさしていただきたわけなんですけれども、その具体的な効果とそれから結果、そしてそれに対する取り組みの

内容というのが絶えず放置されているという状況になっているんです。だから、商工会ではどのようにされているかというのは私たちわからないんですが、少なくとも行政の中では、その1つの課題については報告書を議会に上げていただく、こういうところまでの取り組みが必要だというように思いますので、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、31ページのこの中のいきいきプランやその他教育県補助金の地域活性化事業総合補助金1,570万円が出ているわけなんですけど、これの効果についてもあわせてお願いをしたいというように思います。

それから、33ページのこれは道路寄附金で、公団からの寄附金だと思うんですが、これは公団負担と、公団で違ったら説明をしていただきたいんですが、そういう私の理解間違っているなれば説明いただきたいんですが、公団の負担とそれから寄附金合わせて具体的に事業費のどのような状況を占めるのか教えておいていただきたいというように思います。これは公団からの寄附金かどうかということも確認をした上の話としたいと思います。

33ページの統計調査の問題です。これも私はちょっと統計調査という場合に、この中身が具体的に活用されなきゃならない。私は担当課で統計調査の冊子を借りて広陵町の実態、実情を勉強させていただくわけなんですけれども、この統計調査の結果を広陵町の実態に合わせた報告が必要なんです。これは奈良県下でも事務報告として行っている自治体もあるんです。私は特に統計調査、商業統計や工業統計あるいは今回で言えば就業構造基本調査も行われています。もっとも5年に一度行われる国民調査等もありますけれども、この調査について工業統計、今回については商業統計、就業構造基本統計、こういうことが行われているわけですから、この点についてやはり広陵町の町民あるいは広陵町の実像、実態はこうだという点も議員に教えていただく、そういう報告書をやはりつくっていただいてこそこの統計が、国ではこれを使って事業を行ったりするわけなんですけれども、広陵町ではこれを使って具体的にやはり施策を立てていくという点には非常に弱い。弱いというよりも結局は今地方分権が行われている、あるいはまた地方自治体職員の頭で考えていかなければならない時代になっているわけですから、なおさらこういう基礎資料、基礎統計については、職員全体が認識を持つ、当然それに伴って議員についても勉強の機会を与えていただく、こういうことが必要だと思うわけなんですけれども、この点についての認識をどのように持っておられるのか。この効果についてやはり国からもらう補助金でやるわけなんですから、きちんとした報告書をつくっていただいて、職員及び議員に報告していただき、勉強する機会をつくっていただくと、こういうことが必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

議 長 寺前議員、簡潔にお願いします。もう40分からたってるんですよ。

4番議員 34ページ、具体的な内容については、先ほどから委員会でやってもらうというところで……。

議 長 常識的な時間でやろうやないか。

4番議員 これも午前中にも緊急雇用で行う下水道の問題です。この34ページの下水道接続促進対策基金繰入金、これはいわゆる下水道を字のとおり促進するために町が補助している部分であります。こういう部分のところで不用額が64万7,000円出てるんです。不用額ちゅうか補正で64万7,000円を減額しているんです。午前中にこのための対策として緊急雇用を使って実態をつかむというようにおっしゃっているわけですがけれども、このやはり促進していくという立場からいって、この予算に上げた当初の思いとこの結果をどのように理解をしてこれを見ているのか。そして、それは今度の資料に生かされると思うんですけれども、どういう認識で補正減額をしたのか、これはそのときにも聞いたわけですがけれども、今回午前中に出てきていますので、改めてその問題についてきちんと整理をしておいていただきたいというように思います。

それから、37ページ、町史のところですがけれども、これは広報等で町史をつくって盛んに宣伝していただいたわけですがけれども、町民の方買っていただいてあと残っているのが非常に多いわけなんです、これは幾ら残ったのか、その実態について簡単に報告していただきたいと思います。

39ページの公社の問題で、これも議会初日に精算金の問題について質問が若干あったわけなんですけれども、当初予算の立て方として毎年1,000万円、2,000万円の精算金が出るわけですがけれども、当初予算の立て方としては、精算金が予想された立て方をしていいのか、それとも当然公社を通じてシルバーが消化してもらえる当たり前の話としてやっておられるのか、その点についてきちんと毎年の精算金があり過ぎますので、シルバーで仕事は少ない、もっとふやしてほしいという声が上がっているわけですから、この精算金については当初予算でもきちんとして使えるような形での予算にさせていただく必要がある。こういう精算金が出てくるということ自体が問題なわけですから、16年度の予算編成に当たっては、この問題を深く認識していただいて予算を立てていただく。シルバーでは仕事をもっと欲しいという声が非常に強く出ていますので、その点についてもご答弁をお願いしたいと思います。

それから、39ページの消防のところですがけれども、これは歳出のところでは質問させてい

いただきます。これは歳入のところでは。

歳入のところ、済みませんが、この時点で一たん歳入として打ち切らせていただきたいと思うんですけども。

議 長 1回だけやでこれ。歳入も歳出もないで、もうやれ、歳出も。2回から質問がないから、そんな4回も質問できないから。

4番議員 ほなずっとせんなんや。

議 長 やったらええがもう。ええだけやれや。時間の常識があるやないか。

4番議員 同じことですやん、そやけど。

議 長 ほんならやったらええやん。やれ、やれ。

4番議員 議長によっては今まで2回に分けてさしてもろてんのにやで。（14番議員「もうちょっとこれ具体的に。」）

議 長 何時間やってんのやおまえ、それでやったら4時間ほどやらんやないかそんなもんわれ。（14番議員「もう15分でやな1時間になんねん。」）

4番議員 歳出の問題について移ります。

議 長 おまえの演説会やない。

4番議員 切ってもら方がええと思うんですけどね。

議 長 切らん、切らへん。続けてやれ。（14番議員「ちゃんと頭で覚えたやつやれ質問は。」）こんなんでは4回やったら4時間やりよんがな。

4番議員 いやいや、そんなこともない。毎回やっているようにやってもらったらと思うんですが。

議 長 ええだけしゃべってええが。初めに簡潔明瞭にて言うたんねんから。

4番議員 それでは、歳出の問題に、これは一言とにかく具体的にやはり質問も答弁もしやすいように歳入歳出を過去にはそういう形で分けさせてもらっているわけですから、そういうような議会運営というのは当然だということに思いますので、一言申し入れしておきたいということに思います。

歳出の問題であります。ちゃんと書いてあるそれは。（14番議員「議長の言うように、議場は議長に権限あるから。」）

議 長 答弁聞けるのかよ、そんだけ聞いて。答弁聞けるのか。そんなもん。予算のときに聞いていること大方と違うん。（14番議員「そんなんもうやめとけ、やめとけ。」）

4番議員 そしたら、1つは防災計画であります。防災計画のところ、これは予算書のとこ

ろのページ、ページも書いてるんですけど、ちょっとそれがちょっと、今ここにあったんやけども……（14番議員「寺前さんの言うことはようわかったんね。」）先ほどの靴下の問題の資料出てきましたんで、これちょっと追加しときたいと思います。

ここで町内補助が500万円上がっていたわけです。リサイクル関係とかそういう関係は省きまして、靴下研究会のところの費用の問題であります。これには439万円の予算計上されていて、アルバイトで240日間、商品企画デザイナーとして100万円、パソコンのリースとして18万円、町内だけで問題言うとパッケージをつくるということで60万円、商品カタログをつくるということで100万円、広告宣伝費で50万円、販売アドバイザーの雇用対策として5万円を12カ月で60万円、インターナショナルファッションフェア、これには50万円と19万円が予算化されていたわけなんです。あと町内転入者への地場産業、これは商工会の予算で行われていたわけなんですけれども、こういう中で結局は議論をして専門家、今度は専門家をこのときは採用されて専門家のアドバイスを聞いて行われたと。ところが、実際のところ、そういう中の最後のしりくくりが結局はどうだったのかという問題が残ってしまったんです。その最後に結局予算を消化するということがあったのかそうかわからないですけども、ソックスを立ち上げられたと、こういうような内容だったということをつけ加えておきたいと思います。

1つ言います。ページはちょっと省きますので、国保中央病院の問題1つ。国保中央病院の問題については、町がいわゆる負担金を支出しているわけなんですけれども、この国保負担金の中で全員協議会でも議論をしたわけなんですけれども、要は退職金の支払いの問題がありました。それと、4町に国保中央病院が借金をしている問題で4億9,700万円の借金があったということも言っていたわけなんです。そういう中で、大三輪病院の資産を引き継ぐ、処分するというような形で解決をしていくということになっていたわけなんですけれども、実際には連合会は職員養成費やその他の費用等を含めてチャラにしたいということだったわけです。それは取り決めからいってもおかしいというふうに思うんですけども、これはもう毎年のことになってくるわけですが、今回国保中央病院についての取り扱いどうなったのかという点を聞いておきたい。

それから、国保中央病院の職員数は、14年3月31日現在の資料をいただいているわけなんですけれども、すべて220名、詳細については委員会ですでにいただくと、これは国保中央病院は現時点において赤字にならない体質づくりというのが行われるのかどうか。その反動として看護婦さんの人員が、これは組合の方の意見で言うと、非常に厳しい状況に

あるというように言われているわけなんですけども、それとの病院経営における他のところの比較検討というのは、資料をもって私は議会に提案していただきたいというふうに思うんです。これは今後広陵町が抱える非常に心配事の問題だというふうに思いますので、絶えずこの国保中央病院の運営、経営状況というのは議会に報告していただかなきゃならないと思いますので、それをあわせてこの国保中央病院の問題についてお願いをしたいと思います。

それから、葛城浄化センターがことしから活用させていただいていると。そのところにはふる場もあったと。そういう中で、私たちは管理者である御所市長に、去年、おととしとたびたび面談をして、この建設費やその他の負担を減らすべきだという形で折衝をしてきたわけなんです。そういう折衝の中で、いわゆるこれは町長その他の方々の努力も当然あったわけなんですけれども、負担金の割合が広陵町には有利な負担金割合が決定されたというようにあったと思います。人口割あるいはし尿処理割という形で行われていて、広陵町では当初15億1,255万円であったものが8億4,965万円に軽減されたと。軽減率で56.1%になったわけなんですけれども、これは4町の中で一番大きな軽減率になるんですけれども、この数字とそれからこの過程における問題、交渉過程における問題、これでもまだ不満な点があるわけです。なぜかといえば、広陵町は人口あるいはまた下水道の接続に至っても、最も進む地域になるわけなんですから、そういう点からあわせると均等割やその他の部分というのは、当然すべてを、いわゆる利用料、し尿の利用料ですべて、あと人口割でやるというのが本来の姿だというふうに思ってるわけなんですけども、その点については今後の数字が非常に変わってきたときについてどのように対処されるのか聞いておきたいというふうに思います。

それと、アクアホールですけれども、これは広陵町での利用は最近始まったばかりですけれども、実際にこの維持管理も組合にかかってきているわけなんです、これについての利用促進あるいはまたこれの維持管理等についてどのように考えを持っておられるのか聞いておきたいというふうに思います。

先ほどの数字は建設費に占める割合、これは当然そこで負担割合が変わったわけですから、建設費に占める割合の数字を述べたもので、その辺について確認をしておきたいというふうに思います。

それから、防災計画が去年各議員にも配付されて、一般質問もさしてもらったところですが、防災計画の中身について一般質問をして改善すべきところというのを上げられていたわけなんです。そのいわゆる防災計画が出されて、そして15年度で具体化されてい

るわけなんです、一般質問した後の処理について、来年度予算、16年度予算に計上する必要がある種類のものがあるというふうに思うんです。これは決算で今その審議を委員会でしていただいたらいいわけですが、その姿勢について、前回一般質問している内容を、これはちょっともちろん省かせていただきますけれども、省いて16年度予算でやはり考えなきゃならない、防災計画に基づいて、町みずからが立てた防災計画に基づいて、については議論をされているのか、そういう点を確認をしておきたいというように思います。

それと、人権教育の問題について、私たちは予算について、この問題についても反対の根拠の一つとさしていただいているわけなんですけれども、この人権予算について、実際に同和予算と従来と変わらない実態があるんです。動員も今なおされている。こういうようなところでは、国については既に同和対策は終了したと、こういうように言われているにもかかわらず、今なお名を変えて奈良県では、全国ではかなりもうなくなっているところもあるんですけれども、奈良県ではきつい性格として残っているわけなんです。こういうような人権予算について、やはり同和予算と同様に動員やその他しなければならぬような予算については削る、こういうことが特に必要ですが、その点についてはどのようにお考えなのか聞いておきたいと思います。これは教育委員会と町長部局とまたがっていますので、二重に答えていただければ結構だと思います。

それから、商工予算の中で、いわゆるこれは利子補給、同和対策事業利子補給制度についても今なおあるわけですが、これは新たな申請はなかったというように思いますけれども、この扱いは今後どうされるのかもあわせて聞いておきたいというように思います。

それから、電算の部分について、これは49ページ等に電算委託料あるいはインターネット使用料、電算使用料、こういう形であるわけなんです、この部分での委託契約の実態、これは先日総務庁からも、市町村にはこの電算関係の委託のノウハウがないということで適切な指導基準をつくる必要があるというような新聞報道があったというように思うわけなんですけれども、そういう点でこの委託、これは前にも生駒の委託、金額の比較の実態で質問をしているわけなんです、この電算委託料のトータル的な観点からどういう管理運営をされているのか聞いておきたい。

インターネット使用料、これについても、いろいろ安いところ高いところがあって、KC N近鉄ネットワークですか、これは非常に安い金額になってるんですけども、このインターネットの使用料はどことどういう形で契約されているのか聞きたい。

それから、公用車についてここでは190万円、これはレンタルちゅうかリースですね、

の形で上がっているんですけども、今町の公用車、これ2台今あるんですか。1台はもう新しくしたので処分されたというように思ったんですけども、どこからともなく2台を使っているというようなことを聞くんですけども、これについて使用実態を聞いておきたいというように思います。

それから、箸尾駅前の駐輪場の使用料が、これは歳出の問題のところですから委託料のところまで上がっているわけなんですけども、51ページ。使用料が非常に上がっていると。当初この点についての大きな不安を持ってこの場から指摘をしていたわけなんですけども、利用実態が非常に上がってきているということは数字でわかるわけなんですけども、といてそしたら当初の駐車スペースからいって利用率がどれぐらいになったのかちゅう点を聞いておきたいというように思います。

つくったからには利用していただかなきゃならないわけなんですけども、そういう点での利用をしていただく取り組みという内容は行われているのかどうか、これもあわせて聞いておきたいというように思います。

それと、55ページの近鉄田原本線の協議会ですね、これは林田町長のときに、駅前開発に絡んで路線の改善を含めた形で近鉄に申し入れるために沿線沿いの市町が一体となろうと、こういう形で始められたわけなんですけども、現在この内容については不要ではないのかと。毎回義務的に集まって近鉄に、前回は近鉄に申し入れされた内容があったわけなんですけども、個々においても、協議会を立ち上げなくてもできるんじゃないかというように思うんですけども、この負担金についてどのように見直しがされるのか、それともあくまでもこの内容を取り扱うのかということをお聞きしておきたいというように思います。

それから、赤部も14年度予算で花いっぱい運動というか、人にやさしいまちづくり推進事業を行った自治会、大字の一つなんですけども、この効果とそれから町が目指すやさしいまちづくりという内容について、どのような総括をされているのか。ことしも3件予算化されたわけなんですけども、その点について教えておいていただきたいというふうに。赤部では当初花を道路に配付して、非常にきれいな町になったわけなんですけども、結局補助金がなくなればこれは大字としてなかなか継続事業として追いつかない内容なわけですから、そういうような点からいって、まずこういうものをする場合に多くの研修やその他自治会長、区長を初め区の役員さんと研修をしながら各大字の実態に合わせた内容を取り入れるという勉強会が必要ではないかというように思うんですけども、その点での効果と今後の取り組みについて、この内容は教えておいていただきたいと思います。

それから、入院見舞金の問題ですけれども、これについても74万円、71ページですが、74万円支出されてるんですが、実際にはもっと該当される方、これはたしか20日間以上入院した場合に年1回に限って1万円の見舞金を出すというように規定になっていたと思うんですが、20日間以上の入院ちゅうのは74人ではなく、もっと多くおられるのではないかとこのように思うんですが、その点を確認しておきたいと思います。

来年度予算ではこういうような内容を少しでも現状の厳しい中であって効果的に使われるようなものであってほしいというように思うわけなんで、その点をお聞きしておきたいというように思います。

それから、福祉タクシーは先ほど言った実態の報告をしていただきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

それから、細街路整備事業補助金の問題であります。これは市街化区域内でいわゆる4メートル道路の場合、新設する場合大字が取りまとめた場合には、細街路補助金として支出すると。これはもうかなり古い町の制度ですけれども、現在はこの細街路事業補助金というのは当初から変わらないというように思うんですが、この点についての積極的な活用があってもいいと思うんですが、この制度の効果、正相のいわゆる馬見靴下組合のもっと向こうですか、野村のあった倉庫のところだというように思うんですが、そういう点で調整区域にあっても準ずるようなところ、いわゆる市街化を形成しているようなところ、あるいはするようなどころについて活用できるようなそういう制度改善ができないのか、そういう点この効果と一層の取り組みはどうなのかということをお伺いしたいというように思います。

それから、125ページですけれども、都市計画マスタープランの作成委託料ですけれども、このマスタープランのこれはでき上がった内容、もらってないなマスタープラン、マスタープランはもらったのかな。（5番議員「もらってない。」）これは一般質問でもしたわけなんですけれども、重要な町の施策については議会の議決を得る必要があるというのが地方分権やまた地方自治の強化、議会が本来機能できるような役割を持つ場だというように一般質問もしたわけなんですけど、これも都市計画マスタープラン作成委託料という点については、途中経過も含めてやはりこれだけ重要な問題なわけですから、議会での取り扱い、全員協議会等を開いてやっていくような話も答弁していただいていたわけなんですけども、こういうような重要な町の施策にあつては、やはり議会議決が必要だという立場から、それに至るまでの経過については理事者側が積極的に議会に報告し、またその事業の進捗状況を報告していただく、こういうことが必要だと思うんですが、その点どのように考えておられるの

かお聞きしたいと思います。

それと、教育委員会のところの部分ですが、寄附金をいただいて東小学校で図書を買っていただいたということがあったと思うんですけども、それはどのような図書を買われたのか。これは寄附者の意向に沿った形での活用ちゅうのは当然の話なんですけど、そういう内容についてお聞きしたいと思います。

それと、教育委員会と、これは一般質問に出ている内容と関連するんですが、学童保育の点で、一般質問のところでは教育委員会との連携を密にしなきゃならないという国の方針を書いているんですが、ここで学童保育の問題ちゅうのは、これは従来の留守家庭対策ではないんだという認識を持って取り組むということになってくれば、いわゆる福祉担当のところで作るというには余りにもお粗末な内容なんですね。そういう点で、この教育委員会と連携を密にするということについてどのように考えておられるのか、この場でも聞いておきたいというように思います。（「決算と何が関係あんで。一般質問でやったらええ。」ちよつともう一回探しながらやりますけど、1回目の質問は終わらせていただきます。

議 長 大変たくさん質問ございますんで、答弁の方、漏れ落ちのないようによろしくお願いいたします。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、初めの歳入についてご質問がございました。23ページでございます。議員が狂犬病の予防接種はもう日本でないのじゃないかというような内容でございましたが、犬の狂犬病につきましては、3カ月以上の犬は法律により生涯1回の登録及び毎年1回の狂犬病の予防注射を受けなければなりません、こういうぐあいになっております。したがって、ここに出ておりますのが、一応登録では1,300頭の550円という内容でございます。

それと、同じく23ページのごみの処理についてのご質問でございます。これの内容を申し上げますと、一般の方が直接清掃センターへ持ち込まれるのが1,405トン、それと許可の業者が、スタートするのが10月からでございましたので、許可業者の持ち込みが382トンというような内容でございます。

それと、この許可業者の確認方法はどうかという内容でございますが、場所等の確認は行っております。現在、17業者が許可の業者となっておりますのでございます。

それと、同じく31ページでございますが、産廃、県からの撤去補助金の内容等でございます。その産廃の実態はどうかというようなご質問だったと思いますが、町内では約14カ所の堤防等で、非常に重点的にパトロールをしなければならない箇所が14カ所ござい

す。この内容につきましては、職員等が実態を把握するために、一応地図で確認等の場所を確認するために、いつもこういうことで撤去されるというような場所を把握しておりますので、適時この場所の重点的なパトロールを行っております。

それと、野焼きにつきましては、一応業者等の野焼きは全部禁止になっております。しかしながら、今現在このような時期になりますと、お百姓さんがわらを燃やすとか草刈ったやつを燃やす等もございしますが、これについては一応、何ら問題はないとは申し上げませんが、マルチというんですか、ハウスのビニール等を燃やしていなくて、刈った草を燃やしているというような状態では問題ないと思っております。

それと、産廃の置き場ですね、廃材の置き場等は、農業委員会等で雑種地等の許可をとりまして、そういう内容でまた人に又貸して、いわゆる廃材を置く、あるいはそこで野焼きをやっているという現状がございします。こういう面につきましても、やはり許可を受けました者と許可を扱っております農業委員会等では、追跡調査というんですか、何年間かは追跡調査をやって、こういうものについてはやはり方向が転換されている、用途が違っているものについては、かなりそこで指導をやっていただかなければならないと、かように思っております。

それと、私の方でもう一点、歳出でございします。歳出の103ページの決算書の中で、葛城清掃事務組合の件でございします。議員、初めにおっしゃってございました負担金云々でございしますが、これの今不用額が出ておりますのは、建設に伴います不用額でございします。（4番議員「建設の方、建設でいいんですね。」）そういうことです。はい。

それと、今回の1,319万5,000円の不用額につきましては、ご承知のように、この施設が将来建てかえなければならぬと、建てかえ用地の一部を見込んで買収の予算を立てておられます。これに伴います進入路等の道路工事等も含んでおりましたが、この建てかえ用地の一部につきましては未買収となったと、こういうことで事務組合の分担金が減額となったということでございます。

それともう一点のおふろ、かもきみの湯の件でございします。今後の維持管理はどうかというような内容でございましたが、非常に人気がよくて利用者が多いというのが実態でございます。オープンいたしましたのは4月1日からでございますが、最近、何か10万人を突破したとかいうようなことも聞いております。季節的に暖かくなってからもこのような状態でございますので、今後、秋、冬になればもっと利用者がふえるんじゃないかと、このようにも思っております。以上でございます。

議 長 企画財政部長、答弁はもっと簡略化してください。

企画財政部長 議長から答弁簡単にと言われましたので。税収の全般について申し上げますと、やはり景気の低迷によります不況だという状況が広陵町でも影響があるというふうに思います。例えば、営業不振によります転業あるいは廃業あるいは倒産という状況、それから従業員におきましてはリストラあるいは給与の減額というような措置がとられましての所得の減というものが実態としてあらわれてきてるもんだというふうに考えております。なお、給与の特徴の会社の規模というような質問もございましたが、これにつきましては、同規模でも特徴もあり普徴の分もございますので、広陵町の実態を一応調べますんで、それはまた後日報告させていただくということをお願いしたいと思います。

それから、事業者の7ページの資料ですか、この部分の「その他事業所得者」というのが空欄になってると。これはいわゆる割り振りをさせていただきましたんで、ほかの部分に振ってますので、実態としてこれ減ったのではなしに、ほかの部分にかわってるということでございます。

それから、法人税につきましても、やはり経済不況というものが影響しております。その影響によります法人税収の減となっております。それから、固定資産税の土地の減でございますが、この部分につきましては、公団内の、いわゆる公団が所有しておりました土地を道路整地によりまして公園にするとか道路敷にするとかということで、公共用地になってるといって減ってるということでございますので、よろしく了解いただきたいと思います。

それから、最後のたばこ税でございますが、これにつきましては町から少額の補助金を出させていただいて啓発をお願いしてるわけです。たばこ税につきましては、昨今の健康志向という状況もございますが、たばこは町内で買いましょうというような啓発に特に力をいれておりますんで、たばこ税については落ち込みはそんなにないというような実態でございます。

それから、滞納の状況でございますが、滞納状況につきましては、平成14年5月31日現在で町民税におきましては普徴で624件、それから特徴で113件、合計の737件、それから法人町民税では31件、固定資産税は470件、軽自動車税では440件という実態になってます。それから、国保税につきましては711件ということでございます。滞納状況の内容につきましては、収入役の方から何回も答弁はいただいておりますが、その実態については、収入役、後で。後でその実態は収入役の方から答えていただきます。

それから、不納欠損をさせていただいた状況もございますが、これはまた資料でも出さ

せていただいたらと思います。（「地方交付税。」）

それからその次に、（4番議員「それから地方交付税ね。」）それから、地方交付税につきましての部分でございます。その前に、利子割交付金の算定の部分も質問ございましたので、これについては国あるいは県の実態、情報等を取り入れましての予算組みということまでさせていただいているわけですが、やはりそれだけの利息ですか、利子割がそれだけ落ち込んでるといような実態で減額もさせていただいたということでございます。

それから、地方交付税の認識ということで、地方交付税につきましては普通交付税と特別交付税の2本立てでございます。普通交付税が94%、特別交付税が6%と、この割合で地方に交付税として交付されるわけですが、国の方針の中で、地方財政対策において地方財源の不足に対処するため、平成13年度より15年度までの間、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、各地方公共団体において臨時財政対策債を発行し、普通交付税の基準財政需要額の一部を振りかえることとされたということで、これは実際実施されておるわけですが、その部分を臨時財政対策債で算定をいただいて、後年度において交付税措置をするという国の方針の中で地方の財政を立てていくという状況でございますが、いわゆる交付税の算定におきまして企画振興費という項目の一つがあるわけですが、この項目の積算の単位を変えられたということで、段階補正というものを実施されております。それから、補正項目の中に8項目あるわけですが、補正係数というものは、いわゆる基準財政需要額の算定において、すべての都道府県あるいは市町村において科目ごとに単一の補正係数が用いられると。ただし、その地方によって大きな差があるという、需要額のね、その辺での補正を用いるということで、それぞれの単位の市町村規模によって違うわけなんです。そこで算出されて初めて交付税の額が決まるという状況の中で、さらに今度は態様補正というものの見直しというものが国の方からかけられてくるわけです。これに対しましては、3万人規模の市町村が一番影響を受けるんじゃないかというようなことが予測されますので……（「何補正。」）態様補正、態様というのは、いわゆる態度の態と様子ですね。いわゆる、人口規模とか、それからいろんな条件がありますけども、そういう項目を拾われるというような補正をされるということで、広陵町にとっては一番厳しい状況が予測されるという状況です。広陵町としても、財源の確保というものをやはり一番先に考えて、それで一応歳出の方も抑えていくという状況の中で今後の財政運営はやっていきたいというふうになら考えております。

それから、歳出の方での人権教育の予算について、同和教育予算と変われへんかと、動員

をなされているんじゃないかというようなご質問でございますが、動員と申しますより、いわゆる会議の規模といいますか、会場と申しますか、その辺の規模の中で各市町村においては何名程度参加できますよということですので、広陵町としては、いわゆる10名参加できる状況であっても、やはりほかの仕事も持っておりますので、厳選して参加をさせているというような状況で、実際には1名あるいは2名程度の参加というのが実態で現在はやっております。これについての予算については、会議等において担当者がいろいろと申し出ていただいております。改善の余地のあるところは改善をしていくべきだと私も思っております。

それから、公用車、町長車のことだと思うんですが、2台あるということで、1台はいわゆる町長専用で乗っていただいているわけですが、もう一台は、助役あるいは収入役、教育長が、町長が別の会議に出席されると、同時に同じ町として参加しなくてはならぬような会議がございますので、このとき例えば助役さんに行ってもらおうというような状況で、ただ助役が自分の車で行くんやというておっしゃっていただくわけなんですけど、やはり対外的にも町を代表して参加していただくような会議の中には、運転手つきで行ってもらおうのほうがいいかなというような判断のもとで現在置いておりますけども、将来的にはそんなに頻度はないというような状況で判断をして、廃車をしたいというふうに考えています。

それから、近鉄田原本沿線の協議会の負担金についてでございますが、それぞれの市町村で要望されればいいやないかということでございますが、もちろんそれはそうであろうと思えます。ただし、やはり協議会というもののところで再度要望をする方が実現の可能性は高いというような状況で、ほかの町村においても課題がありますので、現在も継続しているというような状況です。以上、終わります。

議 長 助役！

助 役 まず、児童育成クラブの件でございますが、これは一般質問にもされているところでございますが、まずこれの授業料ということですが、これは放課後から5時までが月4,000円で、5時半までが4,500円、6時までが5,000円としております。減免につきましては、生活保護家庭の場合は減免をいたしておるところでございます。

それから、これらの指導員については、すべての方が小・中学校免許、幼稚園の免許、また保育士の資格、いずれかお持ちの方を張りつけているところでございます。

それから、他の市町村の実態も聞いておりますが、我々が調べた範囲では、他の市町村もすべてパート対応というところでございます。

それから、今後このような大事なことは教育委員会と云々という問題ですが、当然、おっ

しゃるとおり、今後教育委員会ともこの運営については関係を密度高くしていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、保育園の状況でございますが、やはり年々子供が減っている少子化の傾向にあると思います。それからまた、幼稚園が3歳児から入園させるということも影響しているように思います。ことし特に、南保育園の入園式では1人が入園ただけでございます。いろんな考え方がございます。働きたいが適当なパートがない、また内職もしたいが内職が少ないと、それでやったら少し待って幼稚園に行かそうかとか、乳児から預けずに、もうしばらくしてから保育園に預けようかとか、そういう父兄のいろんな声を聞いているところでございます。広陵町に無認可の保育園の実態はございません。

それから、町外の保育園に行っておられることもお聞きでございましたが、これは各父兄の職場の関係やそのご父兄の思いにあることだと思えます。

それから、福祉タクシーのことでございますが、これは件数としては1,058件でございました。

それから、国保中央病院の状況でございますが、現在、いろんな赤字にならない体制づくりに切磋琢磨しておられるところでございます。国保病院のいろんな看護師さんの対応は厳しい、人数が少ないとおっしゃっておられましたが、国保病院から言えば、組合さんの要求は余りにも厳しいとも聞いているところでございます。他の病院と職員数を比べた場合、全体的には若干多いとも聞いているところでございます。これからの新しい経営につきましては、議会の皆様とも細部にわたって今後ご相談を申し上げたいと、このように思っております。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 花いっぱい運動に関する件でございますが、今後の取り組みと効果はどうであったかということでございますが、平成14年度では赤部あるいは南郷ほか4大字に実施いただきました。その効果でございますが、地域住民の方々の世代間の交流を図ったなどということで、高く評価をいただいております。今後の取り組みにつきましては、4大字だけじゃなしに、今後は町全体、幅広くこの運動を実践いただくよう努めてまいりたい、このように思っております。ちなみに、平成15年度では5大字が名乗りを上げておられます。

それから、防災計画につきましては、先般防災計画の冊子を各戸別に送付させていただきました。今後は、町住民の方々の防災意識の向上を図っていくために、我々も大いに取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから、統計調査の結果の件でございますが、寺前議員の指摘のように、商業あるいは工業の統計をやっておるわけでございますが、今後はこの数値を幅広く生かすために、住民の方々にも、あるいはもちろん議会議員の皆さんにも報告し、今後の行政に取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから、27ページの歳入の件でございますが、緊急地域雇用創出特別交付金のことでございます。金額は521万円でございますが、まず2つの事業を行いました。まず1つは、マイクロバス運行業務委託料として約200万円をいただきました。それから、防犯灯などの所在地の入力委託料ということで、これは297万7,000円を、これは防犯灯の設置箇所を図面に落としたわけでございます。これが大体520万円ということでございます。以上でございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、歳入の方からお答えいたしたいと思います。

21ページの占用料の件なんですけども、これは資料にございますように、NTTですとか大阪ガス、関電、そのほかに新しい内容についてどうかというご質問であったと思います。これはほとんど通信回線の新しい会社といいますか、新しくといっても今新規ではないんですけども、そういう関連の、今ある電柱に共架しているそういう内容のものです。

それと、25ページの住宅費の補助ですけども、これは古寺町営住宅の設立時に単独で町費で用地を購入して建てておりますので、その分に対する国の補助金といいますか、毎年この額で補助をいただいているものでございます。

その次に、31ページの地域活性化に関するご質問でしたが、これは南郷のハス池の工事に対する補助金のことを31ページに記しておりますので、ご質問の内容はこのことじゃないと思うんですけども。靴下に関連するご質問だったと思うんですけども、これは31ページのことではないんです。靴下の関連のことにつきましては、内容に伴う成果を上げているというふうにお答えさせていただきます。

次の33ページの笠ハリの、公団かどうかという話だったんですけども、これは笠ハリサキ線に関する公団との連絡の道路ということで、定額の事業費の6分の1を負担していただいております。

その次に、34ページの下水道の直進の部分なんですけども、これは浄化センター関連の周囲の協力をいただいた4カ大字の方の1戸当たり20万円を限度とした分の補助金でございまして、毎年この予算を組むのに苦労してるんですけども、100万円という形で組んで

おりますが、1件当たり全部が全部20万円を支払うんじゃなくて、限度を20万円ということで、決算時においてはかなり当初の予算と違った内容で上がるわけなんですけども、その辺ご理解をいただければなというふうに思います。

次に、歳出の方で123ページの細街路のことをお尋ねだったと思いますけれども、もちろん細街路は、いわゆる今の市街化区域の活性化を図るためにやっておるわけなんですけども、調整区域においてもそういう手法をとれないかというご質問だったと思うんですけども、一応細街路は細街路で市街化区域内のことでありまして、調整区域の中でも町道新設とかというほかの手法はございます。投資効果の点も含めまして、地元とよく相談しましていろいろ対応していきたいと思います。

125ページのマスタープランの件でございますが、これは都計審の中で議員のお方が参加していただいてやってきたわけなんですけども、マスタープランにつきましては14年度で基礎調査を行いまして、15年度で成果を上げるということでございます。今現に基礎資料の成果品が上がってきたほやほやなんですけども、次の都計審の機会に委員さんに見ただければなというふうに思っております。また、一般に対しては、11月12日でしたか、たしか、公聴会を開く予定をいたしております。広く一般にお聞きして意見をお聞きしたいというふうにも考えております。以上でございます。

議 長 収入役！

収入役 滞納の状況の中で、納税推進員としての訪問の状況と、こういうご質問でございました。6月の議会でもご報告させていただきましたように、約200件の滞納者の方、金額にいたしまして約2億3,000万円ほどの滞納につきまして交渉に当たっていただきました。収納の状況でございますが、現在のところ8月28日現在では収納の金額といたしまして約1,920万円を収納いたしましたところでございます。これからの状況でございますが、現在、各班長さん7名おりますが、これと担当の税務課の事務局が各滞納者につきまして今後の方向を調整いたしておるところでございます。あと、1班だけまだヒアリングが終わっておりませんが、6班までヒアリングが終わった段階でございます。今後、納税の各それぞれの滞納者につきまして分析をする予定でございます。納税の方向を見守ったり、あるいはさらに納税交渉を続けると、こういうふうな方もおられますし、あるいはどうも見通しが立たないものにつきましては強制執行の方でとるとか、そういった点をいろいろ各滞納者ごとに協議をしている段階でございます。もうすぐこれがまとまりますので、これがまとまりましたならば再度納税推進委員会の班長さんの会議を開催して、皆様のご意見を伺いたい

と、こういう予定でございます。以上でございます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 それでは、教育関係につきましてご答弁申し上げたいというふうに思います。

まず、巢山古墳の用地費の償還金の補助金でございます。国の制度でございまして、国の80%、県10%、町10%の持ち出しというふうな内容の事業でございます。いわゆる、先行取得事業ということで、後年に補助金をいただいて償還をするわけでありましたが、あいにく記載台帳の方を持ち合わせておりませんで、委員会の方で残金の方をご報告申し上げたいとお許しいただきたいと思っております。

それから、町内の遺跡発掘調査の事業の補助金でございますけれども、町内遺跡の発掘につきましては、現在のところ施主によって負担していただいております。町独自のいわゆる補助制度等については検討はいたしておりません。

それから、続きまして31ページの学校いきいきプラン事業の補助金でございますが、これも緊急雇用再生から県の指定を受けまして、県の要綱により公立学校社会人活用事業として補助金が参ってきているものでございます。平成14年度につきましては、広陵東小学校、広陵北小学校、広陵中学校で3名の支援スタッフを登用いたしました。効果でございますが、東小学校におきましては、図書室の整理整頓、子供の図書への関心を強めていただいたものというふうな報告を受けております。そしてまた、障害のある生徒指導にも当たっていただいたということで、北小学校・中学校につきましては、それぞれ障害をお持ちの子に応じた能力を伸ばすことができたというふうなことが効果というふうにご覧いただいております。

続きまして、地域活性化事業の補助金でございます。1,570万円を決算しておりますが、これは建設補助金として南公民館の建設補助に対して300万円を充当させていただき、北7丁目の集会所によりまして1,270万円を充当させていただいております。いずれも、より多くの活用が図れる、あるいは活用をいただくことが効果であろうかというふうに感ずるものでございます。

続きまして、広陵町史でございますけれども、前日までの近々の売り上げ冊数を把握しておりません。売り上げ冊数と残冊数についても委員会で報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご容赦をいただきたいと思っております。

それから、AETの家賃収入でございますけれども、この分につきましては公費で家賃を

支払いをしております。したがって、いわゆるAET、英語指導助手でございますが、その負担を納入いただいておりますものでございまして、月7万円、12カ月84万円の決算と相なっております。

それから、歳出の方の人権教育関係につきましてでございますけれども、人権教育推進協議会を母体にこれまでさまざまな取り組みをやってきておるわけでございます。今後も人権教育のための国連10年あるいは広陵町の行動計画に従ったあらゆる人権意識を高めるため、機関・団体への連携とともに、必要な予算を組み入れ、そしてまた執行をお願いしたいというふうに考えております。依然として人権侵害に関する事象につきましては、いたずら書きなど公共施設等に著しく存在している事実もあるわけございまして、この辺も今後も十分わきまえてその施策に取り組んでまいりたいというふうに考えるものでございます。

それから、寄附金につきましてですが、小学校の、いわゆる東小学校に寄付金をちょうだいいたしました30万円につきましては、昨年に決算を打つことができないために、ことに収入をさせていただいた経緯がございます。大変決算で見つからなかったということは反省をしておるわけでございますけれども、これは昨年度に購入を済ませていただいておりますので、東小学校の学童図書として30万円は昨年度決算に執行させていただいておりますので、今年度に寄附金としてのみ30万円を計上させていただいておりますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

それから、最後に学童保育の件につきましては、助役の方から申し上げましたとおり、事務者間の保護者からの要望事項等の情報を共有しながら現状を把握しているところでございます。今後も、よく担当部署と連携を密にしていまいりたいと、かように思っております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 私から少々補足をし、また交付税について町長の考えを問うという言葉もございましたので、お答えをしたいと思います。

近鉄沿線の協議会のことでございますが、実は7町で組織をしております、前町長が会長でございました。大きなお力添えをいただいて、引き続き私が実は会長をさせていただいております。もう不要ではないかというようなご質問でございましたが、なかなかそうではございません。実は、会議をさせていただいておりますのは、各町村の駅前整備開発状況についてお互いに情報を交換しておるところでございます。特に王寺は再開発事業、田原本は区画整理で駅前事業をやっておられます。これも近鉄の終点・起点でございますが、また河

合町も佐味田川の駅の駅前整備を実施されております。それ以外に、他の町はそれぞれ駐輪場の整備、駅前広場の整備、皆この実態を報告をし合って、どの手法が一番財源的にいいかどうか、こういうことも私どもお教えをいただいているところでございます。また、近鉄の幹部をお招きして事業のディスクロージャー、また沿線の利用状況、整備計画についても私どもに報告をいただいているところでございます。沿線の自治体の観光開発についても事務局でやっていただいておりますので、私は大きな成果がある、効果のある協議会と、そのように思っております。事業費は使っておりません。使っておりませんが、三役が寄りまして協議を進めているところでございます。

次に、交付税でございますが、極めて厳しい状況に陥っております。段階補正はもう既に実施をされております。態様補正が来年から見直されるのではないかとと言われておりまして、本町も大きな減額予想をしているところでございます。県町村会においても、また全国町村会においても、改革に厳しい異論を訴えておりまして、陳情・要望活動、国会議員に、また政府に申し出ているものでございます。果たして地方自治体が存続できるかどうか、財源のない町や村は生き残ることができません。こういう意味から、私どもはしっかりと協議をしているところでございます。

それから、ご指摘いただいた公用車の車両でございます。もう一台買っているかということでございますが、確かにこれからごみ問題、合併の問題、また課題解決に向かって三役が、また幹部がしっかりと右往左往して動いてもらわなければいけない状況に来ているわけでございます。それぞれ責任分担をさせていただいてスピード化を図る、また機動力を生かすということが大事でございまして、大いに活用する。廃車するというご意見もありましたが、私はしっかりと車両の活用をして動いてもらいたい、そういう思いでございます。

議 長 答弁終わりましたか。（「はい。」）

4 番、答弁漏れありませんか。

4 番議員 親切にありがとうございます。

議 長 ないですね。

4 番議員 ないです。はい。

議 長 それでは、しばらく休憩いたします。3時40分から再開いたします。

（P.M. 3：25 休憩）

（P.M. 3：40 再開）

議 長 休憩を解き、再開いたします。

4 番議員！

4 番議員 再質問のところを簡単にさせていただきたいと思います。

1 つは、防災計画のところなんですけれども、この点については一般質問で行ったところで、町民の啓蒙という点はいろいろ大変なところがあるわけなんです、やはり中心、災害の場合の担い手は町職員ということになろうと思うんです。町職員のところでの防災計画での手順書によると、やはり自家用車のトランクには常時もろもろのものを乗せておくとか、いや、そうしてるんです、防災計画にはね。それとか、やっぱりいざという場合に役場に来れるかどうかという点、あるいは配置がかわれば、課がかわれば仕事が変わるということになりますんで、そういう点は人が集まってくればできることもあろうと思いますが、そういう問題について、職員の防災での啓蒙、取り組みというものを中心にここは頑張りたいということでありまして、こういう点で、防災の問題というのはしんどいながらもよろしくお願ひしたいということですので、お願ひをしておきます。

それから、先ほどの、私が間違っていたわけなんですけれども、産業振興費の、同じ490万円だったんで、収入のところを見てしまって、支出のところ500万円商工振興費として予算が計上されているわけなんで、そういう点で、先ほど言ったように決算の中では14年度としてそれが上がっているわけです。1つで結構です。ソックスについてのその後の4カ月余りの実績とその効用、そしてそれをどのようにして活用していくのかという教訓についてだけで結構ですから、ご答弁をお願いしたいというように思います。

それから、教育委員会、いわゆる緊急雇用の問題なんですけれども、これは教育委員会や町長部局にわたってあるわけなんです、私はこれがどのような形での効果を持っていたのか、そしてこの場合に一般会計で引き続いてしなきゃならない問題もあるんじゃないかと。やはり緊急雇用をやって、あ、これはやっぱりよかったというようなものについては一般会計で取り組むということも必要なものがあつたんじゃないか。ちなみに、先ほどおっしゃいました東小学校での図書館のスタッフの配置という点では、非常に先生も生徒も生徒の親もこの点については高く評価されていたところなわけです。これは松野議員も再三述べているように、学校図書の実態というのは活用する体制づくりが必要だということに尽きると思うんですが、そういう点では司書教諭が兼務の状態では、これは大変先生に負担が大きくて、実際問題として活用されていないということですから、この緊急雇用の促進の成果として、引き続いて評判の非常によかったものについては町が行政の中で取り上げていくということが必要だと思うんですが、その点は教育委員会及び町長、金を出していく方の町長の部局でも、

財政査定という問題がありますので、そういうような緊急雇用で成果のあったところについて引き続いてやることが望ましいというように考えるわけですが、その点での考え方をご答弁願いたいと思います。

その他ありますけれども、交付税の問題に絞って、あ、先ほどからも一つ抜けていた点は、15年度の今回の資料ですね、資料の25ページにごみ分析結果というのが出てるんですね。このごみ分析結果の分析の分析ですね。これは分析結果というのは分析した結果だけであって、この分析の中身についてどのように考えているのかと。広陵町のごみ質の問題として、RDF炭化あるいはまた焼却といろいろ出てる場合にこのところの問題が出てくるわけなんですけど、平成12年度のごみの比重が205ですね、それから13年度では242、14年度では195というように出ているわけなんですけれども、やっぱり紙類が一番多いと。この紙類を減らすとごみが非常に少なくなるということもここでわかってくるわけなんです。このような状態の中で、灰の熱灼減量という、灰の残っている分の、これはパーセントですか、パーセントで見た分ですけども、14年度ではふえているということでもあります。そういう点では、やっぱり低発熱量もふえているわけなんです、こういうようなごみの減量の分析を検討委員会の方で、検討委員会ちゅうか、住民参加の中でやられて、ごみを減量していく方向性を打ち出された中身の一つだったと思うんですが、こういうような中で、紙・布類を減らしていくというような形で取り組みというのが必要な部分、可能な部分というのはあるのかないかちゅうのがよくわからないので、ちょっと教えていただきたいというように思います。

それから、これはもう地方交付税の問題に最後絞らせていただきたいわけなんですけども、これは非常に厳しい問題で、平成14年度の段階では地方交付税の見直しの問題というのはどういうふうに言っていたかということ、事業費補正の縮小、段階補正の見直し、税収確保努力へのイニシアチブ強化のため留保財源率の見直し、検討、こういうような形が上がっていたわけなんです。これは段階補正については見直しは引き続いて行われているという状態になっていたわけなんですけども、態様補正についての見直しが新たにこの中にはなかった部分として上がってきているわけなんですけども、これは金額幾らぐらいが想定されているのか。それによつては、これはもう全国地方自治体がこぞって、いわゆる行政改革の目玉にしかねない地方自治体いじめの問題をこれは解決していかなくちゃならないと。議会や町長部局そろってこの問題はやらなくちゃならない問題だというように思うわけなんですけれども、この点で今後の地方交付税の態様補正の問題については上がったわけなんですけども、どういう取

り組みがなされるのかという点を、幾らぐらいの予想をされるのかという点を聞いておきたいと思います。

それから、14年度の地方交付税については、平成14年度の1回の追加第2の資料の3ページにもらっているわけなんですけれども、ここでは段階補正というのは数字はまだ上がってなかったんですね、この段階では。こういう中であって、いわゆる基準財政需要額あるいは基準財政収入額の差額に対する問題認識という点でお聞きしたいわけなんですけれども、臨時財政特例債を除いた後の伸び率が経常で3.5、投資で17%というようにここで書かれてるんですね。この決算の中ではこれがどのように変化をしているのかというのをちょっと教えていただきたいんです。というのは、臨時財政対策債を除いた後の伸びという、3.5減になってるんですけども、これは臨時財政対策債は入ると、入れた上での計算をするというので、基準財政需要額あるいは基準財政収入額との差は従来の交付税算入の基礎計算に合致してくるということになっていたはずなんですけれども、そういう点で段階補正や、あるいはまた態様補正の見直しについては地方交付税に対して厳しい内容になろうかと思えますけれども、いわゆる収入額、需要額との差額についての交付税という点で言うと、臨時財政対策債を加えて計算していただくということになれば、これは順調に従来の地方交付税は下がる下がると言ってたとは違って具体的に、いわゆる基準額と収入額との変動によっていろいろ変わるわけですから、一概には言えないわけなんですけれども、基本的には地方交付税の財源措置はされているというように見てしかるべきだと思いますけれども、そういう基本的な問題と段階補正と態様補正の変化の問題というのは難しい問題があると思いますけれども、そういう点の確認もしておきたいというように思います。今度終わりやな、座ったら。そういうところで交付税の問題ちゅうのをぜひお話し願いたいというように思うわけです。

それと、マスタープランについては都計審でというのは、これは従来から都計審では当然のことをやっているわけなのであって、私が言ってるのは、これは私が言ってるんじゃないんでうすよ、この議会の権限を強めるというのは、市町村議長会が国やその他のところに要望してる内容なんです。だから、そういう中で、議会権限の強化ということの中にそういう地方自治法第96条第2項のところの部分で、いわゆる条例化によって決議事項を追加できるというところの部分まで広げた形で、地方議会の議会の議長会の方々が真剣に取り組んでおられるわけですから、そういう点で広陵町ではその段階まで待つのではなくて、やはり広陵町の議会が本当に住民の期待にこたえるという役割を果たしていくためにも、議会の議決事項をふやしていくというのは当然であって、その過渡期にある最中のものについては、

重要な町の計画立案については、その途中においても資料や、そして全員協議会等を開いてその中間報告やその意見の取りまとめというのをやっていただきたいということを言っているわけですので、都市計画法に基づく公聴会やその他は別個の問題として私は取り上げていますので、再度議会の権能を高めるという点での問題から見て、そこに至るまでの間、全員協議会等において議会の権能を高めていく一つの役割、一つの過程をつくっていただくことについては、やはりやっていただきたいと思うわけですが、その点をお聞きしてこの質問を終わりたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 それでは、ごみ分析結果のことについてのご質問でございますが、これは広陵町の現在の清掃センターに持ち込まれております可燃ごみを分析したものでございまして、このように分類をされるということを年を追って資料として提出をさせていただいております。燃えるもの、いわゆる焼却をするもの、あるいは今現在検討中でございます新しい方式でありますと、RDFにできるごみと申しますのは、上から紙、布類、ビニール、ゴム、皮類、木、竹、わら類、厨芥類、ここまでが可燃物でございまして、RDFの場合に不適物と申されますのは、次に出てまいります不燃物が不適物ということで、処理段階で選別をされて排出をされるということになるわけですが、これが各家庭におかれまして十分選別をいただくことによって機器の安定した運転ができるということになりますので、この部分を減らす努力をお願いしなければならないというふうに思っております。

それから、下の方に行きましてごみの比重の下に水分というのがございまして、これが50%以上の場合も下の場合もございまして、RDFは乾燥させまして固めるものでございまして、この水分が含まれておりますと余分な燃料が必要になってくるということでございます。水分を含んでおりますのは、ほとんどが厨芥類の中に含まれているということで、各家庭において水切りを徹底していただくという取り組みはぜひやっていただきたいというふうにも思っております。水分がありますと燃料が必要になる問題と、それからピットで汚水がたまりますので、そういった問題も後の水処理等で余分なエネルギーを必要とするということになります。皆さんのぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

今後とも、方式は最終的に報告をいただいてからご相談申し上げて決定するということになるわけですが、リサイクルできるものは極力リサイクルをしていきたいということで、この前のごみ減量推進員の会議におきましても、今現在の分別をさらに徹底して分別をしていただくということで、将来にわたって分別をしていただいてリサイクルに努めてい

ただきたい。ごみ処理施設で、いわゆる処理するごみの量を減らすという努力をお願いしたいということで、それによりまして機械も、小さなものができますので、小さなものをつくるということになれば建設費も安く済むということにつながってまいりますので、減量目標を現在のごみ減量推進審議会の方で答申をいただいております減量目標に向かって今後進めてまいらなければならないというふうに思っております。ただ、リサイクルがすべて是かといえますと、専門家の先生にお伺いしますと、リサイクルすることによってまた余分なエネルギーを使っているという部分もご指摘をいただいておりますので、その部分につきましては、リサイクルをして余分なエネルギーがかからないものはリサイクルに回すと、余分なエネルギーを必要とするものは、やはりRDF等にして別のエネルギー利用を図るというふうに正確に仕分けをしてまいりたいというふうに思いますので、今現在の分別にありましてもう少し精査をしてご協力をお願いしたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

それから、灰の熱灼減量という数字につきましては、灰の中に燃え殻が幾ら入っているかという数字でございまして、これが高くなりますとフェニックスで受け取ってもらえないということになりますので、完全に燃やしてフェニックスで灰を捨ててくださいという数字でございしますが、そのようにご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 都市計画のマスタープランの件でございしますが、もちろん議会議員の方のご協力なくしてはいけないわけなんですけれども、私の方からどうのこうのは余り言えませんが、資料が必要だとおっしゃられれば、資料についてはいつでも提供していきたいというふうには思います。また、その点も含めまして今後とも連絡を密にして協議しながらやっていきたいというふうに考えております。

それと、靴下の振興費の部分につきましては、ちょっと今詳しい資料が手元にございませんで、また委員会で詳しくご報告させていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 地方交付税についてのご質問でございしますが、今現在実施されております段階補正ということで、影響額は3万人前後の市町村であれば1,000万円前後と、大体そういう予測で計算されておるわけですが、今度の態様補正ということになりますと、項目が普通態様補正あるいは経常態様補正、投資態様補正というふうに項目が分かれておるわけですが、この中で普通態様補正につきましては、行政の支出の差というものを補正係数を用いて計算すると。例えば、消防費なんかはそれに該当するようなものでございます。それから、

行政権能差によるものとして保健衛生費等の科目が該当すると。それから、経常態様補正につきましては、小・中学校の学校教育関係費等の係数にも影響がございます。それから、投資態様の補正につきましては、道路橋梁等の費用、これら細かい部分があるわけですが、この部分と、さらに事業費補正というもので、事業費の基準財政需要額を縮減させて交付税をそのまま見てというような計算方法に変わりますし、全体としてどれだけ減額になるかということ予測されてるかという内容につきましては、ちょっと予測がつきにくい状況ですんで、金額的には申し上げられないというような状況でございます。よろしくお願ひします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 緊急雇用の効果というところから東小学校の今回の登用につきましては、非常に大きな評価をお聞きいただいております。とりわけ、この制度につきましては、1年間の1度限りの制度ということで登用を図ったものでございます。なおまた、引き続き登用をするべきではないかというお考えの意見もちょうだいいたしましたけれども、やはり1年間の成果を共通の財産として、やはりスタートの時点で東小学校等の場合は図書館の充実を図っていただいたというところの目的も達成したということで、今後は平成15年度には義務づけられております学校図書館司書教諭という義務づけにつきましても設置をしているところでございます。そういった関係で、今後は現行の制度に従ったやはり学校運営をすることが肝要であろうかというふうにも思っておるわけでございます。ただ、地方分権の進む流れの中で、町単独教諭といったことにつきましても、各学校におきまして必要な人材につきましてはこれまでも登用いただいているところでございまして、今後も慎重に町当局とご相談申し上げまして、お願ひをすべきところはお願ひをするというふうにしてまいりたいと、かように思っておるところでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 では、ちょっとお尋ねします。

町長の14年度の施政方針をもとに、今決算がこうした形で出てるわけですので、5点ほど町長に施政方針に基づいての成果が、数字はもう別で結構ですので、数字の何ページは言いませんので、ひとつお答えできたらなと思います。

町長は14年度の予算のときの施政方針では、人にやさしいまちづくり推進事業モデル地域を幾つか指定させていただいたと。そこで、決算にもありますように、例えばあいさつ運動、環境美化活動、郷土愛事業、伝統行事推進、交通安全、防災・防犯活動、世代交流及び子供たちの健全育成などの地域に密着した人にやさしいまちづくりをしていただくための助

成金を予算計上いたしましたということで、施政方針で今決算に上っているわけですが、特に環境美化活動については、なるほど表でよくわかるわけですが、その後の、今施政方針で述べられたことはどのように着々と進んでいるのか、1点ですね。

それからもう一つ、市町村合併について。市町村合併については、地方自治の根幹にかかわる重要な問題であり、町民にも大きな影響をもたらすことから、町民の皆様方のご意見をお聞きしながら、町と議会の十分な議論が必要であると考えておると。そのためにも50人会議等もやられたことは決算には出てるわけですが、それも含めて、平成14年の年内になるべく早い時期には結論を出す必要がありますと、こう述べておるわけですが、今の町長のこの市町村合併の考え方、現状はどうかということもお聞きしておきたいと思います。

それから、ペイオフについて、ここでも述べられています。来月1日からというのは、去年の4月1日から、いわゆる14年4月1日からいよいよペイオフが解禁されますと。町民の皆様には今月の広報誌でも周知しておりますが、町の公金管理につきましても、これまでにないような質的な変革を求められますので、町職員だけではなく民間の方々も加わっていただいて、(仮称)公金管理委員会などの設置も考えており、公金の管理や内容をオープンにしている所存ですと。これはどのようになったのか。

それから、清掃センターでありますけれども、これはいいですわ。自分も関係しておりますのでもう大体わかっておりますので。

それから、商工関係の予算におきましても、平成11年度から実施してまいりました地域振興活性化事業の結果を受け、15業者が提携する直販店舗ソックスが昨年、というのは13年11月にオープンし、企画、生産、販売を一体化した業態の取り組みも始まりましたと。今後は商品企画力や販売ルート、それに市場競争力をつけるための研修活動に対しまして新たな支援を行ってまいりたいと考えていますと。また、本来は産業廃棄物になります靴下の生産途中に出るはぎれを再利用化して、手芸やパッチワークなどの方法でリサイクルに活用する事業を充実させるための支援も行いたいと考えております。いろいろ商工会等でもはぎれを使ったリサイクル、いよいよ盛んになって全国的にも広がっているようでありますけれども、現状もお答えいただいたらと思います。

それから、最後にですが、週5日制について、この4月1日から完全学校週5日制の実施に伴い、子供たちが豊かな体験によって豊かな心がはぐくめるよう、社会教育施設での社会体験、文化・スポーツ活動ができるよう事業の充実など、あわせて幅広い住民サービスの提供を行っていくために、中央公民館及び中央体育館の休館日の見直しを図ってまいりたいと

考えておりますと、このようにおっしゃっておりますが、この決算書を見て、またこの結果はどうなのか、お答えしていただきたいと思います。以上です。

議 長 町長！

町 長 今、山田議員から施政方針に対する評価と伺いますか、成果を問われているところでございます。急なことでございますので、私はその場で思いついたことで申し上げて回答といたしたいと思っております。

まず、人にやさしいまちづくりでございますが、これは常々私は各種団体、いろんな人にお会いしても、また町の広報等を通じて常にPRをいたしているところでございます。これは大きな税を使わずして、心の問題でございまして、言葉かけの運動をする、人に優しくするというは相手方が優しくなっていくということでございまして、人にやさしい町日本一を私は目指すということを申し上げているところでございます。窓口の対応についても、役所からみずからやっていただこうと、職員の研修を重ねながら、町が、そして各大字の自治会でこの運動にお取り組みをいただいて、手を挙げていただいて実践をしていただいているところでございます。これはまだまだ続けていくと大きな効果があるものと思っております。

次に、市町村合併でございますが、これは何としても役所だけで一方的に進めるものではないと思っております。町民の皆さんの声をしっかりと反映をするということが大事でございます。それがために、いろんな合併に対する問題点、ただ交付税がだめだから、生き残れないから合併をするというだけではPR不足でございます。何が合併なのか、合併することによるメリットをしっかりとお伝えをするというのが私たちの説明責任だと思っております。それがために、皆さんの声を幅広く私は聞かせていただいているところでございます。現状でございますが、葛城市の件が一番先に最重点、この地域として3市3町の葛城市を言われているところでございます。新庄、當麻の状況があのような状況でございます。まだしっかりと2町が合併をするんだという姿勢で申されております。残り組の3市1町で合併をするかどうか、このこともせんだつても議論の的でございます。當麻、新庄を包括して3市3町が合併をするかどうか、これも議題に上がっておって協議をしているところでございます。また、3市3町を捨てて香芝と広陵、また隣の田原本を中心としたその町での合併、また北葛城郡という大きなところもございまして、いずれにしても、広陵町はいろんな町との合併パターンがあるわけでございますが、こうしたパターンとあわせて、町の合併の必要性、こういうことをしっかりと町民の皆さんに訴えてまいりたいと思っております。

また、ペイオフにつきましては、非常にこうした経済情勢でございます。信頼していた銀

行がつぶれるというような状況が続いておったわけですが、私どもは銀行、農協、こうした金融機関のディスクロージャー誌をしっかりと見詰めまして検討をしているところでございます。管理委員会も設けました。誕生させました。いろいろと聞かせていただいて、資金は安全に預貯金をするというところに徹しておるところでございます。

続いて、商工業の振興でございます。これは町ではそれだけのスタッフがないというようにご指摘をたくさんいただいておりますが、町の商工会がしっかりと頑張らせていただいております。また、靴下等の事業者につきましては、真剣に靴下産業についてお考えをいただき、商工会の役割も果たしていただいているところでございます。今後、十分に協議を重ねながら、また私どもの商工担当課長と一緒に研修に参って勉強をしているところでございます。

次に、週5日制のことでございますが、これは子供たちに学校のみならず、しっかりといろんな勉強をしていただこうと、そういう思いでされているところでございます。教育委員会ではいろんな方面で実践をなされているところでございます。各大字、各種団体も、子供たちをしっかりと支えていただいて、学びを多くいただいているところでございます。私どもも応援をしているところでございます。以上のおりでかいつまんで申し上げて、まだ漏れている点多々あるかと思いますが、急なご質問でございますので、私なりのお答えいたします。ありがとうございます。

議 長 ほかにありませんか。 5番議員！

5番議員 そしたら、基本的なところで少し質問をしたいと思えます。

先ほど、寺前議員の交付税の質問に対しまして、町長の方も、来年度から態様補正がなされるのではないかとということで、国のやり方に対して異論を訴えているということでおっしゃっていただきました。今回、地方分権改革推進会議の方で出されました三位一体の改革の中では、本当に厳しい内容となっております、東京大学のカミノ先生かジンノ先生か、読み方はわかりませんが、その方が、議員の皆さん持っておられます「地方議会人」です、この地方議会人の中でも投稿されているんですけども、今回の分権会議に対してはもう本当に厳しい言葉で述べておられます。「欺瞞的意見書を取りまとめた分権会議は、歴史的に見ても稀有な廃退の会議とすることができる。三位一体の改革という歴史的改革に対して歴史的決断をすれば人間として歴史的責任が問われる。もちろん、欺瞞的意見書を敢然として拒否しなければ欺瞞の共犯者として歴史的責任を負うことになる」と、痛烈な批判をしているわけです。この方は、この三位一体の今回のまとめた案に対して強く批判をされて

いるんですけれども、補助金については廃止・縮減、交付税については縮小を打ち出した上で、税源配分の改革については国税、地方税とも増税を伴う税制改革が必要であり、税源配分の見直しもその中で実施ということで、完全に地方への税源移譲は先送りにされてしまっているというのが今回の分権会議、三位一体改革の中身なんです。これについて6団体の方では強く反発をしているというのが実情です。そういう点については、今回共産党も引き続き今回の第3弾の分権会議のまとめについて、広陵町議会としても反対の意見書を提出できるようにということで、議会運営委員会の方には出させていただいているところでございます。議員の皆さんも、今回これ8月号で新しい分なんですけど、地方議会人を読んでいただいて、意見書についてむげに反対なさらないように勉強しておいていただきたいというふうに思います。

このような財源の問題については非常に重大な問題があるということですが、分権についてはやはり地方の分権を進めていくということについては賛同するところです。この分権の目玉となっていますのが、先ほど議長会からも要望が出ていると寺前議員も説明しましたけれども、議会の力をつけるということも大切なんですけれども、まず地方自治体の中で条例化をしていくと、独自の条例化を図っていく、推進をしていくと、こういうことは非常に大きな分権の意義があったのではないかと思います。今回の資料を見てみますと、33ページには開発負担金収入ということで、合計3,876万円収入になっているわけなんです。これは今回の開発負担金については、分権一括法が平成11年に可決されて、12年からだんだん具体化されてきているわけなんですけれども、その一つの中で、このような負担については条例化をすれば問題ないんだということを地方分権の方では言っているんですけれども、広陵町の方ではまちづくりの指導要綱がありまして、それはやはり住民の方に対して負担をかけると、内容的にも規制という点での負担だとか、この負担金での金額的な負担ですね、こういう問題があって、これは北葛の方で相談をして開発負担金はもう取りやめる方向なんだということで説明をいただき、またその方向での指導要綱の改定がなされたわけなんですけれども、別に負担金はいただいたらいいと私の方は思うわけなんです。ですから、こういう点についてはっきりと今回の改革の中で地方で条例化をできるということを認めているんですから、ぜひこういう点について条例化を早急にしていただきたいと思います。

14年度の決算の中でも、道路の占用料だとか、それから集会所の補助金とか給食費、それから各種団体への補助金の支出とか、また保育園や幼稚園の保護者負担だとか、いろいろ

なたくさんの金額、補助金を出したり、また保護者に負担をかけるとこのような部分で要綱とか規則になったまま放置されているんです。これは大変な問題を起こす一つになってくるわけです。去年の総務委員会の中でも問題になったんですけど、集会所の補助金ですね、選挙の前になったら急に変わっていると。町長がかわったらまたもとに戻ると。こんな政略的なやり方ができてしまうんです、議会が知らない間に。そして、各種団体の補助金でもそうです。選挙の前になったら補助金は上積みするんです。こんなやり方はやっぱり今の時代ではきっぱりとやめていただかないといけないと思います。ですから、このような規制や負担を強いるもの、また町の方が補助金等で支出するものについては明確に条例化する必要があると思うんですが、この点についてどのようにお考えいただいているのか、お聞きをしたいと思います。

もう一つあわせて、この分権の中で大きくまた変わってきてるのが住民参加ということなんです。これは項目の中にも、これちょっと古い分なんですけど、2次勧告なんですけれども、住民参加の拡大・多様化ということで、住民の意思の把握とか反映ということで、積極的に情報を公開をしていくべきだと、住民参加を促すべきだと、住民の決定をさせるべきだということが出てるわけなんですけれども、これについても大いに改善をしていただく、活用していただく必要があります。これにつきましては、そのために行政手続条例が条例化されたわけですから、そういう情報公開条例とかそういうのとセットになって、住民に情報の透明化をしていくという中でできてきた中ですが、大変中途半端な形で、法的な手続だけはつくりましたが、実効性がないなというのが今の状態ではないでしょうか。町長の方で、平岡町長になられましてから30人会議ということで、文化財の保護に関する提言ということで30人会議をつくられました。その30人会議の中では、非常に詳細に事細かに意見を提案しているんです。どういう施設、ソフト面までも含めて細かく提案されております。よく勉強されて。しかし、これは先ほどの、前の議会か、その前の議会で質問いたしましたけれども、県の方にやってもらうということを前提にしておられた答弁だったんですけども、そしたら何のためにこの30人会議がなされたのか。県の施策でやられますとやはり広陵町の意見はなかなか反映しにくい。そして、この意見書を見ますと、やはり町の施設として、小規模でいいから住民が本当に日常的に利用する放課後施設をつくってほしい、遠足施設ではないんだというふうにおっしゃっているんですから、やはりこれについて、せっかくここまでまとめ上げられた意見を効果のある形で生かしていかなければ、住民参加をやった意味がないんです。そしてまた、50人会議も合併問題でされましたけれども、ただ意

見をいろいろと資料を出して聞いただけで、どのようにそれが反映されたのか全くわかりません。どのように活用されて、どのように集約してどのように活用されるのかが全く見えてこない。これもただポーズとして町民の意見を聞いただけということになっているわけですね。そういうような形で、肝心なごみ問題については住民参加を全く排除をすると。こんな状況なんです。恣意的にこのような住民参加をされたら、住民はたまったもんじゃありません。この住民参加に対してきちりとしたルールにのっとり住民参加をすべきです。ですから、住民参加についても、前にも言うておりますように、ニセコ町のまちづくり条例など全国的にもそういう例が幾つか最近出てきているのが特徴でございます。ですから、この住民参加についてもルールをつくるべきだと思いますが、この2点について、変わりました一括地方分権の趣旨にのっとりした上で、どのような方向で検討していただいているのか、お聞きをしたいと思います。

それからあと、簡単にしますので、これいつの新聞だったかな、2日ですね、あ、これと違うわ。ちょっと待って。あ、これや。これは6日の毎日新聞に載っていたんですけども、摘発効果ということで、今回も14年度の中にもたくさん工事が発注されているわけなんですけれども、その落札率が非常に広陵町の場合高く、最近は急にぽんと5割ぐらいになったり7割ぐらいになったりと、あ、競争が働いてるなというのもしばしば見られるようになってきたんですけども、残念ながら大部分の工事がやはり99%、98%という高い落札率なんですけれども、このような部分で、これで見ますと、大阪の方では割合とクリーン、全国トップと言ってるんですけど、0.9ぐらいを目安にして出しているんですね。ですから、広陵町の場合は95%以上が大部分ですから、やはりクリーンとは言えない状況だというふうに思うんですが、この辺の分析を平成14年度どのようになさっているのか、今後の対策とあわせてお聞きをしたいと思います。

あとは、また1点ぐらい、ちょっと待ってね。あと一点だけお願いします。会計監査報告が出されて、決算審査の意見書が会計監査の方から出されているわけなんですけれども、一般会計の中におきましては、今後においては多額の地方債残高を抱えて、平成15年度以降における公団立替え施行による償還とか各施設の維持管理費、義務的経費の増加などの財政硬直化が危惧されるということで、また環境対策費が要するという事も含めまして、適切に対処するため、計画的かつ効率的な財政運営を推進し、より一層の健全会計に努められるように強く要望するとなっているんですけども、この結果に対して、やはり計画的な財政運営という部分が、今町民の皆さんには、ごみの新清掃センターの方で120億円の費用が要

るということで、本当に大丈夫なんですかという心配の声をたくさん聞くんですけども、この長期の見通しを含めた財政計画をどのように監査結果を踏まえてなされたのか、そしてその計画については住民にわかりやすく公表すべきであると思いますが、その点についてお聞きしたいと思います。以上です。

議 長 起こしたってくれ。しゃべるだけしゃべって寝とんのや。 町長！

町 長 お答えを申し上げたいと思います。

今、松野議員がおっしゃった地方分権会議と三位一体の改革が進められておるところでございますが、国においては地方自治体にやっぱり自主性を強く求められておるわけでございますが、これがせんだって塩川財務大臣が県の方にお越しをいただいた。そのときに県知事や奈良市長が、やっぱりこうした現在の三位一体の改革については異論を訴えられておる、代表で訴えられていただいたわけでございます。強く反発をされて改善を申されておったのでございます。県内の市町村長、皆同じ考えでございます。開発負担金などについてもご提案をいただいております。法定外の負担金は徴収しないと。いわゆる、これはお客さんに転嫁をすることになるということで、きょうまでに是正をされてきたところでございますが、また新たな自主性が問われて、いろいろ条例化をすれば財政的なことが優遇するということにもなるわけでございますが、提案の趣旨はわかりました。勉強させていただきたいと思えます。

また、住民参加につきましても、文化財30人会議を催して、その後歴史資料館は前向いで進んでいないようなご意見でございます。私は、やっぱり広陵町は古墳の町日本一であります。こうした古墳の町、歴史の町をさらに大きく効果を高めるということが大事でございます。県が今真美ヶ丘丘陵で進めておりますいろんな施策の中で建設を考えていただければ、私たちの考えているさらなるものが考えられる。知事さんはいつも、全国に、そして世界に光る奈良県づくりを提唱されているのであります。きっと歴史資料館なるものを実現していただけるように今訴えているところでございます。住民参加につきましては、住民の声を行政に反映すると、その機会をつくる、チャンスをつくるということが大事でございます。一人でも多くの人たちの参加を求めている姿勢には変わりはありません。

また、ごみ問題についても、財政運営を計画的に進めるべきだというようにおっしゃっていただいております。120億円という大金でございます。すべてごみに投入するものではありません。まちづくりの根幹となる道路、橋梁、こうしたことにも多額の費用が含まれているのでございます。ごみをしなくても、この半分ぐらいのお金は当然必要でございます。計

画的な財政運営については、財政担当部局で考えていただいております。追っておっしゃることを明らかにしなければ前向いて進まないと思います。以上が概要のお答えとさせていただきます。（5番議員「入札の。」）

議 長 町長！

町 長 入札についていろいろとご心配をいただいているわけでございます。私は、一社でも多く入札に加わっていただいて、指名競争入札を取り入れているところでございます。業者の皆さんにはそれぞれ厳しい状況でございます。設計についても甘くはありません。大概厳しい状況で設計もお組みをいただいているところでございます。九十数%の高い落札率であるというようなご指摘でございますが、何分定められた金額の範囲内で落札をいただいている、予定価格より安く落札をいただいているのでございますので、中には非常に競争して、何とんでもこの工事を取りたいということで競合されているところもでございます。私どもは、多くの業者を指名して競争していただくということには変わりはありません。そのとおり実施をしております。

議 長 5番議員！

5番議員 条例化につきましては、ぜひ各課の担当で勉強し、検討していくという対応を早急にしていただくか、また全体で、かなり広範囲にわたりますので、そういう勉強会をつくっていただいて早急に対応していただきたいと思うんですけれども、その点について具体的に見通し持てる方向がありましたらおっしゃっていただきたいと思います。

住民参加につきましては、いろいろな方法で努力をされているということなんですけれども、やはりせっかく声を聞いて発言されても、真剣にそのときに住民の皆さんは発言されるんです。ああいう大勢の場で発言するのはなかなか勇気も要ることですし、それなりに皆さん勉強なさってきて発言なさっている。また、専門家に近いような方がまた発言なさるとか、いろいろ住民の皆さんには有能な方たくさんいらっしゃいますので、そういう提言を真摯に受けとめていくということは本当に大きな広陵町の財産なんです。そういう意味で、安心して発言できるルールというものをつくっていくのがやはりこれからのあり方であるということ間違いなことなんです。ですから、いろいろと努力はしていただいているんですけれども、やはりルール化をしていってもらいたいというのが一番の大事なところでありますから、そのルール化についてどのように考えていただいているのか、再度お願いをしたいと思います。

それから、これはオンブズマンとか見張り番とかというところで、いろいろなクレームと

いいですか、チェック機構があるところで、一層そのクリーン度が進んでいるというような状況だそうですが、広陵町はそういうオンブズマンもまだありませんし、すぐに導入できる見通しが今どこからも聞いてないわけなんですけれども、もう一つ分権の一環として外部監査制度があるわけなんですけれども、これは市以上のところは義務づけられたと思います。町村は義務づけまではいっていないんですけれども、義務づけといいましてもまだ実行しているところが全部だというふうにはなっていないという実態もあるんですけれども、やはり契約案件だけじゃなくて、いろんな行政の内容につきましても外部監査制度を導入するということは透明度を一層大きく拡大していくことになりますので、この外部監査制度についてどのようにお考えいただいているのか、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

それからもう一点ですけれども、今回の歳入の方、税金の町税の資料の方を見てみますと、やはりもうこの間、何年間も毎年毎年税収が落ち込んでまいりまして、法人税はもちろんなんですけれども、町民税の方も普通徴収、特別徴収ともに年々本当に落ち込んできて、生活が苦しい実態が浮き彫りになっております。また、納税義務者の方も、人口はふえながらも納税義務者が減っているというのは、本当に深刻な事態だなというふうに心配をするわけなんですけれども、これも新聞記事なんですけれども、最低賃金で1カ月生活した場合どうなるのかというような形で載っているんですが、最低賃金は地域ごとによって違うんですけれども、この場合は時間給、真ん中あたりの677円で1日8時間、22日間働いたとして収入12万円で1カ月生活をしたらどうだったのかということ、これは労組の若手組合員が挑戦されたそうです。この中で、11人挑戦して8人が降参して、何とか頑張った人が3人だけで、それでも体重が8キロも減ってしまったとか、そういう状態だったらしいです。といいますのは、12万円収入があっても、所得税や家賃、光熱費などの経費、電話代などを引くと残りたった3万円ということで、3万円の中で食費だけでなく交際費や衣服費やその他の費用を捻出しなきゃいけないので、とてもじゃないけどできないということで載っているんですけれども、このような状態が広陵町でも生まれている、あるいは行政の方が逆にそういう状態をつくっているわけです。広陵町の臨時職員さんの方で、若い方々が見通しなく1年間の短期雇用ということになりますと、本当に大変な状態で、1日1時間800円で8時間で1カ月20日間働いたとしてもやっぱり12万円ですから、こんな状態なんです。若い人が生活できない状態が多々ふえていっていると思うんですが、そういう中で本当に犯罪がふえている、子供たちの未来については政治的に本当に大きな責任が課せられているというのも、同じく地方議会人の8月号の50ページに書いてありますので、ぜひ議員の皆さん

は読んでいただきたいし、また町長を初め理事者の皆さんも読んでいただいて、本当に今このような暮らしが大変な中で、一方で徴税率を上げようということできいろいろと努力していただいているということなんですけれども、所得が一定あって支払う能力がある方からは厳しく当然税金を払ってもらおうように努力していただかなきゃいけないんですけれども、そういう低所得で大変な方については、やはり人間的な心でもって対応していただかなければやっぱり大変窮地に追い込んでしまうことにもなりかねませんので、大変雇用状況が厳しい中で、3万人以上の方が年々自殺で命を落としておられて、それも壮年期の40代の自殺される方がぐんとふえているというこういう状況ですので、そういう個々の町民の皆さんの生活の実態をきめ細かく納税指導だけじゃなくて、納税指導を通じてきめ細かく把握していただいて対応していただくことが大事だと思うんですけれども、その点について実態把握、先ほど少し寺前議員の質問の中で報告いただきましたけれども、そのような実態についてどんな状況なのか、納税させるだけでなく、その一方でそういう部分はどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

議 長 総務部長！

総務部長 会計士など外部監査制度導入につきましては、今後の課題として研究していきたいと、このように思っております。

議 長 収入役！

収入役 ご質問の中で、いわゆる低所得者への納税の配慮と、こういうご質問でございます。それぞれ担当の班長さんといいますか、担当の方と打ち合わせをいたしております。どなたでもすべて強制的というふうには考えておりません。所得の状況とか、あるいは資産の状況、また本人の納税の意欲、ここらあたりを十分、それぞれ一人一人を判断させていただきまいて対応してまいりたいと、こういうふうには思っております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 住民の参加に対するの発言、大切にしているかと、またルール化についてのご質問でございます。私は、町を愛する、それがゆえに、または町を心配するがゆえに、熱のある貴重なご意見をたくさんちょうだいをいたしているものでございます。私どもは皆さんの貴重な意見をおっしゃるようには財産として、忘れることなく脳裏に刻んでおります。担当者も励みになっていることと思えます。ルール化、これは条例のことだと思えますが、研究をいたしたいと思っているところでございます。

議 長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用れなかった議案に対する質問並びに一般質問につきましては、あす9日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4 : 45 延会)

平成15年9月9日広陵町議会
第3回定例会会議録（3日目）

平成15年9月9日広陵町議会第3回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

3番 片岡福美

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長職務代理者	大西利実
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	竹嶋昇

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第52号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
2	議案第53号 平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
3	議案第54号 平成14年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第55号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第56号 平成14年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第57号 平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
7	議案第58号 平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
8	議案第59号 平成14年度広陵町水道事業会計決算の認定について
9	一 般 質 問

議 長 まず日程1番、議案第52号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 では、国保会計について質問をいたします。

まず、第1番目なんですけれども、国保の一部負担金の減免についてということなんですけれども、これはきのうも一般会計のところでも議論をしていたわけなんですけれども、やはり地方分権の中で、この広陵町の判断というところが強く求められる昨今でございます。そういう地方分権の趣旨も踏まえながら、この一部負担金についてこの国保の法律ができてから、当初のときにこの窓口の一部負担金につきましては、政府の方もそれぞれの自治体の判断というところに大きくゆだねてきたのが実態なんです。それが今は非常に災害のときとか、厳

しい対応になっているというのが現状ですけれども、医療費が負担がどんどん増大をしていく中で、今こそ一層ですね、その一方で大変暮らしにお困りの方もふえている。こういう中であって、この町長判断でできます窓口の一部負担金の減免制度をきっちりとつくることが求められていると思いますが、その点についてお聞きをしたいと思います。

また、階層別の滞納状況についてでございますが、納税の促進ということで今対応していただいておりますが、支払い能力のある方は、当然きっちりと支払っていただくのは当たり前でございますけれども、特に国保につきましては、年金暮らしの方とか低所得の方が大変多いというのが実態ですけれども、この階層別滞納状況を教えていただき、その状況についてご報告をしていただきたいと思います。

それから、移送費についてでございますが、また平成14年度も制度が全く適用されておりませんでした。これはずっと制度ができて以来、全く適用されていないというのが実態ですけれども、せっかくの制度でございます。もっと利用しやすいような形で移送費の適用を図っていただきたいと思います。この点についてはどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、211ページの総合健康指導事業の委託なんですけれども、299万2,500円で不用額が270万円ほど出てるわけなんです。この事業の内容についてどのような内容で、どこに委託をされているのかということをお聞きしたいと思います。

また、会計監査報告がございましたけれども、その会計監査報告のところ、4ページになりますけれども、改正について検討ということを要請しているようでございますが、これはまだ国保会計については深刻な状態でもないもので、改正は必要ないというふうに私の方は考えているんですけれども、今の状態の中で値上げなど検討をされているのかどうか、確認しておきたいと思います。

それから、人間ドックの助成についてですけれども、受診者の方がふえているのかどうか、この点について決算の中で数値を教えてくださいたいと思います。

それから、介護保険の不納欠損が出てるわけなんですけれども、201ページの不納欠損なんですけれども、不納欠損の2万6,600円は何なのか。収入未済金額の516万9,472円、かなり収入未済額が多くなっております。ちょっと待ってね。そうですね。やっぱり今余り金額が大きかったんで、転記間違いかと思いましたが、やっぱり介護保険の滞納分について、繰越分の中で収入未済額が516万9,000円ということになっているわけなんですけれども、この人数をお聞きしたいと思います。なぜかといいますと、この

滞納の状況がありますと、サービスが給付されるときに制限をされる。こんなペナルティーが言われているわけですが、広陵町ではまさかそんなひどいことはなさっていないと思いますし、今までもそのようなことはしていただいてこなかったんで、大丈夫だと思うんですけども、その人数をお聞きをし、またどのような状況なのかということについてもお聞きをしておきたいと思います。

それから、県の支出金なんですけど、201ページ、同じくですね、大分去年に比べましたら、予算に比べましても減っている、減額になってると思うんですけども、積算が変えられたのかどうか、その点をお聞きをしたいと思います。

それから、203ページの円滑導入財政給付金なんですけれども、これにつきましても、共同事業交付金が大幅に700万円減額になってるわけなんですけれども、この要因についてお聞きしたいと思います。

それから、歳出の方におきましては、207ページの電算委託料が400万円ほど前年、13年度に比べて増額になっていますが、この点についてお聞きしたいと思います。以上、お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、第1点目の国保の一部負担の減免についてということでお答え申し上げたいと思います。

このご質問の内容でございますが、窓口の一部負担金の減免についてということだと思いますが、国保法の規定によりまして減免することができるという規定になっていることは承知しているわけでございます。この規定を運用し、保険者の判断のもと、実施する場合の問題点は一部負担金、いわゆる窓口負担金の支出が困難であるかどうかとの判断が非常に難しいために、要綱等を定め、対応することは現在のところ考えておりません。

なお、医療費が高額になる場合は、高額療養費制度の中で委任払いも実施しているところがあります。この減免の取り扱いは、過去に阪神・淡路大震災のときに実施されたものでございます。

続きまして、階層別の滞納の実態でございます。国保税における階層別の滞納者数は、平成14年度の課税分で511件、5,642万8,000円となっております。内訳といたしまして、80万円以下で301件、80万円から200万円の階層で99件、200万円から500万円で85件、500万円を超える者で26件という状況になっております。前年度と比べ、8万円以下の階層で件数の増加、その他の階層では減少しているという状況で

ございます。

それと、移送費についてでございますが、移送費の支給要件は、まず移送の目的でありまず療養が保険診療として適切であること。2番目に、患者が療養の困難である病気、けがにより移動が困難であること。3番目に、緊急その他やむを得ないことという条件があるわけでございます。いずれにも該当すると認めた場合に適用されることになっておるわけでございます。このことから、移送費の適用を受ける事例は、少ない状況でございます。過去に老健対象者で1件の実績というんですか、1件がございました。

それから、総合福祉指導の事業の委託の内容についてということでございますが、この委託料の内容につきましては、過去のアンケート調査結果の集計結果について調査分析システムを利用し、調査分析作業を委託したものでございます。その委託の主な内容でございますが、アンケートの調査分析作業といたしまして、2年間でアンケート調査し、結果のデータ約1,000件の処理と加工作業を行っていただいたものでございます。具体的な内容といたしまして、集計結果を検討するに当たり、単純集計ではなく、いろいろな項目を組み合わせ、新たに集計することが必要となり、随時以下のような、これから申し上げます作業が生じ、対応していただいたものでございます。

1番目に、検討内容に合わせ、クロス集計の作成でございます。もう一点目は、報告書作成のための集計表、グラフの作成。もう一点は、調査表の項目と構成から、新変数をつくり、集計いたしました。集計方法といたしまして、変数作成などについてのアドバイス、それから検討内容の整理などを行っていただいたものでございます。その結果につきまして、非常に盛りだくさんな実績が出ておりますので、ここで今ちょっと申し上げるのは非常に時間がかかろうと思っておりますので、また必要なれば、この調査表というんですか、アンケートの内容をお渡ししたいと思っております。

それと、会計検査の内容で、改正について値上げを検討しているかどうかという内容のご質問でございます。平成14年における国保会計の実質収支では、2,496万2,000円の実質収支となっているものでございますが、単年度の収支では財源不足の状況になり、厳しい財政運営となっております。

それで、今後の財政運営の見通しにつきましては、国保の取り巻くいろんな環境、例えば制度の改正あるいは景気の動向、保険者の統廃合、保険者の一元化、新たな高齢者医療の創設問題、それと医療費の動向、保険事業の推進の変化に対応しながら対応し、国保財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。万一税率の改正を行うときは、その時期等につ

いては、また国保運営協議会等にも十分協議をし、議会の皆様方のご意見も拝聴しなければならぬと、このように思っています。今現在のところは、税率の改正ということは、今の段階では予定はしておりません。

それから、人間ドックの助成ということでふえているかどうかという内容でございます。人間ドックの日帰り入院でございます。それで、14年の実績でございますが、日帰りで142名。13年度では125名で、ふえております。それと、1泊でございますが、13年度では9件ございましたが、14年度では18名です。関連いたします脳ドックについても申し上げておきます。13年度では37件が、14年度では54件ございました。これが一応の実績でございます。ふえていることは、これでおわかりいただいたと思います。

それから、介護保険の不納欠損の人数ということでございます。不納欠損の2万6,600円は、1件で滞納の件数になっております。医療給付費分と合わせまして、国保税と収納している関係上、介護分の滞納件数は承知しておりません。

なお、介護保険におけるサービス等の給付については影響はということでございますが、介護保険制度上の給付の一時差しとめを行うことができるということになっておりますが、運用等は福祉課でお願いしているところでございますので、また福祉課担当者からあると思います。人数等も、そこで答えていただけるものと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、201ページ、県支出金でございます。財政健全化の補助金の減は何かというような内容であったと思います。本年度の医療費につきましては、一般分の医療費が減少したことに伴い、地方単独事業、いわゆる福祉医療の助成事業の対象者に係る医療費も減少したことによるものであると考えております。制度そのものの変更は、以前と同じ内容になっております。

それから、続きまして203ページの円滑導入財政給付金と共同事業交付金についてでございます。円滑導入給付金についてでございますが、平成12年度において介護保険制度が導入されまして、それに伴い、国保財政に影響を与えることを考慮し、12年度、13年度の2年間に限り財政措置がされたものでございます。14年度から財政措置がなくなったものでございます。

それと、共同事業交付金の減の要因でございますが、平成13年度は12カ月が対象でございましたが、平成14年度は11カ月が対象になったための原因でございます。1カ月分が少ないということでございます。

次に、207ページ、電算委託。電算委託料の増加の要因はということでございますが、電算委託料の増の主な要因は、昨年の10月に制度改正が行われたため、それに対応するためのシステムの変更を行ったことによるものでございます。以上で漏れているかもわかりませんが、以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 では、まず階層別の滞納状況につきましては、昨今の大変な不況、そして高齢化に伴いまして、低所得の方の滞納が増加したという実績がリアルに報告をしていただいたわけでございますが、こういう点を踏まえまして、一層保険料の減免制度を充実をしていく必要があるのではないかと思います、この点について再度お聞きをしておきたいと思っております。

それから、移送費についてなんですけれども、これは15年になってからなんですけれども、1件相談があったんですけれども、適用が難しいということだったんです。病院から施設への移送なんですけれども、やはり障害を持っておられましたら、その施設間の移動であったとしても、タクシーを使わなきゃいけないとか、そういう困難な状況が出てきますので、そういう場合にもやはり適用できるような形で弾力的に今後検討していただきたいと思います。これはもう答弁結構です。要望にとどめておきます。

それから、201ページの介護保険の方の滞納について、福祉課の方で答弁していただくから質問すればよかったんですけれども、この給付の差しとめを行うことができるということになっているのは承知しているわけですが、先ほども言いましたように。今、516万円ていいましたら、相当数の方の滞納と。国保と連動しておりますので、とりわけ国保の滞納状況を見ましたら、高齢者、年金暮らしの方、そしてとりわけ低所得の方の滞納が多いのではなかろうかというふうに思うんですけれども、そうしますと、介護保険サービスの対象者になるわけです。その介護保険サービスの対象者の方々が、このような大変厳しくて払えないという中で、サービスまで規制をかけられていけば、一層暮らしていくことが困難な状態になりますが、この点について、運用についてどのようになさっているのか、お聞きしたいと思います。福祉課の方でご答弁お願いします。

それから、加えまして質問をさせていただきます。

209ページの老健の拠出金なんですけれども、これは平成14年が前年度の医療が大変たくさん給付があったので、その繰越分も含めて高くなっているということなんですけれども、平成13年度が4億9,900万円、平成14年度が6億5,700万円ということで、介護保険制度が導入されましたら、老健の拠出金は減るだろうというふうに当初言われていた

んですけれども、残念ながら介護保険が導入になりました後にでも、年々負担がふえているのが実態なんです。この老健の拠出金について、今後の見通しについてはどのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、209ページの介護納付金1億356万6,102円の内訳について、ちょっと教えておいていただきたいと思います。

それから、211ページに人間ドックの助成金の方、先ほど件数も聞きましたけれども、資料の方にも出していただいていますけれども、老健の対象者に、前も、前回6月議会でも質問しているわけですが、老健の対象者の方々がこのドックの助成を受けられないということについては、大変問題だと思います。当然受けられるものだと思って病院に行ってみたら、広陵町は適用がないですよというような説明がある中で、たくさんのお金を出して困ったなということになるわけです。とにかく予防医療を充実していくことこそが医療費の節約になりますし、国保会計、老健会計の健全化にもつながるわけです。ですから、この人間ドックの助成金につきましては、老健の対象者の方にも当然適用していくことが当たり前だと思うんですが、6月議会にも質問いたしました、一層その後どのように検討いただいたのか、お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 ちょっとご質問の内容が前後いたすと思いますが、よろしく願いしておきます。

209ページの老健の拠出金の内容のことでお尋ねでございますが、老人保健の医療費の拠出金は、老人医療費に応じた各保険者が拠出するものでございます。この拠出金は、当該年度の医療費の拠出金と2年前の拠出金の精算額をあわせ拠出することになっております。平成14年度の決算においては、精算分で1億1,962万円の追加があったことにより、大きく増大したものでございます。今後の拠出金の見通しにつきましては、昨年の10月に法改正があり、従来の70%の負担であったものが5年度には50%の拠出する内容、老健の対象者が70歳から75歳に引き上げられたことから、拠出金額が減少すると予想を立てております。負担割合が変われば減少すると考えられておりますが、どの程度減少するかについては、老人医療費の動向、老人加入率等種々の要素が影響するために、現段階においては幾ら減少するかは困難であるかと思っております。

続いて、介護納付金の内訳ということでございますが、介護納付金は第2号の被保険者、いわゆる40歳から64歳までの者に係る介護保険料については、国保税の医療分とあわせ

賦課徴収し、介護納付金として社会保険支払報酬基金に対し納付するものでございます。

ご質問の内容につきましては、介護納付金に係る経理、財政面での状況はどうかという内容だと思いますが、まず歳出面では、賦課等に係る管理費として66万7,000円、介護納付金として1億356万6,000円、合計1億423万4,000円に対し、保険税で4,826万7,000円、国庫支出金と事務費負担金で28万4,000円、国庫負担金で4,142万6,000円、普通財政調整交付金で972万8,000円、町の繰入金で6割・4割軽減分で268万9,000円、合計1億239万5,000円の歳入となり、差し引きの収支差額は183万9,000円の財源不足となっております。この不足の理由につきましては、保険税の収納不足によるものというのが原因であろうと考えております。

最後に、人間ドックの助成、老健対象者にもというような内容の質問だと思いますが、これにつきましても、おっしゃっておりますように、6月で一般質問をしていただいておりますが、利用者の拡大を図ることより、早期の発見、早期の治療により将来的に医療費の抑制につながる効果があるものと思われませんが、6月にも申し上げましたように、現状の国保財政の状況等を考慮すれば、早期に実施する考えは今のところございませんが、今後の課題等は十分に認識しております。

なお、福祉課で実施しております基本健診の受診者で70歳以上の方は、ご承知のとおり無料で実施しております。参考までに、一応健診受診の状況等を、70歳以上の方の人数を申し上げますと、基本健診で70歳以上の方が414名、胃がんの検診で126名、大腸がんの検診で128名、子宮がんの検診が12名、乳がんの検診が31名、肺がんの検診が34名、前立腺がんの検診が15名という実績が出ております。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 細かい数字は、これは各委員会にお任せするとして、大きな目で見たいと思います。これ平成14年の決算の数字が出たところでございます。いわゆる国保、保険料収入済み、保険料を払っている人が、これ平成14年度なんですよ、保険料を払っている人が7億8,000万円。きょうはちょっと傍聴の方も多いので、こういう数字を頭へ入れてください。保険料を払ってもらった人が7億8,000万円。収入未済、まだ払ってない方が1億7,200万円。私は、この資料の数字で言ってんですよ。これは一体何を物語るのかと、こういうことなんですよ。ということは、払ってる人が7億8,000万円、まだ平成14年度、もうとっくに終わってんですよ。3月末が平成14年ですからね。払ってない人が1億7,200万円払ってない。これは一体何に原因があるのか。先ほど何か不況やな

んやというふうな言葉が聞こえますけど、これは大口がためてる、こういうことも当然あるんです。かつてはこの議員の中でも、この国保を払わない議員がいてたんですわ、1年ぐらい、これ。私、この議場で言うたんですよ、早く払うたれと。当局が……。今はおりませんよ。国保払ってるん、払うてない議員がいてんやと。早く払うたらんかいと。これは毎月毎月議員さんは給料もうてますねん。ほんで、その給料の差し押さえできるんですよ。できるにもかかわらず、1年も2年もほったままにしてごっつい金をためてると、こういうことになって、私たまたま国保の委員やってきましたから、当局が言わなかったから、私が嫌われ者となってこれ言うたんですよ。私、現在国保の協議会の会長してますねん。当局が言えなかりゃ、私は会長としての立場上、これ物を言うてんですよ。この方式が進むとどうなるかという、また値上げという声が出てくるんですわ。結局そうなると、まじめに払ってる人が、こんなもん正直者がばかを見るんかと、こういう形に必ずなっまってまいります。それで、ちょっと当局、一体この大口になる者はどのぐらいためてんですか。1万円や2万円ちょっとためてると、こういう感じなんですか。大口、一体どのぐらい、何百万円ぐらいたまってるんですか。何十万円たまってるんですか。あるいは何ぼ以上の所得の方がため、先ほど何か500万円とか、何か聞いたんですけど、一体最高どのぐらいの方がためてるのか。ほんで、果たしてその人が財産でもあるんかないんか。500万円ももらってる人が、ほな一円も払わん。いや別に、そなんん毎月月賦で払えんね、月賦でもろうたらいいんですよ。皆固めてもらえって言うてるんじゃないんですね。毎月月賦でもいい。わずかでもいい。少しでも払ってもうたらいいんですよ、ある人には。一体この実態はどういうふうになってるのか。

もう一つ、これを実態を踏まえて、どういうふうに解決していかないと、私が会長の間には値上げは絶対させないと、このような大きな意思を持ってるんですよ。（5番議員「値上げするって言うたやないの。」）いやいやいや、今こうちらちらちらっと、こう聞こえてきますからね。私が協議会の会長している限りは、そういうふうな住民いじめをさせないと、こういうこともありますので、一体この数字をどう分析するのか。集めたのは7億8,000万円、まだ集めていないのが1億7,000万円。いや、こういう数字は、こんなんね、もう広報では出ないんですよ。広報ではちゃんと決算して、また2,000万円黒字になった。何かそういう数字ですか、こういう数字しか出ていかない。しかし、現実の中に隠れてるのは、こういう実態である。こういう実態について、我々はここで、議場で話をしてんですわ。そなんもんしゃんしゃん拍子でこれオーケー、オーケーと言うてるんじゃないんですよ。こういう実態もある。きょうは傍聴の方にも、こういう現実ちゅうのを知っていただい

て、この当局の保険者としての苦労話もようわかります。これをどういうふうに解決する。ほんで、また現実、今徴収部隊と、こういうので少しでも払える方は払ってもらおうというのでやってると思います。その辺の成績などはどうなのか。ほんで、さしてこの、私いつも質問、この大口の方には果たして財産がないから払えないのか。財産はあるけど、払ってないのか。この辺どうなのかねと。この辺が非常に私は聞きたいとここでございますので、答えられなくては町長でも結構です。この辺を対策どうしようと、取り組もうと考えてると、こういうことで値上げはしないようにひとつ私お願いするとともに、回答をお願いいたしたいと思います、はい。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 滞納不納金の内容につきましてご質問がございましたが、お答え申し上げます。

破産によりますのが13件、生活苦が172件、居所不明が31名、それと現在分納中というお方が227、それから営業の不調ということで42名、それとその他でございますが、これ以外で194件、それと税額の更正によりまして4件ございます。件数にいたしますと762件という内容でございます。個々の個人の内訳の内容のことは、今現在もう資料はございませんので。（12番議員「大口はどのぐらいいるかな。何百万円ぐらいなのか。」）それもちよっと今持っておりません。はい。また、後で。

議 長 収入役！

収 入 役 こし5月連休明けから、滞納者の方につきましていろいろ管理職が当たっていただいております。その中でも特に国保につきましては、ご承知のように所得が少ないと、こういうふうなこともございまして、収納率が悪いというのが目立っております。資料にも出さしていただいておりますように、平成12年度から特に悪くなってきてございまして、現在92%程度と、こういうところでございます。これは県内でも収納率が比較的悪い方に入っております。こういう状態でございますので、先ほど吉村部長が申しあげましたように、いろいろな滞納者につきまして、その原因を調査いたしております。それぞれ滞納者ごとに納税推進委員会としては対応していきたいと、こういうふうに思っております。ただ、全体が滞納になってるというのではございませんで、約半分ぐらいの方は分納中と、こういうことでそれぞれ細かく分割して分納していただいと、こういうのがございますので、全く滞納者についてもほってあると、こういうような状態ではございませんので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 12番議員、こんでよろしいですか。 12番議員！

12番議員 今回、この決算の数字を見て温故知新、次の予算に生かすと、こういうことなんですね。この数字を現在原因もちょっと述べてもらいました。やはり値上げは困るという声が非常に多いんです。現実、まだ最高までには行ってないと思うんですけど、やはり値上げという声もちらほら、最近何でも値上げ値上げということも聞こえておりますので、その辺は15年度についても現状のままいきたい。いかせて行ってほしい。これは保険者として、町が保険者なんです。いわば親と一緒になんですからね。保険者である町にひとつお願いしたいということで、私の質問、終わらせていただきます。お願いします、はい。

議長 長 ほかに。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議長 長 次に日程2番、議案第53号、平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 先ほどの国保の場合も同じなわけですが、いわゆる医療給付費が前年度からすると減額になっているわけなんですね。この原因については、昨年10月から高齢者、お年寄りの高齢者の医療費がいわゆる定額負担から1割負担、人によっては2割負担に変わっている。そしてまた、この4月からは、社会保険ですけれども、本人が2割負担から3割負担に変わる。こういうように医療費の大改悪が連続して行われているわけなんですが、この給付減は病院でも経営の困難を来している原因になっています。各地の病院で、特に診療所等については、患者が減っている。あるいはまた、診療報酬の見直しによる打撃が非常に大きい。こういう形で病院側が患者を選ぶような状況が生まれてくる危険性すらあるわけですね。介護保険では、既に介護度、施設介護に関しては4、5のいわゆる施設にとってもうかる患者を優先的にとっている現状があらわれているということでもあります。こういうような現状が、この給付減になってあらわれているというように思うわけですが、この点についてはどんな認識をされているのか、聞いておきたいと思います。

それから、電算化によって、先ほども広陵町の町民の病気の形態が具体的にわかるように

なってきました。総合指導の結果であります。特に、その中で私はこれを1つだけ聞いておきたいんですけども、いわゆる基本健診をした後、要指導の人が38%、ほんで要医療が51%、異常を認めずが11%、これが総合判定結果、14年度の結果になってあらわれてるんですけども、こういう内容について、やはり要指導のところについては、最後までその指導を行っていくということが求められてると思うんですけども、その2点についてお伺いしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 給付の減の要因というような内容の質問でございますが、国保でも申しておりますように、非常にこの13年度の決算においては、国保の場合でございますが、数値は4月の診療から3月の診療までの12カ月分の医療費でありましたが、14年度では4月から2月の11カ月の医療費を計上することに変更になったものが主な要因であったということでございます。

それと、保健指導のアンケートの結果ですか、アンケートの結果。（4番議員「基本健診。医療健診。指導を。」）保健センターの方です、はい。（4番議員「いや、もう数字はよろしいですわ。数字はよろしいんですんで、要は要指導が38%あるということの指導。これ最後まで貫いていくということ、それだけで結構です。その件に関して。」）（5番議員「姿勢だけでいい。」）

議 長 助役！

助 役 健診後のフォローでございますが、そういう要指導とかありましたら、それは本人さんにも連絡して、保健センターから、保健師から種々指導をしておりますし……（4番議員「いや、行くだけ、行くだけやん、それは。後の結果。行ったかどうかちゅうのんとならないから。」）最後までフォローするという意味でおっしゃっていただいているわけですね。今、精いっぱいそのフォローはいたしたいと、このように思っております。

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第54号、平成14年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 介護保険の会計につきましては、この12年、13年、14年間とわたりまして、住民の皆さんの要望でございます保健福祉事業をやめるということで提案し、それを15年度にはしっかりと反映していただいたという経緯がある中で、本当に皆さんに感謝されているところです。この介護保険、先ほど質問しました内容なんですけれども、これほどにも滞納の方がふえてきている中で、そのサービスの一部停止とか、そのペナルティーについてどのように対応されるのか、お聞きしておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 先ほど国保会計で滞納云々という問題があったんですが、これはご存じのように2号被保険者ということですので、現在のところ直接そのペナルティー云々というものについては出てこないというシステムになっております。

それから、保険料を滞納すれば、いわゆる1号被保険者の分ですけど、これはいわゆる介護サービスを受ける場合、まず保険料を1年以上滞納すると、利用者が費用の全額を一たん自己負担し、申請により後で保険給付が支払われる形となっておりますが、現在サービスを受けておられる方は、そういう滞納はございません。

議 長 5番議員！

5番議員 現在、そのようなペナルティーを受けておられる方はおられないということなんですけど、国保の方でそれだけの滞納予備軍ということで、過去の実績についても反映されるということになっていると思いますが、ぜひそういう点につきましては、第1号になったら、自動的に年金から引き落とされるので、滞納者は大変少なくなるわけなんですけれども、今後の不安という部分はかなり大きいですので、引き続きもしそのような方がサービス申請なさったとしても、反映されないように広陵町の努力をお願いしておきたいと思います。以上です。

議 長 答弁よろしいですか。 4番議員！

4番議員 1点だけ聞いておきたいと思うんです。簡単でもいいですけども、きのう質問してる中身で、介護保険のいわゆる認定を受けられた方がサービスを受けられると。この状況が14年度の結果によって15、16、17年度料金を決められたわけなんですけれども、そのサービスの量の点についてどのような変化が生じているのか、その点についてお聞きしておきた

いと思います。

議 長 助役！

助 役 居宅介護支援サービス全体で平成13年度を見れば、1万634件です。平成14年度では、1万3,806件でございます。

それから、施設介護サービスでは、平成13年度分1,098件、平成14年度分1,203件でございます。毎年伸びていっている状況でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第55号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 10番議員！

10番議員 初日の議案説明にもありましたように、私自身、下水道の普及、いわゆる水洗化というものの推進ということに対して、せっかくあのような大きな公共工事として下水道が動いているわけですので、できるだけその供用のできる場所のところは公共下水にジョイントをしていただきたいと、こう思っているわけですねけど、いかんせん普及率がなかなか伸びない。ただ、いわゆるくみ取りの場合のお宅であれば、当然今の時代ですから、ある程度無理をしてでも供用のできる、ジョイントのできる状態になれば、必ずというほど接続していただいているように思っております。一番難しいのは、個々での単独浄化槽なり、合併浄化槽を持っておられるお方であり、この単独浄化槽が一体どんだけあんのか、また合併浄化槽が何ぼあんのかは、把握されておるとは思いますねけど、よければまたお聞かせ願いたいと思います。

単独浄化槽と合併浄化槽、私の知り合いにおいても、東校区の人でありますねけど、いわゆる下水道は待ってんねんけど、公共下水がいつ幾日、何年に来るのであれば、そこまで新築をちょっと待ちたいというのもあるわけですねけど、なかなか思うようにはっきりとした年月というのは言えなかったという状態もありまして、やむなく合併浄化槽を設置したと。

ところが、どんどん東校区の方が下水道が特環であり、皆布石されていく場合に、ジョイントしなさいということになれば、大変経費の問題も含めまして、また使う側から見たら水洗に全く変わりございませんので、何ら出口が公共へ行くか、いわゆる浄化槽でいくかということでございますので、今さらそうせえというのも大変だと思います。ただ、単独浄化槽の場合においては、やっぱりいわゆる地球環境の問題から見て、そのことを理解をしていただいて、できるだけ早く公共下水にジョイントをしていただくようにしていくのが一番の方法じゃないかなと、こう思うわけですので、その辺の取り組みと。

先日もシルバー人材センターの方でいろんなそういう啓発をしていただくようなものもあると聞いておりますが、そのことはそれとして、いわゆる下水道として、広陵町として一日も早くジョイントしていただける環境なり、ソフト、ハード両面でつくっていくためにどうされるのか、今後どう力強く取り組まれるかをあえてお聞きしますので、よろしく願います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

くみ取りと浄化槽の軒数につきましては、昨日も答弁の中で出たと思いますけども、約で言いますと、くみ取り800軒、浄化槽は今1,400軒の状況でございます。議員のご質問のように、公共下水が工事されれば、すかさず接続していただいて、使っていただくというのが投資に効果が多くなるわけで、町としてもその辺のところのPRに力を入れているわけなんですけども、いかんせんご指摘のように、くみ取りの方は毎日のお困りの中で接続の方にすぐしやすいという背景がございます。ただ、浄化槽を持っておられる方は、特段生活の中で必要が差し迫ってるという意識が薄いという部分もありますので、何かのついでのとときとか、おふろ場を改装するとか、台所を改装するとかというタイミングでつながれるという部分で、遅くなっているという原因が大きいのではないかなというふうにも思います。ただ、下水道のこの工事の趣旨からしまして、つないでいただくという意味からしては、そういう個人の理由いかんにかかわらず、環境の部分で速やかにつないでいただく。特に、法律上はくみ取りの方は3年以内と、浄化槽の方は速やかにつないでいただく。速やかにつないでいただくというのは、半年ぐらいかなという解釈をしておりますけども、そういう環境に対する意識をこちらの方としても強くPRしまして、来ればすぐ接続していただくという意識を高めてまいりたいと思います。

それと、ご質問の中にも、工事の時期について我々の方も何年先と、ここは何年先に来ま

すよというPRが行き届けば、それに合わせて家の改装なりやってもらえるんですけども、ご指摘の東校区の部分につきましては、特に今町の方も力を入れておりますので、予定外に急速に進捗した部分もございます。その辺地元とも、区長さんなり地元の役員さんとも十分前もって連絡を密にして、個々の人が判断できるという状況にやっていきたいと思っております。その辺のところで接続という部分についてのPRを一生懸命やっていきたいと思っております。9月の、今月のかぐや姫まつりの部分でも、下水道についてPRをする予定もしておりますので、その辺のところもよろしく願いいたします。以上です。

議 長 10番議員!

10番議員 そのようなことを今まで努力されてるの、ずっと同じ努力されてると、こう思うわけですので、機会、いわゆるチャンスとかいろいろあると思うんですけどね、例えば一番簡単に言うたら、合併浄化槽の人は別として、いわゆる単独浄化槽の人に対しては生活用水が放出されてるということもありますので、今現在農家のお方のそら露はりとかいろいろあるわけですけど、そのことも含めまして、やはりある意味で、ジョイントする場合は、もうトイレはほとんどいらわんでいいはずですから、水洗化されてるからね。その意味での経費の方も、そんなにかからないように思いますので、また業者の人たちとも大いにそのことも話し合いされて、できるだけ安い金額で浄化槽を持っておられる人たちを促進していくということを大いにやってもらわないかんし、ただPR PRとおっしゃるけど、なかなか今の経済情勢で、そら今現在困ってるのでは、そら皆あえて最優先でされると思いますけど、余りそない支障なければ、ええやんかというようなもんもあるわけですので、その意味で何かちよつとした考え方によって財政措置にあり、何かその意味では推進とする、それ推進してもらわんでも、別にほっといたり、財政措置した方が高うついてかなわんでちゅうことは別ですが、何としてもやっぱり環境のために公共下水をやってるんですから、その意味で理解をさせていただいて、きっかけを大いにつくっていただく。ある意味での助成なりをもってかかっていくという考え方も考えて、大いに研究をして取り組んでもらいたいと、再度申し述べさせていただきます。答弁は結構です。

議 長 5番議員!

5番議員 従前から言っているんですけども、もうほぼ来年ぐらいで工事が完了していくというような計画は教えていただいているんですけども、その債務の残高、あるいは収入と収支の長期の見通しについての資料を出してほしいというふうをお願いしてるんですが、まだ出していただいております。

また、今回もぜひそのような見通しについての資料を提出していただくこと、お願いをしておきたいと思います。

そして、この件につきましては、産業建設の方に寺前議員がおられますので、産業建設委員会の中で十分に議論をゆだねることにいたしまして、今回は要望だけにとどめておきます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第56号、平成14年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 1点だけお願いしておきます。これの墓地事業につきましては、もう債務の返済の方は完了いたしまして、平成14年度も余剰金を603万7,635円一般会計の方に繰り出しをしてるという状況になってるわけですが、今までの一般会計からの繰り入れされた金額、それから繰り出しした金額、また見通しがわかれば教えていただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 また、後でその内容を一覧表がございますので、お渡ししたいと思います。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第57号、平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 後ろから、地場産業の応援を言うんだらうというふうに応援していただいていますので、まず賄い費、賄い材料ですね、これが1億1,700万円あるわけなんです。この賄いというのは、いわゆる広陵町の給食で使う分だと。こういう内容を町内の中で活用していくというのは、非常に重要だというのは、再三言っているとおりであります。6月議会には、約2,000万円の農産物が利用されています。こういう点についても、町内産品を使うということを言って積極的な6月議会には答弁があったわけですけども、その後停滞している。こういう原因が何かという問題があるわけなんですけれども、そういう中でいわゆる町の考え方について一般質問をしていますので、その基本的なところで結構ですので、お願いしたいと思います。というのも、結局この1億1,700万円が、いわゆる米については奈良の給食会、それから乾物等については大手の業者から買っている。こういうような状態であり、町内の業者をもっと積極的に活用した方法をとっていただく、こういう点についての質問であります。どうぞよろしくお願いします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 学校給食への地場産品の納入のことについて毎回質問を受けておるわけでございます。当然これまでも、この町内産で作付のある種目について検討をしておった折もありました。そんな中では、ナス、あるいはまたキャベツ、チンゲンサイ、キュウリ、ホウレンソウ、そういった給食に使います材料そのものが町内でその産品として耕作をしていただいております実態も承知しておりますのでございます。そして、町内産のそうした野菜を学校給食に取り入れる際には、やはり流通という面も考慮しなければいけないというふうな観点についても、調査研究をしましてまいりました。現在は、いわゆる町内の小売業者さんの中で調達をしておるわけでございます。そうした農産物の地場産品の導入についての考え方につきましては、産業振興の方とも連携をする必要があるわけですけども、現在のところはまだ具体的にその会合等は持っておらないのは事実でございます。

そうした中で、今後はいわゆる個々の耕作者と、そしてまた組合で組織しておられる方、こうしたところの連携も必要だなというふうにご考えておるものでございます。したがって、調整には少し時間を要するとは思いますが、現在は献立面で町内産物も、いわゆる天理あるいは奈良の市場には出しておるのではないかという期待もしながら、小売業者がその市場で仕入れしていただいております町内産のキャベツ、ナスもあるのではないかなというふうにご考えておるところでございます。間接的には消費をふやしている方策はとっておるものというふうにご認識しておるものでございます。今後、直接の流通経路につきましては、検討研究

をさらに続けてまいりたいと考えております。よろしくご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第58号、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第59号、平成14年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 水道会計は赤字決算というところで、大変厳しいという状況が出ているわけなんですけれども、かねてから言っておりますように、施設分担金を三条予算の方にかえていくということによりまして、6,000万円程度でしたか、財源が生まれるということで、かなり大きな貢献をするわけです。そういう三条に振りかえるということにつきましては、県の方についてもいろいろな自治体があり、自治体の判断というところにゆだねておりますので、広陵町はこの大変な不況の中で、水道料金のさらなる値上げを防ぐためには、このような施設分担金の会計を振りかえることがどうしても必要だと思いますが、再度この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、漏水調査などやっただいていっているところですけども、有収率をアップする

ことも大きく水道会計に貢献することです。これもかねてから指摘しているところですが、この有収率の向上に向けて漏水調査をされた経過の中で、今の状況を説明をしていただきたいと思います。

それから、この水道も、水道管の布設替えだとかいろいろ工事が多いわけなんですけれども、この工事がほとんど高値落札といいますか、98%とか、場合によったら99%というのが多いわけです。ですから、この工事の請負契約を適正な競争原理を働かして適正な価格競争が行われれば、これも大幅に水道会計に寄与するわけですから、このようなことが蓄積されれば、水道料金の値上げに至らないと、水道会計の赤字を解消していく大きな力になるということを指摘しておきたいと思います。その契約についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 水道局長！

水道局長 最初の給水分担金を三条にということですが、これは先ほど議員さんもおっしゃられたように、県内いろいろな考え方によって、広陵町のように四条で経理されてるところもありますし、また三条で経理されてるところもあります。本町の場合は、四条で経理するのが当然だという考え方は持っておりますが、この大変厳しい経済情勢の中、2回も値上げをお願いした中で、今後また料金値上げをという状況に至るようなことになれば、そのときにはまた県下の各市町村の状況も勘案しながら、この給水分担金の経理を三条にするか四条にするかは、管理者等と十分協議させていただいて考えていきたいと思っておりますが、今すぐそれを三条にという考えは持っておりません。

それから、有収率の向上ということですが、漏水調査により有収率の向上を図っているところでもありますけれども、なかなか思わしい数字が出ておりません。漏水調査のたびに、20カ所前後の一応漏水箇所は発見して、その手当てはしているわけですが、どうしてもまだ古い管も一部残っておりますので、なかなかその漏水してる量の修繕等によりまして、その分が有収率に本来ははね返ってくる、算式上ははね返ってくるわけですが、なかなか現実上はそれだけの分がはね返ってこない。ほんで、ことし、15年度に葛城川から東側と、それから真美ヶ丘の中・北地域の漏水調査をさせていただいて、それで大体町内の調査がほぼ一通り終わりますので、その結果を見て、今後どのようにするかは、また十分検討していきたいと思っております。

それから、工事の入札の件ですが、これにつきましては一応町の入札に合わせさせていただいて、水道だけが独自でどうのこうのともできませんので、一応町のその指名入札の要

綱によりまして、水道もそれに合わせて実施さしていただいておりますので、高値入札ということ指摘されているわけですが、十分競争はされてるのではないかなという認識は持っております。以上です。

議 長 5 番議員！

5 番議員 この水道会計については、大変重要な会計で議論が尽きないところなんです、幸い私の方には産業建設の方で寺前議員がおりますので、産業建設の方での十分な議論をお願いしまして、質問を終わります。

議 長 10 番議員！

10 番議員 ちょっと決算審査にストレートにちょっと関係ないわけでお許し願いたいと思いますねんけど、実は大滝ダムのいわゆる地割れ、地すべり等の心配で、いわゆる供用が相当おくれるということも報道されておりますし、県水を買っている我々にとっても、いろいろな意味で影響があるんじゃないかと思っております。心配もしております。また、そういうことでございますので、この大滝ダムの今現状、それからまた一たん水を引くとか、あと供用開始がどのぐらいになっていくのかということ非常に不安を持っておられる住民のお方もおられると思っておりますので、その辺わかっていられる範囲のことであれば、お答えをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 水道局長！

水道局長 大滝ダムの件ですけれども、こないだ説明会がありまして、一応現在20メートルの水量があるわけですが、その20メートル、毎日50センチずつ一応減水していってると。ですので、すべて抜くのに40日かかると。それが全部抜き切った時点で再度土質調査等した上での今後の対策を講じていくということですので、ちょっと当分、いつになればこの問題が解決するかということは、ちょっと今のところめどが立っていない状況です。

それで、たまたまことしにつきましては、こういう梅雨が長かったというのか、雨が多くて、毎年夏場になれば渇水で節水のお願ひに回ってるところですけれども、ことしは幸いにもそういうことがなかったと。ですけれども、来年あたりはまだその大滝ダムが供用開始されない限りは、夏場の天候次第によっては渇水というおそれについて回ってるといことです。以上です。

議 長 10 番議員！

10 番議員 本当に大変な事故で、見通しの甘さとかいろいろあったと思っております。また、工事期間がやっぱり物すごく長過ぎたということもあったと思っております。そら別として、これそう

ということがあって、いわゆる当局の不備であったと思いますから、ここで多大な迷惑をかけたんは供用していただいている、水をいただいている、買っているいわゆる地方自治体である。そういう迷惑を受けてんから、今後そのことも頭に入れて、今度の県水の問題についても、大いにやっぱり値下げのことを県水に対してはそれを物を申していく。迷惑かけたん、受けたんということもある。ましてお金も出てんねんから、その意味でそれをつけ込むというたらいけません、そういうことで迷惑がかかった自治体は一緒になって県水のことに関して言うていく、物を言うという態度で町長、それをひとつお願いしたい。ちょっと一言。

議 長 町長！

町 長 ただいま青木議員から、大滝ダムの事故の内容についてご質問をいただき、今後県営水道の私ども町は受水事業者でございますので、料金等のこともございます。いろんな交渉時にこうしたことも力を合わせて、受水事業者が力を合わせて交渉に臨みたいと、そのように思います。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。しばらく休憩します。

(A. M. 11 : 19 休憩)

(A. M. 11 : 20 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程9番、一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。

質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。

また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにいたします。

なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないので、よろしくお願いいたします。

まず、松野君の発言を許します。

5 番議員 きょうはたくさんの傍聴ありがとうございます。また、ちょっとお昼が少し回りますが、ぜひよろしく最後までお願いをいたします。

では、早速質問をいたします。

まず、最初ですけれども、清掃センターの問題でございます。もう既に皆さんよくご存じのように、三重県の多度での発電所が大変な爆発事故を起こして死傷者が出たということでございますが、この問題について住民の皆さん、本当に多くの皆さんが不安に駆られているのが今の広陵町の実情でございます。この事故につきましては、県の方が安全性を強調して、売電の利益を見込んで無料でのRDF引き取りまで約束して、RDF化を市町村に押しつけてきたわけですけれども、それがこのような事故につながったというような点が大変指摘されているところでございます。企業の言いなりに新技術に飛びついて、安全管理も企業に丸投げをして強引に事業を進めてきた県の責任が今大きく問われているわけでございます。

また、今発電がストップしたことで、この三重県のごみ処理をよそへ委託しようとしても、費用がかさむだけではなくて、火力の強いRDFを焼却できるところが少なく、またプラスチックなどを混入しているので、そのまま受け入れてもらえなかったり、大変な困難が生じているのが実情でございます。

また、その後、広島福山でも、安全性に問題はないとして試運転が8月26日に始まりましたが、3日後には火災事故が発生していることが報道され、さらに一層大きな不安が指摘されているわけでございます。

さらに、福岡県の大牟田市におきましても、稼働中のRDF発電所なんですけれども、国内最大の規模の大牟田リサイクル発電所が三重県と同じ去年の12月に稼働をし、その直後のことし1月、5月、8月8日と3回にわたって事故を起こしている。こんなRDF発電所のトラブルが報道をされているわけでございます。こういう中で、広陵町におきましては、きのう広陵町のごみ問題町民ネットワーク、これは最近結成された会なんです。今の広陵町のRDFのやり方とか、町のやり方についていろいろと今まで住民の皆さんは勉強会を重ねてきたり、いろいろ努力をされてきたわけでございますが、そういう中で最近に結成されたグループでございますが、この方がきのう425名分の署名を持ってこの今回の三重県の爆発事故について不安なので、RDFの安全性はどうかと、町民への説明会をしてほしい

という要望でお願いに来られていることが、新聞報道等でもきょうはあちこちで報道されているところがございます。このような状態を受けて、まず1回目簡単に質問をしておきたいと思えます。

処理方式検討委員会の報告が、一般質問後の12日に提出される予定でございますが、検討委員会の位置づけは一体何だったのかということをお聞きをしておきたいと思えます。

2番目、RDFもしくはRDF炭化方式への不安が、今指摘しましたように大変増大しているわけでございますが、RDF方式の問題点をどのように認識していただいているのか、お聞きをしたいと思います。

3番目、RDF炭化方式でなければならないと、このような状況を検討委員会の中でも述べられるわけでございますが、このRDF炭化方式でなければならない理由についてお聞きをしたいと思います。

2番目の質問でございます。

学校の防犯対策でございますけれども、学校施設への侵入事件が全国的にも多発しております。児童・生徒、保護者の不安が増大し、またPTAの方からも要望が出ていると聞いておりますが、防犯カメラの設置については、それほど経費がかからないという状況でございます。防犯カメラの設置等の安全対策を早急に進めるべきでございますが、この点についてどのような考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

3番目、交通安全対策の充実でございますが、6項目に分けて質問をしております。

1番目、大谷奥鳥井線に右折ゾーンを設けてほしい。

2番目、同じく大谷奥鳥井線に速度規制を設けてほしい。

3番目、中1丁目に信号機の設置をしてほしい。

4番目、北4丁目信号機の改善をしてほしい。

5番目、北2丁目から3丁目の交差点信号の停止線の改善をしてほしい。

6番目、疋相歩道の改善をしてほしい。

具体的には、担当課の方にお知らせしておりますので、具体的なご回答がいただけるものと思えますが、よろしくお願いたします。

4番目、真美ヶ丘地区内の町道名につきまして、真美ヶ丘の町道には、今は使われていないような名前が旧の地名からとられているわけです。笠ハリサキ線とか柳板大谷線、それから上田部奥鳥井線とか、そのほかちょっとなかなか覚えられないわけですが、このような旧地名の中で大変わかりにくいという指摘がされております。もっとわかりやすく親しみやすい

名称に変更してほしいという要望です。以上4点、お願いします。

議 長 町長！

町 長 ただいまご質問ありました松野議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、新清掃センターについてのお尋ねでございます。処理方式検討委員会の位置づけは何だったのかという質問でございました。お答えを申し上げます。

町は、きょうまで新清掃施設の処理方式はRDF方式として進めてまいったところでございますが、広陵町新清掃センター処理方式検討委員会は、新清掃施設の処理方式を決定するに当たり、技術面、安全面等について幅広く工学や医学の専門家のご意見をお伺いし、その結果において広陵町にとって最適な方式を決定することを目的に設置したものでございます。12日に報告書をいただくことになっておりますが、その報告書をもとに議会にもご相談を申し上げ、決定させていただきたいと考えております。

2番目のRDF方式への不安が増大している。問題点の認識はどう考えてるかというご質問でございます。

先般、三重県のRDF発電施設の燃料貯蔵庫の爆発事故がございました。昨日、住民団体の皆さんからお申し出を受けたところでございます。NHKテレビでも放映されました。けさの日刊紙にも報じられているところでございます。三重県では、事故究明のための委員会が発足され、年内には事故原因が究明される見通しでございます。町におきましても、その原因を十分確かめ、その対策も盛り込まなければならないと考えております。

また、ごみ問題特別委員会で主催された「住民の声を聴く会」でも、一部住民の方から問題点が指摘されておりましたが、運転管理上の問題や施設設置の初期の技術的なトラブルがほとんどでした。いずれも技術的に十分対応可能なものであると聞いております。

次に、3番目のなぜRDF炭化方式でなければならないかというご質問でございます。

処理方式は、地元との合意条項を基本に、近くご報告いただく処理方式検討委員会のご意見を十分勘案し、議会にご相談を申し上げ、決定をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、学校の防犯対策については、教育長代理が答弁をいたします。

3番目の交通安全対策の充実をとということで、まず初めの犬谷奥鳥井線に右折ゾーンを設けるようにご指摘をいただいております。

本路線に右折レーンを設置するには、現在の片側2車線のうち、交差点部分は1車線を右折レーンとし、反対側を直進車線とするなどが考えられます。しかしながら、車線を減少す

ることは、交通渋滞を招くおそれもあることから、関係機関や隣接市町と協議を図りながら最良の手法をとりたいと思います。

大谷奥鳥井線に速度規制、2番目でございますが、ご提案でございます。また、中1丁目に信号機の設置、北4丁目信号機の改善、北2丁目から3丁目の信号停止線の改善、足相歩道の改善でございますが、一括してお答えをいたします。

交通安全対策並びに施設の充実は当然のことでありまして、地域からの要望につきましては、その都度対応させていただいております。信号機の新設や改良、停止線、速度規制につきましては、高田警察署へ要望しており、署では内容を確認検討した上で、県公安委員会に上申することになります。既に県において検討をいただいているようでございます。また、町でできる改善につきましては、歩道に注意表示を実施するなど、事故のないよう取り組んでまいります。

4番目でございます。真美ヶ丘地区内の町道名について、もっとわかりやすく親しみやすい名称に変更せよと、ご提言でございます。

名称決定から40年近く過ぎました。どのような路線かという理解はいただいていますし、一応なじみというか親しみができていると理解しています。また、標識や地図等の修正にも多大の影響が考えられることから、現在の名称のままでいく方針であります。ただし、必要と思われる箇所につきましては、愛称名をつける方向で検討してまいりたいと考えております。以上のおりでございます。

議 長 教育長職務代理者！

教育長職務代理者 松野議員からのご質問をいただいております学校防犯対策について答弁をさせていただきます。

防犯カメラの設置は経費はかからない、早く設置をとというご質問をいただいております。

答弁といたしまして、大阪教育大学附属池田小学校での痛ましい事件を教訓とする学校の防犯を含むすべての面における安全対策の重要性につきましては、改めて認識を強くいたしているところでございます。

本町町立学校、幼稚園につきましては、現在は登校・登園の時間帯に教職員が校門での立哨を行い、その時間帯が終了した時点で校門を閉鎖しているところでございます。

校門は施錠をしておりません関係で、来校者は手で開閉を行うことができるわけでございますけれども、まず第一面識者において、言葉がけ、あいさつ等の受け答えやその表情によって相手の行動が、あるいは相手の行動や資質を判断することが、まずもって先決であると

考えております。

また、最近におきましては、警察におかれましても、犯罪を未然に防ぐ観点から、日々、管内主要駅や各公共機関をパトカーや単車、時には徒歩で警ら強化されているとともに、学校施設の巡視活動に努めていただいている現状でございます。

そして、不審者侵入時には警察への連絡・連携を十分取りながら、学校防犯マニュアルによってその体制を整えているところでございます。

ご指摘の防犯カメラ設置につきましても、安全確保の一策であると考えておりますので、今後も慎重に関係機関と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 5 番議員！

5 番議員 では、1 番目の清掃センター問題について、2 回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、きのう町民ネットの方々が、町民への説明会の開催についてご要望されたということなんですけれども、すぐにも結論が出せる内容ではないかと思いますが、この点についてどのようにお考えいただいているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。この町民の皆さんと不安を共有しながら解決をしていくという姿勢が、まず一番大切でございます。その点について、まず最初にお答えをしていただきたいと思っております。

また、2 つ目なんですけれども、朝日新聞の「夢のごみ処理しぼむ」、これ何日でしょうか、この朝日新聞の中で町の方の植村課長補佐が答えているわけなんですけれども、事故で絶対安全と言えなくなった。建設に時間がかかるかもしれないが、安全性を検討する委員会の設置が必要かもしれないというようなことも発言しておられるわけなんですけれども、今回の事故に対してどのような対応を具体的にしているのか、具体的にご答弁をしていただきたいと思っております。

それから、今回の事故の中で住民の皆さんにとって一番重大な問題は、どのような機種であれ安全である、安心である、このことに集約をされるというふうに思います。しかし、このトラブルについて、第 4 回の検討委員会の報告なんですけれども、この議事録を見ますと、この第 4 回の検討委員会は、7 月 14 日に開催されています。その前日と当日において、「町民の声を聴く会」等が開かれた。その直後に開かれた会議なんですけれども、この会議の中で、委員さんの名前が書いていないのでどなたが発言されたのかわからないわけなんです。その町民の R D F 等に対する不安について、「きのうはさんざんいろいろな例を

挙げられて、あの話だけ聞いていると、あとの2方式は何も勉強していない。RDFの欠点だけを探し出してきたという雰囲気なのですね。RDFは、一番問題が多いという発言ではなかった。そのあたり、我々専門委員会としてはどう解釈したらいいのか。それはともかくとして、RDFでこれだけトラブルがあったら、二十何施設採用するはずがないですね。だから、列記されるトラブルが目立つのでしょうか。技術的な面のトラブルは大した問題ではない。重視すべきでもない」。こんなひどい発言されているんです。一番住民の皆さんが関心があるのは、このようなトラブルが起きないということに関心があるんです。こんな爆発事故が起きたら、住宅地の近くでどうなるんでしょう。こんないいかげんなやり方でいいのかどうか、本当にびっくりしてしまいます。今これは議事録を読んだだけですから、何も私の言葉は加えていませんから、理事者の皆さんも議員の皆さんもしっかりと頭にとめておいていただきたいと思います。この点について、私はこのようないいかげんな検討委員会であれば、もう住民に謝っていただきたい。こんな検討はしていただきたいというふうに思いますが、町の方ではこの発言についてどのようにお考えいただいているのか、できたら、この発言された検討委員さんの先生の名前を教えてくださいたいと思います。

それから、このトラブルについて、町の方も本当にひどいなというふうに思うんですけども、同じく第4回目の検討委員会の資料が手元にあるわけですけども、この資料の3ページ、アンケート結果から、このアンケート結果といいますのは、町の方がごみ焼却プラス灰溶融方式とごみ溶融処理方式とごみ燃料化処理方式と3つに分けて、それぞれ何件かずアンケートをとっているわけなんです。そのアンケートの結果のことなんですけども、このアンケート結果から、RDF処理施設は設備能力や乾燥機の火災対策、臭気、成形機トラブルと処理技術に関して多くの課題が指摘されている。事実認めておられるんですね、このようなトラブルがたくさんあるということ。これは資料の具体的な一覧表の中にも指摘をされているわけなんですけども、この施設の課題というところでは、ごみ焼却・灰溶融処理方式につきましては、過去に発生した課題はあったけれども、現在は全部解消しているそうです。アンケートした自治体数が5自治体。それから、ごみ溶融化処理方式も5自治体にアンケートされていますが、過去に発生した課題、解消されたものもありますが、現在の課題としてスラグ再利用に当たり、ハンドリングや保水性等に問題があるとか、作業環境の改善が必要だとか、いろいろ課題が書いてございます。

ごみ燃料化処理方式、つまりRDF処理方式、RDF炭化処理方式なんですけども、10自治体にアンケートをとられまして、大変満足はゼロです。満足が2自治体。満足も不満

もないが2自治体。課題があるが6自治体。課題があるということで回答したのが、断然に多いんですね。これがRDF処理方式、RDF炭化処理方式の重要な課題です。それを認識されているわけですが、そういう中でこのような課題が指摘されているということも認識していただいています。ただし、この指摘されている技術的な課題は、設計段階で施工業者と十分な検討を行うことで解消できると考えられるというふうに資料に添付しておられるんです。でも、実際はどうでしょうか。このRDF、46施設全国で今あるんですけれども、全然今まで全国的な調査がなされてこなかったんですけれども、この三重県の事故を機会に調査されているわけなんですけれども、全国の少なくとも、46のうちですよ、5カ所のRDF製造施設です、発電施設じゃないんですよ。製造施設で発火とか異常発熱事故などが起きていたことが27日にわかったということなんです。本当にこの今RDF施設についての安全性は、大変に問題があるということが初めてクローズアップされたのが、昨今でございます。この三重県の問題の中ではっきりしてきたことです。これについて、環境省とか経済産業省の方では、検討委員会を設けて調査をして、またRDF施設についてもRDFそのものについても基準を設けるということをおっしゃっています。ですから、まだこれは検討中の話であって、大変課題の多い、問題の多い施設であることは十分に理解できるのではないのでしょうか。

その点について、先ほど検討委員さんの発言を少し紹介しましたが、この検討委員さんの発言の中で、同じように追認をされていたり、検討委員さんも十分に設計段階で施工業者と検討したら解消できるんだとか、原因は何だと追及して、トラブルを秘密というわけにいかないでしょうから、原因は何だと追及して、こういうふうに対応すれば解消できるという資料をもらって検討すれば、いろいろな問題が指摘されていますが、クリアできると、委員会として結論が出せると思います。これは企業の方に、トラブルのときはこうやってやったらいいですよという回答をもらって解決できるということですから、企業の方がこんな状態ですから、事故がいっぱい起きてる状態なんですから、これはとんでもない解決方法だと思えます。このような安全性の問題について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから次に、なぜ検討委員会の目的を変えたのか。先ほど町長の答弁によりますと、設置要綱に記載されていますように、広陵町で最適な方法を目的として設置したものだ。それも技術とか安全面について、安全面についてこんな程度の意見しか出てないんですよ。安全面について十分検討していただいておりますから、認識してください。それから、技術

面とかそういうところについて、最適な方法を目的として設置したものだ、ご答弁だったんですが、これは設置要綱ではそうなっています、最初の。しかし、第4回目の議事録を見ますと、町の方が資料の方ではっきりと言っているわけなんですけれども、資料の2ページでゴミ処理方式検討委員会の目的、新清掃センターの可燃ゴミ処理方式は、上記のようにゴミ燃料化処理方式を前提としている。本委員会は、同委員会設置要綱にも示すように、既存施設データや一般的な知見等から得られる3方式、3方式を参考にごみ燃料処理方式に対する留意事項や意見を具申していただきたいと考えているというふうに、第4回で変えているんです。

そのテーマを変えたことについて、委員さんは議論をされているんですが、委員さんの議論、このような変えたことによって委員長は、このように処理方式が変わったということで、意見があれば議論してくださいということで言うていますが、委員長自身はこの内容でこの委員会を進めたいということならば、若干肩の荷がおりますと、歓迎しておられるんですね。なぜこの検討内容を急に变えたのか、説明していただきたいと思うんですが、この議事録の中でもその内容が出てくるんですけれども、結局はこの議事録を見ますと、前回までの内容では、委員会にとっては難しい判断になるということを経理局の方で考慮していただいていますと。もうやっぱりRDFという結論を出していくのはしんどいんです、委員さんが。ですから、事務局の方に言うたら配慮してもらってるんですということ、こういうふうに内容を変えてるんです。その補足として、別の委員さんは、きのうの意見を聞いていると、RDFの問題点をいろいろ指摘されていますので、我々としては理論立てをしっかりとっておかないと、後がつかいと、このようなこともおっしゃっておられるんです。ですから、町の事務局の方が責任をとらなきゃいけないという羽目に陥って、それでこの検討内容を変えてるんです。

その一方で、この後に出てきた広報、9月号の広報なんですけれども、この9月号の広報では、広陵町に最も適した処理方式を検討していると、検討委員会の中で。すべてのごみ処理方式についての調査研究を進めている。今の町長の答弁もそうですけれども、検討委員会の検討内容が違ってるじゃないですか。その点について、これは住民だましとしか言いようがありません。この点について、どのように考えていただいているのか。結論、真意はどこにあるのか、お聞きをしたいと思います。もっとこの議事録見たら指摘するところあるんですけれども、時間がないので、その程度の指摘にとどめておきます。

そしてさらに、加えれば、今のところちょっともう一点だけ加えますと、最後の方の議事

録で、委員さんの方が、もう町の方があくまで事務局からこれをしてくださいと頼まれたことに対してこの委員会は検討するわけですから、この方式、RDF方式ですね、選ぶことに関して全く責任がないわけですから、いいですというふうに発言されているんですが、それに対して事務局の方は、我々にとってはこの方式が一番いいですよとおっしゃっていただくと、後々事務を進めるのにはこちらが楽になるのですが、やはり行政としては委員さんの方に責任を持たせるということは適当でないという判断から、このように内容を変えたんだと言ってるんです。ですから、責任のなすり合いですね。事務局の方も、RDFって決めていたら、大変責任が後から追及されて重いので、検討委員会をつくったと。しかし、検討委員会では、やっぱりこんなRDFと結論出すのはしんどいと。だから、今度また事務局の方に結論を返したということになりますから、責任のなすり合いじゃないですか。この点についてご答弁をお願いします。

それから、RDFの問題点についてなんですけれども、RDFの問題点については、引き取り先について、この第4回の中でも引き取り先については、最後まで大きな課題だということ指摘しておりますし、委員の方がですね。それから、第3回目の委員会の中でも、これは事務局の方が答弁をしているわけなんですけれども、この事務局の答弁を見ますと、受け入れの基準なんですけれども、セメント会社と話をしているそうです、何会社か知りませんが。受け入れ基準については、かなり厳しいものがあるけれども、塩素分を0.1%以下にしてほしいということなんですけれども、実際は0.1%以下塩素分にするのは難しいので、一、二%でも受け入れていると。あと重金属等も検査されているけれども、これについては企業の方も何も言うことができないということで、大変もしRDFが環境省とか経済産業省でRDFの品質規格を厳しくされたら、これは引き取ってもらえないことがありありですけれども、それを踏まえて広陵町の3,000トンの受け入れについては、ある企業で問題ないというふうに言ってるんですけれども、問題ないと答えている企業の方も、契約形態ですが、今のところ単年度契約を会社としては基本に置いています、複数年契約については、経済的な問題やセメント等の需要について問題も踏まえても、最大3年までが限度であるということなんですということで、こんな15年間、どこだって受け取ってもらえないんです。はっきりしています、これは町の方が説明していますから。ですから、この引き取り先については、先ほどの朝日新聞でも少し指摘していましたが、RDFについてはもうごみ発電ぐらいしか頼るところがないんだと。それで、RDFの引き取りについては、問題だというニュアンスで書いていたわけなんですけれども、「町民の声を聴く会」の中でも、これからの

RDFの引き取りについては、大変問題があるということが指摘をされていた。そのとおりでございます。具体的に言うと、また時間がなくなりますので、もう十分承知しておられるものとして、この引き取り先についてどのような責任をとるつもりなのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、RDFについて、非常に高額なんです。これについても、第4回の委員会の中で委員さんが大変懸念をされているわけなんです。議事録をそのまま読みますと、これは1トン当たり2,000円の逆有償で9,000円が運搬費なんです。それについておっしゃっておられるのは、しかし……。2万円と9,000円ですから、2万9,000円です。「引き取り先は、この間の話で2万9,000円。交通費を抜くと2万円。2万円の逆有償はかなり高い。そこまでお金を出して引き取ってもらうものをつくるというのは、方式としては疑問かなと思えます。地元がそうおっしゃるなら、地元でそういうことを説明して、やっぱりRDFが無理だなという理解を得られればいいと思えますが、あくまでRDFでいってほしいとおっしゃるならやむを得ない」ということです。だから、本当にこれ高い。ほかの委員さんも発言なさっていて、「これは1年間約1億円の所得移転です。そこは委員会としての責任ではなく、町当局の行政という立場で住民に納得、説明をしていただくということになる」というふうに言ってるんです。ですから、この1トン当たり2万9,000円も払ってRDFをつくらなきゃいけないのかどうか、この点については町の責任であります。この点についてどのようにお考えいただいているのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、建設コストも大変高いんです。ちょっと時間がなくなってきましたので、建設コストも大変高いんですけれども、委員さんの中でもそれを大変懸念されてまして、このコストが高いけれども、これは小型施設だから割高になるんだという言いわけをすればいいというような内容の発言をしておられます。町長も、理事者の皆さん、ぜひ第4回の議事録を読んでください。助役はおられたんですから、ご存じでしょう。

それから、CO₂の問題については、資料の中でこのRDFだけマイナス、CO₂は石炭のかわりになるから貢献するんだというような資料を出してるんですけれども、それはおかしいと、委員さんの方が12ページの中で指摘しております。CO₂については、大した違いがないのではないかと指摘です。

それから、ダイオキシンの問題なんです。8ページの資料でダイオキシンが濃度なんです。これはごみのRDF方式が決してダイオキシンが低い数値じゃないんです。0.000021から0.025ナノグラム、ごみの焼却の方でいきましたら、0.0が5つつくん

ですね、そこから0.041ナノグラムで、これはやっぱりダイオキシンの排気量で単純に考えるのではなくって、総トータルとしてダイオキシンがごみ焼却ではどれくらい出るのか、あるいはRDF方式がどれくらい出るのかという、そういうことが大事なんです。RDF炭化にしますと、一番ダイオキシンが出る率が高いです。これまた数値、後で見といてほしいんですけども、大変ダイオキシンの不安が高いのが、町の資料からもRDF炭化処理方式であるということは明白です。

それから、この点について、ダイオキシンについては8月10日でしたか、藤井先生が講演会なさいましたけれども、ダイオキシンなんて問題ない。とんでもないです。いろいろな考え方はあると思いますが、厚生省の数字なんて今どき信用されてませんよね。この本の中でも、本当に胎児の複合汚染ということで、微量のそういうような環境ホルモンが大変深刻な状況を及ぼすということが言われております。それは体内に蓄積するんです。ですから、へその緒ですね、20代で赤ちゃんを産まれた方へその緒のダイオキシンと30代で赤ちゃんを産まれた方へその緒のダイオキシンは倍になっているそうです。ですから、年々蓄積していくということは、大変深刻な問題で、微量だから安全だと絶対に言えないというふうに思います。これはたくさんの学説が賛同しております。そういうような方を講演に持ってこられる。これも安心、安全な施設を求めておられるのに、住民の皆さんの神経を逆なでするような内容で、これをどのように町は考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、RDF炭化の問題点も多々あるんですけども、引き取り先はこれも逆有償。現在も恵那市でも試行錯誤しております。また、蒸し焼きにする炉については、空気が入ると爆発をいたします。コストは大変高い。これは全部の施設の処理するに当たって建設コスト、一番高いです。それから、分別がとっても大変です。私も恵那市へ行きましたけども、ごみ百科事典ということで、もう事細かに分別しなきゃいけないくて、タクシーの運転手さんは夜になるとこっそり野焼きしてる方がおられますとか、高齢者の方からの苦情が大変たくさんあるとかということで、これは担当者の方もおっしゃってました。こういうような状態で、RDF炭化も大変問題点があるんですが、一番問題なのは、RDF炭化は焼却施設だということです。今までRDFは焼却施設じゃないということで町は説明してきたんですけども、RDF施設は絶対に焼却施設です。これは資料の中の5ページで、RDF炭化の場合は燃焼施設としての規制がかかるということ、自分たちではっきり言ってるじゃないですか。RDFは乾燥施設なんです。その規制がかかるんです。ですから、その辺で地元の皆さんが燃焼はだめだから、焼却反対だからということで最初RDFを持ってこられたと

思うんですが、それをRDF炭化と今おっしゃっておられたら、これは燃焼施設ですから、全く地元の要望にこたえていないということになるわけです。この点についてどう思っているのか、お答えをいただきたいと思います。とりあえず、以上2回目、お願いします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 非常にたくさんご質問いただきましたので、順を追ってご説明を申し上げたいと思います。

古寺区と基本合意を締結をしていただきましたのが、寒い冬の12月24日でございます。その後、周辺の地元の皆さん方ともいろいろと説明会を開いたり、施設見学をしていただいたりということで、春に雪解けを迎えまして、今現在何とか理解をいただける時期になってまいりました。先ほどまで松の幹でジイジイと鳴いていたセミが、もう見られなくなりました。我々にとりましても、このごみ処理施設の問題について、これを解決するタイムリミットを迎えてきているということで、焦燥感に浸っているところでございます。何とぞご理解いただいて、事業の推進にご尽力いただきたいというふうに思います。

きのうのごみ問題ネットワークから町長の方に要望書が提出されましたが、この問題につきましては、既に広瀬区と役員会の席に出向きましたとき、もう三重県で爆発事故が起こった後でございました。もちろん広瀬区の方針といたしましては、古寺区に建設をされる場合であれば、ごみ固形燃料化方式でないと困るという統一見解をお示しいただいたところでございます。ただ、三重県でのあのような事故が起こりましたので、その安全性について十分検証した上で進めてほしいというご意見がございました。専門家のご意見もお聞きしたいという要望もございましたので、地元並びに周辺地域とこのあたりは十分協議をして結論を出していきたいというふうに思っております。

それから、朝日新聞の記事でございますが、私の方の課長補佐が答えております。電話取材でございまして、長時間にわたって取材に応じていたようでございますが、取り上げられた部分がつなぎ合わされてあのような記事になったと理解はいたしております。ただ、我々にとりましても、三重県の事故は非常にショックでございましたし、今後その部分についての安全性、我々がどのようなことに留意しなければならないのかということについては、いろいろな角度から検討を進めなければならないということで、セミナーが開かれれば、そのセミナーにも参加し、専門家に直接電話をしてお聞きしたりということで活動を続けているところでございます。住民にとって安全である、安心できる施設づくりというのは、一番求められるということは当然でございます。

それから、第4回の検討委員会の報告の中でのRDFの欠点について、一部の委員が大した問題ではないというような発言があったという議事録をお読みのことですが、これは「住民の意見を聴く会」でいろいろご指摘いただいた点を指しておっしゃっているというふうに思います。RDF施設そのものにいろいろ課題があるというのは、我々も調査だけでなしに施設見学をさせていただき、担当者にお伺いすると、やはり課題そのものも持っているということも承知はいたしております。これはRDF施設に限ったことではなしに、ほかの方式の施設についても同じことだというふうには理解はいたしております。すべて「住民の意見を聴く会」等で指摘されました事項につきましては、放置はいたしておりません。すべてその関係施設、メーカーに照会をかけまして報告をいただいております、それを処理方式検討委員会の方にご報告を申し上げて、結果、どのように対応すればいいのかというご意見をお伺いをしたところでございます。

例えば、スイカの皮が入って破砕機が故障したというようなご指摘もいただいたわけですが、この問題点につきましては、調査をいたしますと、破砕機がスイカの皮で故障するはずがないと。大きな機械で破砕をいたしておりますので、スイカの皮は水分を多量に含んでおりますので、乾燥機の中に入りますと、十分乾燥されずに不適物として排出されると。そのようなものが大量に入りますと、不適物として排出されるものを埋め立てに回さなければならないということで、問題があるというようなことでもございました。各メーカーによって若干システムが異なります。やはり一様に実績を豊富に経験している施設メーカーにつきましては、やはり問題点は少ないという結果が出ていることも事実でございます。

それから、全国のRDF製造施設で発熱していたことがわかったということで、これも新聞報道を指しておっしゃっていると思います。環境省も基準をRDFの製造施設の設備基準、RDFの品質基準も設けていくと。場合によっては法制化しなければならないというところまで踏み込まれるというふうに思いますが、これは環境省の調査検討結果を見て対応しなければならないというふうに思っております。

それから、検討委員会の目的を変えたのではないかとということですが、検討委員会はもともと地元にはRDF施設で提案をさせていただいております、RDF施設をお引き受けいただきたいということを地元には申し上げているということで、町の今日までの交渉の経緯をご報告を申し上げます。地元の声も、古寺区はRDF方式あるいはRDF炭化が有力であるということで基本合意をさせていただいているということは、議員ご承知のことと思います。

また、広瀬区においては、先ほども申し上げましたように、RDF施設でないを受け入れませんよというふうにおっしゃっているということも、紛れもない事実でございます。このようなことも検討委員の先生方にお示しをして、議論を進めていただいているところでございます。委員長が肩の荷がおりたというふうな言い方をされているということでございますが、最終的に処理方式を決定するのは、町行政でございます。処理方式検討委員会の検討結果をそのままのみにするといえますか、決定するわけにはまいりませんので、専門の先生方からいろいろご指摘をいただいた点を踏まえて、町が議会とご相談を申し上げ、また地元の皆さんともご意見を交わしながら、最終的に処理方式を決定をいたしたいということをおし上げたわけでございます。住民の皆さんをだましていうことは、当たらないと思っております。

それから、責任のなすり合いもしているわけではございません。あくまでも責任は広陵町でございます。広陵町が処理方式を決定するわけでございますので、町が責任を負わなければならないというふうに認識をいたしております。その責任を果たすために専門の先生方のご意見をお伺いして、責任を持って決めていきたいというふうに思っております。

それから、RDFの引き取り先の問題、これは最終的に報告書をいただいた段階で、ごみ問題特別委員会の方にもご相談を申し上げたいというふうに思いますが、RDFでいきますと、RDFの引き取り先の課題が出てまいります。RDFの引き取り先をセメント会社と交渉といいますのか、打ち合わせをさせていただいてるのも事実でございます。先ほどおっしゃいました金額は、処理方式検討委員会の公開の議事録では数字として出ていないと思うんですが、確かにその数字出てました。（5番議員「出てます。読んだだけやで。」）ああ、そうですか。金額は公開用には載せないということで統一してやっておりましたので……（5番議員「失敗したんや。」）失敗しましたか。確かにその金額で話が出ております。これはRDF方式を取り入れた場合、このような経費がかかるということも皆さん方に包み隠しせずにお示しをするということで、今後議会の方にはご報告を申し上げていきたいというふうに思います。

それから、建設コストが高いということでございますが、これは施設、方式、広陵町の規模にぴったり合った方式を選ぶわけにはまいりませんので、アンケート調査をいたしました建設費をもとに、理論的に計算をいたしますと、RDF方式も高くない。比較的安いということの結果が出ております。これも最終的にご報告を申し上げたいと思います。

それから、CO₂の問題ですが、これはRDFだけマイナスという、考え方はいろいろあ

ろうかと思いますが、これも理論的にはマイナスになるということでございます。また、報告書が出次第、この点についてもご説明を申し上げたいと思います。

それから、RDF施設のダイオキシン濃度につきましては、RDF施設は灯油等の燃料をもとに乾燥いたしますので、ごみを燃やしません。そのためにダイオキシンの発生量が非常に少ないという施設であることも事実でございます。ただ、乾燥炉で乾燥いたしますので、排気ガスの中で一部ごみが焦げて、ダイオキシンが発生するという事柄も言われておりますが、これも事実でございます。そういったことで、施設のダイオキシン発生数値がそのように報告として上がってきております。ただ、議員おっしゃる、ダイオキシンは総トータルで出すべきのが大事というのは、これは広瀬区が特におっしゃるところでございます。RDF施設は排ガス量が一番少のうございます。極端に少ないということで、ダイオキシンの数値が同じでも、地域にダイオキシンが降り注ぐ量は、RDF施設が一番少ないというのは、これはだれにもわかることでございますので、松野議員おっしゃるこのあたりは、我々には理解ができません。

それから、藤井先生のことにつきましては、いろいろな見方があるということで、ダイオキシンそのものの勉強をしていただいたということで、特に公害問題については留意しなければならないという観点から、講演会を開催をさせていただいたところでございます。

それから、炭化施設について触れていただきました。分別が大変だというふうに恵那市では言っているということでございますが、RDF施設につきましては、きのうも寺前議員にご説明申し上げましたように、可燃ごみの中に不燃物がまざっておりますと、設備に影響が出ますので、徹底した分別をお願いしなければならないということは事実でございます。このあたりは分別を焼却であろうが、熔融であろうが、方式によって分別の程度が変わるというものではございませんで、やはり燃えるごみは燃えるごみ、不燃物は不燃物として、どんな方式をとりましてもしっかりと分別をしていただかなければならない。今現在の清掃センターも、可燃物の中に不燃物がまざっております。これは灰の中に入れてしましまして、「フェニックス」に埋め立てられているという事実もご認識をいただきたいと思います。必ず適切な分別をお願いをいたしたいと思います。

RDF炭化が焼却施設であるという考えは、我々は焼却施設とは思っておりませんが、排気ガスは確かに炭化工程において可燃性ガスが発生いたしますので、そのガスを燃焼させるということで、排ガス量はふえるのは確かでございますので、燃焼施設と同じ法規制が課せられるというのも事実でございます。地元の要望にこたえていないということでございます。

が、古寺区はRDF施設またはRDF炭化と、広瀬区はRDF施設というふうにおっしゃっているということも事実でございます。以上、お答えとさせていただきます。

議 長 5番議員！

5番議員 もうちょっと簡単に。もう最後ですので、集約しますけれども、とんでもない話ですね。

まず、最後のRDF炭化施設が燃焼施設でないということなんですが、先ほども指摘しましたように、自分の方で、事務局の方で出された資料の中にどういう規制を受けるかということに対して、法的規制が燃焼施設なんです。燃焼施設の規制を受けるんですから、これはだれが見ても燃焼施設じゃないですか。それを燃焼施設じゃないというのは、言いくるめるにもほどがあると思います。やっぱり誠実に住民の方に燃焼施設であることを認識してもらうことが、まず最初に大事じゃないかと思います。その点で再度お願いをいたします。

それから、RDF施設について、地元の了解なんですけれども、RDF施設を提案をして引き受けていただきたいと説明をしてこられたんですね。そういう中で、RDF、RDF炭化施設が古寺で有力だということなんですが、この有力というところは、何を物差しにして古寺区の皆さんで有力だというふうに認識されたのか。何月何日のどういう会でだとか、そういう具体的なところで確認したいと思いますから、ぜひお願いをしたいと思います。といいますのは、きのうも古寺区の皆さん、半分ぐらいが古寺区の皆さんの名前なんです。大変今、とりわけ今はRDFに対して大きな不安を持っておられて、RDFにこだわっておられるんじゃないです、大部分の古寺の皆さんは。本当にどの方式が安心なのか、安全なのかと、この1点なんです。ですから、そういう角度から地元が過去にそうだったということではなくて、過去もおかしいんですけど、住民合意の仕方についておかしい経緯があるんですけども、とにかく安全か安心施設か、この点のところを具体的に言っていかなきゃいけないのに、燃焼施設であることを事実でありながら、それになお今さらふたをして、燃焼施設じゃないと言おうとするとか、こんな住民だまはもう通用しません。この合意についてどこで決めたのか、お聞きしたいと思います。

それから、あと一つ。排ガスの問題なんです。住民の皆さんは4点の問題でRDFを選択されているということなんですけれども、排ガスの問題で言えば、あといろいろな排ガスの数値が町の第4回の中で出していただいているんですけども、硫黄酸化物だとか塩化水素にしましても、窒素酸化物にしましても、濃度が高いんです。RDF、RDF炭化施設は、燃焼に比べまして。ですから、排気する総量としたら、絶対にこの排気量が少ないから被害

が少ないとは言えない状態。こういう中でRDF施設もバグフィルターの設置が義務づけられましたし、それから鍵谷先生でも煙突は高い方がいいんだと。幾らRDF施設でも高い方がいいんだと、はっきりおっしゃっておられるんです。ですから、この辺の事実をお知らせして、それで排ガスの量についてどう考えたらいいのかということを示すのが事務局の責任じゃないですか。これも住民だましと思います。

それから、あと周辺の景観につきましても、RDF炭化になりましたら、焼却よりも大きいぐらい、背の高さは高いというような形で景観を損なう一番の施設がRDF炭化処理施設ですし、煙突の高さは先ほど言いましたように、高い方がいいという鍵谷先生の指摘ですから、これについてはどの施設も比較にならないですね。そういう住民の皆さんが4項目を挙げてRDFがいいと言っておられると言われる、その根拠についても町の事務局から出された資料そのもので、これは説明できるんです。RDFが、それが適切でないという説明ができます。この点についてお答えをお願いします。3点ね。3点ですよ。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 古寺区の基本合意に至るまでの地元の対応につきましては、ごみ問題特別委員会でも何回も日程をお知らせして、ご存じいただいていると思いますので……（5番議員「何日か言ってよ。」）古寺区に最初ご説明に上がりましたのが、13年11月11日でございました。（5番議員「いや、経過じゃなくて、いつの会議でそうやって合意できたのかということを知りたいんです。」）古寺区で独自に集会を3回開いていただきました。3回目の集会、どの集会でも方式についてはRDFまたはRDF炭化ということを役員さんは資料を持って説明をしていただいております。最終的に基本合意を締結する際にも、詳細な町と古寺区との条件をお示しした資料を全戸配付されまして、12月中に基本合意を締結するというを前もってお知らせをされた上で、基本合意の締結をされたということでございますので、古寺区の皆さん方をご承知いただいていると理解をいたしております。

それから、排ガスの問題については、RDF施設が一番排ガス量が少ないということをご理解いただけたと思います。ガス量が少ないという点で、燃やしませんので、ガス量は少ないのは当たり前でございますので、それはまた後で説明をさせていただきます。

それから、RDF炭化が景観等について問題があるようにおっしゃいますが、これも設計のやり方によって、機械の配列の仕方によって建物の景観も変わってまいりますので、広陵町の地域に合った建物の設計をしてまいりたいというふうに思います。以上です。

燃焼方式、RDF方式、炭化方式というのは、炭化方式が燃焼方式ではないという、分類

をすれば燃焼方式ではないと。炭素が最終残りますので、すべてが灰になる装置ではございません。そういう意味で燃焼装置でないと申し上げておりますが、ガスを燃焼させるという部分においては法規制があると、燃焼装置と同じ法規制があるというのは、理解はいたしております。（14番議員「あかんあかん。約束守らないかん。」）

議 長 もうええやろう。（5番議員「ちょっとつけて、早く。」）

5番議員 今の問題につきましては、もう白紙撤回をし、RDFにはこだわらないで、住民参加で再度検討すべきことを申し添えておきます。最後に、防犯対策についてですけれども、これは予算化が必要ですが、町長の考えをお願いします。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

1時30分から再開いたします。

（P.M. 0：21 休憩）

（P.M. 1：31 再開）

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に、坂口君の発言を許します。

12番議員 ちょっと午前中のにぎわいから少し寂しくはなったんですが、私は中身で勝負でございませぬ。

まず、この9月議会は何の議会かと、こういうことになります。9月議会は決算の議会でございます。平成14年度の決算、立派な資料ができてまいりました。早速私詳細に見ました。この中から、まず1番目、財源の確保と次の予算編成の基本的な考え方はどうか、非常に大きな問題でとらえたいと思います。

9月は決算議会で、このたび決算数字が出てきました。私は、詳細に見ております。広陵町においても、なかなか不況や倒産やリストラやその他もろもろ商売の店も閉まっているところもございませぬ。ベネチアンヒルも閉まりまして、その後が何と介護のデイサービスのあれができる。だんだんこの業態の変化もよくわかるような感じでございます。

広陵町では、おかげさまで人口がふえております。しかし、人口がふえているにもかかわらず、町民税や固定資産税、収入が減ってきております。ちょっと数字をとってみましょう。私の調査した資料によりますと、町民税、ここへちゃんと出ております。平成12年度が16億8,000万円、13年が16億8,000万円、横並びと、12年、13年。14年度になると16億3,000万円。若干5,000万円ばかり下がっております。3,000

0万円が5,000万円、下がっております。人口がふえている、このような状態にもかかわらずちょっと下がってきたと。それでは、法人税はどうか。ここにも私の調査した資料にちょっとよりますと、12年度は1億4,800万円。これが13年度になると1億1,600万円、14年になると1億500万円。この減り方はすごい減り方ですね。通常これが会社がたくさんある、いわゆる企業城下町、こういうところへ行きますと、町民税の法人税割合、これがぐっとふえて逆転する。この現象を見ても、広陵町はいかに勤労者、いわゆる勤労者の町になってるか。サラリーマンの町になってるか。税収から見ても、このような状態が読み取れているのでございます。

ちなみに、支出の方はどうかと。これについても資料をちゃんととらえております。人件費が、今回14年決算ですが、20億円かかっていると。町民税で十何億円集めて、人件費が20億円かかっている。さらに、大きな公債費、いわゆる借金の返す金、これが16億7,000万円。これは住民の皆さんから町民税を集めて、集めたお金がそっくり借金の返済に返されてる。数字からいうと、こういう感じなんですよ。この辺の数字もちょっと頭に入れていきましょう。この辺から、やっぱり町の経営と、このような大きな命題を考えないけません。非常に収入が減ってきたと。現状は見ると厳しい。

また、国からの交付税や補助金も減額。現実減っております。決算は27億7,000万円。すごいですね。町内で集めるのが16億円、交付税が27億7,000万円、これは国からおりてくる。いわゆるこれが3割自治ちゅうて、必要なお金の3割しか自分たちでは集められない。このような現状が広陵町の現状であります。しかし、地方、いわゆるこの広陵町自身ですね、町自身の負担ちゅうのは、これ年々年々ふえてくるんですわ。黙ってても人件費は上がってくる。年が上がるから、自動的に昇給しますから、人件費は上がってくると。しかも、今回は新清掃センター、非常に先ほどから言われてます大きなお金かけるんじゃないかと。大きなお金をかけます。大きなお金をかけて新清掃センターもつからないかと。町民の要望があります。職員一致団結、一丸となって実施すべく努力が必要であります。

そこで、今回町のちょっとお聞きするんですが、この現状の毎月入ってくる町民税、この現状、あるいは法人税の現状、この現状を見て、あるいは借金、毎年毎年16億円も17億円も借金返さなあかん、このような現状を見て財源の確保をどうしていくのか、非常に町を経営する者として頭の痛いこととございます。財源の確保をどうするのか。それとともに、予算についてはことしの12月ぐらいまでいろいろ各課から予算が出てくると思います。予算編成の考えはどうしていくのか。非常に内容の程度の高いちょっと質問ではございますが、

濃い質問ではございますが、この辺についてまず第1番にお伺いしたい。このようなことでございます。

さて、2番目でございます。

平岡町政になりまして、「人にやさしいまちづくり」、このように非常にいいキャッチフレーズで私も聞いております。推進モデル地域、モデル地域の助成金の活用状況はいかにと。実はこのモデル地域、これについてはいろいろ前段がございまして、私も議員も先進地の視察、いろんなモデル地域、やり方、青木議員にちょっと誘われて先進地の視察と、こういうのを見てきました。こら非常にいい。私、早速提案。どうですか、青木議員、提案したらどうでつかと、もう早速さっと、実際具体的な形となって出てきて、この数字に出てきてる。これは非常に、一緒に行った議員の方もおられますんですか、3名ばかりで2回行き、1回行って、1回るとき、こらいいな。やはりもう一遍行き、2回行ったんですよ。やはり見えないところでも議員は努力をすると、こういうことなんですね。1回だけ行ったんじゃないんですね。いいところはやっぱり2回、3回と行っていろいろ勉強してくると、こういうところでございます。

前項、最初の設問でも聞いたんで、要するに税金の収入が落ちてる。その中でもまちづくりちゅうのはこら進めていかないかない。創意工夫して進めなくてはいけないと、このようなことです。お金がないからできないよとか、これ予算がないからちょっと先ですよと、こういうことを町もとても言うてられませんか。今回、推進モデル地域、これ助成金ついて大変好評であると聞いてます。聞くところによると、私の近くの馬見南4丁目でしたかな、ここも非常にいい成果が出てきたと、こういうふうなことも聞いておりますので、大変好評であると聞いております。

また、これからのまちづくりの中心、今までは行政の職員が全部全部やりなさいと。とてもこれからはそんな手も回りません。お金もない。じゃあ、どうしてそういうふうに進んでいくのか。ここが一つのいいポイントになっていると思います。これからのまちづくりの中心になるのではないかと考えているところであります。その地域の援助ですね、その地域のその後の取り組みの状況はどうでしょうか。あるいはその事業内容についてはどうかと。その継続性はどうか。また、実施状況等の把握はどうなのか。また当然今年度でも、ああうちもやりたい。いろんなのが出てきてるとは思いますが、その申請地域とか、その事業の内容の展開とか、そのようなのはどのようにしてとらえてるのか。僕は、これは非常にいいとらえ方と思うんですよ。今までは役所がこういうふうにしなさい、ああいうふうにしなさい、

お金はこんなけよと。ところが、これではやっぱり行き詰まってしまう。地元に住んでる方から自主的に声が出てきて、役所は少々の予算、少しの予算で高効率、非常にいい効率のええまちづくりができる。これはいいな、非常にいいな、このように考えております。その活用状況はどうでしょうかということで、質問事項の2番といたしました。

3番目、いよいよ先ほどからよくお話が出ております新清掃センターでございます。

私、新清掃センターについての基本的な考えは、もう全く決まっております。地元の意見を最優先しなさい。地元の意見を最優先にということであります。これはなぜこういうことかということ、私現清掃センターが持っております、現清掃センター、非常にいろいろ問題があります。議員のどこにもいっぱい相談がある。私自身また当局へ行って、今の清掃センターの問題をいろいろ相談します。このたびちょっと、私だけというとなんですが、ほかにもちょっと議員がおられたんですが、ちょっと聞くところによると、ちょっと体調が悪いと、こういうふうなことで、6月、9月、連続でお休みですので、この際ゆっくり休んでいただいて、私は真の現清掃センターの代表議員であると、このようなことです。今のある清掃センターも問題でございますので、積極的に清掃センターの問題を進めていかなくはなりません。今、この9月の9月議会、一番大事な問題を取り上げてるのは清掃センター。

過日、私予定地、いわゆる新清掃センターの予定地、2つあるんですよ。清掃センターの地元地と、今ある南3丁目、これが1つの地元地。もう一つの地元地は、新しい清掃センターができる予定地。ここも地元と考えてんですよ。過日、予定地の住民を訪問しました。私も、今ちょっと最近積極的に地域を回り出しております。聞いたときに、私こういうふうに聞いたんですわ。今回、ここに新しい清掃センターが予定されとりますと。やはりいろいろな問題も出てると聞いておりますということで、地元の皆さん方に聞いて回っております。その地元の住民、私聞くんですけど、1つ、ここに来ること、要するにここにごみ焼きは、ごみ焼きそのものを反対してんでっか。要するに、端的にやっぱり聞かしていただくんですわ。いやいやそうじゃないんですよ。清掃センターそのものは、これは絶対必要なものであるという認識、清掃センター、施設はやはり必要なものや。どこかで必要なものであるんですよ。その必要なものを建てるに当たっては、環境の影響とか建設の状況については、逐一やはり地元が一番心配するんですわ。地元の人が一番心配しますので、逐一報告してほしいんやと。その方も言うておられましたが、私は何もここへ来るのを反対してるものではないんですよ。ただ、そこに住む人間としては、少なくとも15年間、ここで施設が動きますので、安心して何ら不安のない施設として受け入れたいのんで、逐一いろんな状況につい

で教えてほしい。やはり行政が一番最初一番たくさんの資料も持っています。ニュースも持っております。これについては、その人言うてます、建設そのものに反対するまで、つくるからには安心した施設をつくってほしい。そのためには、逐一いろんなニュースを知りたい、こういうふうなことでございます。このとき私も、いろんな意見があるんですわ、町内ではこの方式もあれええ、これはええという、いろんな意見がある、聞いております。地元の意見が最優先。この清掃センター、新しく建てるということは、何が何でも第1番に地元の意見を最優先に聞かないと、私もよう最初現在の清掃センターの問題のとき、よう地元の方と今話しするんですが、やはり地元の意見を先に聞いてくださいよと、当然言われます。地元の意見を最優先することが本施設建設、立派な施設を建設することの完成への向けての最優先事項であります。現状の推進の状況はどうでございましょう。この現状の推進ちゅうのは、地元とのお話ししてる状況はどうでございましょうかということでございます。

この現状、新清掃センターが計画よく進まない、今ある現在の清掃センター、平成17年6月に閉じますと、このようになっておるんですが、17年6月閉じますと、こういうことが決まっているんですが、その余りの間の期間が長過ぎますと、やはりいろいろと不安が現状出てまいります。その間、どないしてごみ処理するの、問題が1つ。いや、どっかへ持っていくで。これはなるほどと理解できるんですよ。その次、今あるごみ車洗いですね、これどこに置かれるんですか。17年6月に清掃センターを閉めちゃうちゅう。ほなじゃあ、今のごみ車を置くとこないんですよ。あっこもう入れないんですよ。私はそない考えてるんですがね。いやいやあと1年、2年は、ごみを集めて回らなあかんですよ。その集めた後、清掃センターで、いや今あるとこで洗わせてくれちゅうんか、どっかに置かせてくれ言うのか、そらわかりませんが、ごみ車のパッカー車ちゅうのは物すごいBOD高いからね。そんなん普通洗うてぱっとほかしたらええわけじゃないんですよ。排水処理のあるようなところしかできないんですわ。ちゃんとそのような、現在考えても清掃センター、燃えるごみだけを入れてんじゃないんですわ。実績見てもうたらわかります。不燃もありますね。廃プラもあります。瓶もあります。缶もあります。これ今からこういうの入れる何か設備つくつとかな間に合えへんちゃうのと、こういうふうな要らん心配も、このような心配も出てまいります。これについては進みぐあいによって、今現在ある清掃センターの問題、心配点も出てまいります。これについては進みぐあいはどうかということについてお聞きしたいと思います。

4番、真美ヶ丘地区熟成について、人を呼び寄せる対策。

こないだテニスコートリニューアル、非常に立派なテニスコートになりました。オープン

になりました。私も、オープン式へ行きました。あのテニスコートから見ますと、畿央大学、今は立派な建物ができました。私も、エコ・マミへ買い物へ行くけど、若い学生さんがいっぱいいます。町の中でもうはつらつとした方が、町並みが若くなってきたな、このような考えをしております。その畿央大学の北側でもどんと宅地分譲、テニスコートの北側もきれいに宅地の造成、大体もう終わりごろになってんかなと考えております。本町は、先ほどの1項目で言うたとおり、主な税収は町民税が1つ、その次が固定資産税、これが2つのメインの、あとたばことかもありますけどね。軽四自動車。主な財政は、町民税と固定資産税に期待がかけられます。固定資産税についても、うちのニュータウンは大字より大体3倍ほど高い評価があるということは高いですね。税金も3倍ほど高いのを払うてると、こういうふうな状態であります。この苦しい町財政の中でも、明るい光が見えてきた。このように私は考えております。本町の主な財政を担う個人の町民税と高い固定資産税が期待できる真美ヶ丘地区の熟成についてどう考えるのか。若い学生さんがたくさん来てくれた。やはり町の者は若くなった。大阪からの通勤のサラリーマンさんをどんどん入れていきたい。うちの、うち去年北3丁目、家が2つあるんですけど、北3丁目のところは積水の分譲なんですけど、今見てください。1年たったらもう周りいっぱい建ってますわ。だれがこんなもん買うかなという、もう不思議で仕方ないんですけどね。去年は、うち1軒だけだったんですが、ことしになったら、もう工事中でばあところ、最終40軒ぐらい入ることなんですけど、あつという間に入っております。ですが、私も固定資産税、2倍払って町財政の経営に、物すごい経営に奉仕させていただいていると、このような状態でございます。この辺のやはり人を呼び寄せる対策、これについても町長にお聞きしたい。このように考えております。はい、第1回目の質問でございます。

議 長 町長！

町 長 坂口議員さんの質問にお答えを申し上げます。

まず初めの1番、財源の確保と平成16年度予算編成方針の基本的な考え方はということで、厳しい財政状況が予想される中、町民の要望に対して職員が一丸となって努力せよとのことでございます。予算編成の考え方はどうかというご質問でございました。

答弁は、まず本町の財政状況でございます。長引く景気低迷によりまして、税収の伸びは全く見込めず、地方交付税につきましても段階補正の見直し、投資的経費の削減に伴い毎年減少しており、ご指摘のとおり財源の確保に苦勞しているところであります。さらに、次年度は段階補正にあわせ態様補正の見直しも予定されており、人口3万人規模の団体は影響が

大きいだろうと言われております。また、国の構造改革、いわゆる三位一体の改革に伴う地方財政の方向性は、近いうちには示されると思われませんが、特に交付税改革については、地方交付税総額の抑制、財源保障機能の縮小など厳しい内容となっております。

こうした財政状況を踏まえ、財政健全化に向けて参与・部長職で組織する行財政改新プロジェクトを立ち上げ、税の収納対策を含めた財源の確保、事務事業の徹底した見直しによる節減対策、行政改革などについて検討、分析を行ったところであります。平成16年度予算編成につきましては、このプロジェクトで検討しました内容を盛り込み、土地利用活用の見直しや受益者負担の適正化、事務事業の根本からの洗い直しなどを図りながら、節度ある財政運営に徹し、より一層の行財政の効率化を図ってまいりたいと存じます。

次に、2番目でございます。人にやさしいまちづくり推進モデル地域助成金の活用状況、そして地域のその後の取り組み状況についてお尋ねでございます。

答弁として、平成14年度に制定した「広陵町人にやさしいまちづくり推進事業補助金交付要綱」に基づき、初年度は赤部、南郷、馬見南4丁目及び馬見北7丁目モデル地区として、花いっぱい運動や清掃美化活動を実施され、地域住民の親睦や世代間交流にも大きな成果を上げられました。

その成果を他の大字・自治会にも知っていただくため、5月の自治功労者会において表彰させていただき、また7月の区長・自治会会長会においては、実施のモデル地域区長、自治会長から成果を発表していただきました。

2年目以降は、自主的に事業を継続されるようお願いしてございまして、南郷においては既に実施されておりますが、その他の大字・自治会においても、今年度継続されるものと伺っております。内容は、初年度同様、花の植栽が中心となるようでございます。

さて、今年度新規に申請された補助事業として承認させていただいているのは、大字笠、大字萱野、馬見南2丁目、馬見南5丁目、馬見北6丁目の2大字3自治会でございます。事業の内容は、花の植栽、清掃美化活動のほか、世代間交流を目的とした子供みこしの製作なども含まれております。

坂口議員がおっしゃるとおり、人にやさしいまちづくりの重要施策として推進していくため、各大字、自治会にPRしていきたいと考えております。

3番目の新清掃施設建設推進の状況について、地元意見を最優先にするようにご提言をいただいております。そして、現在の推進状況をお尋ねでございます。

地元住民の方から建設には反対するものではないが、安心して施設を受け入れたいと施設

建設にご理解をいただいていることに感謝申し上げます。町は、地元及び周辺大字の皆さん方に幾度も説明会や施設見学を行い、ご理解いただけるよう取り組んでまいりました。

また、環境影響評価委員会も地元の方にご参加をいただき、スタートさせていただいたところでございます。今後も地元住民の皆様方に安心していただけるように十分説明を申し上げるとともに、地元の意見を最大限尊重しながら、安心していただける施設建設を進めていく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、4番目でございます。真美ヶ丘地区の熟成について、人を呼び寄せる対策をどのように考えているのかとのことでございます。

答弁は、平成15年から16年度にかけて畿央大学北側の街区及びエコール・マミの北側も区画分譲の予定でございます。真美ヶ丘地区としては、現在の開発規制を継続しながら、環境のよいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 まず、1番でございます。財源の確保、あるいはこれからの平成16年の予算編成、どう考えるか。これについては、まことに非常に難しい。だけど、辛抱強く進めなくてはいけない。このような課題であると思います。先ほどちょっと新規事業見直し、あるいは改新のプロジェクト、当局なりにいろいろ配慮してるかな、このような機会、ちょっとお伺いできました。一番大事なのは、効率化なんですわ。今いてるメンバーで仕事量をさらにこなしていく。私、よう言うんが、私はリストラ反対なんですよ。今の職員は非常に優秀な職員がおります。しかし、それも教育によってさらに優秀になっていくんですわ。人の能力というのは、無限に開きます。私は、何もそんな無慈悲にちょっと首切れと、そういうことじゃないんですよ。温かい心を持って、これからの住民の要望等はいっぱい来るんですわ。住民の要望ちゅうのは無限に広がる。こういう原則があるんですわ。行政しますと、どうしてもそれがあります。その住民の要望が、もうすべて聞いたら、ローマ帝国が滅んだちゅうのは、住民の要望をすべて聞いて、最後は滅んでしまった。これはギリシャ帝国もそうなんですよ。なぜか。その帝国にいてる人間の役員の数は限られてんですわ。その役員の数が、能力を今までの2倍、3倍発揮しないと、その帝国は維持できない。広陵町もそうなんですよ。広陵町は、今非常にこの近くで住みよい町やと。これ団地へ来てください。非常に皆評判がいいんですよ。どんどんと大阪から移りたいと。うちの近所でも、いや近所というても新しいとこなんですよ。家がどんどんどんどん建ってくるんですわ。この現象は、今のこの不景気な時代に非常に珍しいんですよ。ないんですわ、こんな現象のところは。この奈良県

内探しても、普通は全部分譲地は売れ残りなんですわ。建て売り、香芝でいっぱいありますよ。古い、1年、2年も前に建てた建て売りが売れない。宣伝出しても、それがはけない。新しい宅地分譲しても、草ぼうぼう、これが大多数なんですわ。ところが、真美ヶ丘だけはまあ見てみなさい。ほら立派なもんですよ。分譲開始したら、すぐ予約で埋まってしまう。非常に条件としては、町の運営としては非常に希望の持てる土地でございます。

ここで16年度予算、まだまだ12月にはなると思うんですが、ひとつ効率化というところから、その面から見て、現状の職員の能力のアップ、もうどのようにして能力アップさしていこうか。何か策がある。あるいはこれから考えてるのがあろうか。その辺についてちょっとあれば、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど町長が答弁申し上げました中で、参与・部長職を中心に行財政改新プロジェクトと、この題材をもとにそれぞれの課題を与えまして、それぞれのチームで研究していただきました。この中で、先ほど財政の関係で申し上げました財政健全化チーム、それから住民サービスの向上をどのようにすれば図れるかということ課題にした住民サービス向上チーム、それからもう一つは今坂口議員がおっしゃっていただいた意識改革の問題ということで、職員の意識改革の改革チームと、この3つのチームが7月からそれぞれの班に分かれまして、会合を持ってもらいました。その結果、一応最近、二、三日前ですか、全部答申を町長にするためのまとめが一応助役を中心に班長の方でまとめさしていただきました。その中で職員のやる気というものが問題になってくる。それと、効率化という問題で標準の団体から比べれば、広陵町としては13人ほど少ないという状況が実際の状況なんですわ。ところが、それをどこでカバーしているかということで、やはりパソコン等の導入とか、それから職員一人一人の能力アップの向上に努めるというような中でそれぞれが努力していただいているというような現状です。ただ、それだけでこのまま維持していくというような状況ではございませんので、それも、職員の採用計画等も踏まえて、来年度にも予算編成とともに一つの柱をあらわしたいと、かように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長 12番議員！

12番議員 1番のチーム編成。これNHKの「プロジェクトX」というのを見られた方があると思います。非常に大きな仕事をするんですけど、最初は2人か3人で、皆始まってんですわ、このプロジェクトXという大作、NHKでシリーズをやっております。本町も、この

チーム編成。わずか3チームということですが、これはやがては大きく実を結んで、広陵町の財政も大きく改革ができると、私信じておりますので、これでひとつ頑張ってくださいと思います。

さて、2番目の質問でございます。花いっぱい運動、あるいは世代間の交流運動。これ私、さきに先進地視察をしたと、青木議員も行きました。出張議員も一緒に行かせてもらいまして、ちょっと……山本悦雄議員です。出張議員は、たしか何か行ったんじゃないかな。山本議員も一緒に行かせてもらった。ちょっとお名前、まことに忙しい、ちょっとこのごろよう葬式でも名前が落ちますので、忙しいときでございますので、名前が落ちた方には失礼と思います。

この一番大事なのは、住民が自発的にそのような活動をして、自分の町を守っていく。地域を美しくしていく。世代間交流、これ世代間交流って簡単に言う。うちの団地は、知らん人ばかりなんですよ、世代間ちゅうたら。若い人、あちこちから来てんですよ。若い人、年寄り、全然親戚関係も何にもなしなんですわ。子供もいてますけど、小さい子供。その子供に対して、子供と親は、そら親子ですけど、さらにそのおじいさんとなると、全然知らん人のおじいさん。子供いうて、おじいさん側から見ると、知らん人の子供、こういうことになります。その世代間交流を自発的にしていこう。非常に僕は、まだまだこの広陵町は捨てたところやないな。いや、文句はわあつと言う人も多いんですが、いやそれはそれだけじゃないんですわ。これからはそんなことをしては、この地で一生住めないというふうなことがやはり固まってきました。町も成熟、20年近くたつとそういうふうなことになってくる。こういうところが意識が出てきたかなと思います。

そこで、町はそういうふうにし少しサポートしていただく。サポートすることにより、住民の意識が変わってくるんですわ。必ず変わってくるんですよ。そして、この広陵町をよい町につくっていききたい。このような動きがここにも出ております。5丁目、6丁目、北ですね。また、1丁目ですか、非常に新興地の方も、半分が新興地でございます。当然大字もございます。こんなこと言うて、僕は非常に大きな期待をかけているこの計画でございます。私はこの計画は、1年や2年で終わってもうたらいけないと、私は思ってますわ。

そこで、ちょっとお聞きしたいのは、これやはり継続性、平岡町政が続く限り、これは継続していくべきである、このように考えておりますが、その辺の町長のお考え、いかがでございますでしょうか。これは町長の大きな目玉として取り上げていただきたい。あるいは平岡町政が続く限り、これは永久に続くものやと。いわゆる千年帝国と言うほどではないんですが、

平岡町政が続く限りこれはやはり必要なのではないだろうか、私ちょっとこういうふうと考えておりますが、その辺の町長のお考えいかがでございますでしょうか。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、人に優しいまちづくりは前から大きな目標があるわけございまして、住民の皆さんが自発的に、積極的にみずからの生活環境を守るといことが非常に大事でございます。また、環境を守る、さらによくするというございします。あいさつ運動も一つございします。隣近所が仲よくおつき合いをしていただこうと。また、美化活動、花いっぱい運動、祭りやイベントを通じて世代間の交流事業もございします。不法な広告を除去することもございします。することはたくさんあると思ひます。それぞれの各大字で継続してお続けをいただくように、各地域に輪を広げてまいりたいと、そのようにいつも区長さん、自治会長さんに申し上げているところでございします。名乗りを上げていただいた大字はすべて現在実施をさせていただいておりますので、まだしておられない大字につきましては、議員さんもひとつ働きかけをいただいて大いに町内にお広げをいただければ幸いかと思ひます。

議 長 12番議員！

12番議員 はい、それでひとつお願いいたします。

続いて3番、新清掃センターにかかわる問題でございます。

私まだ、RDFは推進ですよ、あるいはRDFは反対ですよ、私この議会で言うたことないんです。地元の意見を最優先していただきたい。なぜかという、私、地元3丁目で清掃センター持ってるんです。この問題は痛いほどわかるんです。新しい清掃センターつくるちゅうことは非常に痛いほどわかるんです。そのために地元のご意見がどのようになつてののか。これは当然当局がご意見まとめていただいて、地元の意見はこのような意見ではございしますというふうなしっかりした意見も出していただいたり、また私も、一月ほど前からですか、来年選挙あれば私もよそ回るんですよ、ずうっと。皆様方びっくりするかしれませんが、大字も全部回るんです。順番に回っております。やはり町政に対するご要望はどうでしょうか、これに対するご要望はどうでしょうか、この清掃センターは一番大きな問題です、これはどうでしょうか、いろいろ回っております。当然古寺地区も回っております。これらのときに、やはり地元の人、別に古寺だけじゃなくて、広瀬もございします、南もございします、百済もございします。清掃センターの完成の第一歩の暁、地元の人意見を第一に優先する、そのような町長の今先ほど話を伺いましたので、これはやはり地元の意見を優先して進めた

いということで結構でございますので、その中の詳細はまたこれは当局が、地元の人へいろいろ聞いて、町にもいろいろ言うてんやと、機種もどうなんやと、一体どんなもんが安心できんやと、資料出しなさい、これ言うてましたよ。どんなもんが安心できんやと。坂口議員さんどんなん考えてんですか、これ聞かれる人、どれがいいんですかって聞かれる人いてんです。いやいや、それはやはり地元の方が第一優先に決めることとございましょう。私は、現在の清掃センターの第3丁目の清掃センター、これは焼却方式でございます。煙突はございます。実際煙が降ってまいります。ダイオキシンも出ております。こういうような不安がいっぱい出ております。そこで、やはり地元の意見を第一優先順位とするのが私の考えでございます。だから、当局はしっかりとした資料を出していただきたいということでご依頼しまして、この問題については町長も地元の意見を最優先していくと、こういうことを伺わせてもらいました。じゃそれでひとつよろしくお願ひしたいと思うとこでございます。

それに続いて4番でございます。真美ヶ丘地区の、だんだんだんだん成熟してきた。人を呼び寄せる対策、これにはいろいろあります。いろいろあり過ぎてどれがいいか、これがなかなか私も名案が浮かばないんです。どんなことしたらここへ来てくれるかな思うんですが、やはりトータル的に魅力のある広陵町であると、トータル的に見て魅力のある真美ヶ丘ニュータウンであると、このようなことについて、平成16年度、これからの予算でいろいろ盛りつけていかなあきません。ね。平成16年度の予算で盛りつけております。当然の町長の施政方針の来年入ってくると思います。それらの予算の中に、個々についてはまたいろいろ私もご意見を地元から聞いてまいりますので、今ちょっと回ってるところですから、聞いてまいりますので、個々の意見については当局はそれを盛り込んでいただきたい。

やはり町としては税金を、税収の財源を確保しなくては町の財政は運営できないんや、これはもう基本原則です。そのようなことで、税金の確保、税収の確保、まちづくりの発展、発展しない限り税収はない、このような考えを持っておりますので、真美ヶ丘地区についてはよろしくお願ひしたい。私の地元でございますので、ひとつまた次の予算にはお願ひしたい、このようなご要望も、個々の詳細についてはこれから具体的にまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいということで、私のこの質問は終わりにしたいと思っております。ありがとうございました。

議 長 答弁要れへんねやな。(12番議員「いいです。」)

以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、吉岡君の発言を許します。

15番議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を述べさせていただきます。

私は、一般質問で1つだけ、前吉村教育長の辞職についてのご質問をさせていただきます。

私は、議員となる前からPTA活動に取り組んでまいりましたので、まちづくりの根幹となる教育につきましては特に関心が深く、現在の教育委員会の状況を憂慮いたしております。私は、教育行政も町部局と連携を密にしなければならないということは私も十分承知いたしております。教育委員会の教育長、教育委員の仕事は、政治色にとらわれず、広陵町の住民の学校教育、社会教育の教育指導をすることだと考えております。町長のスローガンである「人にやさしい、人がやさしいまちづくり」を中心的に担うのは、教育委員会の生涯学習だと考えております。ですから、私は吉村前教育長は最高の教育長だったと思っております。

前教育長がやめられて早いもので1カ月が過ぎました。吉村前教育長は長らく教育の現場におられ、私とも教育論を闘わせたり、指導願ったり、PTA活動を初め広陵町の教育の充実、発展に貢献いただき、その功績は多くの皆さんの認める場所であると思っております。

しかるに、さきの全員協議会において辞任のあいさつがあり、その中で町長は、教育長が後進に道を譲り勇退されると紹介がありましたが、当の吉村教育長は在任中の出来事に触れられながらも、今回の辞任は断腸の思いと語られ、無念さをにじまされたのが印象に残り、きょうまで私の胸中にもやもやとしたものが続いております。原因は何かと考えたとき、6月初めの学校評議員制度の辞令の中止が始まりではないかと思っております。教育長と町長の考えの相違、これをきっかけに日を増すごとに陰悪な内容のうわさが私の耳に飛び込んでまいりました。町長が軽はずみに職をやめたいとか、教育委員会の職員とは会いたくないとか、とかくうわさが私の耳に入りました。吉村前教育長の辞職の理由については町長自身が一番よくわかっておられると思いますので、これ以上うわさの話をするつもりはありませんが、町長がどのように感じておられ、今後教育委員会とどのような連携をされるか、その決意を含めて以後の3つの項目についてお答えいただきたいと思っております。

まず1番目は、問題のきっかけとなった学校評議員制度、町長は内容を知っておられますか。辞令の交付をやめた理由は何ですか。

2番目は、学校評議員、社会教育委員の現在の状況、これからの予定を教えてくださいと思っております。

3番目は、四役と議会議員の関係を町長はどのように考えておられるのか。また、議長と町長の関係についても考えを教えてくださいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 町長！

町 長 ただいまの吉岡議員の前吉村教育長の辞職についてお尋ねでございます。

学校評議員制度の内容を町長は知っているのかというようなことでございます。

答弁としましては、学校評議員制度の目的、趣旨につきましては、当然に承知いたしているところでございます。学校評議員制度は、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握、反映してその協力を得るとともに、学校運営状況などを保護者や地域住民等に周知するなど、学校としての説明責任を果たしていく観点からその導入を図られているものであり、学校評議員は学校長の推薦により教育委員会が委嘱することとなっているものでございます。

ただ、町民の有識者を学校現場で登用するに際しては、私が申しております各種団体・機関の役をお引き受けいただく一定の基準に準じていただくことが、教育委員会との連携の第一歩であると認識しているものであります。この点につきましては少々考えの相違があり、誤解を与えた結果となりました。

こうしたことを踏まえ、今回教育委員会の判断によって委嘱状の交付が延期されている状況にあることは存じており、今後の教育委員会での協議を重ねられお決めくださることと思います。

また、社会教育委員につきましては、現在のところ全員が任期満了となっているのでございますが、現在教育委員会で人選中でございます。学校評議員の結論と相まって、早急に委員会において委嘱いただくよう努めてまいりたいと考えております。

ここで、一定の基準と申しましたが、この点についてつけ加えさせていただきますと、人選に当たりましては、町部局で気遣っていることでございます。それは4項目あるのでございますが、大別して、まず初めは町政に協力していただいているかどうか。これは過年度滞納があるかどうかを言っているのございまして、滞納者は事業経営が大変でございますので事業に専念していただく、そのことを申し上げているのであります。2番目は、一人でも多く町政に参画を願う。一人一役、兼任を避けるということでございます。3番目は、公職者はなるべく利害関係人を避けるということでございます。物品納入業者、取引業者、工事請負業者などをご遠慮願おうというものでございます。4番目は年齢、町部局では若返りを図っております。また、女性参加を願っているもので、これが私ども気遣っている一定の基準でございます。

次に、四役と議会の関係をどのように思っているのかということでございます。

事務当局で答弁は書いていただきましたが、私なりに作り直しました。町民の幸せを願って、これの実現するために議会、執行機関があります。議会は、私どもの目付役として権能があるのでございます。議会と町部局とは両輪のごとくと言われていますが、私は、時には厳しく私どもにご指摘をいただく、また時には力を合わせて知恵を出し合う、そのようにならなければいけないと思っています。議会と一緒にともにまちづくりを推し進めなければ町の発展は望めません。吉岡議員のお申し越しのことにつきましては十分認識と理解をさせていただくとともに、反省すべき点は反省し、新たな議会との綿密な協議と連携強化を構築して、心新たにしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それがために私は、仮称ですが、定例町政会議を設けたいと思います。毎月1回、月末に正・副議長と町四役でもって構成するものでございます。当面の課題、そして協議事項、進捗状況、説明責任を果たしてまいりたいと思います。また、必要に応じて、会議、催し、出張等の調整もでございます。問題点が発生するとその都度、適宜打合会議を催したいと思います。議長と協議を重ねてまいりたいと思っていますところでございます。

結びでございますが、私の町政執行に対しまして、また言葉の寡少に対しましてお気遣いいただいたりご心労を煩わし、さらに姿勢を問われ、ご批判をいただくことになりました。私の至らなかった点深くおわびを申し上げ、吉岡議員へのお答えといたします。終わります。

議 長 15番議員！

15番議員 2回目の質問をさせていただきます。

学校評議員制度の内容は町長はよく知っておられたと。まあまあ当たり前のことですが、その中で、いろんな問題があって辞令を延期されておるといってお話を聞かしていただきました。ただ、僕思うのは、一度委員になっていただくと辞令の交付の日まで提示したと、それを事前になって延期だという通知が行った相手方さんですね、委員になっていただきたいと学校長がお願いに行ったところ、その対応は今どのようにされておるのか。また、今言われるように早く決めたいと、町長の答弁もありましたけれども、教育委員会はこれに関してどのように考えておられて、どのような対策をとっておられるのか。これを1点目聞きたいと思います。

それと、社会教育委員、まあ学校評議員も、社会教育委員の現状とこれからの予定ですねけれども、社会教育委員は以前から11月ごろに世代間交流としてグラウンドゴルフをやっていたいておりました。私も何回か参加さしてもらいまして、楽しく子供から僕らの年、う

ちら母親とか父親とか、そういう年代がチームを組んで競技をしていく、これを毎年楽しみにしておりましたけれども、これはことし教育委員がまだ決まってないということでことしは中止されるのか。それと、社会教育委員さんは公民館の運営委員でもあると思うんですけども、この辺はどのようにされておるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、3番目の四役と議会議員の関係、町長と議長の関係とか、これは町長の言われることはいいなと。これからそのようにやっていただきたいと感じております。それはよろしいです。だから、1番、2番、済いませんけどお願いします。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 ただいまの2回目のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、現在延期されている状態をどのように解決に向かって進んでいるのかという状況でございます。当然教育委員会の審議に基づきまして、現在通知文を出させていただいておるのは実態でございます。今回の状況を踏まえまして、次回委員会に早急な結論をお出しいただくよう、そしてまた町長の考えをお聞かせ願った上でのことも踏まえまして、次回教育委員会での前進した方向性を見出させていただく、そういう段取りをつけていきたいと、かように思っておるところでございます。

そしてまた、評議員制度につきましては、当然ながら学校週5日制のもとに各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開して児童・生徒に生きる力を育成することをねらいとしておりました。学校経営責任の明確化など学校評価の必要性が強く求められるというふうな点から、いわゆる外部の方々による学校評価の方法の一つとして学校評議員制度の導入が図られておるものでございます。現在、全自治体の51.7%、全小学校の50.2%、全中学校の61.9%で設置されておるものでございます。当然人選に至りましては、現在町長が答弁申しましたとおりの状況を踏まえて結論を見出させていただく、そういう考えを持っております。

それから、社会教育委員様につきましては、公民館運営審議会委員も従来の規則で兼務職ということになってございます。現在、そうしたことを踏まえまして、グラウンドゴルフの11月実施につきましては、社会教育委員さんの委嘱が誕生すると同時の期間において調整ができるものができなかった状態におきましては断念せざるを得ないなというふうに考えるものでございます。早く誕生いたすべきことができましたら、グラウンドゴルフについても例年ごとく検討を加えてまいりたいと、かように思っておるところでございます。

なおまた、公民館運営審議会委員としてのお役も兼務していただいておりますことから、公民館の今年度の社会教育活動のいわゆる年間事業計画についても審議を賜っておらないのが実

態でございますが、現在、教育委員会の承認を求めまして社会教育活動のすべての行事を執行中でございます。そしてまた、本来社会教育委員の任務でお願いしておりました各種事業、いわゆる公民館でそれぞれの活動をなさっておられますクラブの運営につきましても、こうしたことにつきましても、現在育成クラブ等々の責任者会議という形で、今後の公民館運営にひとまずそうした方向性を見出しているという状況でございます。早く社会教育委員及び公民館運営審議会委員の誕生を見るべく努力してまいりたい、かように思うものでございます。どうぞよろしくご理解を賜りたいと思います。（15番議員「委嘱した人の対応が不十分。」）今委員会が9月24日に開催予定でございますので、その時点で各委員、委員長ともご相談申し上げ、早急に段取りをさしていただきたいと、かように思っております。

議 長 15番議員！

15番議員 今言うたように学校評議員制度の、6月ぐらいかな、委嘱をするという人たちに對して、そこまで今まではずっとほったらかし。ある意味で言うたら何もその後は連絡ないということなんですか。これが1点。これはもうまた最後に答えてもらいたい。

それと、もう最後の質問で、最後に町長にもう一言だけちょっとお聞きしたいなど。これは最後に町長に、吉村前教育長と2年間同じようにやってこられて、2年間の評価ですね、これを町長にお聞きしたいなど。これで最終の質問とさせていただきます。

議 長 町長！

町 長 前吉村教育長は私と一緒に力を合わし汗を流してきたわけでございますが、どうだったんかというようなことでございます。前回の会議でも申し上げましたように、吉村教育長は、基礎学力、また生きる力を子供たちに、また町民に、また私どもにもおつけをいただいた、本当にご努力に感謝をする次第でございます。任期中には数多くの功績をお残しをいただいたということで私ども大きな評価をさせていただき、感謝をしているところでございます。

何度も申し上げますが、勇気あるご決断をいただいたということで評価をさせていただき、席をお譲りくださったということに申し上げます。今後は、よき先輩として、よき指導者としてこれからも先生のお力をおかりをする予定でございます。近々、吉村先生の家にも私訪問することになっております。お父さんの長寿を祝う催しに行かせていただくわけでございますが、私はこのことをしっかりと申し上げを申し上げて、今後の町政にも大きなお力添えを私どもにいただくようお願いをする次第でございます。先生の労苦に感謝をする、そんな気持ちいっぱいでございます。

議 長 教育長職務代理者！

教育長職務代理者 ただいまご指摘いただきましたご質問の中で、一旦委嘱状の連絡を取っておきながら延期し現在までほったらかしかという内容のご指摘をいただいております。これにつきまして、ただいま局長が申し上げたとおりでございますけれども、評議員の予定者として一旦委嘱状の交付案内を申し上げたものの、委嘱状交付式を延期するという旨の通知を差し上げてからさしたる進展を見ることができておりません。現実のところでは、しかるべく対応につきまして8月の教育委員会の席上でもご審議をいただきました。そのご審議の内容の結論といたしましては、教育委員会として新しい教育長の意向を十分参考にし教育委員会としての結論を出していきたいという内容でとどまっております。これに基づきまして、教育長の方が9月の委員会で再度審議、協議を願った上で方向づけていきたいというふうに答弁をしたものということでご了承いただきたいと思っております。終わります。

議 長 以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

10番議員 それでは引き続き、お疲れのところ恐縮ですが、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

今、日本は自民党の総裁選挙の真っ最中でございます。構造改革なくして経済成長なしという小泉現総裁か、また従来からの景気振興策の他の3候補かと、どちらかと問われているところでございます。その結果次第では衆議院の解散総選挙も予想されます。そしてまた、民主党と自由党との合併をして政権奪取をねらっているのも現実でございます。まさに政局はダイナミックに展開をしております。そして、11月には県知事選挙がございます。これも激戦模様になるようでございます。そして、我々現職議員には避けて通れない高いハードルの町議会の選挙が来年4月に控えております。まさに大きな節目に向かって動いていると、こう思っております。我々議員は、党利党略にとらわれることなく、町民の視線で、地方議会の本分を忘れずして行政に物を申していくのが地方議員の責務であることを私自身再認識をしなくてはならないなと痛感をしている次第でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

先ほど吉岡議員の前教育長の問題にも一応関連もあるかも知れませんが、そのことも踏まえての質問となります。

平岡町長は13年7月就任以降、約2年間で役場内外のハード、ソフト両面にわたり改革をされました。ハード面では、庁舎内のローカウンター、トイレ、町民ホールの設置等、人

に優しい福祉のまちづくりに沿った改造をされ、町民の評判もよいように聞いております。特筆は、郵便局とタイアップをした窓口業務のサービス業務の委託でございます。このことは、私自身も先日の本会議で私が大きく評価をし、町民とともに町長によいしょをした次第でございます。マスコミにおいても大きく取り上げられ、話題性もあり、投資に対する効果は十分と思います。是の方ということで、住民とともに私も褒めていきたいと思っております。

これよりは苦言でございます。町長は、部の新設、課の統合等頻繁に実施されました。それに伴う人事異動、また多数の臨時職員での対応、サービス公社職員の本庁への出向き等、斬新とちょっと私これ書きましてんけど、斬新じゃないと思いますが、そのような施策を講じられました。それらの施策を職員とともに十分に総括、精査されたことと思いますが、期待されました機能及び効果が得られましたのかどうかお尋ねをいたしますとの件でございます。

私自身も大きな組織を動かした経験がなく、大きなことを言う資格は全くございませんで恐縮でございますが、私も小さいながら人間のみを対象とする理容業という接客サービス業を営んでおります。1人の人間に1時間ほど接しておりますので、町内外のいろいろな組織の人たちとも本音の部分もいわゆるリアルな感じでよく聞きます。大いに参考になってよく思っておるわけでございます。また、議会議員としておかげさまで11年間務めさせていただき、役場という組織にかかわりさまざまな体験をし、勉強もさせていただいております。来年の選挙に落選をしたらそういうことは全くペアになるわけでございますが、頑張りたいと思います。まさに組織を機能させるのは、機構は当然大事なことでございますが、そのようないわゆる施策、そして施策も十分理解をし、人、いわゆる職員が意気を感じて仕事をするというのが人材、職員一人一人だと思っております。昔、天下の武将武田信玄が「人は石垣、人は城」と言われました。今、このときこそ意味があると私は思っております。仏すなわち組織をつくっても、魂すなわち人が動かなければ本当に形だけのものになってしまうように私は懸念をしている次第でございます。

私から見た町長は、大変失礼な言い方で恐縮でございますが、妙に形に先行しこだわっておられるように私は見えます。表題には是非を問うとありますが、非の方は余りなかったと答えられるのは当然でしょうが、執行後まだ期間も短いことですが、税務課と収税課の統合はかなり期間がたっておりますので、そのことを参考にされたと思いますが、機構改革の結果、役場側において仕事のむだが減り、職員の負荷が軽減し、仕事の流れがスムーズになり、

職員が生き生きと明るくなれば、町長が言う人に優しい、人が優しいハード面と合体をした役場組織となることであると私も思います。住民側からは、余り待たされず的確に、親切で優しくわかりやすい住民サービスの役場になるのが理想であります。これはもちろん役場内だけの問題じゃなく、出先も、町内で役場職員がする現場でも同様でございます。町長が言う人に優しい、人が優しい元気な広陵にはまだまだ遠いように私は感じております。それを本当の意味で実現するためには、町長自身の政治的姿勢が大いに問われるわけでございます。今後どういう取り組みをされますのか、改めてお伺いをする次第でございます。まず、1回目の質問は終わります。失礼いたしました。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 青木議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

機構改革の結果の是非を問うということでございます。

答弁は、これまで効率よい事務処理に対処するため、必要に応じ機構改革を実施し、必要な人事異動を行ってまいりました。その中でも特に課の統合につきましては、その目的は、行政の多様化に対応するため一つの課になることによる意思決定、事務処理の効率化、2番目は、職員の助け合いによる適正なワークシェアリングによる時間外勤務の縮減を期待し、実施したところであります。その効果については現在分析しておりますが、大きな制度改革やベテラン職員の異動による一時的な影響などの要素もあることは事実でございます。

また、サービス公社職員の研修員制度については、役場において習得されたノウハウを公社に戻られ実践に生かしていただいているものと確信をしております。

さらに、臨時職員の方々は、業務内容に応じてそれぞれの部署に必要な人員を適正に配置をしております。財政状況厳しい中、人件費の削減とよりよい行政運営のため、職員の意識改革を図りながら、必要の都度、住民サービス、機能効率を求め改革を進めてまいりたいと存じます。以上です。

議 長 10番議員！

10番議員 先ほど来、坂口議員の質問のご答弁にもありましたように、職員の意識改革、これはもう大きな一つの柱となっていること、これはもう先ほども聞いております。ただ、意識改革、いろいろその都度その都度てきばきとそれを出されております。しかし、それが本当の意味で機能するためには、それだけのまた職員さんなりの理解がなくてはなかなかない。これ私自身も、前林田町長も大変そういうことで失敗もされて、大変いろいろなことも見聞きをしております。職員さんとのつながり、また職員さんとの理解を求めて、そし

て住民サービスに意気を感じて仕事をしていただくということの大変さ、これはもう平岡現町長はまた組織人としてもベテランでございますし、前町長の片腕としてもらつ腕を振るわれた経験もございますので、その意味ではプロであるということも認識をしての上での私の無理な注文かも知りません。また、出過ぎた話かも知りませんが、そのような観点でお聞きしていただきたいなど、こう思うわけでございます。

というのも、先ほど言いましたように、機能をしていくためには理解があつて、組織の受け皿が形ができて陣立てはできた。しかし、いわゆる関ヶ原の戦いじゃありませんけど、石田三成の方が陣立てとしてはすばらしかったと。しかし、結果は負けたんだと、天下はかわったんだと。なぜやったんや。結局は裏切り者とかいろいろがあつたわけですわな。ということは、陣立てはあつてんけど、兵隊が機能しなかつたということもある。まさにそういうことも例えてあればそういうこともあるかも知りませんので、その意味で町長が崇高なる考えを持っておられるのであれば、それに見合う考え方の浸透をさす。組織はつくってもそれが魂が入らなければ苦勞されて、お互いに何か誤解を生んだりするようなことがあればむだな勞力が要するというのも思うわけでございます。

そういうようなことでございまして、何分行政、自治体というのはもうサービス産業と言われますが、まさに多岐にわたっているわけでございまして、住民のニーズも刻々といろいろ変わる。また、問題が、清掃センター、いや合併、すさまじいまでに押し寄せてきてるわけですわね。それを一つ一つやっぱりこなしていく、また住民の委託にこたえる、また負託にこたえていくということに対する大変さというのはよくわかります。しかし、何ぼ領主、殿様が立派であっても、一人で戦うとか、一人で戦争みたいなんとってもできません。やはり名参謀もおり、いろんな兵隊がおり、その都度その都度の専門家が動くわけです。そして、戦いに勝っていくということになるわけでございます。そういう意味で、私自身、先ほど教育長人事の問題もありましたが、そのことで理解に苦しんでるところもあるわけです。というのは、町長自身が経験豊富であるがゆえに余計にそういうことを感じるというわけでございますので、今後何としても人材育成というのは大変な課題になるわけでございます。

そして、サービス公社の本庁への出向していただくということ、これは本庁業務の勉強になることはいいということも当然あります。ただ、私がサービス公社の理事をさせていただいてる関係上、サービス公社の仕事でグリーンパレスの宿泊がホテルマンとしての自覚を持って宿泊業務をサービス公社の職員でやるということも聞き、それが実行されているわけでございます。その男性の中で、そういうようなことも町長自身もされている。そして、本庁

へまたその人たちも出向していければ、果たしておっしゃってたホテルマンとしての仕事が、また勉強がでけんのかなあというのも一応思ってるわけでございます。そのことも1つ疑問を持っているわけでございます。いわゆる理想を町長はまず最初におっしゃいますから、その意味で現実に果たして対応がでけんのか。そらすばらしく能力のある人はどうか知りませんが、普通はちょっとしんどいんじゃないかなあという考えがあるわけでございます。

それと、臨時職員さんでの対応、これはいろんな意味で、そら経済的、財政上の問題からは大いに私自身も当然それは考えるところ思います。それも部署、いわゆるセクションによるわけじゃないかなあと、こう思うわけでございます。いわゆる教育的現場、保育園であり、また幼稚園、そのところの現場の臨時職員さんの対応の多さというのは、ちょっと私自身もいろんな住民のお方からもいろいろ耳に入るわけでございます。大体私耳が大きい方ですので、目も見開いて、大体耳だけやなしに見に行ってみて、やっぱり現場も見ていかんなね、耳だけでは大体心地よい声しか聞こえんようになってくるのが人間の弱さでございますので、まず聞いた場合は見に行くということを私ちょっと心がけておりますので、見せていただいた場合、少し臨時職員さんの頑張り、そしてまたいろいろその意味で保護者から見たら臨時職員であろうが正職員であろうが先生は先生でございますし、またその意味でいろんな教育的現場においても、幼稚園、保育園においても、やっぱりそこはそこの皆の学校なり幼稚園なり保育園の伝統なり流れがあるわけですので、短期間の雇用だけでの不安定なものであればなかなかぎくしゃくとした問題も残って、もしも何かがあれば大変なことになるんじゃないかなあと、こう思うわけでございますが、ちょっとこれ私は推測ですが、町長がこの間ちょっとおっしゃったと思う、いわゆる官から民という考え方でひょっとしたら公設民営ということに保育園なり幼稚園を考慮しておられる延長線上にあるのかなあと。このことはちょっと私自身推察ですが、それを考えてそういうような布陣をされていってるのかな、将来ですよ。これは私の推察だけの話です。そうであれば納得することもないとは言えないわけですが。

そういうことで、教育というものは経済効果とかそういう意味は全くないわけでございます。この前小泉総理が米百俵の話もされておりましたが、教育というものは投資であり、物すごく採算がどうか、今現在の経済情勢でどうかということじゃなしに、将来の人づくり、日本の国づくり、広陵町のまちづくりの基本は人であります。人が優しいというのも、広陵町の町へ、先ほど坂口君おっしゃってましたが、いわゆる住んでよかったという町、住んでる人が要らんとするようなところへだれも来ませんわ。そやから、住んでよかったと思う

てるから、よっしゃほんな私もそこへ住みましょうかと言うて隣の河合町やなしに、上牧町やなしに、広陵町に永住をしていただくというのが我々町民の行政にかかわる者としてありがたいわけでございます。そういう意味で、その一つの大きな受け皿の一つとして、大事な柱の一つとしてやっぱり子供の教育、子供の育成というのが大事だと思います。

そういう意味で、数を合わせて、その意味で一応人員がそろって、能力があって受けたらいんじゃないかという、前一回私が総務委員会での質問でそのような答弁があったと思います。しかし、経験が少なくても免許証があればすべて同じ能力かということであれば、我々の業界でも資格さえ同じ仕事ができるんかと、お客さんに対して満足が与えられるんか、さまざま人が相手ですから画一的なものではありませんので、そのようなことであれば人間教育というのは子供のときの、非常に幼児のときの子供の受けることが非常に後々まで大きく作用していく。私の経験でも小さいときの先生なり幼稚園なりのかかわった中での、そこで人間形成の基本がでけたように思います。今の私が果たしてそれがよかったかどうかはそれはわかりませんが、そういうように感じているわけでございますので、いわゆる人事の問題ということに関しましては、ひとつ今後ともどのように取り組まれていくのか、再度お聞きをしていきたいと、こう思います。

議 長 町長！

町 長 いろいろと私どもにご意見をいただき、また今気づいているところもたくさんあるわけでございます。ご質問を受けながら私なりにまとめさせていただきました。お答えを申し上げます。

職員の意識改革を随分叫んでまいりましたが、それは十分かどうかということでございます。私も人間でございます。浅学非才の身でございますので、町民の皆さんとともに行政を進めるというそういう立場をとっております。また、そうであらなければ私一人ではどうもできないのでございまして、タイムリーにどうぞ議員さんのお知恵をおかしくさせていただきますようお願いをしたいと思います。皆さんと一緒にまちづくりを進めていきたい、そういう思いでいっぱいでございます。

また、サービス公社の職員の研修をさせていることに対して、これは十分かどうかというお尋ねもございました。現在サービス公社で多くの人たちが働いてくれているわけですが、公務員でないわけでございます。しかし、役場へ来ていただきますと、職員との連携、やっぱり公務員に準じた職場教育をさせていただいているわけございまして、幾らホテルマンだからといって、便所の掃除もやってくれ、お客さんの夜中でも安心して休んでい

ただけるようにちゃんとした指導をしてくれということをお願いしておたのでございますが、なかなか厳しいようでございます。まず、役所の方で職員と一緒に勉強をしていただく、人を知る、また接遇をしっかりと役所をモデルに勉強をしていただく。そんな長期の期間ではありません。少なくとも半年を基準に、すべての人を研究の機会、研修の機会を与えさせていただきます。これがどうも苦になっているような職員もおるようでございますが、もう一通りは回らしていただいたと思っています。

臨時職員の対応についてもご指摘をいただいております。幾ら経費が安く上がるからといっていつまでも臨時職員で対応はできないのであります。役所には、やはり信頼をいただく、安心していただくということが一番大事でございまして、経費が安上がりして利益を出したといっても評価を受けることはできません。そのことも議員はおっしゃってるのではないかと思います。まさに幼稚園、保育園、正規職員採用、これはもう職員にも指示をしておりますが、幾ら不足してるかどうか今検討をしておるところでございまして、早急に採用試験の段取りをしなければいけないと思っておるところでございます。

臨時職員はだめだという言い方をすると臨時職員にしかられるわけでございますが、実にすごい臨時職員が来ておるのでございまして、国家公務員の試験を受ける、それがために勉強させていただいてる、そしていろんな研修の場で窓口で率先して立って来ておる職員もおるわけでございます。しっかり頑張れよ担当課ではエールを送ってくれておるのが実態でございまして。大いに臨時職員も私どもが見習うべき人がおるのが事実でございまして、多くの人たちにはぐくまれてこの役所が運営をしていただいているもので、感謝をしておるところでございます。

それから、官民の業務についておっしゃっていただきました。役所がやるのがいいのか、民間がやるのがいいのかということは、やっぱり住民にとってどちらを選んだらいいのかという尺度は私どもが選ぶより住民側が選択することでございます。サービス面、そして効率的なこともあわせて検討しなければならないことだと思います。今、部長、参与クラスが一生懸命プロジェクトチームをつくって考えてくれています。これは民間委託した方がいいのではないかと、いやこれは役所に戻した方がいい、これは社会福祉協議会がやればいいのか、いろんなことがございます。いろんなことを今一生懸命職員が考えてくれています。私の手元にはまだ来ていませんが、よく一生懸命職員とともにこれらの答えを出して、議会と調整を図ってまいりたいと、そのように思っているところでございます。今後ともどうぞお知恵をおかしくさせていただきますようにどうぞよろしくお願いを申し上げます、答弁といたします。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

3時15分から再開いたします。

(P.M. 3 : 01 休憩)

(P.M. 3 : 15 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

4 番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、この後に続く山田議員の一般質問の最後の部分について意見を述べておきたいと思います。

まず、山田議員の一般質問については、町政に対し地方自治法で定められた法の任務を中心に、町政の任務を中心にするという政策論議を当然据えなければならないと思います。しかし、今回の質問は当然この一般質問に該当せず、この本会議を通じて日本共産党への攻撃を中心にされるものであります。当初一般質問の内容も大幅に書きかえられて、当議員への攻撃に向けていたわけですが、議長がその書きかえた内容を許可する。公平な議長の資質を疑うものであります。この点に関しても強く抗議をしたいと思います。

また、その内容は、議会出席で1日5,000円もの費用弁償、つまり日当を議員が受け取っていたことに対して、私たちは再三その条例改正案を提出し、他の議員とも共同して余りにも非常識な、1日日当5,000円というのは非常識なものだということであったと思います。こういうような内容に対して、この問題を個々のところでの具体的な内容が違っていたということを根拠に攻撃するものであり、到底一般質問にたえられるものではないということを重ねて表明しておきたいと思います。

それでは、一般質問を引き続いてさせていただきます。

まず最初に、新清掃センター処理方式の決定等についてであります。

午前中松野議員がこの問題について質問を交わしました。議事録に見られる非常にこの決定方式の不可解さ、その不十分な認識が明らかになったと思います。特に、RDF炭化に対する問題では、町はRDF炭化は燃料化方式と強弁しているわけであります。しかし、既にこの資料の中にも大気汚染防止法で焼却規制の基準を設けなければならないところにRDF炭化の施設が組み込まれており、明らかに燃焼方式と同等であります。また、検討委員の先生の懇談会での回答でも、RDF炭化は燃焼方式の変形あるいは原形というように言って

いるものであり、この点を強弁するのは町の姿勢が、当初RDFに対して固守し、その引き取り先がないというような現状になって以降炭化に傾斜していった過程を覆い隠すものであり、このような問題は到底町のとる態度として許されるべき問題ではありません。

また、ガス排出量の問題についても、総排出量に含むその中の有毒ガスとの関係を明確にしているにかかわらず、総排出量という言葉をもって量が多い少ない、こういうようにその真の論点を避けているわけであります。これについても、RDFあるいはRDF炭化に見られるように、有害ガスの発生については総量はこの方が多いという数字があらわれているわけですから、この点についても本来は決着済みだと思うわけですが、しかし町の姿勢が改められなければ、その問題についても引き続いて町民の皆さん方と学習し、そして事実を明らかにしていく必要があると思います。

それでは、私の質問の趣旨は、古寺での基本合意で処理施設はどのように扱われてきたのか、この点についてであります。また、周辺大字との合意形成で処理施設の視察研修はされているわけですがけれども、それに対する町の説明会あるいは説明責任が放置されている、この点については一体どのような形でRDFあるいはRDF炭化に対する施設の技術的な問題に対して町民との懇談会を持つ場を設けるのか。一度も設けたことがないというのがこの間の町の責任です。特別委員会懇談会については1度あるわけですがけれども、町の責任では一度も設けたことがないというのがこの間の経過です。非常に重大な問題だと言わざるを得ません。

また、検討委員会の傍聴を認めてこなかった。これは、検討委員の先生方は傍聴を認めてもいい、町の問題だ、姿勢の問題だという形で逃げていたわけですがけれども、町は再三の要望に対して議員の傍聴すら認めなかったわけであります。このことについても、いかに処理方式検討委員会のその検討が全町民的な議論にたえるものになったのかどうか、このことが疑われてなりませんし、またその根拠を最大のよりどころにRDF炭化方式あるいはRDFを推し進めようとしてきた町のもくろみがこの4回の議事録公開で明らかになったものであります。私たちはこのような状態を放置したまま、現在の12日に検討委員会が公表するであろうRDFあるいはRDF炭化方式に対する種々の問題点の整理だけではこの問題の解決には至らなかったと言わざるを得ないわけであります。そういう点でも、このRDF炭化方式に対する町の取り組みについても問題点を指摘しておきたいと思います。これは2回目以降の質疑に回したいと思います。

第2に、農業振興対策としての地産地消についてであります。

教育の観点からは、食糧の生産、分配及び消費について正しい理解に導くことが食教育の基本に掲げられています。全国各地でも、総合学習や食育の視点から実践されているものがあります。また、積極的に取り組むことも一方では約束されているわけですが、一方地場産業の振興の視点、農業振興の視点からもこの具体的な取り組みが必要であり、どのような取り組みを考えられているのかお聞きしたいと思います。

3番目に、学童保育の充実についてであります。

政府は、少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランの中で、学童保育の充実を重点項目としています。量的な問題では全国的にもふえ、広陵町でも5カ所で実施されているわけですが、しかし質の問題では課題を抱えています。専門の責任者の配置がない。指導員のすべてがパートという不安定な身分。施行令等では、衛生及び安全が確保された設備を整える等により実施し、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの備品等を備えるものとなっております。さらに、教育委員会との連携も一層密にすることがこの場でも求められているわけであります。5カ所の設備等は平等に整っているでしょうか。ビデオの設置という問題は、6月に視察に行ったところでその不備が指摘され、早速共産党議員団としてビデオの設置等を要望してきたところであります。この点については、ビデオが配置されたということで非常に私たちは喜んでいるわけですが、その他の設備、特に学童保育の質を高めるための図書、あるいは図書館でビデオは配置されたけれども、児童のビデオがあるかといえば非常に少ないというのも実態として言われてきたものであります。このような形で図書館との連携で積極的な学童保育の充実を図っていただきたいと思っております。

質問4、地域生活交通確保対策について。

県への予算要望でも取り上げられている問題であります。広陵町ではほとんどのバス路線が赤字の状況、百済線や法隆寺線が廃止されようとしています。今後とも、赤字路線の便数の縮小や廃止は課題に上がってくるおそれが十分あるわけです。公共交通が非常に不便な広陵町の立地を考えるならば、あらゆる角度から車に乗れない町民の利便性を考えなければなりません。県は、奈良交通などに補助金を支給し、公共交通機関としての役割を果たすよう取り組んでいるわけですが、本町でも地域生活交通の確保のため、住民参加で対策会議を至急に設け、将来にわたる利便性の確保、計画立案が待たれるわけですがけれども、どのようにお考えでしょうか。

町の遊休土地の活用についてであります。

資料でもらっていますように、町には45筆の一般町有地があります。その中でも畑など

に転用できる遊休地があるわけですが、積極的な活用を図り、むだを出さないという姿勢を鮮明にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

6番目に、風疹の予防接種の徹底についてであります。

8月号の広報では、広陵町でも風疹の予防接種を受けましょうとヘルシーネットワークを使って広報、啓発しているわけであります。しかし、問題は、この風疹は、ここにも書いてありますように、妊婦が3カ月から5カ月に感染した場合難聴などが見られ、また後遺症があらわれるという重大な被害が出るという心配の問題であります。そして、これは風疹は過去には行われてきたわけですが、95年4月から接種対象を1歳から7歳5カ月までの男女に変更して、中学校での集団接種が77年8月から女子中学生に対して廃止されている状態であります。このため、当時7歳半以上で16歳未満の人は乳幼児期に接種を受けておらず、中学校でも受けておられなくなっています。経過措置としてことし9月30日まで無料でこの世代に対して接種が受けられるわけありますから、また後遺症の心配等も含めて、集中的にこの年代のところの接種を呼びかけることが大事だと思いますけれども、そのような対策の徹底はいかがでしょうか。以上であります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 寺前議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、初めの新清掃センター処理方式の決定等についていろいろとご質問をいただきました。

答弁は、古寺区との基本合意につきましては、本年1月15日に議会に対し詳しくご説明を申し上げましたとおりでございます。処理すべきごみは一般廃棄物に限定し、産業廃棄物は処理しないこととなっております。また、処理方式は、町がかねてからお願いしていますRDF施設を基本とした炭化も含めた燃料化施設が基本でございます。さらに、施設の稼働については、排出ガスや排水、騒音、悪臭など、公害を出さない安全で信頼いただける対策を行い、住民の皆さんに安心していただける施設づくりが求められていることは申すまでもありません。

以上の基本事項を遵守するということが大切であり、これらのことを理解いただくため、古寺を初め関係大字の区民の方々に説明会や施設見学会を実施し、さまざまなご質問やご意見をちょうだいしてまいりました。おかげさまで徐々にご理解の輪が広がってきたように感じているところでございます。

処理方式検討委員会は、さきに松野議員にお答えいたしましたとおり、処理方式を決定す

るに当たり、技術面や公害対策あるいは環境面の信頼性や安全性について、工学や医学などの専門家のご意見を伺い、その結果において広陵町に最適な処理方式を決めるというために設置させていただいたものでございます。

傍聴については、委員各位でご協議をいただき、より活発な意見交換や検討を行うため、発言抑制につながるおそれもあることから、情報公開で議事録を公開するのが妥当との方針をお決めいただいたと伺っているものでございます。一部のご意見をお持ちの方々のために住民の意見を聞く会を実施いただきましたが、その会場に検討委員会委員の皆さんも同席いただきました。委員からは、切実な思いを發表された方もあり、私どもの検討に大いに参考としたいという感想もお聞きいたしております。私といたしましては、この委員会でそれぞれの専門分野から相当真剣に議論をいただけたと感じております。また、いろいろな示唆をいただき、大いに意義があったと存じております。

次に、2番目の農業振興対策としての地産地消についてどのような取り組みを考えているかということでございます。

地域農産物を積極的に取り入れる地産地消については、農産物の供給と消費の拡大を目的に、学校給食への地域食材の利用推進、直販所等の整備、食農教育の推進などが考えられます。しかし、地域の産物を地域で消費していくためには、食に関する生産者を初め、農業団体、消費者、販売店等の関係者の協力を得る必要があり、種々問題もあることから現時点では難しい状況にあります。

一方、地場産業振興の視点からは、現在、竹取公園の駐車場の一角に設置された常設店舗の附属施設におきまして、生産者が直接農産物を販売されていますが、またこの地にもつくり手の顔が見える地元農産物や加工品を直接消費者に販売する新たな拠点づくりを目指し、地域に根差した活動を展開してまいりたいと考えております。

学童保育の充実にということでご質問をいただきました。5カ所の学童保育をしっかりと見ていただいております。

ご質問いただきました児童育成クラブの指導員についてでございますが、ご存じのとおり、小学校の放課後から午後6時までと、一部休園日を除く学校休業日の午前9時から午後6時まで開園を行っております。このような変則的な勤務となるため臨時職員で運営を行っておりますが、すべて教員資格、保育士資格等を所持されており、勤務経験を有される方がほとんどであります。また、本町では、有事の際を想定し指導員の複数配置を行い、さらに担当職員への連絡体制も整えております。

次に、施設につきましては、施設の条件、育成クラブの規模等により異なりますが、ご指摘いただいておりますものにつきましてはすべて整備を行っております。今後も、均衡ある設備、備品など整備を進めてまいりたいと思っております。

今後、本年7月に公布されました次世代育成支援対策推進法により平成17年3月までに、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等についての市町村行動計画の策定が義務づけられており、もちろん関係部課で連携、調整を図り策定を行う所存であります。

次の4番目でございます。地域生活交通確保対策についてでございます。地域生活交通の確保のための住民参加で対策会議を設け、将来にわたる計画の立案を急げとご質問でございます。

答えとして、地域生活交通確保対策については、平成13年度に県全体で設置された生活交通対策連絡協議会——地域協議会と申すようでございますが——において新たな国庫補助を活用した支援制度を前提に、県内の基本的なバスネットワークの維持に努めると、この旨バス事業者からの合意を取りつけ、県内の交通事情に急激な変化が生じないよう取り組まれているところでございます。

さらに、15年度当初からは、県、市町村、近畿運輸局、県下バス会社の構成で生活交通維持確保対策研究会が発足されました。この研究会は、市町村における路線維持のノウハウを蓄積、集約し、生活交通確保のため、現行バス路線の維持、利用促進策の研究と、多様な輸送手段を活用した生活交通の確保策の研究を行うことになっております。

本町においては、この研究会において地域生活交通計画策定支援マニュアル策定、及び個別路線の協議を通して将来における交通維持確保の検討を進めているところでございます。

5番目でございます。町の遊休土地の活用についてでございます。

現在33カ所の遊休地の利用でございますが、ほとんどが駐車場やゲートボール場、公園敷地に活用いたしております。その他活用可能な土地は数カ所でございますが、既にシルバー人材センターや大字で利用していただいているところもございます。また、今後、用地買収に伴う代替用地として活用してまいりたい用地もございます。その他につきましては、土地の現況等を勘案しながら、シルバー人材センターなどともご相談してまいりたいと存じます。

最後の質問でございます。風疹の予防接種の徹底についてでございます。

予防接種制度は、以前義務接種とされていましたが、個人の意思の尊重と選択の拡大など

時代の流れに沿って、平成6年の一部改正により勧奨接種となり、また風疹予防接種の対象児は満12カ月から90カ月未満までに変更されました。

昭和54年4月2日から62年10月1日生まれの方については、平成6年の法改正により、本町では中学生を対象に予防接種の案内文と申込用紙を配布し集団予防接種を実施していましたが、受けられなかった生徒については医療機関での個別接種で対応しており、毎年度母子保健事業日程表や広報などで周知しております。

しかし、保健所運営報告による接種率が全国平均で約50%となるなど、この年齢の風疹予防接種率が低いことから、将来の先天性風疹症候群の患者の増加が危惧されているところでもあります。これに伴い、平成14年7月、11月、平成15年1月、5月、7月、8月の広報で周知するとともに、幼児対象の予防接種説明会でもPRを行っておるところでございます。以上のおおりでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 それでは、1番目の質問をさせていただきます。

この問題で、町が当初地元百済やその他のところでRDFの施設を持っていくと、こういう点での話は町から出てきたものでありました。それは種々原因があったと思いますけれども、その後この問題について暗礁に乗り上げた。ところが、暗礁に乗り上げてRDF炭化方式に転換をしていく過程で、このところに私はどうしても不明確なところがあったと思わざるを得ないわけであります。当初は町部局も、担当部局においても、技術革新によって最新の技術の導入を図っていく、こういう言葉が再三使われていました。また、そういうもつとでRDFの困難性がわかってきた後、その後をどうするのか、こういうところについては非常にいろいろな角度で職員自体が検討されてきたと思います。こういう中でRDF炭化が出されたわけですが、それについて古寺の地区でも地区の役員との懇談会の席上においても、RDF炭化でやっていくということに対する質問で施設はどのような処理方式にするのかというときに、明らかに最新の技術を取り入れていくと、こういう形で山村部長が答えているわけであります。そのときに役員の方の一人の方が、まだそのようなことを言っているのかという形でのきつい叱咤がありました。

こういうような状況を踏まえた中で、なお町は昨年の12月議会で処理方式検討委員会の立ち上げを表明したわけであります。そのときの表明は、議事録で見ますと、「処理方式選定委員会におきましては、いろいろな方式を根本から洗い直さないと比較できないということは事実でございますので、すべての方式について検証するという委員会になると私は解釈

しています」、これが昨年12月議会の内容であります。

そして、このような内容に基づいて4月に第1回目を持たれました。要綱では、要綱自体を読めばいいんですけど、要綱では、適切な方法を検討し町に報告する、こういうようになっていたわけでありまして。松野議員との再三の議論の中でもこの問題が問題になり、私への答弁も結局は先ほどと同じであります。最適な処理方式を決めるというもの、検討委員会の中でですね、こういう内容が第4回の議事録の中で変わっている。松野議員も再三そのところを引用して言いました。これは再度私も議事録を読まさせていただきますけれども、「この委員会自体の目的は」云々とあって、「初回からいろいろな意味で変わってきますので、ごみ燃料化方式を前提とした留意事項等を検討していただきたい。他の方式を……」。

議 長 寺前議員、寺前議員、マイクをちゃんと正確に。

4番議員 「他の方式を参考にしながらということと事務局は考えておられます。そこでこの委員会を進めたいと言うならば若干の肩の荷がございます」、これは松野議員が指摘したとおりであります。その次に委員さんがどういうことを言っていると、「要するに」、この次ですよ、「要するにごみ燃料化処理方式に対する意見を述べればいいのか、処理方式を全体として意見を述べる方がいいのか、その辺はちゃんと確認しておかないと、それこそ報告を出すときかなり違うのではないのでしょうか。住民の方がこの委員会に期待されていることもあると思うので、3つの処理方式として意見を述べるのか、ごみ燃料化に対する意見を述べるのか、きちんと確認しておく方がいいのではないのでしょうか」、これは委員長が述べた後、なお委員の方が不安の意思を表明されているわけです。町は結局は、ごみ燃料化方式の問題点やその他の意見を具申してくれればいいと言っているにかかわらず、このような質問が委員から出てるんです。また、「地元の意向を尊重するのであれば、RDFということはこの委員会ですべて進むのも一つの方法かと思えます。ただ、昨日の意見を聞いてみますと、RDFの問題点」云々があって、「しっかりしておかないと後がつらい気がします」、委員が言ってるんですね。また、ただRDFの引き取り先が最後まで問題になるとか、これに対する不安を述べてるんです、委員は。また、別の委員でしょうけれども、「ここに基本合意条件等があります。これが一つの大きな物差しだと思います。RDFを他の地区の私企業にお金を払って渡すということは、いわば町民が払ってる……」、これも年間所得1億円の所得の移転だという形で指摘しているわけですが、これについては町が責任持つことだと、こういうことを言っているわけでありまして。このような論議がなってるんです。

「もしRDFが」、これはまた別のところですが、RDFがいいのではないかと

いった場合いろいろな問題点が上げられているわけです」。こういうような形でこのRDFに対する答申を出すことに対しての危惧の意識というのが非常に多い。しかし、全体として町に任すことだからという形でまとまっていきます。まとまっていくわけですが、「結局は寸評に」、いわゆる処理方式のアンケートのところで寸評を書いているわけですが、資料の中で、「寸評に書かれているように、指摘されている技術的な問題は設計段階において」、これも松野議員が指摘したとおりですが、「RDF方式でやってもこういうような課題には十分対応できるということになるのかどうか」、これまで心配されているわけなんです。また、そういうもろもろの中身がその中で指摘されているわけですが、最後の方で委員は、「資料の2ページに委員会の目的を私は確認しないといけないのではないかとってるんです」。また、設置要綱とこの委員会の報告についての最終報告をどうするのかということに対して不安を表明してるんです。これは11ページですが、「ごみ燃料化に対する意見を出してくださいということでもいいのでしょうか。この方式を選ぶことに関して全く責任がないわけですから、それでもいいと思いますが」と。結局、委員さんだれかはわからないので指摘できないんですけれども、こういう形での議事録が上がっているんです。

私は、当初の処理検討委員会、議会でも、ここでも質問何回もしているわけですが、3方式について研究、検討して報告いただく、こういうことになっていたにかかわらず、そしてまた事務局はこの4回の検討委員会に出す資料においても、地元優先のための内容、つまり排煙の排出量を少なくする、操業時間は16時間以内とする、あるいは煙突は低い方がいい、こういうような枠を検討委員会に出してその検討する中身を縮小さしているにかかわらず、この4回での検討委員会での議事録の内容はなおRDF、RDF炭化に対する不安の表明ではありませんか。そして、その根拠に地元の意向が絶えず述べられています。しかし、地元の意向とはどういうものかといえば、これは資料でももらっているとおり、地元の意向というのは結局は、不可思議な話なんですけれども、RDF炭化方式が有力として検討中というのが地元の条件なんです。古寺区の条件。RDF炭化方式が有力として検討中、これは7月に地元役員会が地元配った古寺区が受け入れる場合の条件。処理方式、現時点でRDF炭化方式が最有力として検討中、これしかないんです。そして、ごみ処理は町内の一般廃棄物、これは当然のことなんです。要は、地元役員会がこのRDF炭化方式が最有力として検討中という言葉で、RDFかRDF炭化かわからないわけですが、ここではRDF炭化というのはいきり出ていますけれども、検討中ということで条件に出してるんです。これ

は町が今行おうとしていること、行っていることの補完的な要望でしかすぎないのではないですか。

そして、このことがなぜ問題になるかといえば、広瀬区の意見が最も端的にあらわしているんです。町は、当初からRDFを地元で説明をしています。そして、RDF炭化について古寺区は、RDF炭化に対する意見、役員会以外のどこにこの説明をされているんですか。RDFあるいはRDF炭化という説明は、具体的な説明はされていないではありませんか。そして、役員会だけが岡山の川鉄の実証プラントを、RDF炭化の実証プラントを見学に行っている。こういうような経過が地元ではありました。しかし、この内容は、検討委員会の先生方には地元はRDFあるいはRDF炭化です、再三言ってるんです。そして、そのための枠をつくった。広瀬はRDFしかだめなんだ、これが最も地元の端的な、また強い要求だということも私たちは理解しています。なぜかといえば、RDF炭化方式は明らかに燃焼方式の一変形なんです。だからこそ広瀬は、燃焼方式と同じような施設は嫌だ、このようにおっしゃっているんです。しかし、残念ながらRDFについては種々の問題も多い。先般の役員会の中では、先生の意見を聞くための検討を引き続いてしてほしいということをおられるらしい。そして、その不安について当然だと思うんです。このような状態でRDF炭化方式に切りかえる。切りかえる手段のために検討委員会をつくった、このような町の本来の目的とは反した意図がここにあるからこそ、私たちは一層RDF、RDF炭化に対する処理施設を採用することに対して危惧を大きく持っているものであります。

技術面においても、本当に心底検討していただいたのか、このことが一番心配だったからであります。検討委員会と特別委員会との共同の一般町民からの意見聴取の中ではRDF、RDF炭化に対する反対意見が一番多かったではありませんか。これに対する明確な回答がいまだに出ていない。そういう中で12日に検討委員会の報告が来るということになってくれば、なおさら混乱するんです。私は、このような状態で、先ほどから出ているRDF炭化検討委員会の主目的が最適な検討結果を報告してもらおうと、その言葉と現実とに検討委員会に提案してきた町の態度とは360度矛盾しています。つまり、1周回って一緒になってしまっている。同じ矛盾したものが一緒のテーブルに置いているんです。このような状態で果たして議会が誠意を持ってこの検討の結果を受け入れることができるのでしょうか。要は、地元の意見を大切にすることは当然です。広瀬区のRDFに対する、その他の施設に対する不安を解消する努力をしていないからなんです。古寺区においても先般署名をとられました。その中での出てきた意見というのは、事故の問題に対して、そんな施設なのか、そんな

いただいている。そこから出る問題については、出るまでは大字の責任として扱わさしていただいているんです、こういうようなことでした。非常にこの問題については、分別方式を徹底するというようになってくると、ひとり暮らしのお年寄り、また高齢の方々にとって非常に問題があります。それまでしなければRDFあるいはRDF炭化方式のいわゆる機械処理の部分で故障が起こる。これは続発してきた事実であります。検討委員会でも技術については反省して進歩していきましょうと言いますが、この原理的な問題は解決しないんです。こういうような問題があるということの恵那市での勉強をさしていただけてきました。なおそれでもとろうとしているわけですが、私たちはこの際、RDF炭化を検討し直す、そして白紙に一たん戻す、また一部を堆肥化して、堆肥化も視野に入れてよりごみ減量化の方向を打ち出しながら、安全、安心のできる処理方式を探すべきだというように思います。

残念ながら時間がないという点で事務局の方は焦っておられると思います。しかし、今の焦りを将来に禍根を残すような結果になってはならないというように思うわけでありまして、ぜひ、検討委員会の報告を受けRDF炭化方式の種々の問題点についての対策を行うというのではなく、原理、原点から方式の検討をやっていただきたい、このことをお願いするわけですが、その点でのご答弁もあわせてお願いいたします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 寺前議員の2回目のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

広陵町が古寺区に建設をさせていただきたいということでRDF方式を提案させていただいたのが平成7年からでございます。そのときからRDF施設というのが取り上げられてきたわけでございます。議会でも何回もこの方式について説明も申し上げ、施設見学等も行っていただいたことは承知していただいていると思います。当時は、RDF施設というのは夢の燃料ということもございまして、引き取り先も十分あるという前提で方式を取り入れられてきたこと、それから燃焼させないということで、地域の安全面についてもこの方式が最良の方式である。それから、ごみを燃料として利用するというので、循環型社会の理念にも適合しているという観点からRDF方式を採用され、地元はこの方式を提案されてまいりました。以前も、青木議員からも溶融方式等ほかの方式と比較して町の考え方を質問いただいた際にも、ごみ燃料化方式がごみ資源の循環型社会に最適な方式であるという考えに変わりはないというご答弁を申し上げたというふうに記憶いたしております。

先ほど、古寺区の懇談会の中で私が最新技術を取り入れていくと答えたことに対して横やりが入ったような質問がございましたが、これは役員会の中でいろいろ意見交換をしている、

たび重ねて意見交換を申し上げておまして、1人の役員さんがそんなことをおっしゃって私の発言を封じられたものではございませんで、ごみ処理技術は日進月歩の技術であるということとはどなたもご承知いただいております。新しい技術が出てきたらどうするんだと、もちろん新しい技術を採用するつもりはあるのかというご質問をいただいて、最新技術でやっていきたいというふうに申し上げたわけでございます。

それから、炭化につきましては、古寺区が炭化を求められているというものではないということを改めて説明をさせていただきます。

RDF方式で、町長が就任されましてから、13年11月に初めて古寺区に改めてRDFをお願いをしたいということを申し上げました。その前の10月30日でしたか、RDFを取り巻く利用問題がNHKの「クローズアップ現代」で報道されました。当時は日本下水道事業団とRDFの引き取りについて協議をしておまして、色よい返事ももらっておりましたので、RDF方式で進めるということで古寺区と交渉を重ねてまいりました。しかし、下水道事業団の動向等も踏まえて、RDFの確実な利用が見込めないというところから、平岡町長就任前の今の清掃センターの操業の和解を締結する以前に、前町長のときに古寺区にRDF炭化方式をお願いしたいというお願いをしております。RDF炭化方式が平岡町長になって初めて出てきたものではございませんで、林田町長時代にもRDF炭化を古寺区の役員さんにご説明を申し上げた実績がございます。そのような経過から古寺区の役員さん方にRDF施設とRDF炭化の実証炉をごらんいただいたわけでございまして、RDF炭化の方がいいなという参加者の大勢の意見が占められまして、進めるのであればRDF炭化がありがたいというご意見をちょうだいして基本合意の締結に至ったわけでございます。

12月議会と申されましたが、これはことしの1月議会の誤りではないかと思いますが、処理方式検討委員会の……。 (4番議員「12月議会。」) 12月議会ですか。の内容については、要綱では目的の中で、各方面の意見を踏まえ、最適な処理方式の決定に資するため検討委員会を設置するという目的がございます。また、委員の任務は、各処理方式について調査研究及び比較等を行い、その結果を広陵町長に報告するものとするということの要綱の規定でございます。いろいろ会議の進め方についてご批判があらうかと思いますが、地元にそのような説明をしてきているという前提があるということを踏まえて委員の皆さん方にいろいろご意見をいただき、処理方式検討委員会の報告がなされるということになっております。

それから、RDFの引き取り先につきましては、もちろんRDFのまま引き取っていた

だところ、セメント会社と交渉をいたしておりますし、そのほかの処理先についても話をさせていただいております。その問題は先ほども松野議員にお答えしたとおりでございますが、これは報告が上がったら、また議会の皆さん方に資料をお示ししてご相談を申し上げたいというふうに思っております。

それから、RDFのいろいろな課題につきましては、もちろん我々も地元でRDFを勧めてきたことから、RDFの課題を十分精査しなければならないというところで、住民の意見を聞く会等でご指摘いただいている点も含めまして課題について詳細に調査をして、委員会の方にご報告を申し上げているところでございます。報告結果において、課題そのものは技術的に解決可能というご判断をいただいている状況でございます。

それから、広瀬がRDFでないと困るということをおっしゃっているというのは前々からも申し上げております。広瀬区も、過日、8月20日でございます。役員会に寄せていただきましていろいろと懇談をさせていただいております。広瀬区はRDF方式にこだわって、受け入れるならばRDF方式に限るということをおっしゃっているわけでございますが、三重県の事故等もございまして、もう一度安全面を精査してほしいということでございました。近々、広瀬区も恵那市の炭化施設も見学していただくということで、18日に広瀬区の皆さん方に見学をしていただく運びになっております。炭化方式がいいという意味ではなしに、RDF方式だけを見ていただいておりますので、炭化方式も見学いただいております。よろしくお願いをしたものでございます。

それから、地元の不安を解消する努力をしていないのではないかというふうにおっしゃるわけでございますが、町長を筆頭に職員が日夜説明会に出向いておりますことを議員はご承知いただいていることと思っております。広瀬区におきましては、各会等それぞれ夜間出向きまして説明もさせていただいておりますし、役員会も再々開いていただいております。また、施設見学もたび重なって実施をさせていただいておりますので、地元の不安を解消する努力はまだまだ不足しているとは思いますが、今後も引き続き鋭意努力したいというふうに思っております。

それから、恵那市の2回のトラブルというのは、確かに試運転中にトラブルがあった、緊急停止があったということは我々も聞き及んでおります。それは試運転中のことでございますので、実際の正常運転での状況ではございませんで、それは既に解消されているということでございます。中の区長が質問された段階ではもう既に順調に動いている状況下でのことでございますので、問題はないというふうに理解はいたしております。

それから、分別収集については、先ほどもご答弁申し上げましたように、分別は確実にやっていただく、排出者の責任でございまして、必ず可燃物と不燃物に仕分けをしていただき、リサイクルすべきものはリサイクルするように町民皆さん方のご協力をいただかなければならないということで、これは処理方式とは関係のないこととございますので、徹底して分別をお願いしたいということとございます。焼却方式、熔融方式におきましても、金属類が入っておりますとやはり大気に排気される重金属の問題も出てまいりますので、そういったものを可燃物の中に投入しない、こういうことは基本になろうかと思えます。

ごみ減量化の方向、施設づくりにはやはりごみ減量化をして最少の経費で施設を建設するというのは、これはもう町全体で取り組まなければならないということで、ごみ減量等推進審議会の答申もいただいておりますので、この内容に沿って住民啓発を進めなければならないということで、今ごみ減量推進会議等で恵那市の分別の仕方の手引と同様のものを作成中でございます。これをもとに分別をしていただくと。これは今分別をやっている分別そのものでございまして、別に改めて分別を変更するものではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 時間がないんですけれども、一つの先ほどから地元説明会に行っておられるという点については、事務局が再三努力されているという点では認識しているわけでありまして。しかし、問題は、例えば古寺にしても、地元へ行くのは結局はここでもありますように7月21日の区民集會を最後に、基本合意の中身についても地元で集まったことないんです。百済でも、あるいは広瀬はわからないわけなんですけれども、結局は役員さんとの懇談はやるけれども、地元を対象にして町が責任を持って区民集會なりその他の技術的な説明会をするというのがないんです。これが1つ大きな問題になってるわけなんです。だから、役員さんが知っていても、役員さん以外の方が詳しくわからない。こういう問題を認識をしているのであれば、私たちはたびたび委員会や議会においても町が責任を持って地元説明会をやるべきだ、再三言ってるんです。このような状況をつくっていただいて、そこで技術的な問題に対する質問、あるいはその他のものを誠実に受けていく、こういう説明会でなければ安心、安全が確信持てないわけでしょう。いかに一方的に説明をしたとしても、本来資料のない方々が質問するということには非常に困るんです。今、百済や広瀬の方々はRDFの施設は見学に行かれました。そこでも事務局の方が聞いておられるように、行った方が一つ一つの疑問に、個人的な疑問を言っておられるわけなんです。あるいはまた、勉強会を通じてさらに深刻な

疑問を持っておられる。こういうようなところに本当にたえるような内容でなきゃならないというように思います。そのための町が主導した責任ある説明会を持つということを求めているものであります。

また、その中で先ほども地元の要望ということが再三問題になりました。今部長は、RDF炭化は地元の要望ではない、町が当初から説明会を持ってRDFを説明し、RDF炭化をやったと。それが検討中という言葉にあらわれているんだと思います。しかし、検討委員会に対しての資料は地元の要望としてすべて上がっているんです。検討委員さんは、地元がRDFを求めるのであればとやかく言っても仕方ないな、こういう前提の議論、研究の仕方がこの議事録にありありと出ています。こういうところが問題なんだというように言ってるんです。こういうような点について……。この2つの点と、そしてやはり堆肥化を含めた減量化という問題についての検討はされないか。してほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 地元の要望というのは最大限尊重すべきものであるという認識をいたしております。地元の要望を満足しなければこの事業は実現しないということをご理解いただきたいというふうに思います。

ごみ減量の方式として堆肥化システム等につきましては、やはり臭気の問題等解決しなければならぬ問題が多々あるというふうに思います。生ごみを堆肥にいたしましても、堆肥を利用する畑作地が多くなければ利用先がない。それから、堆肥の性質にもよりますし、こういった問題はやはり十分精査をしなければならないというふうに思っております。ただ、処理方式検討委員会の中でも、生ごみを分けてRDFの質を上げるべきだという意見を出していただいている先生もございます。我々ももちろんそのことは承知もいたしておりますし、同感でございます。広陵町で以前片岡議員からも提案がありましたが、生ごみを地域で堆肥化するというのを考えてはどうかというご提案もいただいております。そういったことも踏まえながら、例えば真美ヶ丘で地域で堆肥化をしていただいて、農業地帯にその堆肥を供給して農産物をやりとりするとか、そういったことを含めまして今後検討していきたいと。これは地域間交流という観点からも進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 4番議員！

4番議員 私たちは、地元の合意というのは最大限尊重すべきだ。そのために私たち今言ってる、これは意見です。次の意見の前提です。質問じゃないです。そういう点で、徹底して地元理解をしていただいて、そして地元の投票によって決めていく。私たちは、古寺で反対

されてる方々についても、土地提供についてはどこかでつくらんとだめだからお願いしたい、こういうこともお願いしてるんです。そのためには、地元の投票という形式は、私は地元で採用してもらえるのであれば賛成だ。私たちから言ってる問題ではないですけども、そういう意見が言っておられます。

2番目の問題で、農業振興の問題ですけれども、この問題について否定的な、後退的な意見が述べておられます。しかし、現実には広瀬区に提案されておられる農業振興では……。明らかに広瀬区で生産される米、野菜など町内の学校給食の食材に供給を検討していますと、こういうようになってるんです。こういうようになっているにかかわらず、そして教育委員会は真剣に給食の食材についてもやっておるということについても……。あるにかかわらず、今のような発言になってるという点で問題があるということを描きときたいと思うんです。

議長 時間が参りましたので、以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。

1番議員 では、9月度の定例会の一般質問させていただきます。

議長のお許しを得ましたのでさせていただきます。

まず初めに、広陵民報4月号、8月号の費用弁償についての記事内容について事実確認したいので問うのであります。

1つ、費用弁償が平成6年10月から支給され平成11年3月まで続きましたが、広陵民報8月号には「平成6年9月より町議会議員に議会出席1日5,000円が支給され、共産党議員団は支給を廃止するため法務局に日当を供託し、抗議してきました」と書いてありますが、この文章を読むと平成6年から法務局に供託したように書いてあるが、事実は平成6年10月から平成9年3月まで当時の共産党議員も費用弁償はいただいていたと思うが、その事実を確認する。

2つ、広陵民報4月号には、「供託は平成12年3月まで続きました」と書いてあるが、事実か確認する。

3つ目、広陵民報8月号には、「共産党議員団は支給を廃止するために、法務局に日当を供託して抗議した」と書いてあるが、供託者は広陵町であり、被供託者は寺前議員、松野議員ではないのかを事実を確認する。

4つ目、広陵民報4月号に、「平成12年町は費用弁償廃止の改正案を提案した」と書いてあるが、町は提案した事実があるのかどうか問うのであります。

5つ目、広陵民報4月号、8月号に、「供託金は議員が受け取る以外に方法がない」とか、

「問題が解決すれば本人が受け取ることになっています」と書いてあるが、都合のよいように書いてあるが、町でつくった起案書の供託金の還付で説明していただきたいのであります。

6つ目、平成9年12月19日、寺前、松野両議員が議会事務局を訪れ、平成9年6月5日から平成9年12月19日までの費用弁償振り込み分を現金にて返還された。寺前議員は8万5,000円、松野議員は7万5,000円だったようだが、なぜ町が法務局に両議員の費用弁償分を供託したのか、その理由を問うのであります。

7つ目、職員の法務局までの出張手当も出ている。何回行ったのか。平成10年2月9日から平成11年4月21日まで12回供託金を持っていっているが、事実を問うのであります。

それから8番目、平成9年4月から平成11年3月までの費用弁償を供託した金額は、寺前議員が29万5,000円、松野議員が26万5,000円であるが、事実かどうかを問うのであります。

9番目、平成12年5月12日、広陵町議会議員選挙が平成12年4月に行われましたが、その1カ月後に両議員は法務局に行って費用弁償を供託した金を引き出しているのは事実かどうかを問うのであります。

順番間違っておりますので、1番に戻りたいと思います。

1番目、障害児が普通学校入学時の決定方法についてであります。

障害児が地域の学校に入学を希望するケースが近年多くなってきている現状の中、広陵町においてもその傾向はあるのではないかと考えているのであります。

そこで尋ねるわけではありますが、障害児が普通学校に入学できるかどうか。そのときはどのような協議をし、決定しているのかを、また受け入れたとき車いす昇降機やエレベーター、障害者用トイレなど、受け入れる学校側のバリアフリー化は進んでいるのか。さらに、今後は入学した障害児たちの支援を専門に行うスクールサポートスタッフを置く考えはないのか。

障害児を持つ親たちも地域の学校へと希望もあり、年々広陵町でも受け入れているようだが、実態はどうか。

また、受け入れるときにおける悩み、受け入れてからの悩みは種々あると思うが、それは何か。答えられる範囲で結構でありますので、説明をお願いしたいと思います。

2つ目であります。小学校、中学校の校庭を芝生化で緑豊かな学校づくりを。

広陵町においては、緑豊かなまちづくりとして、生け垣や町の木等を何らかの記念すべきとき、新築、誕生日等の記念日に贈って緑化推進に役立っているのであります。私はもう一

歩前進させ、学校の緑化推進にも樹木が果たす重要な役割を実現させる教育環境の整備、四季の変化を通じて心豊かな児童・生徒を育てる憩いの場の提供、さらには命のとうとさを学ぶ教育材料として活用するために、校庭等の芝生化で緑豊かな学校づくりとっておるのがあります。

現在、地球温暖化など地球的規模での環境問題が進んでおり、さまざまな分野で資源循環型社会づくりの取り組みが進められており、教育施設においても、環境に優しい施設づくり、良好な自然環境の保全、緑地の創造などを進めていく必要があるとっております。こうしたことから、校庭の砂ぼこりや降雨時の土砂流出防止対策とあわせて校庭の芝生化はいいと思うし、児童・生徒の心身に及ぼす効果、教育的効果は十分に期待できるのではないかと考えているので提案するのであります。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山田議員のご質問にお答えをします。

通告書の順序によりましてお答えをいたしたいと思えます。

障害児が普通学校入学時の決定方法については、教育長代理がお答えをいたします。

2番目の小・中学校の校庭を芝生化で緑豊かな学校づくり。児童・生徒の心身に及ぼす効果、教育的効果は十分に期待できるとご提案をいただきました。

答弁は、小・中学校の校庭の芝生化につきましては、文部科学省の屋外教育環境整備事業においても補助事業とされ、地球環境問題に関する行動計画の中で、省エネ、省資源、新エネルギーへの対応の具体的施策の一つとして取り上げられていることは承知しているところであります。今後は、教育、体育活動の活発化、環境、体験教育の教材としての教育上の効果と美観向上、砂じんの飛散防止、ぬかるみの防止などによる環境保全上の効果を考慮しながら、反面、体育種目による利用形態、芝生化の技術的な課題、管理費用の財源捻出、施設整備の優先度などについても研究をしてみたいと存じます。

次は、3番目でございます。広陵民報4月、8月号の記事内容についての事実確認でございます。

そのまず初めの1番目、費用弁償が平成6年10月から支給され11年3月までの間共産党議員はすべての金額を法務局に供託されていたのかどうか、その事実を問うということでございますが、答弁は、議員の費用弁償は、全議員に1日当たり5,000円を平成6年10月から平成11年3月まで支払われております。供託されたのは平成9年4月から平成11年3月までのものでございます。

次に、2番でございますが、供託の最終日はいつかということでございますが、供託日は平成11年4月21日が最終となっております。

3番目の供託者の確認でございます。質問のあったとおり相違ございません。

4番目でございます。条例改正案の提出者でございますが、費用弁償廃止の条例改正案は議員提出議案として出されたものでございます。

5番目でございます。供託金の受領方法でございます。供託金の還付については、供託金はいつの時点においても、供託者または被供託者からの払渡請求により受領することができます。しかし、どちらからも請求がない場合、その供託金は特別な事情がない限り永久に供託者の管理にゆだねられることとなります。なお、払渡請求権は相続人に引き継がれます。

次に、6番目でございます。なぜ職員が法務局へ供託金を持っていったのか、その理由でございます。町としては支払い義務があるため、受け取りを拒否された場合は供託するしか方策がなかったために行ったものでございます。議員が受け取らないことにより、公職選挙法に規定する寄附の制限違反に該当することも考えられます。

次に7番目、法務局に何回行ったか、何人かということでございますが、供託するために法務局へ12回、延べ13人行っており、所要の旅費を支払っております。

8番目でございます。法務局へ持っていった金額は幾らかということでございます。返還された費用弁償は12回にわたり法務局葛城支局に供託いたしました。金額については、個人に関する情報でもあり、差し控えさせていただきます。

9番目でございます。引き出した日と金額についてでございます。平成12年5月12日供託金の一部を残して還付を受けておられることは事実でございます。金額については、先ほどの答弁と同じでございます。以上でございます。

議 長 教育長職務代理者！

教育長職務代理者 それでは、山田議員の1番目の質問にございます障害児が普通学校入学時の決定方法について、障害児が普通学級に入学できるかどうか、どのようにして決定しているのか、受け入れのときに学校側のバリアフリー化は進んでいるかというようなご質問をいただいております。

答弁といたしまして、障害を有する児童の適正な就学につきましては、広陵町就学指導委員会規則に基づき、就学指導委員会においてその子供の発育歴、調査書等をもとに専門分野での各委員の判断を仰ぐとともに、最終的には保護者の同意を得た後に就学指定校を判断することとなっております。それがためには、障害を有する児童の就学相談を実践定着させる

ため、昨年度と本年度において県のモデル事業として指定を受け、夏休み期間中に実施いたしました夏期就学相談親子セミナーを初めさまざまな就学相談の機会を通じ、障害児教育の専門家を交えて保護者との連携を密にしているところであります。

就学指定校のバリアフリー化につきましては、その都度対応を行ってまいりました。現在、ほとんどの学校におきましてその施設改修も終えているところでございます。

さらに、障害児学級につきましては、障害の種別ごとに教諭が配置されることになっておりますが、昨今、国の緊急雇用対策事業として1校、1年限りの制度ではございますが、学校支援スタッフの登用により担任教諭の補助を行っているところでございます。しかしながら、今後重度の障害を有する児童の増加が予想される学校につきましては、町単独教諭の配置につきまして町部局との協議を図ってまいりたいと考えております。

こうした中で、教育の地方分権推進等の流れにより、平成15年4月学校教育法施行令の改正がなされたところでございます。この改正では、権限委譲として就学関係事務が市町村教育委員会に権限と責任が移されました。このことから地域の学校へ就学を希望する障害を有する児童がふえてくる傾向にあるのが根拠でございます。この点におきましては、これまで以上に一人一人の児童・生徒の障害の状況を詳細に把握し、一定の行為や動作ができるか否かを専門的、技術的知見に基づき慎重に判断する必要があるわけでございます。このためには専門家からの意見聴取等が必要であると考えられることから、障害を有する児童を受け入れるに当たりましては、これらを体系化した体制を確立するという面で非常に苦慮している点がございます。答弁以上でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 1番の障害児が普通学校入学時の決定方法について。いろいろ今説明いただきありがとうございます。町単で教師の採用も考えているということも本当に真剣に考えていただきたいなど。こうした障害児が学校に来られたときに一番学校が悩むのは、だれを、どの先生をこの子供に充てるかと、これが最大の悩みであり、こうした普通学校に来られる方は何もそういう障害児を持ったノウハウは余り得てない先生が、健常者を対象とした先生が採用されてこういうところに来られる。それがいつの間にか学校長の方から、あんたどうでしょう、障害児を見てよと言われたときに非常に悩むのではないか。やはりお金は少しはいただいても、大変そういう専門的な知識も薄いわけですから、どうかこういうことも今答弁ありました町単での採用も考えていただければいいのかなと思っています。

ほいで、学校開放という関係からいっても、今度は学校開放の関係からいっても、障害児

を持つ保護者が担任の先生のサポートをしたいと言われたときにどういうふうな判断をするのか。いわゆる今まで1人の先生が1人で見ていたのが2人同じようになったと。そうしたら、どうしても2分の1ぐらいの力がそがれるわけですから、そういうときに保護者が私の子供をサポートしたいと、ですから学校に行かしてよというときが出た場合は、どのような考えで来てもらうのか、それとも教育委員会等で手を打ちますので結構ですと言うのか、学校開放と絡めた問題を含めてご答弁いただきたいと思います。

議 長 教育長職務代理者！

教育長職務代理者 町単教諭の件に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、今後の課題として協議は進めてまいる所存でございます。

なお、障害児教育を担当する先生につきましては、各学校に障害児に造詣の深い先生が既におられまして、その先生を中心に障害児教育がなされております。また、障害児がふえました場合におきましても、それらの先生を中心に配置が考えられていくというふうにまず現在思っております。

次に、親御さんがサポートをしたいというような申し出があった場合にどう対応するかということにつきましては、まずそういうお子さんが指定校として就学されるかどうかの就学検討委員会のまず判断をもって次に考えていきたいというふうに考えております。現在のところそこまで言及したお答えは申し上げられません。

議 長 1番議員！

1番議員 では、2番目に移りたいと思います。

中学校の校庭については、やはり先ほども町長が答弁ありましたように、クラブ活動の利用等もあるのでなかなか全面整備については難しい点はあるとは思っているのは事実です。私もそう思っています。小学校については、その点はいいかなあと思っております。

先日も、なぜこういう質問したかという、テレビでやっておりました。こうした今の国の制度を利用して、そして芝生化になって、そして子供たちが喜んでるよという姿が見えました。ですからこういう質問をするわけですが、ですからやはり広陵町としても学校緑化推進事業計画というものを教育委員会等でも考えていただいて、学校の現場の例えば先生方にこうした学校緑化推進事業計画というものを策定されて、各学校、各施設を対象に学校緑化に対する意向調査でもやっていただけたら少しはそういう現場の声がわかるのかなと思います。

また、先ほど町長の答えもありましたように、やはり雨が降ったら砂が大分流れるわけでありまして、その対策にも役立つのかなと思いますので、ひとつこういう学校緑化推進事業

計画を考えてもらえるかどうか、まず答弁お願いしたいと思います。

議長 町長の方がええのちゃう、財政にかかわっとるから。 町長！

町長 大変いい事業でございます。しかし、技術的ないろんな問題もあるようでございますが、学校がそれぞれのこうした運動場をつくりたいと、またPTAも協力をいただける、先生も力添えをいただける、そんな思いであればどしどしそういう事業化に向けて緑化計画をお取り組みをいただければ、私どもしっかりと応援をさせていただきます。

議長 1番議員！

1番議員 国の補助金もある程度の面積がなかったらなかなか補助金も出ないわけですからそれも研究されて、やはり校庭等の芝生化を行うもので児童・生徒の心身に及ぼす効果、教育的効果は十分に期待できるものと思っていますのであります。それ以外でも多面的なメリットはあると言われており、エコスクール化の重要な柱として位置づけていると。具体的には、環境保全効果、断熱効果、地域の景観向上、憩いの場の提供、ヒートアイランド化抑制の貢献に役立てるとともに、校庭の芝生に親しみ、学習していくことで心豊かな児童・生徒に育つことを目指してと、こういうことがありまして、先日も局長の方に資料渡しときましたんで、また町長目を通していただいて検討していただければなと思っています。

それから最後に、3番目です。時間内に終わりたいと思います。

いわゆる先ほど寺前君の一般質問等でいろいろ攻撃したと。私は、今この場所で事実を確認したわけでありますので、何も攻撃するためにこの質問したわけではないことを承知していただきたいと思っています。

私がこうした一般質問をなぜしたかについて説明も必要であります。広陵民報4月12日の中に「うそも100回言えば本当になる」とか「事実を無視した山田議員の不当な言いがかり」といった文面があります。双方がやりとりしてもどちらが本当のことを言っているのかは町民にはわからないわけであります。そこで、町側に事実を確認するために聞いたわけであります。1回目で質問したことについては、大体のことは事実確認ができたと思っていますのであります。

私がこの広陵民報4月号、8月号の疑問に思うことを言わせてもらうわけでありますが、当時の共産党議員は3人いらっしゃいました。平成6年10月から平成9年3月までの間費用弁償が支給され、受け取っていたことがわかりました。その後、平成9年4月から平成11年3月までは、税金のむだ遣い、お手盛り、大変な不況の中で5,000円の支給は町民の納得は得られないなどと言って……。 (4番議員「当然。」) 町に費用弁償振り込み分を

現金にて返還し、今後も受け取らない旨を申し出ているので、町は供託するしか方策がないので法務局に持っていった。これも事実であると。

初めの数年間は受けていながら、途中からは受け取りを拒否する。（４番議員「何回も提案して条例改正を提案した。」）それもだ、当時どのように処理し、扱ったらよいか、あちらこちらに議会事務局等も相談されたと思う。現在でも引き出さずに法務局に供託してあれば悩んだ分だけ職員も納得はしたと思うが、何のこっちゃ、結局はこっそり引き出しているのではないか。その事実もわかりました。

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第４条の２の規定により……。議会及び委員会に出席した議員に１日につき５，０００円の費用弁償を支給しており、報酬に準じていただいている。ところが、平成９年１２月１９日寺前、松野両議員が議会事務局を訪れ、平成９年６月５日から平成９年１２月１９日までの費用弁償振り込み分、寺前議員８万５，０００円、松野議員７万５，０００円を現金にて返還されたため、再度その場で受け取っていただくよう申し入れましたが拒否されたので……。奈良地方務局葛城支局に供託するものです。町は支払い義務があるため、受け取りを拒否された場合は供託するしか方策がないものと考えます。２人、寺前、松野議員は今後も受け取らない旨の申し出をされているため、支払い発生時には受け取りを促しますが、拒否された場合は同様に供託する予定です。なお、議会議員は……。受け取らないことにより公職選挙法に規定する寄附の制限違反に該当するかもしれない旨口頭で通知をしていますと。直接２人の議員が法務局に供託するにしてもそれなりの理由が要るわけで、１日５，０００円の出席手当は税金のむだ遣い、大変な不況の中で５，０００円の支給は町民の納得は得られないとの理由では法務局が受け取ってくれるはずがないことは、共産党議員団は百も承知の上での行動であることは明らかであります。また、町に費用弁償を預けたのも、公職選挙法に規定する寄附の制限違反に該当することも百も承知の上での行動であり、計算されたことでもありますし、ですから供託者は広陵町、被供託者は寺前、松野両議員という事実であることもわかりましたと。

日本共産党は条例改正案を２回提案と書いてあるが、３回提案しています。（４番議員「間違っていました。」）１回目は平成７年３月２９日、３人で、２回目は平成９年３月２６日、２人で、３回目は平成９年１２月１８日、２人で提出、すべて否決になりました。平成１２年には町は費用弁償廃止の改正案を提案したと書いてあるが、町側が提案したのではなく……。 （４番議員「間違っていました。その当時の委員長です。」）議員提出議案と

して青木義勝議員、山下昭紀議員、山田光春の3議員で平成11年3月26日に提出し、4月から費用弁償日当5,000円はなくなりました。ですから、民報4月号に書いてある平成12年3月まで共産党議員は供託をしまったという事実は間違いであります。共産党議員は、平成11年4月に日当5,000円の廃止が実現したため供託金を受け取りましたと民報で書いているが、初めは税金のむだ遣い、大変な不況の中で5,000円もの支給は町民の納得は得られない、お手盛りになると言っていたのではないのか。だから町に返還し、町から供託されたのではなかったのか。私たちはそんなお金は要りませんと言ったのではなかったのか。言っていることとやっていることが整合性があるのか。（4番議員「条例改正までに供託しました。」）全然ないだろう。（4番議員「条例改正しないとむだ遣いが永遠に続きます。」）

廃止が実現したから、問題が解決したから供託したお金は本人が受け取るようになっていまずと書いてあるが、都合のよい解釈である。それは市議会議員以上の選挙のときに、立候補するときの一つの条件として30万円の供託金を納めなければ立候補はできないわけであります。選挙が終わって法定得票数に達している人は供託金は還付されるのであります。そうでない人は没収されるわけであります。共産党も先日、東京都知事選挙であなた方の立候補したその候補者が供託金を没収された。いわゆる法定得票数に達しなかったから供託金は没収されたのではないのか。この問題と共産党がここで言う……。 （4番議員「いや、町長に言うてるわけやない。」）問題とは明らかに事が違うわけで、一緒にしたらあかんと思うのであります。（4番議員「町長に言うてるんちゃうで。一般質問に適さないことやとやっている。」）供託金の……。黙って聞けよ。黙って聞いて。だから、供託金の還付については、供託金は……。いつの時点においても供託者または被供託者からの払戻請求により受領することができます。（4番議員「山田議員がそこまで言うこと、だらだら言うてる意味がわかりますやろ。」）議長、ちょっと静かにさして言うてください。

議長 山田議員、もうそのぐらいでええのちゃう。

1番議員 はい、もう終わりです。（「ほんまやなあ。」）

議長 ちょっとそんなん言い過ぎてるで。

1番議員 供託金の還付について述べたとおり、君たちが議員をやめたときに引き出してどこかに寄附するとか、それとも相続人に引き継いでおくとかの方法が一番よかったか。（4番議員「個人の自由。」）君たちはそれをしなかった。都合のよい解釈で町民をごまかしているのであります。（4番議員「ごまかす問題はない。」）日当の廃止は平成11年4月であ

る。共産党が言う廃止が実現したから供託金を受け取ったと言ってるが、すぐに受け取ることをせずに1年間も置いて、それも町議選……。平成12年4月に終わった1カ月後に引き出すことを党と支持者で相談して決めたと言っている。何ていうことだ。こういう行動もすべて計算どおりのやり方であると思うのであります。毎日新聞の岩見隆夫氏は、前共産党参議院の筆坂氏の……。(4番議員「一般質問に適していません。」)性的嫌がらせ事件についても紙上で言っていたが、共産党の常識は社会では非常識であると言っていたが、広陵町においても……。そのとおりではないのかと思うのであります。

最後に、ドイツのワイツゼッカー元大統領は、「何十年にもわたってうそを語り続けるのは最悪の害毒であります。それは国家、社会、隣人との間にある信頼感を破壊します。私たちは……。(4番議員「それ何を言いたいことかわかりません。」) (「聞けや。」) 言論の自由を当然視する。しかし、余りにも邪悪な、そして卑劣きわまる陰謀な作文は言論ではない。人を苦しめ、殺す毒である。その言論の暴力とは永遠に闘う」。以上であります。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4 : 50 散会)

平成15年9月22日広陵町議会

第3回定例会会議録（最終日）

平成15年9月22日広陵町議会第3回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
4番	寺前憲一	5番	松野悦子
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

3番 片岡福美

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長職務代理者	大西利実
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	水道局長	森田久雄
教育委員会事務局長	笹井由明	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	和田信次	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	竹嶋昇

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:25開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議案第60号、61号は本日追加議案として提出されたもので、議案第60号につきましては委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、この際、ご審議願います。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第60号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
2	議案第40号 広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定について
	議案第41号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
	議案第42号 広陵町行政手続条例の一部を改正することについて
	議案第43号 平成15年度広陵町一般会計補正予算(第1号)
	議案第46号 北葛城郡公平委員会規約の変更について
	議案第47号 奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更について
	議案第48号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘北郵便局)の変更について
	議案第49号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(広陵真美ヶ丘南郵便局)の変更について
	議案第50号 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約(香芝真美ヶ丘郵便局)の変更について
	議案第51号 平成14年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第57号 平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
3	議案第44号 平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第45号 平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第52号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第53号 平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 54 号 平成 14 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56 号 平成 14 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58 号 平成 14 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第 55 号 平成 14 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59 号 平成 14 年度広陵町水道事業会計決算の認定について
- 5 議案第 61 号 広陵町庁舎省エネルギー化改修事業に伴う工事請負契約の締結について
- 6 議員提出議案第 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
- 7 議員提出議案第 9 号 「三位一体の改革」に関する意見書について
- 8 議員提出議案第 10 号 自衛隊のイラク派兵に反対する意見書について
- 9 議員提出議案第 11 号 インフルエンザ対策についての緊急決議について
- 10 議員提出議案第 12 号 臨時職員採用についての決議について

議 長 それでは日程 1 番、議案第 60 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第 60 号でご提案を申し上げます教育委員任命の同意を求める案件につきましてご説明をさせていただきます。

今回ご同意をお願いいたしますのは、吉村教育委員の後任として安田義典氏をお願いをいたしたいと考え、議会のご同意をお願いするものでございます。

吉村氏は平成 10 年 4 月 1 日にご就任をいただいてから本年 7 月 31 日まで通算 5 年 3 カ月の間、教育委員会委員として、そして教育長の重責をお務めいただきました。吉村氏におかれましては、行財政改革による完全学校週 5 日制の導入や新教育課程が実施されるなど教育改革の中にあって、豊富な経験と教育信念を持ち、教育のプロとして教育改革、学校改善の推進に努められ、特に他に先駆け文部科学省から、障害のある子供に対する支援のあり方としての相談体制、整備を目指したモデル事業の指定を受け、教育・福祉・保健・医療が一体となって一貫した就学相談、親子セミナーによる教育相談を実施し、他の模範となる成果

を上げられるなどの功績を残されましたが、このたび本年7月31日をもって退任するとの辞意を申し出られ、その意思を尊重させていただいた次第でございます。

吉村氏に対しましては、5年3カ月の期間お務めいただいたご労苦に敬意を表すとともに、感謝申し上げるところでございます。

さて、吉村氏の後任として提案させていただいております安田義典氏は、お手元にご配付させていただいております経歴書のとおりでございます。昭和34年3月、県立高田高等学校を卒業され、同年仏教大学福祉学科に進まれ、昭和39年3月にご卒業されたのであります。同年4月から中学校教員として奈良県に奉職され、宇陀郡室生村立東里中学校を皮切りに、昭和42年4月に王寺中学校、昭和56年4月に上牧中学校の教諭として教鞭をおとりになり、昭和61年4月から教頭として上牧第二中学校に勤務の後、平成5年4月からは校長として王寺南中学校へ赴任され、その後平成7年に王寺中学校校長に転任され、平成13年3月の定年退職まで37年の長きにわたり教職に身を置き、これまで数多くの優秀な人材をお育てになってこられ、退職後は新庄町教育委員会生涯学習課に籍を置き、豊かな経験をもとに新庄町の教育行政推進の原動力としてご活躍されているところでございます。また、安田氏は申すまでもなく人格が高潔で教育、学術及び文化に関しすばらしい識見をお持ちでございまして、適任と判断し、本日ご同意をお願いするものでございます。

なお、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、前委員の任期の残任期間としてお願いするものでございまして、議案書に記載のとおり平成15年9月22日から平成16年9月30日まででございます。どうかよろしくお願いを申し上げ、説明といたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 15番議員！

15番議員 少し質問をさせていただきます。

安田さん、この安田さんというのはまだ僕も会ったこともございませんし、顔も知りませんけれども、経歴を見させていただきますと、本当に学校の学業肌だなあと、特にこういうのは教育長に最高な人物ではないかなあというのは考えております。

ちょっとその中で質問は、この議案が初日、この9月議会の初日に上がっておったと思います。それは委員長会のときにもお聞きしました。そのときに、初めてということで委員長さんと議長、副議長と一応会っていただきたいという議会委員会で決まったように聞いております。ただ、そのときに委員長会では、会うのは差し控えたらいんじゃないかというのが委員長の3人ほど、まあ2人ほどの考えて、一応それはやめとくということになって、一

応初日の日に議案からはなくなりました。それが最終日に出たと、このいきさつを少しお話
いただきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、当人につきましてはご評価をいただいているよ
うでございます。ありがとうございます。

ただ、この経過がございまして、今議会の初日に提案を実はさせていただく準備をして議
会運営委員会等でご審議をいただき、またその事前に、今吉岡議員のおっしゃるように、三
役に限ってこれから事前に打ち合わせをしよう、会議をしよう、本人さんの意向を聞かして
いただこうと、そういうことをお決めをいただいたのでございます。運営委員会でもそのと
おり進めさせていただきました。また、その案件を常任委員会に持ち込まれた。しかし、そ
の席上では一部の委員さんから事前協議はおかしいのではないかというご意見をいただきま
した。

また、進め方に対して、私どもに対していろいろご異論がございました。私はもう少しご
理解をいただく、それがために時間をいただいて、大変大事な職でございます。議会全員の
議員さんの高度なご理解をいただいて、ご同意を賜りたい、そればかりでございます。すべ
ての議員さんのご同意をいただく、それがために時間をいただいて今回に及んだ次第でござ
います。

私はほとんどの議員さんをお願いをしてご理解を深めてまいりました。そういう経過がご
ざいます。このたびご提案をさせていただいた次第でございますので、どうぞよろしくご理
解をいただきたいと思います。

議 長 15番議員！

15番議員 話の内容は一応わかりました。ただ、僕は一般質問でも前教育長、今回の質問を
させていただきます。その中でやっぱり、まだ自分では次の人を選んで自分では決めにく
いという点がございます。確かに教育長も早く決めなければいけない町長の気持ちもよくわ
かるんですが、できたら、僕の考えとしては、できたらこの9月議会には上げてほ
しくなかったなあと、できたら臨時議会を開いていただいて、この議会終わって臨時議
会開いていただいて、そこでしてもらった方が僕の心のもやもやも取れたんじゃないかなと。

現時点ではまだこの教育長については、私の中では賛否を問うというふうなことはできな
いと、その人を選んでいいのか悪いのか、そういうことを全く考えられないという状態で
ございます。何も答えはいただきませんので、よろしく申し上げます。

議 長 7 番議員！

7 番議員 提案者である町長にご質問いたします。

今回教育委員会委員の同意を議会が認めるとなれば、任期につきましては平成16年9月30日までとなっております。それが関連なんですけども、助役、現助役、現収入役について私の、どういたしますか、うわさではあるんですけども、途中で交代するのではないかというふうなうわさがあったわけです。もしそういうお考えであれば、次期助役、収入役につかれる方においても足が地に着いていないような状態になるのではないかと。

今現在の助役、収入役におかれましては非常に前向きな形で町制に取り組んでおられるということで、任期を全うされるお気持ちはあるのかなのか、まあ関連なんですけどもお答え願います。

議 長 町長！

町 長 議案と違うわけですが、私は与えられた任務をすべてが毎日しっかりと頑張る、そのことをごさいます。助役も収入役もしっかり頑張ってくれていますので、町民の幸せを願って我々三役力を合わせて頑張る、それのみでございます。

議 長 7 番議員！

7 番議員 今の答弁で100%、今現助役、収入役が頑張っているという意味で町長が認める中では、任期まで全うしていくというお気持ちを伺いましたので、結構です。

議 長 14 番議員！

14 番議員 吉村教育長さんでいろいろな意見、こらあんのは当然でございしますが、人間というものは、やはり半分よくて半分悪い、そういう見方が、こらもう世間一般的でございまして、そういう私は長年の間、議会議員として町長の提出された、まして重大なこの教育長の件について、私は町民皆さんが、こらもう町長に権利、そういう三役、助役、収入役、教育長、これを選ぶ町長が権利を持っておられます。そういう町長以外にそういう権利はだれ一人ありません。

だから、まあそういうことで、吉村先生のそういう残された業績というのはみんなが、町民皆さんがよく知っておられるし、また町民皆さんも感謝をしておられると思いますが、やはり町長がかわれば今まで全部やっぱりかわっておられます。そうして新しい、また考え方、またその人のやり方というものをみんなが、町民皆さんが見られ、ましてや小学校、中学校の父兄の皆さん方がそういうかわった教育長のいい悪い、まあそういうことがやはりこの高校の入学が、これが一番町行政として義務教育、これを広陵町にありまして、高校の進学、

これでその教育長の価値がよく、まあどこでも出ているわけで、私も役場の職員さんから教育委員になられて、そうしてこの広陵中学で、真美ヶ丘がでける前ですが、共産党の先生がこっちへ転勤されまして2年間教育を持たずに居座りされた。こういうような苦い経験も私は知っております。だから、こういう専門の、教育行政の専門のお方がやっぱり——黙ってなさい、聞いてなさい。

議 長 松本さん、今質疑です。

14番議員 そうして、まあ専門の先生を探すのになかなかいろいろ町長、あるいはどんなみんな町民皆さん方に探していただかなかつたら、町長一人で探せるもんじゃありませんし、私も斉音寺の了慶寺の先生にここの校長、退職されまして、せんど先生にもお話ししましたが、これはもうとてもようやらんということで、まあ石井先生ちゅうのを一遍聞いてみてください、どんだけやっぱり中学校、いや高校の先生では優秀な先生でございます。それでも教育委員長として務めてやってほしいというてお願い何ぼしても、いやあ、もうということで、相当退職金が非常に多いので、もうそんなんするよりか、退職金で、もうこら助役さんは同じお寺やから、またよくご存じだと思いますが、そんなんです。なかなか探すのが一苦労でございます。そうして町民の皆さんに、そうして一日も早くやはり……。

議 長 松本さん、松本さん今質疑です。

14番議員 教育長を選んで議決できることが町民皆さんが一番期待をしておられます。私にも3回、5回と電話がかかっております。もうそう心配しなはんということで、こうして提案いただいた以上、みんなが賛成して、ひとつ教育行政を今後真剣に見守って行って、そうしてまた意見があれば、意見を堂々議会で発表いただく、また町長とお話をさせていただく、これが議員の本望でございますと、私は解釈をしております。

そういうことで、議員の皆さん、ひとつ新たな教育長を迎えて、またそうしていろいろ検討を今後して、とにかく広陵中学のそういう高校の進学を、何となあというような結果を議員も、あるいは教育長、また行政の責任の町長以下三役……。

議 長 松本さん、松本議員。

14番議員 みんながひとつ一致協力してやっていきたいなと思います。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

10番議員！

10番議員 ちょっとわからん。私、この安田先生に対してのこの賛否ということに対しては私は全くほとんど知りませんし、またそういうことで反対だということは、まずもって毛頭ございません。

ただ、先ほど吉岡議員の方から質疑もございました。私自身も質疑をすべきだなあと思っておりましたが、吉岡議員なり、またしていただいたということを踏まえまして、私自身、いわゆる当初からこの議案の初日からの流れ、先ほど吉岡議員にありましたようなことでもございました。

そこで、私自身も議会議員として、そのような流れの中で、また議運の委員として、そういう形をとって議会議員としての責務という形をずっとかんがみ、いろいろ悩んできたわけですが、私自身は町長にも申し上げましたとおり、いわゆるこの議会、今議会は一たんきちとした形でけじめをつけられまして、改めまして舞台をきちとして、いわゆる臨時議会でそのようなことをやっていただくということが、いろんな意味で私自身も議会人としても、私自身もそのようなことが当然であるだろうと、こう解釈をしていたわけですが、残念ながらこのような初日に引っ込められたものを、またわずかの日にちを置いて提出されたことにつきまして、私自身が非常に不本意ながら納得できないなあということですので、大変不本意でございますが私も退席をさせていただきます。審議延長ということがないのであれば退席をさせていただきます。こう思うのでございます。

議長のお許しをお願いをいたしまして、退席をさせていただきます。失礼いたします。

議長 5番議員！

5番議員 意見をつけて賛成としたいと思います。

今回の経過につきましては、先ほどの吉岡議員の質疑の中で真摯な反省というような言葉が聞かれなかったのが大変残念に思うわけですが、議会との関係とか、あるいは規則まで変えての教育委員会事務局長の人事など、かなりのやはり問題点があったことは事実ではなかろうかと思えます。そういう点につきましては真摯に反省をしていただきたいと思います。

今後におきましては、教育委員会との懇談も開催していただいて、教育委員会との意思疎通を諮りながら、また一方では、教育におきましては教育基本法に基づいて政治的な振り回しをするということは、やはり正しいことではありませんので、教育委員会の独自性を尊重していただいて、いい形での本当に充実した教育行政をしていただくように期待をしまして、意見を加えながら期待をしまして賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 賛成の立場で討論いたします。

吉村教育長が数々の功績を残し、後進に道を譲るべく退職されました。現在我が広陵町では教育委員さんが欠員となっております。我が広陵町、また全国的にも教育というものは非常に大切なものであり、その欠員のままでいくことはどうかと思い、なるべく早く決めていただきたいというのが私の本心でございました。

また、安田氏につきましては、同じ疋相区に住まれる住民として、またその人柄等につきましては町長以上に私もよく存じているところであり、我が広陵町の教育委員としては最適の人であろうと思います。その選任に対していろいろと意見をつけておられますけれども、私は早急に安田氏に私たちの広陵町の教育をお任せするのが最善ではないかと思えます。

安田氏につきましては、私の疋相区に対しましてもいろいろと区の行政にも力添えをいただいているところであり、私は最適の人であろうか思えます。どうか皆さん方もご賛同いただき、賛成していただきたいと思えます。討論を終わります。

議 長 ほかに討論ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論はないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第60号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第60号は同意されました。

ただいま教育委員会委員に任命されました安田義典氏が来られておりますので、紹介させていただきます。 町長！

町 長 ただいま皆さんの全員のご同意をいただいて、まことにありがとうございました。

安田氏が今お見えをいただきました。これからの厳しい広陵町の教育行政、大変な状況をお願いしたところでございます。どうぞ安田義典さん、今ごあいさつをいただいて、少々豊富をお願いをいたしたいと思えます。どうぞその席をお願いしたいと思えます。

新教育長 失礼します。ただいま教育委員に選任、またご同意を得ました安田義典でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私の今の気持ちは、教育委員としてその仕事の内容を改めて考えたときに、身の引き締まる思いがいたします。と同時に、教育行政の経験がありません。そういうような不安を私は募らせています。

今後広陵町教育委員として全力投球で臨みたいと思いますので、皆様方のご協力、ご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。

お諮りいたします。日程5番、議案第61号を日程2番に変更し審議いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって日程5番議案第61号を日程2番として審議いたします。

議 長 それでは日程2番、議案第61号、広陵町庁舎省エネルギー化改修事業に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第61号広陵町庁舎省エネルギー化改修事業に伴う工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

追加議案書の2ページをお願いいたします。

まず、この事業の趣旨説明を申し上げます。

この事業は経済産業省新エネルギー庁の外郭団体であります新エネルギー産業技術総合開発機構が補助事業者となり、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい事業者に対し補助金を交付するものでございます。この補助金は2分の1ということになっております。

この事業には、次の計画を満たしていることが条件となります。

まず1番目といたしまして、省エネルギー設備の導入をし、その内容が地域、いわゆる奈良県下において先進性があること、2番目といたしまして、当事業の遂行によって当該地域、いわゆる奈良県下でエネルギー環境対策に貢献できること、3番目といたしまして、当事業の遂行によって他の地方公共団体に対する波及効果が見受けられること、以上3項目をクリアし、本町では奈良県下47市町村に先駆けて県下で初めて補助金を受け、エネルギーの省力化を図り、排気ガスを削減し、地球規模で環境を守る環境にやさしい広陵町役場庁舎づくりを推進してまいりたいと存じております。

次に、この事業の内容でございますが、当庁舎の空調設備、これは冷房用の地下室にござ

いますけれども、この冷凍機の入れかえとインバーター化、そして、庁舎照明設備の効率化を図るため庁舎内蛍光灯の安定器をインバーター器具に取りかえる工事を行うものでございます。

次に、事業の効果でございますが、現在の冷凍機等を稼働した場合の電気使用量は、いわゆるエネルギーの使用量につきましては1年間に15万6,734キロワットを使っておりましたが、改修後は9万9,381キロワットに減少させることができ、5万7,353キロワットの電力を削減することができます。このエネルギーの削減量5万7,353キロワットを発電に必要な原油に勘案いたしますと、年間1万4,600リットルが削減することができます。この1万4,600リットルを削減することにより、当然排気ガスも21.7トンの排出を抑えることができるわけでございます。したがって、エネルギーの節約や排ガス規制からすれば地球温暖化の防止、ひいては地球環境にやさしい事業を推進するものでございます。

ちなみに電気代でございますが、年間900万円強支払っておりますが、この省エネルギー事業で節約できるのは年間143万6,000円、月額にいたしまして約12万円の電気代の節約をすることができるということになります。

次に、この事業の工期につきましては、議決の日今日ですね、今日から平成16年2月10日までとなっております。

次に、設計業務委託につきましては、まず選定の基準といたしまして、建築資格のある技術職員を配備し、平成12年度、13年度の建築関係実績高が年平均15億円以上のある業者で11社を指名し、7月25日に入札を行った結果、株式会社東畑建築事務所が落札額380万円で落札し設計を担当いたしております。

また、施工業者の選定につきましては、発注の種目といたしまして土木、建築、管工事等がございますが、今回は管工事の資格を有し、管工事の経審が1,300点以上の業者11社を選定し、9月18日に入札を行い、株式会社テクノ菱和が6,450万円で落札いたしました。詳細につきましては別紙の指名競争入札書のとおりでございます。

次に、別紙資料といたしまして、皆さんに配付いたしております図面につきましてご説明を申し上げます。

従来システムと省エネシステムの比較図でございますが、左側が従来のシステムでございます。右側が今回新しく改修するシステムでございます。右側をごらんいただきたいと思います。

右の端から上にありますように、ブルーの色がついている箇所が高効率化機械の入れかえを行うものでございます。それから、オレンジの色につきましては、電子制御（インバーター）の新規取りかえを行うものでございます。それから、下の3番目ですけれども、黒の色のついている箇所につきましては、これは蛍光灯でございますが、安定器を電子安定器に交換をするものでございます。

以上のような改修工事を行いまして、高効率機械及び電子制御（インバーター）により電気使用量の削減を図るものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 1点だけ質問をしておきたいと思います。

最低制限価格を設定、初めてしていただいたわけですけれども、大体7割というところでの設定なんですけれども、この7割という線はどういうところから出してこられたのかということと、それから、今後すべての入札についてこの最低制限価格を入れる予定なのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長 総務部長！

総務部長 最低価格ということで現在はこの70%といたしました。今度10月から12項目の改善をいたします。したがって、10月からは60%という最低価格にしたいと、このように思っております。

議長 ほかにありませんか。 5番議員！

5番議員 今答弁漏れていましたけれども、すべての入札について最低制限価格を設けるのかどうかということですが。

議長 助役！

助役 今土木については60と考えているということでございます。建築については65%を考えているところでございますが、再度指名審査会を開いて協議をして決定していきたいと、このように思っております。

議長 1番議員！

1番議員 ちょっと予算書がないわけですが、この予算の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。それから質問さしてもらいます。

議長 総務部長！

総務部長 申し上げます。

まず、冷凍機の機械の購入につきましては、当初3,252万1,500円、それから入札につきましては一応2,840万円ということになっています。それから照明器具につきましては、機械の購入は150万円。それから工事費につきましては、この工事の関係につきましては、冷凍機関係につきましては3,694万円、それから照明器具につきましては100万円を見ておりました。これは予算ですね。(1番議員「六千何ぼか、7,000。」)7,200万円です。(1番議員「7,200万円。」)はい。7,200万円の内訳でした。

議 長 1番議員!

1番議員 冷凍費の補助金が2分の1、これは国から出て、結局一般会計からこの持ち出し分は幾らか、その内訳。補助金は幾らか、一般会計から持ち出すのは幾らか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。これで2回目やったらもうできひんのか。

議 長 はい。(1番議員「それがわからんと次の段階へ入るんやけども。」) 総務部長!

総務部長 先ほども言いましたように、補助金は基本的に2分の1ですけれども、これは設計額プラス事業費ということで、設計費が380万円のうち、それからこれは税込みで399万円と、それから請負費、事業費でございますが、これが6,777万1,500円ということで、合計7,171万5,000円の2分の1ということで3,585万7,500円が国からの補助でございます。あと残りが一般会計からの持ち出しでございます。

議 長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。委員会で審議される間、しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:08 休憩)

(P.M. 1:00 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。 総務部長!

総務部長 午前中の産業建設委員会で笹井委員からの質問にお答えいたします。

これは、入札に参加した業者のうち支店の県内外の内訳はどうかという質問でございました。

11社のうち5社は県内で、県外は6社でございます。以上でございます。

議長 日程3番、議案第40号、41号、42号、43号、46号、47号、48号、49号、50号、51号及び57号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことといたします。

総務文教委員長、松野君！

総務文教委員長 総務文教委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました11議案につきまして、16日、委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第40号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定について、議案第41号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについては、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第42号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについては、ICカードの発行の状況、その見通しと活用、情報の内容などについて、また個人情報保護条例については、現在調査段階であることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第1号）については、債務負担行為に関し、新清掃センター処理方式の最終決定を速やかに行い、施設及び道路用地の鑑定結果も出ているので12月をめどに予算執行したいと説明を伺いましたが、基本的には地元だけでなく周辺大字も含め住民の合意をしてから用地買収に入るべきである点が委員から指摘がありました。理事者も基本的にはそうしたいとの説明がありました。また、浄化槽等設置状況調査及び啓発事業委託料につきましては、シルバー人材センターに委託し6名で4カ月間の予定で行い、広報、お知らせ等で周知を図り、身分証明の提示も行うことを伺い、全員一致で議案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、北葛城郡公平委員会規約の変更について、議案第47号、奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘北郵便局）の変更については、百済地区には公共施設がないので簡易郵便局でも取り扱えるよう、今後も国に働きかけるとともに、箸尾、馬見郵便局についても進める

かどうか検討を重ねるとのことを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、第50号についても、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、平成14年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定については、まず歳入面では、長引く景気の低迷により、その中心となるべき町税、地方交付税などが減少していることから、法人税などの状況、財政力指数及び経常収支比率について、また起債は後年度負担願うもので、約4割が交付税として受けられること、また、起債制限比率の今後の見通しなどについても詳しく伺いました。また、資料では開発負担金になっています計画整備協力金収入につきましては、地方分権一括法の法改正に基づいて条例化に向けての研究をすべきとの意見がありました。

歳出については、各費目の支出について、その成果や今後の方針を詳細に伺いました。特に人にやさしいまちづくり事業のさらなる推進、また住民基本台帳ネットワークにつきましては、ICカードの発行が大変少なく、効果についての疑問や個人情報保護についての不安点なども指摘がありました。また、ウイルス対策等についても問題点が指摘をされました。また、教育関係では町当局と教育委員会との懇談会の必要性、また、町内では通学の際の事件が多発しており、被害はなかったものの対策の必要性が説明されました。校内への不審者の侵入についても対策をとる必要性も委員から指摘をされました。また、障害児の受け入れ体制につきましても詳細にわたり伺いました。

採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しましたが、委員長は採決に加われないため、本会議では反対の立場をとると表明をしております。

次に、議案第57号、平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、何ら異議なく、全員一致で認定すべきものと決しました。

以上で、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第40号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の制定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第40号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に議案第41号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第41号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、広陵町行政手続条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 意見をつけて賛成したいと思います。

住基ネットの問題が絡んでいるわけですので、この住基ネット、全国的にはこの全国のネットワークに参加するという点に対して慎重な自治体、あるいはまた批判的な自治体なども、いわゆる当初よりも増加している実情があります。それは個人情報の保護が本当に安全かどうかという点での疑問を持っているからであります。そういう点でもこの住基ネットの個人情報の保護という点は、職員あるいはまたその機構、機械上の問題点として十分な扱いを徹底させていくということをつけ加えたいと思います。

それから、この住基ネットについては番号が、いわゆる総背番号制とのダブリがあります。あるいはまた現在は4つの個人情報ですけども、それに追加される可能性もある。こういうような問題がやっぱりこの背景にあるということも指摘しておきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第42号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号、平成15年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員!

4番議員 意見をつけて賛成したいと思います。

一つは、古寺の進入路、いわゆる進入路の用地買収についてであります。

これについては、住民からも要望が上がっていた、いわゆる三重県での爆発事故に関して、RDFに対する信頼性の問題が問われているところでもあります。そういう中で住民からはRDFに関する説明会を開いてほしいと、こういう要望が上がっております。議会にも産業建設や議長、あるいはまた議運などについて要望がもたらされてきているわけですが、私はこういう内容は町民全体にも当然説明を開くことが必要だと、また要望書を持ってきた町民に対する町長の説明の中では、その点についても行っていく、地元とともにそれを検討をするという回答をいただいているわけですから、ぜひ緊急課題として全町民対象の説明会等を開いていただきたいというように思います。

また、私たちは機種選定の問題については専門家の意見を踏まえて、どれが広陵町にはいいのかという問題での提案に対して積極的に賛成をしてきました。また、古寺地区については反対をされている住民の方、あるいは広瀬地区についてはRDFしか認めない、炭化方式は認めない、あるいは古寺や百済でも反対の声を私たちは聞いているわけでもあります。そういう中であって、町がもともと古寺に提案し古寺が基本合意をされた経過の中で、私たちはぜひ必要な施設だという点で、この施設用地買収の議案については賛成をするものであります。

しかし、こういう経過から見ても、町は反対されている方々、また機種選定にあっては、本当に広陵町の状況を踏まえて、専門家の検討委員会の結果は結局は不十分な点に終わってしまったと私たちは思っております。そういう点でもこの機種選定についての多くの疑問の

問いについて答えるべきだというように考えています。そういうこともあわせて、この用地買収の予算について、意見を強く要望を述べておきたいと思います。

また、ぜひ用地買収に当たっては古寺、中、広瀬、百済の方々の合意を最大得るという前提に立って実行していただきたいことを重ねて要求をしておきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第43号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に議案第46号、北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第46号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に議案第47号、奈良県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第47号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に議案第48号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘北郵便局）の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第48号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に議案第49号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（広陵真美ヶ丘南郵便局）の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第49号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に議案第50号、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約（香芝真美ヶ丘郵便局）の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第50号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に議案第51号、平成14年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 4 番議員！

4 番議員 平成 14 年度の一般会計決算認定に反対をしたいと思います。

本来、地方自治の役割は、当然ながらその地域に住む住民の福祉向上、生活を守る、これが原点であります。そういう中であって、現在地方と国の間には非常に大きな矛盾が広がっています。その矛盾に対する取り組みは、地方 6 団体と一体となってその問題解決の要望を国に上げているところであります。

小泉内閣が経済の弱者切り捨て、そして地方自治体の憲法に保障された地方自治の本旨を切り捨てる、財政的に切り捨てるというような動きが一層強められているという状況の中にあって、地方 6 団体が結束し、その反対を上げているわけであります。

そういうような中であって、首相はその予算について 3 割自治と言われて長年になるわけですけれども、実態はさらに厳しい地方自治の財政状況であることは、私たちも十分認識しているところであります。そういう前提に立って、なお町民との矛盾点を解決すべく自治体の役割は議会と一体となった形で、現在の小泉内閣が行おうとしている行政改革、特に地方自治体に対する財政的締めつけは自治体の責任では全くないわけであります。

そういうような前提に立つ場合、首長はその問題点を明らかにしていく、そしてそれを住民とともに、その反対をする、このような態度が必要だと思えます。それが地方自治をあずかる首長の責任であり、そしてその矛盾点を住民とともに解決していく道筋を示すことが大事であります。

そういう点で、平岡町長はその矛盾点については全国津々浦々自治体が感じているところであり、その点についての発言も多くなっているわけですが、残念ながら、住民にその矛盾、問題を提案し、住民とともに解決していくという姿勢は皆無です。そのような状況の姿勢を改めることが、私たちは予算を賛成するか反対するかの大きな基本的な視点に立っています。

その前提に立ちながら、小泉内閣のもとで行われる予算 8 兆 2, 3 0 0 億円と、不況の中、税収が大幅に落ち込んでいるにもかかわらず史上 4 番目の大型予算でした。小泉首相は改革なくして成長なしという考えのもとで、改革断行予算として 2 0 0 2 年度予算を編成したと言っていました。補正予算では 5 兆円近い国債の発行を追加させるなど、従来の自民党型公共事業優先の中身は何ら変わっていない。経済危機を一層悪化させ、国民には高齢者医療費の改悪を押しつけ、年金制度の改悪を決めるなど、一層の痛みを押しつけているのが

現状です。

このような状況の中で、今必要なのは、こうした経済と財政の破綻を生み出した小泉構造改革を直ちにやめさせ、国民の暮らしに軸足を置いた経済財政運営で景気を立て直しながら、社会保障制度の充実や不公平税制の是正、財政の浪費や政・官・財の癒着にきちんとメスを入れることなど、国民の立場に立った本当の改革が必要です。

広陵町でも引き続き町民税の税収が落ち込み、町民の暮らしは一層大変です。地方自治体は地方自治の本旨を踏まえ、今こそこのような国の悪政から住民の健康と暮らしを守る役割を發揮することが何より求められています。そのような視点に立っていない平岡町長が大きな反対の1点目であります。

2点目は消費税の問題です。

そもそも消費税は福祉のために使うとして3%からスタートしましたが、福祉はますます後退し、さらに5%に引き上げられたことが大きな引き金になり、一層不況が深刻になったことはだれもが知るところであります。

ところが、小泉首相は、私が首長をとる間は消費税は増税しないと言いながら、消費税の増税について本格的な議論を進め、消費税の増税を準備しています。これ以上の消費税の増税は暮らしを一層深刻にするだけでなく、取り返しのつかない不況に迫りやり、国の財政も破綻に導くものであることは明白です。

平岡町長は町民と一緒に力を合わせて消費税の増税に反対し、消費税の減税に力を尽くすべきであります。

3点目は、地方財政特別措置法が廃止されたのに伴い、同和事業を人権事業に名称をすりかえて、引き続き偏った同和事業に500万円を超える税金のむだ遣いがされていることあります。

奈良県では同和特別融資の20億円もの不正融資が問題になっているところですが、解放同盟という私的団体に偏った税金のむだ遣いに強く反対するものです。憲法と教育基本法に基づく民主主義の教育を豊かに発展させることこそが差別をなくすことにつながる道です。勇気を出してきっぱりとやめるべきであります。

4番目は、住民基本台帳ネットワークシステムに895万8,000円を使っていることです。広陵町は個人情報の漏えいの不安が指摘される中、個人情報保護条例が制定されていない中で、国、県言いなりの住基ネットを整備しました。住民基本台帳ネットワークシステムは、ことしの住基カードの発行状況を見ても明らかなように、だれの役に立つのか、一層

大きな疑問が指摘されています。このような税金のむだ遣いに反対するものであります。

5点目は、広陵町職員の給与について、人勧の言うままに4月にさかのぼって2.3%カットしたことです。

不利益不遡及の原則を踏みにじり、法律違反であることは明白です。人勧は法律違反を指摘されることを隠すために調整措置と言っていますが、奈良県でもこの問題について裁判になっているところですよ。引き続き今年度も人勧は史上最悪の賃下げ勧告を行い、またしても不利益不遡及の違法行為を勧告したことに大きな反発が寄せられています。広陵町ではこのような人勧言いなりに法律違反まで犯しての給与の引下げは絶対やめるべきであります。

また、意見として、新清掃センター問題ですが、新清掃センターの一日も早い建設を望むのは、私たちが町行政と同じ立場にいるものと確信しているところですが、基本合意に調印されたものの、地元住民への十分な合意がなされないまま問題が大きくなっている状態です。また、処理方式選定に当たっても住民の参加を認めず、一方的に町が決定しようとしています。地方分権に当たって、住民参加、住民の意思決定が尊重されるようになりましたが、清掃センター問題については住民参加とはほど遠いやり方です。すぐにでもこのやり方を改め、十分な住民合意を形成していただきたいということを強く要望するわけであります。

また、地方分権一括法が制定され各地でさまざまな取り組みがされていますが、広陵町でも規則や要綱を見直し、まちづくり条例の整備や開発負担金、各種団体の補助金、保育園の保育料の徴収等についても条例化して透明化し、町民の意思が反映できるようにしていただくよう要望をいたしております。委託料については、引き続き適正な価格設定ができるよう研究整備していただきたいと思っております。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。 16番議員！

16番議員 平成14年度広陵町の一般会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論いたします。

景気の低迷が続く大変厳しい状況の中で、歳入においては、その中心となるべき町税、交付税などが少なくなり、前年度と比べ14億2,000万円の減収となっています。そうした中で、歳出ではサービスカウンターを設置、庁舎福祉施設の改修、人にやさしいまちづくり事業、真美ヶ丘第二小学校の増築、集会所の建築などに適切に執行されており、予算全体を見ても適正で効果的な予算執行であると思っております。

消費税については、現在全国で広く定着しているところであり、これは国の税制度全体の中で議論される問題であると考えております。

また、人権教育は同和問題だけでなく、女性問題、障害者問題など幅広く行われているもので、今もなお、差別事象の報告も受けており、今後も人権教育の推進を図っていくべきであると私は考えております。

こうしたことから、私は議案第51号につきましては賛成いたします。

議 長 5番議員！

5番議員 賛成討論がありましたので、再度反対の立場で討論をしたいと思います。

まず最初に、歳入におきまして町税とか交付税の大幅な収入の落ち込みが指摘されているところでございますが、当然町税の方大きく、また交付税の方も歳入の面では大きく落ち込んでいるのは事実でございますが、地方6団体の運動あるいは住民、議会からも意見書もたくさん出まして、そういう中で、交付税の落ち込んだ分の補てんといたしまして地方特例交付金の方で補てんをされている状況でございます。引き続き、この交付税の減収につきましては、理事者、議会一致して国の方に強く減額をしないように要望していくことが大切だというふうに思います。

また、消費税の問題につきまして、国の制度のもとで定着をしているということでございましたが、大変な不況の中で、やはりお買い物をするたびに5%を支払うことについては抵抗がないということはありません。本当に負担が大きいというのが町民の実感ではないでしょうか。私も主婦としても本当に消費税の5%はずしりと重い金額だというふうに日々思っているところでございます。

そうして、この先ほど寺前議員の方から消費税についての反対と一般会計についての反対討論の中で、消費税についても言及されていますが、この導入の際に、導入について福祉のためにというところが全く逆のような形になっていまして、福祉の充実どころか、一層国民負担が多くなって、ますます厳しく激しくなっているのが今の実情でございます。

そうして、今度は年金会計が大変だから消費税を値上げしなければいけないというのは、これはどうして国民が信用することができるのでしょうか。国民年金につきましては、積立金が莫大な100兆円でしたか、超えるような莫大な積立金が残されておりますので、それを計画的に取り崩していけば、このような消費税の増税をしなくても大丈夫だという、このような意見が指摘されているところでございます。

ですから、この消費税の増税については、本当に大変な重大な深刻な事態を引き起こすということを、やはり自覚を持って、議員もそうです、理事者もそうです、自覚を持って国民が団結して、広陵町では町長を先頭に町民が一緒になってこの消費税の増税についてはきつ

ぱりと反対を表明すべきであり、運動すべきであります。

そしてまた、人権事業についてでございますが、同和だけでなく人権、女性差別等も扱っているということでございますが、この一番大きな問題は、私的な解放同盟という組織と強く結びついているところが問題なんです。そういう中で、先ほども指摘がありましたように、奈良県でも、あるいは全国的にもこのような私的な団体の方に税金が流用されていってることが多々あるわけでございます。このような点をきっぱりと改めて、そうして本当に民主的な形できっちりと、今ある現実を見詰めて、差別をなくしていくことについては何ら反対するところではないわけでありまして、現状の同和事業を引き継いだままの人権事業につきましては、きっぱりと反対をするところです。

そして、冒頭の中で、賛成討論の冒頭の中で多々サービスカウンターだとか、町長の事業に対する評価がございました。そういう点につきましては私達も反対をするものではなく、大いに推進していくことについては応援し賛成をするところであることはご理解いただきますようお願いいたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第51号を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 ありがとうございます。起立多数であります。よって議案第51号は認定されました。

次に議案第57号、平成14年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 意見を述べ賛成したいと思います。

地産地消の流れは国においてもその指導を強めているところであります。全国的にも地産地消の流れは大きくなってきている現状であります。特に学校給食における農産物の活用という点は、教育の観点からも大きな価値あることであり、それについては教育委員会との一

般質問等、話し合いの中では大きく前進したところであります。

一方で、農産物の担当する産業課の中にあつて、農業の振興の視点から見た場合の取り組みについては、非常に遅れていると言わざるを得ません。しかし、現実にはごみ清掃センター問題に当たって町が広瀬区に示している農産物対策、産業対策の中には、具体的に農産物を学校給食に利用すると、このような1項目も入っているわけであります。そういう点で、そのおくれた認識を具体的に改めていっているわけですから、その町自身も言っている問題に対する責任を持って、教育委員会と共同した形での取り組みが求められています。この早急な取り組みを強く要望しておきたいと思ひます。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よつて議案第57号は認定されました。

議 長 次に日程4番、議案第44号、45号、52号、53号、54号、56号及び58号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、吉岡君！

厚生委員長 厚生委員会委員長報告。

厚生委員会はさきの本会議において付託されました7議案について、9月10日、委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、議案第44号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、補正の理由や繰越金の内容を伺ひ、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算(第1号)については、町道用地先行取得事業として一般会計に計上していたものを土地開発公社による先行取得に組み替えるための補正であるとの説明を伺ひ、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、徴収率向上の取り組みとして収税係の個別徴収、納税相談を実施しており、今後悪質な滞納者の差し押さえなどを実施していくこと、また平成14年度は保険税の滞納者への

短期保険証の発行が79件であることなどをお聞きしました。なお、毎年発生し累積する多額の滞納については、役場全体としてさまざまな具体的方策を実施し、滞納額の縮小に向け努力していくことを詳細に伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号、平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成14年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、介護保険特別会計の決算内容の説明と特別養護老人ホームの入所待機者の実情などについて詳しく伺い、全員一致で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第56号、平成14年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定と議案第58号、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定については、いずれも何ら異議なく、全員一致で認定すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第44号、平成15年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第44号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に議案第45号、平成15年度広陵町用地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第45号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に議案第52号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、国民健康保険法なんですけれども、よく国の方でも町の方でも相互扶助という言葉が口にいたしますけれども、これは全く法的に根拠のないことであることを指摘をしておきたいと思えます。

まず、現在の国保法の第1条につきましては、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び社会保険の向上に寄与することを目的とする」ということで、相互扶助ということは全くうたっておりません。この第1条は、日本の憲法第25条「生存権、国の社会的使命」という、この項目の中で裏づけされて制定されたものであることを理事者の皆さんも、また議員の皆さんもよく認識をしておいていただきたいと思えます。

また、国保会計につきましては、国保の被保険者は大変社会の高齢化の中で増加してきているわけですが、高齢化の中での増加という一つの大きな理由の中で、また不況という中で、低所得者層が一層多くなっているわけですが、滞納状況も80万円以下の低所得者層の滞納がふえていることが確認されたところですが、また、老健の拠出金も年々多額になり国保会計を大きく圧迫しているところですが、

こんな中で、国の負担を1984年当時に戻すことが大変重要でございます。この点につきましては、町長が住民と一緒にこの問題点を明らかにし、国に強く要望すべきところですが、この点については予算議会の中でも指摘をしてきましたが、努力をしていただく姿勢が見えない、この点が反対の一つでございます。

また、国民健康保険は傷病手当もなく、大変な不況の中で体を壊して仕事ができなくなった場合は本当に毎日の食費さえ捻出できないような悲惨な状況になるわけですが、ま

た、窓口一部負担につきましても、地方自治体の判断でできるということは、常々指摘をさせていただいてきたところでございますが、このような国民健康保険法を充実していく方向について努力をされる姿勢が見られない、この点が2点目でございます。

そして、意見として、より一層の予防医療、保健事業を推進していただいて、本当に寝たきりをなくすとか、また軽いうちに病気を発見、早期発見で医療費の節減等をするための努力を一層していただきたいということを加えて、反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。 1番議員！

1番議員 反対者がありますので、議案第52号の平成14年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を賛成の立場で討論いたしたいと思います。

やはりこの決算については、第一、何を見るか、それは赤字であるか、黒字であるかということが第1点ではないか。

この国保会計におきましては、やはり決算が黒字であること、これが賛成の一つの点であります。その原因は脳ドック検診等を含む、いわゆる広陵町で行われる検診が行き届き、早期発見、早期治療ができたのではないか。いわゆる各種のこうした検診の成果が出たのではないかということが理事者の方からもこの答えがあったわけであります。

それから、国保税の滞納については委員会でも質問いたしました。特に資格証明証等を含む、やはり低所得者に対しては広陵町では発行してない点、また短期保険証、いわゆる79件ありましたけれども、負担能力があると認められるもので納税意欲のない方に納税相談等、きちっとさしていただき、またそういう接触の機会を持って納税意欲の推進をやっているようであります。それももっともっと幅広く前進させてほしい、それが国保会計に示す数字がもっともっとよくなるのではないか、そうした意見もつけ加えさしていただき、賛成したいと思います。

また、反対意見の中に、低所得者層の滞納が多いとか、いわゆる傷病手当等ありました。ということも含めて、やはり低所得者の滞納については、いわゆるこうしたいろんな6割、4割軽減等含め納税相談も含めてしっかりやっていただいていることが質問、委員会の中にもありましたので、それを含めて賛成といたしたいと思います。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 今賛成の見方は赤字か黒字かで見るというようにおっしゃっていますが、国保の財政は過去赤字の状況が続いていました。また単年度予算でいうと、まだ赤字の状況であります。それが国保の会計であり、今山田議員が赤字か黒字かで賛否を問うということで

あれば、単年度決算では赤字だという認識を持てば、反対の立場にとるのかというような疑問も生まれます。

そういう意味で、国保の問題については、赤字か黒字かではなく、本当に町民が皆保険制度の中であって国保制度を一層利用しやすく、また住民が健康維持のための予算を立てることなどが求められているわけですから、そういう点で国の制度が非常にストレートに入ってくる状況であります。

昨年は高齢者に対して、昨年10月から1割ないし2割の患者負担を強行し、非常に大きな問題になっているわけであります。全国的にも広陵町では患者の減数が少ないというようにおっしゃっているわけですが、現実問題として老健に支出する費用、あるいはまた国保での1人当たり単価等を見ると、これは1割、2割負担の状況、生まれてきた状況と絡んで、検診に行きにくい、あるいはそんな状況があらわれているのは実態であります。各医療機関でも、この昨年10月からの問題で言えば、医師会などの内容から見ても患者の減少は引き続いて起こっているのが現状であります。この4月から行われた健保本人3割負担に至っては、さらに一層大きな患者負担、患者減少が続いている。もちろんこれは国保の枠ではありませんけれども、実態は明らかに費用負担の大きさに耐えられない低所得者層の方々へのしわ寄せが如実にあらわれているところであります。

広陵町で患者が減っているということで、早期発見が言われているわけですが、その点についての努力は一層行っていかなければならない。健康手帳の配布や健康診査の受診状況を見てみても、まだまだ少ない状況であります。こういうような状況から見ても、単に早期発見、早期治療というところには至っていないのが現状です。もちろんこの意識は非常に高まっており、担当各課における職員が意識的に取り組んでいただいているという点も認識できるわけですので、その点については、不十分な取り組みを一層十分な取り組みに変えていただきたいということも要望しておきたいと思っております。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第52号を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 ありがとうございます。起立多数であります。よって議案第52号は承認されました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 1 : 56 休憩)

(P.M. 2 : 16 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に議案第53号、平成14年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

先ほどは国民健康保険の特別会計の決算について山田議員が黒字か赤字かということを見るのが大切と、このような物差しを示されたわけですが、この点につきましては、大幅な黒字、大幅な赤字について、その物差しの一つになることもあろうかとは思いますが、これも、これが主な物差しとなるものではありません。

まず、町の方が町民の立場でどのような努力を誠実にしてきたのか、この点が大きな物差しになるのではないのでしょうか。とりわけ、この保健会計につきましては命、健康を守るための会計でございますから、この命や健康を守るために広陵町の方がどのような努力をしてきたのかは、大変重要な評価となるところでございます。

特に、この平成14年度は高齢者の医療が10月から大変な改悪の中で負担増になり、そして広陵町でも受診抑制の実態が出てきているのが実情でございます。これは命や健康を守ることに逆行をしていることでございます。

このような国の悪政について、やはりこのような悪政はきっちりと改めるべきであることを町民と一緒に運動をし、国の方に要望をしていくことが、まず基本的に大事なことでないでしょうか。そして、広陵町の独自の条例をつくって、このような負担を、個人負担を回避することもできるわけでございますから、このような点では十分なその努力をされてきていないということについて反対をしたいと思います。

さらに、高齢者の医療につきましては、さらなる改悪ももくろまれているという情報も入っているところでございますが、引き続き一層この問題、深刻になってまいりますので、理事者の皆さんに当たってはぜひ、とりわけ町長の立場ではこの医療の改悪を阻止するために

全力を投球していただきたいと思います。

そしてまた、この会計につきましては、国保会計とか、また社会保険の会計の方からたくさんのお出し金がこの会計の中に収入として取り込まれているわけですが、この大変な負担の中で、今国の方では国の負担の割合を5割にしていこうという見直しが行われていると聞いているところですが、この点については、速やかにこの国の負担を増大し、そして国民の負担を軽減される経過を見守っていきたいと思います。以上、反対の討論を終わります。

議 長 ほかに。 9番議員！

9番議員 反対者がありますので、議案第53号を賛成の立場で討論いたします。

決算については、歳入歳出とも法の規定にのっとり適正に執行されており、認定すべきものであります。

反対討論を松野議員からありましたが、何ら反対の理由とはならないと考えております。

以上の理由で、本決算につきましては私は賛成といたします。

議 長 4番議員！

4番議員 山本議員が決算が法の規定にのっとりやっている、監査委員の話なのかと思うわけですが、これが賛成反対の基準でないというのは明らかであります。賛成反対の以前の問題であって、先ほどの反対理由に対する賛成理由が見当たりませんので、先ほどの反対理由のまま、置いときます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第53号を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第53号は認定されました。

次に議案第54号、平成14年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第54号は認定されました。

次に議案第56号、平成14年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第56号は認定されました。

次に議案第58号、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第58号は認定されました。

議 長 次に日程5番、議案第55号、59号及び61号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君！

産業建設委員長 本委員会は、2日の本会議と本日の本会議で付託されました3議案について、9月17日及び本日、委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、議案第55号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本町の入札制度について事務執行の状況と今後の方針を詳細にわたり伺いました。

まず初めに、指名審査委員会として入札に関し12項目の事務改善を実施する予定であることを伺いました。具体的なスケジュールとしては、10月に業者への説明会を実施した後、この改善に対応するための準備期間が必要との考えから、来年4月から運用を開始し、運用開始後は改善項目を遵守するよう厳しく指導することなどを伺いました。

また、不良不適格業者排除対策では、県が示す指導に比べ、本町の方が先行している実施している部分も多くあるが、特に今後の課題として、現場の管理監督の必要性を十分承知していることで、町技術職員の研修を充実し、丸投げ、下請業者による手抜き工事などの防止に努力していく考えを伺いました。

その他、下水道料金の滞納者の件数や、設計価格と最低制限価格の設定に関し設計価格が過大過ぎるものにならないよう努力していきたいとの考えを伺いましたが、入札に談合の疑いがあることや、消費税に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第59号、平成14年度広陵町水道事業会計決算の認定については、給水分担金を四条から三条予算に組み替えるべきとの意見があるが、水道事業は経営状態から見て料金収入が幾らであればよいかを考えることが必要であり、不安定な収入である給水分担金を三条予算とみなす考えはないとの説明を伺いました。

また、平成14年度の漏水調査の実績としては、24件の漏水箇所が発見できたこと、大滝ダムの供用開始はダムの亀裂発見により2年程度おくれる見込みであること、鴨山のタンクはなるべく早期に撤去したいと考えていることなどを伺いましたが、給水分担金の扱いが適切でない、入札に談合の疑いがある、消費税に反対、有収率向上の努力が足りないとの意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第61号、広陵町庁舎省エネルギー化改修事業に伴う工事請負契約の締結については、この事業導入の経緯、庁舎空調の温度調節の改善、エコスタイルの考え方、入札業者の選定などについて詳細にわたり伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、甚だ簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第55号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 反対いたします。

一つは、入札の問題であります。

下水道も他の入札結果と同じように、予定価格に張りついた落札結果になっています。こういう状況から見ても、明らかに談合の疑いを指摘せざるを得ません。

また、不良不適格業者排除対策については、政府からたびたび通知がなされてきたところであり、この問題についても広陵町における不良不適格業者排除対策の徹底を求めてきたものであります。そういう中であって、談合の疑いを持っている状況から言っても、この点については厳しく理事者側にあって追及しなきゃならないというように考える次第であります。

ちなみに、平成14年度の普通建設事業8億4,667万円が決算で上がってるわけですが、これが適正な競争によって5%下がるだけで4,233万円の財源が生まれることとなります。また、10%の適正な競争が実施されるとなると、8,466万7,000円の財源が生まれることとなります。このように財政の状況から言っても、この適正な競争を促していく対策は重要な問題であります。広陵町の財政の問題から言っても当然であります。

また、これは14年度の決算ですけれども、今後古寺や中、広瀬、百済など、ごみ問題対策事業として公共事業が見込まれているわけですが、そのことを考えると、一層適正な競争を促し、財源の面からも必要不可欠な制度改革が緊急に求められているということもあわせて指摘しておきたいと思えます。

また、消費税の問題ですけれども、これも一般会計で述べた点に準ずるわけでありまして。

私たちは消費税が国の法律だということについては当然の認識を持っています。地方自治体における問題は、条例によって消費税を取っている分の問題であります。これについても町長が本来職員と相まって消費税の問題についての具体的な疑問点、問題点、そしてまたそれに対する国や県に対する明確な姿勢、住民との消費税の内容に対しての疑問の具体的な共

同がとられるようであれば、本来消費税についてもどのような場合でも反対だということではなく、その自治体の財政的事情等の検討も含めて考えられる余地があるわけですが、全く消費税が今3%から5%、2けたに引き上げられようとしている中であって、当然視する全体の風潮に対しては到底賛成しかねる問題であります。

以上をもって反対の理由にさせていただきます。以上です。

議長 ほかに。 11番議員！

11番議員 反対者がございますので、私は議案第55号に賛成の立場で討論いたします。

反対討論の中にありました消費税に関しては、先ほどの一般会計歳入歳出決算の認定と同じく、国の制度のことを上げられており、町独自で解決できるものではなく、何ら反対の理由にはならないと考えています。

また、入札に談合の疑いがあるとの指摘については、個人がどう感じるかを否定するつもりはないが、決算の認定に対する反対理由には適当ではないと考えます。

なお、本決算につきましては、適切で効果的な予算執行に務められ、多くの成果を得られていると考えておりますので賛成いたします。以上です。

議長 5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

今の討論の内容をお聞きしますと、消費税につきましては一般会計と同じく国の制度であるから地方でできることではないということですが、この下水道会計におきまして消費税を取るか取らないかは、広陵町が条例で定めることは可能でございますから、これは適切な賛成討論にはならないということをご認識いただきたいと思います。

それから、入札談合につきましては、個人の感覚としてとらえるのは適切ではありません。これは以前にも申し上げましたが、国の方でも95%の大型公共事業に対して談合の疑いがあるということで調査をした経緯もございますし、一般的にはやはり9割以上といいましたら、なぜこんなに接近した落札ができるのだろうかということで、新聞などでも多々指摘をされるところでございます。

ですから、これは会計につきましても、この入札が本当に競争適切に行われれば、この下水道会計も大幅に楽になってくるという、直接会計と結びつく問題でございますから、大変重要な問題であると言わざるを得ません。そういう点で、この賛成討論には根拠がないということで、反対をしたいと思います。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第55号を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第55号は認定されました。

次に議案第59号、平成14年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

4番議員 反対いたします。

談合問題ですけれども、ここについても指摘したいと思います。これは先ほど述べた下水道特別会計と同様ですので、その内容については省かせていただきます。

一言つけ加えるならば、広陵町の場合、この談合問題、談合疑惑については広陵町では犯罪行為が実際に起こったと、入札妨害で業者が逮捕されたという苦い経験があります。また、入札に関する問題では、業者と職員の癒着が起り逮捕されたと、こういう苦い経験もあるわけであります。広陵町が特別この問題に対して取り組んできたのは、そのような経緯があり、また実態として二度と起こしてはならないという強い町民の願い、要望が背景にあることもあわせて指摘しておきたいと思います。

水道の特別な事情の問題で言えば、給水分担金が三条予算で、三条、四条問題で議論を深めてまいりました。しかし、広陵町は残念ながら料金引き下げへの影響力を考えた時期、三、四年間は第三条、収益的収支の予算に給水分担金を入れた経緯があるにもかかわらず、今回の状況では四条予算、資本的収支に給水分担金を入れるというような状況であります。もし15年度の予算で給水分担金を三条予算に入れ替えると、町からもらった資料で言えば約3,000万円余りの黒字に転化すると、このような状況であるわけですから、給水分担金が安定するかしないかという議論ではなく、いわゆる経理に、会計基準にのっとった取り扱を行うことが最も妥当だというように重ねて要望し、その点が実行されていない点についても反対理由に上げさせていただきます。

消費税については、先ほど言ったと同様ですので、この問題については先ほどの反対理由

をこの場においても同様とさせていただきます。

また、要望としては、やはり何といても町の大きな努力が水道企業会計では働いています。職員の皆さん方にとっては非常に苦勞をされているという状況は十分、十二分に認識を持っているつもりであります。

しかし、有収率の問題についても、いまだその問題が具体的に前進していない、この状況は根本的に考えて、日夜この問題の解決のためにも取り組んでいく、有収率が香芝並みの95%になれば大きな財源が生まれるわけですから、値上げしないで済む結果につながるわけですから、この点についても引き続き努力を行っていただきたいと思えます。

自己水の確保の問題については、議論が並行している状況ですので、この問題については本会議や委員会等で述べている私たちの見解を重ねて要望をするようにしたいと思います。以上です。

議 長 11番議員！

11番議員 反対者がございますので、議案第59号は賛成の立場で討論いたしたいと思えます。

水道は日々の生活に欠くことのできないものであります。命の源とも言うべき水を安全で安定した供給に努められていることに敬意をあらわすものです。

決算の中身を見ましても、少ない経費、人員で努力され、効果的に予算を執行されたと思っております。

また、反対討論の中にありました消費税の問題、入札に談合の疑いがあるとの指摘につきましては、先ほど下水道の決算で述べたとおりでありますので、省略させていただきます。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

今人件費の問題につきましては、本当に広陵町ではよく努力をいただいているというふうに私たちも考えているところでございます。

しかし、今賛成討論の中でありました消費税につきましては、さきの下水道会計と同じく、この水道会計につきましても広陵町条例で幾らでも消費税を上乗せしないということが可能であるということは、よくよく理解をしていただきたいなというふうに思います。

そして、談合につきましては、この水道会計の中で5%落札率が低くなれば951万円、10%で1,900万円の節税ができるわけでございますから、これは大変大きく水道会計

に貢献するということになるわけでございます。ですから、このような談合につきましては、より一層厳しい目を配らせて、そして適切な制度の中で適正な競争力を働かしていくということは、本当に今一番税金の、税収の中では一番近道だというふうなことを指摘をしておきたいと思えます。

それに加えて、水道料金も払えないような、今大変不況の中で払えないような方も出てきているわけでございますが、このような方に対しても水道給水はストップすることができません。これは公共の福祉、生存権を保障するという立場の中で、このような措置がとられているわけでございますが、そういう点から見ましたら、この一般会計からの繰り入れということも必要な場合にはしなければならないというのは明白であります。

なぜ、下水道会計は企業会計になっていないのに、この水道会計だけ法律によって企業会計となっているのか、これについての違いについては理事者側もほかの議員さんも説明ができないのではないのでしょうか。そのような公共福祉の立場を重視をして、今後水道会計についても赤字はすべて料金に転嫁することのなきようにしていただきますようお願いをして、反対といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第59号を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第59号は認定されました。

次に議案第61号、広陵町庁舎省エネルギー化改修事業に伴う工事請負契約についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第61号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長 次に日程6番、議員提出議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては寺前君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 4番議員！

4番議員 それでは、提案趣旨説明をさせていただきます。

昨今の地方財政については、あらゆるいろいろな機会の中で非常に厳しい財政になっているということを述べてきました。また、町職員に対する不当な給与の引き下げについても、ことしも給与本体に対して人事院勧告は年収平均で16万3,000円の引き下げを提案しているという状態であります。

このような状況にあつて、議員が現在報酬をいただいているその点についての取り扱いは、議員みずからが議論して決めていく問題であろうと思うわけですがけれども、残念ながらその議論の呼びかけには応じていただけていないのが現状であります。

私たちは給料、いわゆる議員の報酬について全くなくてもいいという立場もとらないし、あるいはまた、それが低ければ低いほどいいという立場もとるつもりはありません。

現状の内容で言えば、具体的に財政難の折にあつて議員の報酬が全国各地でも自主的に引き下げていっている、そのような流れは具体的に出ているわけであります。広陵町においても議員諸侯とともにこの問題について、本来勉強会を開きながらその内容を切磋琢磨し、引き下げる方向での意思統一が必要であろうというように思っております。

今回提案させていただいたものは、前回議会で引き上げられた分であります。つまり議長現在39万円を35万円に、副議長33万円を29万円に、議員が30万円を26万円にというものであります。この内容についての議論を本来は皆さん方とやるべき必要があろうと思っておりますけれども、現状では応じていただけていないということから、このような提案をさせていただきました。

そして、私はここで費用弁償との関係についても皆さん方に了解をいただいた経緯を尊重しながら、同時に訴えたいと思います。

日本共産党広陵議員団は、費用弁償について5,000円、いわゆる日当が1日5,000円という多額な、住民から見ても非常識な金額に対して、この問題に対しての引き下げの提

案を行ってまいりました。その点については論争をされてきたわけですが、その詳細な部分で間違ったところがあったというところから、その指摘があったわけですが、私たちは本来この費用弁償、日当5,000円を広陵町の議会がそれを排除する、なくしていく、このことが最も中心的な課題であり、そのことに対する努力を行ってきたことであり、それについては議員諸侯も認めざるを得ない内容だと思います。

しかし、残念ながら論争は不毛の論争が多く、どこどこが間違っていたというような論争になっていて残念であったわけですが、重ねて私たちはこの費用弁償問題は5,000円が広陵町民から見ても不当な、不法な内容であるということから供託をし、そしてその廃止のために力を尽くしてきたと、このことを再度皆さん方にご理解をいただいております。

以上をもって、この費用弁償の引き下げに対する提案とさせていただきます。以上です。

「給与」、訂正します。また言われるとこや。特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正を提案をしたところであります。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありますか。 12番議員！

12番議員 それではちょっと一つ聞いてみたいと思います。

後から出てくるほかの議案、提案、まあいっぱいいいことを言うてるなあと思うてたら、これだけどうも共産党の考えはわからないというのが正直でございます。

私も実は有権者、もう回ってる、戸別訪問じゃないんですよ、有権者回ってますねん。こういうことを耳にするんです。仕事のしない議員には給料なんか渡すなど、共産党、ちゃんとかこういうことを聞いてますか。そういう有権者の声があるちゅうのは。当然そういうことを聞いてると思います。仕事のせん議員なんか何で給料出さなあかんねんと、そんなもん給料渡すなど、こういう声が非常に多いんです。共産党もそういうこと聞いてるでしょう。寺前議員も聞いてる、こういうことですか。

そういう声があるから、これ共産党も何かこういうことを出してきたと私はそうとらえてるんですが、それはそれでいいですか。そういうことですね。やっぱり有権者の声があるから共産党もこういうことを出したと。こういうことになってると思います。

では、私はちょっと早速この中身について聞きましょうかな。だれに、まあ提案とか、だれに聞いたらええかなあと、同じ町内の片岡福美さんて、ここに名前がありますので、ちょっとやっぱり同僚議員にひとつ、同じ町内にひとつ聞いてみようかなと思ったんやけど、きょうはちょっとお休みですか。今ごろ、なるほど、なるほど。聞こうと思うたんやけどね、

何かきょうはお休みと。

今有権者の皆様、何を怒ってるかちゅうのは、聞いたら、議員はちゃんと仕事してんかと、議員は仕事してへんさかい、仕事せえへん議員なんか、もうやめさせえと、こういう話なんです。まあそういうことで今回こういう引き下げちゅう案が出てきたと思いますが、当然共産党は自分にも厳しいのが共産党やと、私こう聞いてますねん。ほんで、この中で当然こういうような提案されるということは、何か今言うたこの片岡議員もちょっと、どうも6月も9月もおられないんやけど、これは当然、こんなん休んでて給料もらうん、ただ取りはちょっと忍びないと、こういうのは、きょうあたり多分辞表出すんかどうか知りませんが、そのような考えがおありなのか。

今要するに税金のむだ遣いと、議員なんかに月給渡すのは税金のむだ遣いやと、あんな給料渡すなど、こういう声はほんまに多いんですよ。私は仕事してるからもらいまっせと言うてるんですよ、私はこれには反対なんや。はい、それでまとめたいと思います。

そのようなご提案をなさるということは、当然そのような大きな決意もあると思います。それに、そういう町民のことに對してどうですか、自分たちの3人が共産党議員団ということで出ておられるんですが、当然、もう休んだらこんなもん当然、これは供託をなさるかないか、なさるか知りまへんが、これは果たしてどうなんでしょう。疑問が、非常に私疑問に思うんですが。

今はこれ当然ここに出てる方、出席された方はこのように給料を下げたらいいと、こういうような提案と思うんです。ほんで、休んでるから休んだら、もうそんなもん、要するにもうずっと2カ月か3カ月か休んでたら、当然みずからも厳しくすると、こういうことでもうそろそろおやめになるんかどうや知りませんが、辞職を出されるんか知らんが、その辺の考えはどうなんでしょう、私は共産党の考えを聞いてるんですわ。その辺どうでしょうか。答えられなかったら答えられなくていいですよ。はいどうぞ。

議 長 4番議員！

4番議員 答えさせていただきます。

まず、坂口議員が議会のルールにのっって提案者に対する質問というわかり切った内容を悪意に満ちて欠席者に対する質問かのように取り上げている。このような本来議員のイロハの議会ルールは知らないという恥ずべき態度に啞然とする次第であります。このようなことこそ町民から指弾されなければならない内容であります。

また、議員が欠席をして報酬を取るかどうかという問題は、これは明らかなことであり、

その質問が悪意に満ちた内容になっているという点に憤りを感じる次第でございます。病気の人間が、本来報酬とは生活給ではないことは明らかであります。しかし、現在議員の報酬は一面では生活給になっていることも明らかです。先ほど「私は報酬が安ければ安いほどいいという形での見解をとらない」と言ったのは、議員の報酬が生活給としての位置づけがなされているからであります。このような状況を踏まえるならば、欠席したからといって、その内容を、給料を返すべきだという意見は悪意に満ちている以外、何ものでもありません。町民がこのような問題についての理解を得られないのは当然であります。

また、先ほどから出ているわけですがけれども、有権者は仕事をしない者には給料を渡すな、あるいはやめさせろ、このような意見を私は聞いていません。町民は仕事をしない議員には余りにも給料、報酬が高過ぎる、このように声はたくさん聞きます。しかし、やめさせろ、あるいはまた給料を払うな、このような声は聞いていません。こんな極端な声を町民の方々が言っているとは私は知りません。

坂口議員はこのように極端な、議員の一人一人の仕事に対する町民の声は私たちはよく聞くわけですがけれども、仕事をしない議員に給料を払うなど、こんな極端な声を坂口議員が聞き、それに対して自分が仕事をしているから報酬は、高い報酬は当然いただいても当たり前だと、この議会の中においても議員は引き上げろという坂口君の声もありました。過去にもありました。このような立場は結局は現在の町民の生活、広陵町民の給与水準などに対する、余りにも実態を関知しない、住民の声をよく聞くと言っているにかかわらず、そのことを知らされないという実態があるからだろうと思います。

また、町民相手に、いわゆるNPO以外に事業を起こし、その給料で生活を一方ではしているという、そういうような者に、この町民から見た議員の報酬に対する多くの意見に対する意見は、正確に反映していないというような感じを持たざるを得ないわけであります。

私はこのような点で、当然の議員の報酬に対する認識が余りにも町民と隔たり過ぎる。やめさせろ、あるいは給料を払うなど、このような認識のもとから、我が同僚議員が病気のために欠席しているそのような状況をとらえて、その欠席した議員の報酬を返還する、あるいは退職をする、このようなとんでもない人身攻撃に対しては、断じて抗議をいたしたいと思っております。以上です。

議 長 12番議員！

12番議員 質問に答えてくれなくて残念なんですけど、まず基本は、議員ちゅうのは非常に厳しい仕事なんです。厳しい仕事、この議会に出てくるちゅうのが第1の仕事なんですわ。

その議会に出てくるのが全うされない。全うされないということになれば、清く自分から身を引くべきである、私の考えは物すごい厳しいですよ。私は人にはうるさいんです。だから、自分には物すごい厳しくしておくことなんです。

町民は、物すごく議員の仕事を見ております。ほんまにやってるかやってないか。ほんまに議会出てんか、出てへんか。私は何も1日や2日休んでもやめなさいて言うたことないんですよ、ほかにも病気で休んでた方おられます。私は何もそんなこと言っているんじゃないんです。余りにも連続して続くと、これはいかななものか、どういうふうに考えてるんですかということをお聞かせ願いたいと、こういうことを聞いてるんです。

この質問は、なぜそのような背景が引き下げに引き当たってきたんやと、こういうことを私は聞きたかったんです。それと、当然これ提案するんやったら、3人で提案するんやったら3人が思想があります。この給料は、議員の給料ちゅうのは、まあ要するに報酬審議会があって、報酬審議会が開かれて第三者の立場から、この議員の立場、これがふさわしいのじゃないか、このようにして報酬審議会は答申が出されるのでございます。議員がこれを何ぼ安い、高いと言うたところで、議員がこれを決めるわけでも何でもなくて、そこには第三者、いわゆる第三者として答申が出てくるんです。この値段で広陵町の議員にはこれがふさわしいんやと、こういう値段が出てきたら、私はそれに素直にこたえるのが私の第一の使命でございます。

今の共産党の考えで非常によく出ておりました。非常に意見のすりかえもしはると、有権者の怒りをうまいこと巧みに変えてしまう。このように何ら、じゃ自分の休まれた方はどうでしょうかと聞いても、それに対する何の返事がないと、こういうようなことでようわかりました。

私以外にもちょっとほかにも聞きたいという議員がおられると思いますので、私はこの辺でちょっと質問を終わりたいと思います。はい、次の方どうぞ。

議 長 4番議員！

4番議員 先ほど、休んでいる議員に対する内容は答えたつもりでいます。再度答えさせていただきます。

まず、病気で欠席している状況の中で、当然12月議会には出席するわけですから、そのような状態で議員の報酬を返上すると、これは当然法律違反でもあり、また法律は、条例はそのようなものを前提に考えていません。その点について、坂口議員が知らないということであれば、非常に不勉強だと言わざるを得ないわけであります。

また、今有権者の怒りを巧みに変えているということですが、巧みに変えているわけではありません。もし坂口議員が住民のこのような声を、つまり現在の経済状況から言って、議員がみずから報酬を引き下げる、全国各地でも起こっている状況であります。このような有権者の声を坂口議員は聞かない、逆に有権者の声は、仕事をしない議員には給料を渡すな、あるいはやめさせろと、これが坂口議員が聞いている内容であり、議員の報酬を引き下げよという声は聞いていないということであって、非常に不思議に思うものであります。

そういう点でも、私はこのような坂口議員が有権者の声を私たちが、いわゆる怒りを巧みに変えているという点は、坂口議員こそ有権者が本当に議員が今経済状況から考えても、また職員が2年連続本給を引き下げるとい状況から言っても、議員みずから引き下げてほしいという住民の声を聞いていない、こういうことであろうというように思います。

率直に受けるのであれば、このような条例に対して本当に賛成をし、住民の声に真摯にこたえることこそが坂口議員の求められている問題であります。

また、坂口議員は、費用弁償、報酬について報酬審議会の第三者機関の内容を受けて、それであれば引き下げに応じるというように、みずからの意見を報酬審議会等の委員さんに転嫁させる、これはよく国会やその他地方議会でも報酬審議会を利用して給与を引き上げたり、引き下げるといことはめったにないわけですがけれども報酬審議委員の中にはそのような声もあったと聞いています。そういうことこそが坂口議員の今述べた本質であろうというように思います。報酬審議会はあくまでも住民の意見を参考に審議をするものであり、それに拘束されるものではないということも坂口議員は認識すべきであります。そのような制度上の問題についても白紙、いわゆる知らない、こういう議員としての資格に疑問すら感じる内容を持っているのに驚かされる状態であります。

そのような内容について、坂口議員から出た問題、答えさせていただいたと思います。

再度、病気で休んでいる議員が給料を返還するというのは、一つは法律違反であり、もう一つはその状況は犯罪やその他で逃亡し、それでも給料をもらっているという議員が国会や、またその他のところでも問題になった例はありますけれども、あくまでも病気で欠席するという点は、病気が完治すれば当然議員活動とともに一生懸命にやる、このような決意を持って現在も療養、治療に当たっているわけですから、そのような者をとらえて給料の返還を、みずから厳しくするという態度とは裏腹の問題であろうと思います。みずから厳しくするというのであれば、今直ちにこの給与を引き下げる、この点に戻って坂口議員が住民の声を横目で聞くのではなく、真摯に受けとめることこそが今求められている議員の態度である

うというように思います。そのことも重ねて指摘しておきたいと思います。

議 長 1 番議員！

1 番議員 この問題につきましては、6月の定例会にも寺前君の方から議会運営委員会に出ました。そこでその取り下げ、この本会議場で取り下げられたわけではありますが、そのときに私は何で取り下げたんだと言うと、この議事録を見ますと、先ほども演壇で勉強会等開いて、この広陵町が抱える財政問題に議員がどのように対応するかということについて勉強会が特に持たれる必要があるというようなことを言われながら、この一つの引き下げる理由にされました。

その後、3カ月たちましたけれども、これについては、じゃ勉強会を開こうかというような話もなかったのではないか。私から見るならば、議会運営委員会という公式な場所にこうした大変議員にとっても、今寺前君が我々は生活給の中で働いていると言われた中においても、非常に安易な考え方ではないか。無責任な出したり引いたり、そしてまた今回この9月に……。

議 長 今質疑中ですんで。

1 番議員 はい、審議します。だから質問します。

そういう形でなぜこうして今回、また再びこうしたことを提案されるか、きちっとした理由ですね、何も今壇上で言われました理由については全くわからないわけでありますので、きちっとした理由を一つお願いしたいと思っています。

それから、費用弁償のことについても、壇上で言われました。平成6年10月にこの費用弁償、日当1日5,000円の条例案は、いわゆる町側が提出して賛成多数で可決して、11年3月には議員提案、当時の委員長であります青木さん、山下さん、そして私と3人で、廃止のための議員提案でこの費用弁償はなくなったわけであります。

そのとき、共産党議員団のとった行動は、一つは税金のむだ遣い、そして大変な不況の中で5,000円もの支給は町民の納得を得られない、お手盛りといって議会事務局へ返還し、町側が法務局へ供託したわけであります。そして、平成6年10月から約4年間はこの共産党議員団は受け取っていたわけであります。後半の約2年間は法務局へ職員によって持っていかせておき、引き出すときは何の声もかけずに引き出しているのであります。これは先般の一般質問においても町長が答弁して事実確認ができたところであります。

そこで今回の議員提案は、今共産党議員団が提出した議案であるから、進んでこうした行動をすること、例えば法務局へみずからこの値下げ分だけを持っていきなり、何らかの理由

をとり、また持っていけない場合は何らかの別の方法を考えていると思うが、その点はどうか、きちっとお願いしたいと思います。

議長 4番議員！

4番議員 一つは、先ほどの5,000円の費用弁償、日当の件であります。これは私たちが町が提案したという点については事実間違っていたという点でおわびをしなければならぬと思います。

そして、議員提案として当時、いわゆる当時常任委員長が、議会全体が一致する場合については常任委員長が代表として提案をしていくということであり、当時3人は常任委員長を行っていたということでもありますから、その点については議会全員の意思に基づいて3名がやったと。あたかも山田議員がみずからの意思で提案をしたかのような誤解は、議会として与えてはならないというように思います。

これは議会全員が同意した場合に常任委員長が提案をするというルールに基づいてやったということについては、述べておきたいというように思います。

また、私は5,000円の費用弁償と報酬についての違いは述べているつもりですが、もう一度明確に述べておきたいと思います。

一つは、費用弁償は、いわゆる生活給ではありません。報酬については生活給の変形、具体的にすべて生活給だというようにはとれない部分がありますけれども、現在は昔の報酬と違って生活給ということが妥当だというように思います。

そういう点で、この反対賛成の問題については、いわゆる費用弁償と同等にこの差額について法務局に供託するというような点をとること自体が私たちはおかしいと思っております。なぜならば、そういう生活給の一部として認識を持っているということですから。

まだ、ただし、高いか安いかの問題について私たちは議員諸侯にもこの間提案をしました。しかし、議論すら一蹴されてきたのが現状であります。こういう内容について、当初述べたように、本来確かに山田議員が言うように議員の重要な部分であり、勉強会を開くと、真摯に取り組む必要があるという点については現在も持っているものであります。私たちは引き続きこの問題に対して勉強会等を持って広陵町の議員としてふさわしい報酬とはどういう金額になるのか、また広陵町民の生活から見て、また町職員が給料引き下げに至っている状況を見て、議員の報酬をどのような形で引き下げることが妥当なのか、こういう点については勉強会を今回終わった後についても提案をしていかなきゃならない責任があるというように思います。

そういう点で、今回の提案が一過性に終わるのではなく、引き続いて議員の皆さん方の同意を得られるような内容も含めて検討していくことが妥当だというように考えています。そういう点をつけ加えさせていただきたいと思います。

重ねて、私たちは費用弁償と報酬については性格が根本的に違うという認識を持っていますので、この差額について供託をするという点については、絶対がないということはありませんけれども、現在の認識についてはないということを述べておきたいと思います。

議 長 1 番議員！

1 番議員 今寺前君の答えは、ちょっとようわからんわけです。この費用弁償は町側が提案して、そしてここで可決された。（4 番議員「いや、間違いや。」）間違い、そういう意味じゃなくして、今あなた方が出しているのは、あなた方の気持ちの中で町民は不況の中でこうした報酬は高いのではないか、ですからみずから議員の30万円を26万円、4万円を下げましょうと、みずからお二人、3人の提案によってこの壇上であなたが今説明されたわけだ。

これと、費用弁償が出したのは町側が出して、今はあなた方が出して、私たちはそのようにしますと、ですからそれはどうするかと——ちょっと待ちいな——それはどうするかと、その辺は町側が出して反対したものは町の職員によって法務局へ供託したと。ほいで、今あなた方が気持ちを、町民の代弁として報酬が高いから、この30万円は高いから26万円にしましょうという云々の説明をここでされたわけでありますから、じゃ万が一否決された場合は、あなたどうするのかと、費用弁償とこの今の報酬とは違いますというのは、それは腑に落ちないのではないか。ですから、進んで法務局へ、どうせそういう理由で行ったって受け取ってはくれませんが、また違った形で、じゃ町の方へ出したらどうなんですかということを聞いてるわけですから、出すのか、出さないのか、それだけが答えなんです。質問なんです。

議 長 4 番議員！

4 番議員 大体わかっていたと思いますけれども、この報酬を法務局その他に供託するという点で、非常に違法の疑いが絶えずつきまとっている問題であります。そういう点について、まず認識は同等に持っているというように思います。

もう一つは、議員が提案をした、みずから提案をしているわけだから、その差額については否決された場合については、なお費用弁償と同等の扱いをするのが妥当だというようにおっしゃっているわけですが、費用弁償についても私たちは当初当然の法律に従った中身として受け取っていたわけであります。当初から費用弁償について供託をしたということはない

わけです。というのも、具体的に議員に提案をし、そして議論をする中で、どうしてもこの問題に対する認識を変えさせるためには、みずから強硬な手段をとらなければならないという点に至ったことから供託をしたという経過があります。それもこの点も事実だというように思います。

そういう点で、今私たちは初めてこの報酬の引き下げをみずからが提案しているのも事実ですし、そしてそれを皆さん方に賛同をしていただくことが最も今議論を、私たちが供託をするかしないかという議論ではなく、改正をしていくという決意を持って皆さん方が臨んでいただくことが一番望ましいことだろうと思いますけれども、残念ながら、その結果は後になってみなわからないわけですが、賛成をしていただく声が少ないというように思います。

そういう点で、この否決された後の扱いについては、もちろん私たち自身も考えていかなければならない点はあると思いますけれども、現状について議員の生活給という側面が、費用弁償とは全く違う側面があるということを再三言っている点からいっても、供託に値するものではないということを経験的に述べておきたいと思います。

もちろんこのために緊急に1年ないし2年間について議員の報酬の引き下げを実行する、あるいはまた、そんな声の中で金額が折り合いのつく妥当なところまで議員諸侯とともに起こってくるというような状況の中で、反対がなお多数を占める場合については、その点について考える時期もあろうかと思えますけれども、基本的には生活給である報酬について供託をするという点はなじまないというように私たちは思っています。

この提案は、正当かどうかという問題での提案であって、私たちみずからがその提案をしているから、その問題についても当然それは返却、まあ極端な形で言えば返却するのが妥当だという認識はもともと持っていません。私たち自身は議会の議決については、本来賛成反対は論理的なものであり、それをどのように映すかというのは町民の中での活動によって実証されていく問題だというように思っています。

だから、先ほど、私たちが提案したものであれば、町長が提案しているものと違うという2つの違いについては述べておられるわけですが、私たち自身はこの費用弁償と報酬の違いは明確にしておきたいと思えます。

そういう点で、生活給という点については、みずから引き下げを提案をしているわけですが、それを実行させるためには、町民の大きな運動が起こってくる中での引き下げを実現していく問題がまだまだ残されていると思えます。私たち自身がこれを供託して、その実行に強弁に、費用弁償と同様に強弁な手段をとるという点は現在考えておりません。

まだ、町民の多くの方々から引き下げの請願や署名運動など、議員としてやらなきゃならない問題はまだまだあるというように思っていますので、現在この費用弁償と同様に議員提案したこの内容を供託するという点は考えていません。引き下げのための努力は今後も引き続いて行っていくという決意を表明をしておきたいと思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 それでは、私の考えを言いながらちょっと論議したいと思います。

本案についてももう反対でございます。

先ほどから生活給やどうたらこう、いろいろ言われるんですが、有権者の方は議員さんちゅうのは皆ほかの仕事持ってますわな、いろいろやってますわなと、こんなもんで飯食うてるあれじゃないでしょうと、こういうのが正直な言葉なんですわ、有権者のですよ。当然議員が給料、これ活動費でもらってるんですよ、何もあなたに飯を食わすため、これあなたお金あげますと、こういうことを有権者の人は言うてんのやない、あんた、これね、これで遊びに行きなさい、一杯飲みに行きなさい、それで我々給料もらってるんじゃないんですよ、有権者の方から言うと、これで活動してほしいと。

それで、このお金に対していろいろ、先ほど共産党26万円に引き下げると言いながら、もらうのは30万円やと、わかったようなわからへんような理論にはなってるんですけど、これは活動費としてもらっているのであると。

もう一つ、これはだから私の考えを言いますと、こういうふうに言うてんの。これはこれで議員さんがこれで活動してくださいと、こういうことを言うてんのですね。それを生活費だ、生活費だ、こうなってますわな、生活すると。じゃ今の行政の平均給与は何ぼもうてんねんと、議員の平均給与や生活費はどのぐらい要んねんと、こういうことが出てこなあかんねん。報酬審議会なんか要らんですよ。だから、そんな議員の給料なんて、ちゃんと人事院勧告に基づいたらええちゅうことになってしまうんです。そうじゃないですね。議員さんにはどのような活動をしてほしいんだと、こういう願いがこもってこんだけの活動費用として差し上げようと。

もう一つ、この議員がこんな仕事せえいうように、ちゃんと選挙ありまんねん、来年の3月末に、4月に。仕事せえへんもんは自動的に落ちるような、まあ広く平等で非常に公正

な議員は選挙の洗礼と、こういうのがございます。そのためにこういうふうな活動費をみずから足元を狭めるようなことは、まず私は反対でございます。

私はこの30万円、これは審議会が出ております。これをいただいて十分に活動したい、そして有権者に対して十分な努力をしてお返しする、これが私の大きな考えでございます。私、この理論に基づいて、なぜこういうことを言うのかと、私ずっとね、先ほども言いました、いっぱい回ってますねん、いや、いっぱいというのはそんな100軒も200軒も回ってるんじゃないですよ。

この問題は、今皆ちょっと気づいてきたんですわ。議員さん、ほんまに何の仕事してんの。10人いてたら8人ぐらいまで聞かれます。議員さんその仕事に対してほんまにこんな給料もってますのという方もいます。そんな少ない給料もらってますのと言う方もある、両方おられます。そんなたくさんもらってるの、両方おられます。これは議員側が何を仕事してるのかちゅうことを、やっぱり有権者に言っていかなと、わかりませんよ、有権者というのは。どんなことしてまんねんやと、こういうことですね。

ですが、先ほど言いましたように、私はこの何か引き下げて、共産党議員は引き下げるけど30万円もらおうということですが、私は反対してちゃんと30万円もらいますので、この意見には反対でございます。

議長 ほかに。 5番議員！

5番議員 では、反対討論がありましたので、賛成討論いたします。

まず、坂口議員の反対の理由、また先ほどの質問の中身についてでございます。

まず、休んでる議員は給料もらうなというような中身でございましたけれども、給料もらうなということは、法律違反を強要することにほかならないです。もし正当な形で坂口議員が真にそれを実現しようとするのであれば、なぜこの議会で条例改正案をみずから提案しなかったのでしょうか。そのようなみずからの怠慢と知識不足を露呈しながら、このような法律違反を強要することは許されることではありません。

そして、このような点につきましては、適用しようと思えば、過去には、やはりこの広陵町議会の中で松本議員も山本登議員も、また中山議員も同じことになるわけでございますから、とりたてて1名だけの名前を指摘しておっしゃることについては、全くの個人攻撃、悪質きわまりない個人攻撃と言わざるを得ません。このことは町民の皆さんもよくご理解いただける内容のことであります。

また、議員の報酬は活動費というふうにおっしゃっておられますけれども、これは最近は

大体ほぼ生活給ということで見解が一致してきている状況でございます。この点についての認識がないということは、これはお金が少しでも欲しいというところについて何らかの言いわけをしなきゃいけないということで、当てこすりをされたのかなと思うんです。

といいますのは、ボーナスが導入をされたということにつきましては、これはやはり一般サラリーマンと同じように生活給という位置づけの中で議員にもボーナスが導入されてきているんです。従前、ずっと昔は議員の報酬はもっと少なく、そしてボーナスもなかったんです。そのときには生活給という認識は余りなかったという状態はありましたが、歴史的経過をもう12年目の議員さんでございますから、もっと勉強していただいて、正確な発言をしていただきたいというふうに思います。

全くの個人攻撃的なすりかえ論で終始している、こんなくだらない議会にしていいんでしょうか。私は、やはり広陵町の税金をどのように適切に使うのかということを実際に真摯に議論することこそが求められているというふうに思います。

今回の報酬の引き下げについては、前回ぜひ全員協議会をしてほしいということを強くお願いしましたが、残念ながら議長もその気はないということでございました。ほかの議員さんにも何人かにお願いしたりもしましたけれども、なかなか同意を得られる状況ではありませんでした。

しかし、全国、国会議員初め全国的にはこのような議員報酬については引き下げの方向が強まっているわけでございます。それと、そういう点を踏まえてやはり広陵町の場合は、かなり町村議員の中でも高い方のレベルの報酬でありますから、この際、住民の皆さんの納得の得られるように引き下げについて提案をさしていただき、またそれについて坂口議員も山田議員も全協を開いてみんなで真剣に議論をしようじゃないかという、このような姿勢は全く見られず、個人の中傷誹謗に終始する中で、今質問をされていることについては、本当に残念きわまりないことと言わざるを得ません。

それと、職員さんの方につきましては、人勸が法律違反の不利益不遡及の給料カットをしているところでございますが、このような違法な給与カット、職員さんについては冷たく賛成をされ、みずからの給料の引き下げについては引き下げるなということで反対をされる、大変矛盾、自分の懐を肥やすというふうに一般の町民の皆さんから解釈されてもいたし方ないところではないでしょうか。その点について十分にお考えいただいたらどうでしょうか。町民の皆さんは大変不況の中で所得が低くなって苦しんでいるのは、今回の決算の平成14年度の各決算の中でも十分に目に見えていたではありませんか。同じく議員も同じ痛みをとも

に分かち合おうではございませんか。

それから、費用弁償につきましてですけれども、山田議員が先ほども言っていました、質問をしていましたけれども、この費用弁償につきましては、私たちは何回も繰り返して言ってるんですけれども、3回もこの条例はやめようと、5,000円の費用弁償をやめようとということで条例改正案を提案して、その都度、それはお金はもらっておこうということで大賛成の立場をとってこられたのが山田議員でもございます。

そうした中で、やむを得ず、この5,000円の費用弁償は供託を町の方がしたという、私たちは受け取らないという強硬手段を、何としても実現するために強行手段をとり、そういう中で宣伝もさしていただきましたので、ほかの議員さんもこれ以上、この費用弁償の5,000円はもらい続けるわけにはいかない、また全国的な流れの中でもこの点問題視されてきましたので、これ以上もらい続けるわけにはいかないということで、全員が議会の中で一致をして、それで代表として議員提案という形で条例改正が実現したわけです。

そういう中で、この広陵町の税金もこの5,000円の費用弁償をずっと受け取っていたら毎年毎年、大体700万円ですか、金額ちょっとははっきりと今覚えてませんが、700万円でしたか、70万円かな、700万円ぐらいの税金のむだ遣いを——ちょっと間違っていたら、また後で訂正しますから——税金のむだ遣いをずっとずっと続けていたことになるわけですから、このむだ遣いを是正したのはだれなのか、むだ遣いを続行しようとしたのはだれなのか、ここが町民にとって大きな関心でございますから、その点のところは、山田議員も重々理解をして対応していただくことが肝要でございます。この点をすべて葬り去って、一番大事な点を葬り去って揚げ足取りに至らないようによろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議 長 1番議員！

1番議員 本当はこういう質問という反対討論はしたくはないんですけど、やはり今回こういうことを言われますので、やはり自分の立場もありますのできちっと事実を確認したいと。

だから、費用弁償については、ここの一般質問等でさしていただいて、事実確認ができたわけです。初めの4年間はあなた方も税金のむだ遣いとか云々だと言いながらでも受け取ってたのは間違いないわけで、そして途中で、何かのことでそのとおりになんでしょう。それも何もおれがやな、間違うてここで言うたらあかんのではないかなあとと思います。

ですから、何回も言うように、みずからこうして税金のむだ遣い、そして町民に納得できないと言うならば、寄附するなりしたらいいのではないかと、もう一度言わしていただきま

す。

私は近くのやはり自治体の大きな差はなく、広陵町もやはり人口3万人以上にもなり、御所市や五條市とも人口を比べてみても3万人ちょっとではないかと思っています。それが議員の報酬を比較してみても五條市では51万円、人口は3万4,732人、御所市は50万円、人口3万3,913人、広陵町は報酬30万円、そして人口は3万2,523人、これは8月号の広報だったと思いますが、1人当たりの人口見ても多くも少なくもないのではないか、こんなもんじゃないかなあと。また報酬審議会という場所もあるし、そこで高い低いという検討していただいて、そして決めてもらったらよいと私も思っています。何も選挙前にパフォーマンスをしなくてもいいのではないかと。

また、我々は来年選挙を迎えるわけですが、市会議員以上は選挙公費、車、人件費、ガソリン代、いろんなところすべてが出るわけです。町長選挙も全く公費の選挙はできないわけですから、それもこの選挙費用に賄う、また寺前君も私も同級生で、また生活給として子供、妻子を養ってるわけですから、やはり家のローンもあるわけですから、私もあなたもあると思いますけども。まあこの間イタリアへ行ったから余裕があると思うけども、そういう点から含めたら、やはり30万円をいただいて、そして町民のために一生懸命頑張ればいいのではないかと考えております。

議 長 ほかに討論はありませんか。 9番議員！

9番議員 先ほど松野議員が私の名前を名指しで言われましたけれども、今の話では、片岡議員の長期療養中の件の話であります。私も病気でございます。入院しておりました。松本さんも名指しで出ました。中山さんも出ました。ところが、やはり病気であっても町民のために、また議会にはこうして休みなく出席しております。もし町民の皆さんの役に立てないようになれば、私みずから身を引きます。これははっきり言っておきますよってに。以上です。

議 長 討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3 : 26 休憩)

(P.M. 3 : 55 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に日程7番、議員提出議案第9号、「三位一体の改革」に関する意見書については松野君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 5番議員！

5番議員 では、「三位一体の改革」に関する意見書についてを説明させていただきたいと思
います。

まず、読ませていただきます。

地方公共団体は、地域における行政を主体的かつ総合的に広く担うことが求められ、介護
保険制度の充実を初め少子・高齢化に対応した総合的な地域福祉施策や、社会生活基盤の整
備充実、地方における財政需要は今後ますます増大することが予想され、地方税財源の充実
強化を図ることが急務である。

政府は三位一体の改革を推進するため、ことし6月の骨太の方針第3弾、経済財政運営と
構造改革に関する基本方針2003では「地方でできることは地方で」のスローガンのもと、
国庫補助負担金の廃止、縮減、地方交付税のカット、税源移譲の縮小を一層推し進めようと
しています。これは改革どころか、国民と地方自治体にとっては財政支出の大幅削減による
行政サービスの後退、地方の切り捨てと言うべきもので、国の責任である本来の機能を放棄
することです。

これに対して地方6団体が激しく批判する緊急決議を行い、地方税財源を充実強化する分
権改革の方向づけと、その視点に立った三位一体の改革の推進を強く求めたのは当然でござ
います。

よって、国におかれましては、地方の実情や意見に十分配慮し、あるべき国と地方の役割
に見合った地方税財源の充実強化を基本として真の——この「新」という字がちょっと違っ
ておりますので訂正をさせていただきたいと思ます。「真」ということですが——真の地
方分権にふさわしい地方行政制度を構築されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということですが、一
般会計の決算のときにもご紹介させていただきましたが、本当に厳しく今回の三位一体の改
革については糾弾をしている論文が載っているわけですが、ぜひご一読をいただき
たいというふうに思います。

そして、これは国のことではなく、この広陵町自体にかかわる重大な中身なんです。そういうことを踏まえて、平岡町長も、また柿本知事も国の方に財源移譲について等々、強く要望していただいているということも確認させていただきました。このような理事者の足を引っ張らないように、皆さんご賛同よろしく願いをいたします。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 今回これ共産党から出ました。非常にいいことを言ってるじゃないですか、共産党。私も褒めるところは褒めるんですよ。だめなところはこれはだめ、間違つとると。議員なんてそんなもん、働かざるもん、食うべからず、そんな世間は甘ない。議員に対しては物すごい厳しいんです。そんな休んでるもんは、もうはよやめさせ、これは一番正しいんですよ。そのぐらいの厳しさがあります。

しかし、私は褒めるところはびしっと褒めるんです。これはなかなかよろしい。賛成といたします。

議 長 1番議員！

1番議員 三位一体の改革については、今年度6月中にいろんな正式な手法、出されるとは聞きました、いろんな形で出てるわけでありまして。やはり国の方もこうした構造改革を含め財政も厳しいわけですから、こうした地方にもある程度はこの痛みをわかってもらうために、こうした政府も苦しい中、こうした三位一体の改革が必要ではないか思っております。

何分、こういう難しいことでありますので、我々は今連立政権入って4年を迎えて、こうした中でいろんな苦しいこともあるわけでありましてけれども、やはり生活者与党として頑張っていくためにも、こうした三位一体の改革はぜひ必要ではないかと、やはりある程度の痛みは分かち合うというのがそうではないかなあと思いますので、こうした意見については反対であります。

議 長 4番議員！

4番議員 今地方と国との関係が非常に厳しく対決、対立するような状況が生まれています。それはなぜかと言えば、この三位一体の問題です。山田議員がくしくも言われたように、いわゆる財源対策のために地方自治を犠牲にする、こういう絵が描かれているわけでありまして。

塩川財務大臣もそういう点で税源移譲についても8割程度をめどとし、全額移譲の義務的

事業についても徹底的な効率化が前提で、2割程度の効率化を述べる一方で、税目や期限は明示されておらず、結局これが消費税の増税につながっていくということになっているわけでありませう。

財源の問題について、当然私たちはこの公共事業、むだな公共事業を削減する、あるいはまた現在でも議論されている自衛隊の近代的装備、きょう変わりましたね。近代的装備についても不必要な財源が生まれている。こういうところにメスを入れるということを私たちは主張しているわけだ。

特に地方自治を切り捨てるという点で言えば、地方分権と言いながら、政府自身のみずから言いながら、結局はその弱体化を強いるということで、地方6団体が反対している状況だ。これは地方の6団体ちゅうのは、地方議会やいわゆる市町やまた県、あるいはまた町村長などのところの団体が反対し、そういう点で言えば、議会みずからが反対している内容だ。

こういうような内容について、当然私はそういうことを認識していただいているのであれば、議会としてもこの当たり前の意見書について賛成をしていただくというのが道理だというように思っています。結局はそういう点について矛盾をつくる内容になりかねない。これに反対するということは、地方6団体が取り組んでいる内容に反対する、みずからが推している人たちに反対するというような内容にとりかねないわけですから、ぜひ賛成をしていただくというようにお願いしたいと思っています。

明確な与党公明党が反対するというのはわかりますが、自民党は幅広い意見を持っておられて、特にこの自民党の首長が積極的に地方財源移譲について熱心であるわけですから、それをバックアップするという点でも、議員の選択が必要だというように思っていますので、賛成のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案については反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 次に日程8番、議員提出議案第10号、自衛隊のイラク派兵に反対する意見書につ

いては寺前君から提出され、所定の賛成者がありますので、これを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 4 番議員！

4 番議員 自衛隊のイラク派兵に反対する意見書についてであります。

この提出先については、きょう大臣がかわっているところもありますので、よろしく計らっていただきたいと思えます。

まず、小泉内閣は自衛隊をイラクに派兵するイラク特措法に基づき、戦後初めて戦闘地域に自衛隊の地上部隊を派遣しようとしています。

自衛隊のイラクへの派兵は米英の無法なイラク戦争を正当化し、軍事占領を迫認し、米英軍を支援するものです。これはイラク戦争を批判する国際社会の声に背を向けるとともに、イラク国民の意思を尊重した復興の道に反するものです。

自衛隊はこれまで1人の外国人も殺さずに来ましたが、しかし、米軍司令官も全土が戦闘地域と認めている中で、イラクに派遣される自衛隊は米英軍とともにイラク国民を殺傷しかねないし、逆に銃口を向けられることにもなります。このことが武力行使や交戦権を禁止した憲法に違反することは明らかです。

無法なイラク戦争を正当化する上に、憲法をじゅうりんして自衛隊をイラクに派兵することは絶対に許されません。政府におかれましてはこのような危険なイラク派兵をやめるよう強く要望するものであります。

これが意見書の趣旨であります。

きのうもベルリンでドイツ、フランス、イギリスの3国の首脳会談が行われています。それぞれの大統領や首相が会談を行っています。この中でも、いわゆる早期に援助をしてほしいということを言っているわけですが、ドイツにしてもフランスにしても、あくまでも国連中心のイラク復興を掲げて、アメリカ、イギリスとは大きな意見の隔たりが生まれています。

このような状況で、なお一層アメリカのブッシュ大統領もアメリカ自身の支持率でも、いわゆるイラク戦争が間違っていたと、こういう認識が非常に高まり、現在ではイラク派兵に賛成か反対かという問題については、以前とはさま変りな状況になっています。

イギリスにおいても、先日行われた補欠選挙に与党、ブレア首相の与党の議員が落選すると、これはひとえにイラクへの派兵を正当化した情報操作が具体的に事実と確認されて、非常に窮地に陥っている状況であります。

このような国際社会の中では、既に常識化されているアメリカの無法なイラク派兵に対して、日本の小泉首相が率先してこの地域に派兵をするということになったわけですが、いまだその時期も明確にしていません。

先日はアメリカの国防副長官ですか、が来日して、このような政府の姿勢に対して肩を押して、早くとにかく派兵しろということを言っている状態です。まして、今回もこの派兵とともに財源が非常に大きな負担として要求されるのではないかという心配がある中で、本当にこの日本のとるべき立場という問題を明確にさせていただくようお願いしたいと思います。

イラクの国連を中心とした新決議に、実は23日から国連総会の中で議論されるわけですが、広陵町議会においてもこのようなイラクの無法な自衛隊の派兵についてはぜひ反対していただくように、重ねてお願い申し上げまして意見書の提案をここにさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

10番議員！

10番議員 私はこの意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

なるほど自衛隊の派遣ということに関しては、いろいろ議論はあったわけですが、いわゆる国会で多数で法制化もされ、そしてまた、この間の自民党の総裁選挙におきましても、いわゆる小泉氏が総裁となりました。いわゆる国会議員以外、地方の票が絶対多数であったことも現実でございまして、そのことも含めて、私自身も今自衛隊というものは、私自身は軍隊であるということの認識は持っているわけで、というのは、いわゆる使ってる軍事力、軍事費、いろんな意味で、人件費もありますが、その中でもかなり世界的に見て高額であることは間違いございません。そしてまたアメリカとして、アメリカがいい悪いは別としても、現在アメリカの同盟国であることも紛れもない現実でございまして、またその同盟国に対する支援ということも、これ当然なことでございます。それはいい悪いとかいう議論以前の問題だと、私はこう認識しております。

そしてまた、いわゆるイラクというところが、以前総理の答弁にもあったように、非戦闘地域に対してということも含めて、それがどこやここやと、いやわからんということもあります。ただ、民間であればいいのか、いわゆる民間の人であれば派遣して、また行っておられる、いろいろな奉仕で行っておられますが、その人たちのまた、それも国民の一人でございます。

ますし、ということは、ある意味では戦闘地域に近いというような危ない危険なような状態であれば、やはりそのプロとして一生懸命に訓練もされ、そしてまたそのような経験、またはいろいろ知識も持っておられる専門家が当然その場所に行ってやること自体が当たり前のことではないかなあと、僕は今現在思うわけです。

それもイラクと、いわゆるフセイン政権の流れの中において、戦闘的な考えの違う人を抹殺していくという、まさに北朝鮮も同じように感じますが、そのような中で平常な、正常な、また価値観でお話し合いのできるという相手でもなし、また場所でもないように思いますから、あえて法整備のされた中において自衛隊が、訓練された専門のプロがイラクの復興、いろんなことについて寄与していくのが、またさしていくのが私は当然だなあと、こう思いますので、私はこの意見書に対しては反対でございます。以上です。

議 長 5 番議員！

5 番議員 賛成の立場で討論をいたします。

いろいろ議論はあるけれども、法制化されたからとか、また小泉首相が再び首相として再選されたということで肯定されているというような賛成討論が、まず最初にございましたけれども、小泉首相の政策が評価されて小泉首相が総理になっているという状況ではないということは、事実を踏まえておいていただきたいと思います。

大変なねじれ現象でございますが、小泉総理になってから日本の国内の経済とか政治が悪くなったというような評価がたくさんあるわけですが、その評価と裏腹に人気だけがあるというのが今の国内のおかしな、逆さまな現象でございますから、とにかく小泉総理がなったからすべて正しく、それを国民に認められて継承されていくということについては、大変納得のいかないところであります。

それから、アメリカのいい悪は別として同盟国だから、これもやはり町会議員とはいえ、本当に同盟国として日本の今アメリカの言いなりになっているのがいいのか悪いのか、きちんと自分の判断力を養っていただかなければ、絶対に日本はよくなりません。そういう一人一人のいろいろな立場、あるいは責任のない方もたくさんいらっしゃるかもしれませんが、いろんな立場を加えて、国民すべてがまじめに真摯に本当にどのような方向に国政を持っていったらいいのかどうかと、このような考え、評価をすることから今の国の政治をよくし、また広陵町の町政をよくしていくことにつながっていくものですから、同盟国だからと、何も理由を考えないでいいというものも、これも余りにも無責任であろうというふうに思います。

また、非戦闘地域に限られているのでということでもございましたが、また危険な状態とい

うことも指摘しながらの話でございましたが、この間、自衛隊が派兵できないのは、本当にたくさんのアメリカの兵隊が今毎日毎日亡くなっているという大変危険な状態の中で、即座に派兵できない状態があるわけです。

アメリカの国内の中でも、この意見書を提出されました8月の末のころには60人近くのアメリカ軍が殺されて、アメリカの国内からも大変強い反対、批判が起こっているということが繰り返しテレビ等でも報道されておりました。そういうところに日本の自衛隊を派遣していいのかどうか、これはだれが考えても明白です。これはやめるべきであるということは当たり前でございます。

そして、きのうテレビを見てたんですが、ちょっと途中で見たんで、どんな番組だったか知りませんが、ドイツの平和村、ドイツに平和村というところがあるそうですけれども、世界各国で戦争で負傷した子供たちが集められて、寄附金によって治療を受けているという状況を放映していましたが、本当に頭の頭皮を、やけどでケロイドになった子の頭の頭皮をあごのところに移植せざるを得なくて、本当に見るにたえないような、そんな子供たちがたくさんいるのを映っておりました。そして、それを取材していた俳優は、平和は祈るものではなくつくるものだと言っておりました。本当にこの言葉には実感がこもっておりました。私も同感でございます。

どうか皆さん、平和は祈るものではなくそろってみんなが平和を求めて、平和を築く努力を惜しんではいけない、このことをつけ加えまして、ぜひ皆さんにも賛成していただきますように、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立による採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 次に日程9番、議員提出議案第11号、インフルエンザ対策についての緊急決議については寺前君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 4 番議員！

4 番議員 インフルエンザ対策についての緊急決議。

今春、世界じゅうを震撼させた新型肺炎（SARS）は、この冬にも再びインフルエンザと同時に流行するおそれが指摘されています。両者は病状が似ており、混同されやすく、新型肺炎患者を特定し、接触者を隔離、調査するなどの作業が困難になると言われています。

この事態を回避するためには、ワクチンでインフルエンザの発生を抑える必要があります。WHO（世界保健機構）は、両方にかかりやすい医療関係者や高齢者などへのインフルエンザワクチンの予防接種を呼びかけています。65歳以上のインフルエンザ予防接種には特別交付税が使われ、個人負担は各自治体まちまちです。

新型肺炎対策のためにも高齢者へのインフルエンザ予防接種の徹底を図るよう、次のとおり緊急に決議する。

1、新型肺炎対策の円滑な実行のためにも、積極的にインフルエンザの予防接種を町民に呼びかけること。

2、65歳以上の高齢者へのインフルエンザワクチンは無料とすること。

現在1,000円となっているわけですがけれども、この先般も、いわゆる経路がわからないまま東南アジアで患者が発生し、一時深刻な状況をつくり出すかのような報道もあったわけですがけれども、日本でも旅行者による危険な状況があつて四苦八苦した経験もあります。このようなインフルエンザに対してぜひ議会としても緊急に予防接種の呼びかけ、そしてまたその受けやすくするためにも緊急に、今1,000円の負担されている方に無料で積極的にインフルエンザを受けていただく、このことを強く求めるものです。以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

1 番議員！

1 番議員 この緊急決議ですが、1 番目の新型肺炎対策の円滑な実行のためにも積極的にインフルエンザの予防接種を町民に呼びかける、これは当然のことでありまして、これはいろんな広陵町のお医者さん等含んで町の方からも言われてまして、いろんな今年寄りも何か、予約というか、そういうのをとってるみたいでありまして、これはまあ当然、当たり前のことを別に決議するほどでもないのかなあと。

2 つ目ですが、65歳以上の高齢者へのインフルエンザのワクチンを無料とすること。い

わゆる特別交付税を国の方からも出していただいて、そしてこのインフルエンザについて予防接種を行っているわけです。この1,000円についてはいろいろ各自治体まちまちでありますけれども、やはりそれなりの応分の負担をしていただいて、そして自分の健康は自分で守ると。1,000円ぐらいは、まあ今高齢者といっても金をどう使うていいか悩んでんの違うのかなあと、全部が全部じゃありませんけれども、1,000円を出すことによって、そして自分の健康はみずから守ると、そういう意識も芽生えるのではないかなあと思いますので、これについては反対であります。

議 長 5番議員！

5番議員 今反対討論がありましたので、賛成の討論をしたいと思います。

1番目のインフルエンザの予防接種を町民に呼びかけることについては賛成だが、65歳以上のインフルエンザワクチンの無料については反対だということでございましたが、この「1,000円ぐらいは」というところですけども、やはり金をどう使うか悩んでおられる方が多いというのは、これはちょっと言い過ぎではなからうかと思うわけです。

大変な不況の中で、またあるいは年金が切り下げられたり、介護保険料をまた支払わなければならないなくなったり、特に高齢者の皆さんは医療費が負担増にどんどんなっていく中で、本当にわずかの蓄えを持っておられる方でも、本当に不安に思っておられる。そうして、先ほどの老健会計の決算のところでも指摘しましたけれども、広陵町でも高齢者の皆さんの受診の抑制が起こってきているというのが実情でございますから、お金が余っていて1,000円ぐらいどうでもいいんだというようなことには決してならない。本当にこの今の厳しい状態を山田議員、しっかりと見ていただかなければいけないのだらうと思います。

そして、近隣自治体でも河合町、王寺町、上牧町等々では無料にしてるんです。みんな河合町にしましても上牧町にしましても隣接の自治体ですので、お互いそれぞれの部分で交流がある方も多々いらっしゃいます。そういう中では、なぜ広陵町は有料なんだろうかと、このような疑問の声も寄せられているのが実情でございます。

ですから、この健康を守っていく、命を守っていくということは、繰り返しますが、憲法で保障された内容でございますから、今このような、もしSARSが広陵町の方で広まってきたならば、これよりももっと莫大な税金と負担がかかるということも視野に入れていただきまして、やはりこのようなSARSをやっぱりこの広陵町の中で伝染させるようなことがあってはならないという強い決意と、それから一人でも多くの皆さんが一日も長い健康で元気な生活をしていただく、そのために広陵町は努力するんだということを、姿勢を明らかに

するためにも、ぜひ賛成をしていただきますようお願いをいたします。

議 長 ほかに討論ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決します。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 次に日程10番、議員提出議案第12号、臨時職員採用についての決議については松野君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 5番議員！

5番議員 では、臨時職員採用についての決議の説明をいたします。

朗読をさせていただきます。

近年青少年による凶悪犯罪が頻発し、また青少年が犯罪に巻き込まれるという事件が激増しています。今こそ社会全体で青少年が健全に成長できるように、教育を中心に子供を取り巻く環境も見直していくことが大切です。

広陵町では教育が充実し、近隣自治体からも高い評価を受けていたところでございます。しかし、地方の財政が年々厳しくなっており、広陵町もその例に漏れるものではありません。

こういう中で人件費の抑制のために広陵町は臨時職員の採用を急増しました。やむを得ない手段であることも理解していますが、幼稚園職員で高度な専門性が必要な担任を持つ先生まで臨時職員の身分であることには、園児や保護者の信頼関係等にも不安が持たれます。

教育の最初の機会である幼稚園教育は殊のほか大切でございます。広陵町の将来を担う子供たちが健やかに成長することは、町民が一致して期待するところです。

そこで、職員採用については、少なくとも幼稚園の担任教師は正規職員採用にさせていただきますように強く要望するところです。

これが提出しました経緯でございますが、教育委員会との懇談会を持ちまして、この臨時幼稚園の先生については保護者の皆さんからも大変不安があるということで、委員の方からも強く指摘がされたところでございますが、これについて教育委員会も本当に心配だ、予算

要望もしていると、お願いもしているという説明がございました。

そこで、教育委員会、総務文教委員会が一致しましたので、これを意見書としてまとめたかどうかということで、議会運営委員会の方に出させていただきます。そうして、先般、総務文教委員会の中で諮りましたところ、全員一致でこれについての決議は採択していこうということになったという、この経過を報告しておきたいと思います。

理事者に当たりましては、大変財政も厳しいという懸念もあると思いますけれども、それで、先生が今後子供が少なくなったら余ってくるのではないかという、このような不安も聞いているところでもございますが、学童や保育所との連携等で知恵を出し合って、このような効果的な正規の職員さんの採用をしていってほしいと思います。

加えますと、個人の意見として加えさせていただきますと、私の個人としましては、この幼稚園の担任の先生だけではなく、やはり全体の臨時職員さんを見直していただいて、正規の職員さんに一人でも多くの方を採用して、広陵町の若い皆さん、あるいは近隣の若い皆さんに希望の持てる生活を与えていただきたい、またこの公務については責任を持った職責を果たせるような立場をつくっていただきたいというふうにも思っております。

とりあえず、今回はせっぱ詰まった形で幼稚園の担任の先生についての正規職員採用についての決議でございます。総務委員会でも一致しておりますので、皆さんのご賛同をよろしくお願いをいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1 番議員！

1 番議員 最後の方で正職員の方を採用したらいいと、私の個人の意見ですがという、つけ足しではありましたけれども、過去に共産党が指導した地位においても、こうした公務員が非常に多く採用されて、大変厳しい財政になったことは、もう皆さんも承知の上であると思っています。

ここで、広陵町においてちょっと質問させていただきますが、この実態はどうなっているのかということをもっと報告をしていただきたいと思っています。

それから、この幼稚園に、少なくとも幼稚園の担任の教師をとということになっておりますので、その実態ですね。

それから、将来のこの園児数はどのような推移をするのか。

それから、「幼稚園職員で高度な専門性が必要な担任を持つ先生まで臨時職員の身分であることには園児や保護者の信頼関係等にも不安が持たれます」、どんな不安があるのか。現場ではどのような問題が起きているのか。

それから、担任の教師を正規職員に採用がなぜ必要なのか。

この4点、まず初めにお願いします。

議 長 5番議員！

5番議員 実態につきましては、総務文教委員会を開きましたときに、資料として教育委員会の方から提出していただきました幼稚園の先生の名簿、これは正職員、臨時職員の区分けをして書いてある資料をお渡ししているの、もう既にお目に通っているというふうに私は理解しておりますけれども、担任を持って臨時職員という方は全部で9名でございます。

それから、園児数の推移なんですけれども、これは今後遠い将来の10年後、20年後という形ではまだ数字を出していただいたことがないので、私は把握をしておりませんが、しばらくの間、当面は園児数も、遠い将来についてはわかりませんが、この近い、3年間の推移については資料の方としてもらっているわけですが——これは保育園や、もらってるのは、幼稚園の方はもらっていないんですが——幼稚園の方、また小さい子供たちですね、幼稚園の方は3歳児ができましたからクラス数がふえたりしている状況があるわけですが、今後につきましては、当分の間はまだこのような状態か、微増であろうというふうに思うんですけれども、これについては確認を後でしていただいたら結構かというふうに思います。将来的については、先ほどの説明もしましたが、高齢化の中で減ってくるのではないかという心配を指摘をされているところであります。

それから、現場での問題とか不安なんですけれども、やはり同じ、正規の職員さんと同じ内容の仕事をしていただいているんですよ、臨時的職員さんも担任持っていて。そうしますと、同じ仕事をしながらなぜこれほどの大きな給料の格差があるのかということについては、口には出しておっしゃっておられないと思いますけれども、大変やっぱりその辺については気を使っていただいているというのが現状であるというふうに聞いております。

それと、やはり1年限りということでございますので、子供や保護者ともなじんできたところで、またかわってしまうということになれば、どうせまた来年になったらもうやめはんねんとか、そういうことになれば、やはり本当に心から信頼してということには、なかなかならないのが、また実情で、またそのような声も、やっぱり先生もうちょっと長く仕事を続けてほしいんやというような具体的な声は、私自身も聞いております。

それから、なぜ必要なのかっていうのは、そういう以上のいろいろな中で、やはりこの教育委員会の方でも大変心配していただいておりますけれども、この一番どういたしますか、集団教育の中で最初のチャンスが幼稚園教育なんです。それだけに一番大切なんだと、教育

の中で一番大切な時期だというふうにおっしゃっておられました。

町として、そういう中で、やはりこの15年度も2人、4月1カ月程度働いておやめになっておられるんですけども、その点で言えば、今の幼稚園の先生もすごく資格も持って一生懸命熱心に、たとえ臨時職員さんであったとしても頑張っていたっていて、能力もすぐれておられるんですけども、より一層条件をよくしてそういう採用で、もっともっと一層の幼稚園教育を充実していきたいということもあります。そういう具体的な生の声をたくさん聞きまして、そういうことについて総務委員会としても納得をし、理解をし、また応援をしたいということに一致をしたということを報告しておきます。

議 長 1番議員！

1番議員 今実態はどうかとお尋ねしたわけではありますが、今のままでは総務委員会の皆さんにはわかるわけで、この議会に全体に、あなたはこの提案されたわけですから、もう少し私の質問にきちっと答える必要があるのではないかと思います。

だから、例えば第二、あなたがいつも取り上げる第二小学校附属幼稚園の実態の中においても、パートの担任が非常に多くて不安があるような、こうした問題等もここで投げかけられるわけですから、では実態はどうなのか。じゃパートの人が担任を持ってるのは何クラスあるのか、だからこうなんだと。あなた方は総務委員会だけは実態はわかるでしょうが。だから、私は見てないからあなたに、提案者としては当然ここで私たちの質問には答えるべき、この責任があると思うわけですから。いやあ、最後まで聞きいな。

だからいいかげんなこの答えをせずして、やはり大変厳しい財政の中で正職員が必要なのか、必要でないのか、そしてどうすればいいかと、私も悩んでるわけですから、きちっとした実態をここに示していただいて、じゃそれはちょっとおかしいなあと思えば私も賛成出きるわけですが、実態が、あなたが言うてんのと、オーバー気味に言うてんのと、本当にそうなのか、私も比較してみたいわけですから、きちっとした実態をしてもらいたいと思って質問させていただいているわけです。

ですから、提案者としては基本的な、基本中の基本ですということなんです。

それから、何が問題があるか、起きているのかと、不安があるというような話は、実際はそんな保護者にとっても、先生方においても、そんな不安はないわけでありまして。自信を持ってやっていただいていると。

それで、同じ働いてるのにどうしてこの給料の差が違うのか。当たり前じゃないですか。正職員と、クリアしてきた人とパートとは。初めからわかってパート採用ですよというて、

頭からそうした認識のもとでやってはるわけですから、何もその同じ働いてるのにどうしてこの待遇が違うのかと、それはスタートラインが違うもん、当たり前じゃないですか。担任でもおいても。そんだけの教諭の免許を持って責任ある仕事をされているわけですから、また父兄においても学校の仲間においても、私の聞く範囲では、何もそういう不安はないというような答えがありますので、実態をもう少し質問者に明快に答えてもらいたいと思っています。

議 長 ただいまの質疑に対し、提案者より説明をお願いいたします。 5番議員！

5番議員 説明をいたします。

実態については、先ほども言いましたが、全議員の方が、総務文教委員会のと きもらった具体的な資料を渡してるから、山田さんの手元にも必ずあるはずなんです。

先ほど臨時で担任の先生を持っているのは合計9人と言いましたが、まだもっと数字が必要なのか、私は理解できないんですが、具体的に西小が1名だとか、真美の第二小が持っているの。じゃ渡したんですよ。全協のときに全員の議員の皆さんに報告するために資料を手元に渡してますので、皆さんが絶対に知ってるはずですよ。そのときにも私は総務文教委員会の中での、どのような議論だったかという大ざっぱなことについては報告をさしていただいておりますので、それと、私は一般質問でも取り上げまして、繰り返し、そのときに具体的に何々幼稚園で何名ということも言っておりますので、言うてますよ。

議 長 答弁を聞いてください。

5番議員 言うていますので……（1番議員「もらっていない。」）違う、私必ず絶対に資料渡してますから、残念ながら山田議員だけが手元になかったというのはあり得ないことですので、それについては、また調べていただいたら結構ですが、数字についてこれ以上の実態を何を言うのか、私は説明のしようがありません。

詳細について、今までも繰り返し繰り返し資料も提出し、質問もし、皆さんに知っていただくよう、理解していただくよう努力してきたんですから、ちょっと怠慢なのではないかなというふうに言わざるを得ないですね。

それから、不安がない、当たり前だということですが、私はかなりの方に聞いてきてます。あちこち幼稚園も行きまして、それでやっぱり同じようなことを口をそろえておっしゃっておられまして、どなたがそんなふうに、不安がないとおっしゃったのか、私はちょっと理解できないぐらいの確信を持っております。

もちろん教育委員会自身も強く不安と懸念を持って、強く予算要望しているんですよ。だ

から、そのあたりも、やっぱり正確に見ていただかなきゃいけないと思うんです。私がこのような話を捏造したことは一切ありませんので、そのような山田議員の質問については確信を持ってそのことを再度説明しておきたいと思います。

それから、当たり前と、スタートラインが違うから当たり前ということですが、そこに問題があるので提案しているわけですから、ちょっと全くその質問については答えるすべがありません。この点についての今回の決議を提案させていただいておりますから、決議の内容の趣旨を間違えないように理解していただきたいなというふうに思います。以上です。

議 長 ほかに質問ございませんか。 15番議員！

15番議員 ちょっとわかりにくいのでもう少しちょっと説明願いますか。

これは一応臨時職員さんを正職に上げたれということなんですか。それとも、新しく正職員を募集してするのか、今のこの臨時職員を上げるという、ちょっとそれがわかりにくいからその辺を済ませませんけど。

議 長 ただいまの質疑に対し提案者より説明をお願いします。 5番議員！

5番議員 これは今の現在の職員さんをそのまま正規職員さんにすることについては、いろいろな手続上の問題が出てくる可能性がありますので、その点については慎重にしなければいけないと思っています。

ただ、その職務上の地位として、きちっとした保障のある地位としての採用をお願いしたいということです。要するに、だから、このままこの人たちを全部上げようというのは、ちょっと直接にはストレートにそれは。

議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

2番議員！

2番議員 1点だけ希望を申し上げて、賛成したいと思います。

幼稚園の教諭、教諭いうんですかね、それから保育士もあると思うんですが、これどちらも持っている方と、教諭だけがあって保育士がない方があるように思うんです。

私は前からちょっと思ってたんですが、仕事としては保育士の方が非常に何かこうしんどいように思うわけです。どちらかをとるかと言われたら、私は幼稚園の教諭の方をとります。名前はいいし、仕事もある程度精深しておりますので、変な言い方になりますが、楽とか云々で言うたら幼稚園の担任の方がいいんじゃないかと、こういうふうにもなりかねません。

したがって、希望としましては、教諭と保育士の両方の資格を持っている方を今後正規採用に、もしされるのであれば希望して賛成したいと思います。

議長 ほかに討論はありませんか。 7番議員！

7番議員 私は反対をさせていただきます。

と申しますのは、今の松野議員の趣旨説明も含めまして、3年ないし5年ぐらいの園児数、あるいは保育数を調べられると思います。しかし、例えば25歳なりの方を採用するとすれば、60歳定年で約35年間、町が、広陵町が面倒を、面倒を見る言うたら失礼ですけども、見ていかなければならないと。

その中で例えば10年先、20年先に少人数になる、少子化というふうなことも言われています。その中で真美第一の方では小学校も含めて園児数も、まあ園児数、生徒数も減っております。その中で職員を、今の山田議員の質問もありましたように、臨時職員としての入った、入られたというんか、採用がそういう採用の中で得心をして、得心と申しますか、理解をして今現在お勤めされて、資格も当然持つておられるわけですけども、もし何かあれば今の経済状況の中では就職難の時代でございます。もっとよりすばらしい人もおられるかなと思います。

だからそういう意味で、人数にすれば8人か9人か、もうそれ以上になるかわかりませんが、その方たちを、その方たちと申しますか、新たに採用されるんか、ちょっとそういうふうな松野さんのご意見はどういうふうにされるんかというのはちょっと明確ではないと、だから今の広陵町の庁舎の中、広陵町の保育園以外の職員さんの方も、職員さんの方も臨時職員の方もおられます。その中でその方もそういう問題も含まれてくると思うんです。

ただ2年、3年の間の幼稚園が一番大事だと言われるという中での対応で、その方たちを、その方たちというのか、それを正という形で新たに採用するのは、非常に広陵町にとって将来的に負担がふえていくというふうに見受けられますので、このことについては反対をいたします。

議長 4番議員！

4番議員 賛成討論をさせていただきます。

一つは、広陵町で幼児教育の本当に重要な出発点になる幼稚園であります。それが、いわゆる担任を持つ先生が臨時職員で賄われる。これは父兄から見ると、本当に1年でやめていられる方ということで、なぜそのクラスだけが臨時職員になるのかという不安を大きく持つのは当然です。

また、責任を持って先生を教育していくという教育委員会のシステムからいっても、担任の先生が臨時職員で1年で終わってしまうと、これでは教育をする機会というのが全くない状態を生んでしまうわけですから、こういうような状況をつくっていくのは正しくないというように思います。

また、長期的な問題としては学童保育や、また今小原さんが賛成討論の中でおっしゃった、今は幼稚園の場合でも保育士をとっていき指導を現実に行っております。現場では行われています。そういうような状況から言っても、保育園、幼稚園の連携、あるいは学童保育の連携で人員を活用していけるということは、これはプラスになるというのは間違いないと思います。

もう一つは、臨時職員ということで、これは町も教育委員会も難儀されたと思いますけれども、募集をしても現実には集まらなかった。2回、3回募集してるんですかね。結局は不利な条件のために集まらない。これが実態として広陵町の場合、この4月からの実態の中で生まれてきたわけですから、本当に同じ待遇で先生と、臨時職員と正規職員で担任を持つという点での不利さというのは、真剣に募集される方々も深刻に考えておられるという状況があるわけですから、やはり担任については何としても正規職員を採用して、そして広陵町の幼児教育を責任持って当たれる、こういうような体制は不可欠の問題であり、教育委員会もそういう前提を持った認識を持って、臨時職員をたくさんまだ抱えていますけれども、せめて担任だけについては正規の職員をとってほしいというのが強い教育委員会の要望だということも、あわせてこの問題……

議 長 ちょっと時間がないから簡潔にお願いします。

4番議員 補欠をとっていなかったというので3カ月空白になっていたというのも実態としてあるわけですから、こういう内容についてはぜひお願いしたいと思います。

議 長 1番議員！

1番議員 私はこの意見書の決議については反対であります。

初めの質問のときにおいても、やはりもう一度言いますが、提案者においては、やはり質問者が質問したときにおいては、やはり正確な数字を出すべきであると、これが提案者の使命ではないかなあと考えています。わかったようなわからんような話を述べるわけでありまして、そういうことをまず初めに述べさしていただきたいと思います。

これは平成15年6月に定例会でこの松野議員の質問に答えられて教育委員会の教育長が言うたある。私もこれを参考にさせていただいて、私もこのとおりだと思っておりますこと

をつけさしていただいて、反対したいと思います。

それで、吉田議員も今少子化時代のことも言われました。「少子化時代を非常に迎えております」と、「特に在来地の入園者数は減少の傾向にありまして、こんな中で正採用教員を多く採用するという事は、将来の教職員の年齢構成に非常に課題を残していくのではないかと判断しております。いわゆる何年か後には高齢者の幼稚園の先生ばかりになる」と、「やはり高齢者には高齢者のいい部分もあるし、また若い先生には若い先生のよさもあるわけですので、やはり年齢構成ということもあって、将来の年齢構成ということもやはり考えていかなければならないと思います」と。それから「臨時の先生方は当然これは幼稚園の免許状を有しておりますし、筆記テスト、実技テスト、面接テストを受けて合格されたばかりでございますので、臨時職員も何も問題なく幼児の教育に携わっていただいていると、このように考えております」と。「教育委員会の方も臨時職員が多いやないかということでございますが、児童育成クラブは教育委員会の管轄ではございませんので。以上です」と。

これは教育長のこの定例会の答えでありましたけれども、やはり担任だけを正職員にすると、これもまた非常にこの人事においても難しいわけでありまして。1年ごとに終わったら、次の担任、新しくかわるわけですから、必ずしもそのアルバイトの人が、正職員にしたその人がずっとそこにおるわけじゃないわけですから、いろいろ異動もあるわけですから、ですからそういうことも考えて、やはり財政的なことも考えて、将来はやはり今の衆議院選挙も解散しようとなりますけれども、マニフェストの中にも公務員を減らそうというような流れもありますので、臨時的に民間の考えも取り入れてやっていただければ、この幼児教育もいけるのではないかと。現に今は何も弊害なく、不安もなく、心配もなく一生懸命やっておられることを報告しておきます。以上です。

議 長 質疑をこれにて打ち切ります。（10番議員「ちょっとちょっと議長、議長、ちょっと待ってや。」）いや、もう時間がないんでね。（10番議員「いやいやちょっと簡単に言うわ。」）

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長 起立多数であります。よって本案は原案どおり決議されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

平成15年度第3回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 4 : 55閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成15年9月22日

広陵町議会議長 山 本 悦 雄

署 名 議 員 笹 井 正 隆

署 名 議 員 坂 口 友 良